

## 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（2月27日）（金曜日）

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
日程第 5 報告第 1 号平成 2 7 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
福元総務企画部長	1 1
日程第 6 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 2
日程第 7 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 2
日程第 8 諮問第 3 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
日程第 9 承認第 1 号専決処分（平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号））につき承を 求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 0 議案第 1 号市道の路線の認定及び変更について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
瀬川産業建設部長	1 4
日程第 1 1 議案第 2 号日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する 条例の制定について	1 5
日程第 1 2 議案第 3 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施に 伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
福元総務企画部長	1 5
日程第 1 3 議案第 4 号日置市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定に基づく過料に関する条の 制定について	1 7
日程第 1 4 議案第 5 号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整	

備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について	17
宮路市長提案理由説明	17
吉丸市民福祉部長	17
日程第15 議案第6号伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	19
宮路市長提案理由説明	20
瀬川産業建設部長	20
日程第16 議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定について	21
日程第17 議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について	21
日程第18 議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について	21
宮路市長提案理由説明	21
内田教育次長	21
黒田澄子さん	23
片平学校教育課長	23
休憩	24
日程第19 議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	24
日程第20 議案第11号日置市行政手続条例の一部改正について	24
宮路市長提案理由説明	24
福元総務企画部長	24
日程第21 議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	26
日程第22 議案第13号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について	26
日程第23 議案第14号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	26
宮路市長提案理由説明	26
福元総務企画部長	27
山口初美さん	28
野崎総務課長	28
山口初美さん	29
日程第24 議案第15号日置市保育所における保育に関する条例の廃止について	29
宮路市長提案理由説明	29
吉丸市民福祉部長	30
日程第25 議案第16号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について	30

日程第 2 6	議案第 1 7 号日置市介護保険条例の一部改正について	3 0
日程第 2 7	議案第 1 8 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	3 0
	宮路市長提案理由説明	3 1
	吉丸市民福祉部長	3 1
休 憩		3 4
日程第 2 8	議案第 1 9 号日置市手数料徴収条例の一部改正について	3 4
	宮路市長提案理由説明	3 4
	瀬川産業建設部長	3 4
日程第 2 9	議案第 2 0 号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について	3 5
日程第 3 0	議案第 2 1 号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	3 5
	宮路市長提案理由説明	3 5
	瀬川産業建設部長	3 5
日程第 3 1	議案第 2 2 号平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）	3 6
日程第 3 2	議案第 2 3 号平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	3 6
日程第 3 3	議案第 2 4 号平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	3 6
日程第 3 4	議案第 2 5 号平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
日程第 3 5	議案第 2 6 号平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 7
日程第 3 6	議案第 2 7 号平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 7
日程第 3 7	議案第 2 8 号平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 7
日程第 3 8	議案第 2 9 号平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
日程第 3 9	議案第 3 0 号平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
日程第 4 0	議案第 3 1 号平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 7
日程第 4 1	議案第 3 2 号平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	3 7
日程第 4 2	議案第 3 3 号平成 2 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 7
	宮路市長提案理由説明	3 7
	田畑純二君	4 1
	東福祉課長	4 2
	有村市民生活課長	4 4
	藤澤農地整備課長	4 5

桃北建設課長 .....	4 5
休    憩 .....	4 6
日程第 4 3 議案第 3 4 号平成 2 7 年度日置市一般会計予算 .....	4 6
日程第 4 4 議案第 3 5 号平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算 .....	4 6
日程第 4 5 議案第 3 6 号平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 .....	4 6
日程第 4 6 議案第 3 7 号平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 .....	4 6
日程第 4 7 議案第 3 8 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 .....	4 6
日程第 4 8 議案第 3 9 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 4 9 議案第 4 0 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 5 0 議案第 4 1 号平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 5 1 議案第 4 2 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計予算 .....	4 7
日程第 5 2 議案第 4 3 号平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 .....	4 7
日程第 5 3 議案第 4 4 号平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算 .....	4 7
宮路市長提案理由説明 .....	4 7
日程第 5 4 発議第 1 号日置市議会委員会条例の一部改正について .....	5 4
門松議会運営委員長提案理由説明 .....	5 4
日程第 5 5 陳情第 1 号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書 .....	5 5
日程第 5 6 陳情第 2 号「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める陳情書 .....	5 5
日程第 5 7 陳情第 3 号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書 .....	5 5
散    会 .....	5 5

---

第 2 号（3 月 6 日）（金曜日）

開    議 .....	6 1
日程第 1 議案第 1 号市道の路線の認定及び変更について .....	6 1
大園産業建設常任委員長報告 .....	6 1
日程第 2 議案第 5 号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の備 等に関する法律附則第 1 4 条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について .....	6 2
日程第 3 議案第 7 号日置市教育支援委員会設置条例の制定について .....	6 2
日程第 4 議案第 8 号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について .....	6 2
日程第 5 議案第 9 号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について .....	6 2

日程第 6	議案第 17 号 日置市介護保険条例の一部改正について	6 2
	出水文教厚生常任委員長報告	6 2
	黒田澄子さん	6 5
	出水文教厚生常任委員長	6 6
	山口初美さん	6 7
	上園哲生君	6 7
日程第 7	議案第 10 号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	6 8
日程第 8	議案第 11 号日置市行政手続条例の一部改正について	6 8
日程第 9	議案第 12 号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6 8
	中島総務企画常任委員長報告	6 8
日程第 10	議案第 22 号平成 26 年度日置市一般会計補正予算 (第 10 号)	7 1
	中島総務企画常任委員長報告	7 2
休 憩		7 3
	出水文教厚生常任委員長報告	7 3
	大園産業建設常任委員長報告	7 5
日程第 11	議案第 23 号平成 26 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	7 7
日程第 12	議案第 28 号平成 26 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 7
日程第 13	議案第 29 号平成 26 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2 号)	7 7
日程第 14	議案第 31 号平成 26 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	7 7
日程第 15	議案第 32 号平成 26 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	7 7
	出水文教厚生常任委員長報告	7 7
日程第 16	議案第 24 号平成 26 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)	8 0
日程第 17	議案第 25 号平成 26 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	8 1
日程第 18	議案第 30 号平成 26 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 2 号)	8 1
日程第 19	議案第 33 号平成 26 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	8 1
	大園産業建設常任委員長報告	8 1
日程第 20	議案第 26 号平成 26 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 3
日程第 21	議案第 27 号平成 26 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 3
	中島総務企画常任委員長報告	8 4
休 憩		8 5
	山口初美さん	8 5
日程第 22	議案第 34 号平成 27 年度日置市一般会計予算	8 5

日程第 2 3	議案第 3 5 号平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算	8 5
日程第 2 4	議案第 3 6 号平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	8 5
日程第 2 5	議案第 3 7 号平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	8 5
日程第 2 6	議案第 3 8 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	8 5
日程第 2 7	議案第 3 9 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	8 6
日程第 2 8	議案第 4 0 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	8 6
日程第 2 9	議案第 4 1 号平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	8 6
日程第 3 0	議案第 4 2 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計予算	8 6
日程第 3 1	議案第 4 3 号平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	8 6
日程第 3 2	議案第 4 4 号平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算	8 6
	田畑純二君	8 6
	宮路市長	8 6
	池満 渉君	8 7
	宮路市長	8 9
	田代教育長	9 1
	山口初美さん	9 2
	宮路市長	9 2
	山口初美さん	9 3
	大園企画課長	9 3
	山口初美さん	9 4
	宮路市長	9 4
散	会	9 4

---

第 3 号（3 月 1 6 日）（月曜日）

開	議	9 8
日程第 1	一般質問	9 8
	漆島政人君	9 8
	宮路市長	9 9
	漆島政人君	1 0 1
	宮路市長	1 0 1
	漆島政人君	1 0 2
	宮路市長	1 0 2

漆島政人君	.....	1 0 3
宮路市長	.....	1 0 3
漆島政人君	.....	1 0 3
宮路市長	.....	1 0 4
漆島政人君	.....	1 0 4
宮路市長	.....	1 0 4
漆島政人君	.....	1 0 4
宮路市長	.....	1 0 5
漆島政人君	.....	1 0 5
宮路市長	.....	1 0 5
漆島政人君	.....	1 0 6
宮路市長	.....	1 0 6
漆島政人君	.....	1 0 6
宮路市長	.....	1 0 7
漆島政人君	.....	1 0 7
宮路市長	.....	1 0 8
漆島政人君	.....	1 0 8
宮路市長	.....	1 0 8
漆島政人君	.....	1 0 8
宮路市長	.....	1 0 9
漆島政人君	.....	1 0 9
宮路市長	.....	1 0 9
上園哲生君	.....	1 0 9
宮路市長	.....	1 1 0
休 憩	.....	1 1 1
上園哲生君	.....	1 1 1
宮路市長	.....	1 1 1
上園哲生君	.....	1 1 1
宮路市長	.....	1 1 2
上園哲生君	.....	1 1 2
宮路市長	.....	1 1 3
上園哲生君	.....	1 1 3

	宮路市長 .....	1 1 4
	上園哲生君 .....	1 1 4
	宮路市長 .....	1 1 5
	上園哲生君 .....	1 1 5
	宮路市長 .....	1 1 5
	上園哲生君 .....	1 1 6
	宮路市長 .....	1 1 6
	上園哲生君 .....	1 1 6
	宮路市長 .....	1 1 7
	上園哲生君 .....	1 1 8
	宮路市長 .....	1 1 8
	上園哲生君 .....	1 1 8
	宮路市長 .....	1 1 8
	田畑純二君 .....	1 1 9
休	憩 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 2
	田畑純二君 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 5
	田畑純二君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	田畑純二君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	田畑純二君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	田畑純二君 .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 6
	田畑純二君 .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 6
	田畑純二君 .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 7
	田畑純二君 .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7



田畑純二君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
田畑純二君	1 2 7
野崎総務課長	1 2 8
田畑純二君	1 2 8
野崎総務課長	1 2 8
田畑純二君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
田畑純二君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
田畑純二君	1 2 9
宮路市長	1 2 9
田畑純二君	1 2 9
宮路市長	1 2 9
長野瑛や子さん	1 2 9
宮路市長	1 2 9
田代教育長	1 3 0
長野瑛や子さん	1 3 0
田代教育長	1 3 1
長野瑛や子さん	1 3 1
宮路市長	1 3 2
長野瑛や子さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
長野瑛や子さん	1 3 2
宮路市長	1 3 3
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 4
長野瑛や子さん	1 3 4

宮路市長	1 3 4
長野瑛や子さん	1 3 4
宮路市長	1 3 5
長野瑛や子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
長野瑛や子さん	1 3 5
田代教育長	1 3 6
長野瑛や子さん	1 3 6
田代教育長	1 3 7
長野瑛や子さん	1 3 7
田代教育長	1 3 7
長野瑛や子さん	1 3 8
片平学校教育課長	1 3 8
長野瑛や子さん	1 3 8
野崎総務課長	1 3 8
長野瑛や子さん	1 3 8
野崎総務課長	1 3 8
長野瑛や子さん	1 3 8
野崎総務課長	1 3 9
長野瑛や子さん	1 3 9
野崎総務課長	1 3 9
長野瑛や子さん	1 3 9
野崎総務課長	1 3 9
長野瑛や子さん	1 3 9
田代教育長	1 3 9
長野瑛や子さん	1 4 0
田代教育長	1 4 0
長野瑛や子さん	1 4 0
田代教育長	1 4 0
長野瑛や子さん	1 4 0
田代教育長	1 4 1
長野瑛や子さん	1 4 1

散 会 .....	1 4 1
-----------	-------

---

第4号（3月17日）（火曜日）

開 議 .....	1 4 6
日程第1 一般質問 .....	1 4 6
成田 浩君 .....	1 4 6
宮路市長 .....	1 4 7
成田 浩君 .....	1 4 7
宮路市長 .....	1 4 7
成田 浩君 .....	1 4 7
宮路市長 .....	1 4 8
成田 浩君 .....	1 4 8
宮路市長 .....	1 4 8
成田 浩君 .....	1 4 8
宮路市長 .....	1 4 8
成田 浩君 .....	1 4 9
宮路市長 .....	1 4 9
成田 浩君 .....	1 4 9
宮路市長 .....	1 4 9
成田 浩君 .....	1 5 0
宮路市長 .....	1 5 0
成田 浩君 .....	1 5 0
宮路市長 .....	1 5 1
成田 浩君 .....	1 5 1
宮路市長 .....	1 5 2
成田 浩君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 2
成田 浩君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 3
成田 浩君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 4
成田 浩君 .....	1 5 4

	宮路市長	1 5 4
	留盛浩一郎君	1 5 4
	宮路市長	1 5 6
	田代教育長	1 5 7
休	憩	1 5 8
	留盛浩一郎君	1 5 8
	上野消防本部消防長	1 5 8
	留盛浩一郎君	1 5 8
	上野消防本部消防長	1 5 8
	留盛浩一郎君	1 5 9
	上野消防本部消防長	1 5 9
	留盛浩一郎君	1 5 9
	上野消防本部消防長	1 5 9
	留盛浩一郎君	1 5 9
	上野消防本部消防長	1 6 0
	留盛浩一郎君	1 6 0
	上野消防本部消防長	1 6 0
	東福祉課長	1 6 0
	留盛浩一郎君	1 6 0
	東福祉課長	1 6 0
	留盛浩一郎君	1 6 0
	上野消防本部消防長	1 6 0
	留盛浩一郎君	1 6 1
	上野消防本部消防長	1 6 1
	留盛浩一郎君	1 6 1
	上野消防本部消防長	1 6 1
	留盛浩一郎君	1 6 2
	野崎総務課長	1 6 2
	留盛浩一郎君	1 6 2
	上野消防本部消防長	1 6 2
	留盛浩一郎君	1 6 2
	宮路市長	1 6 2

	留盛浩一郎君 .....	1 6 2
	宮路市長 .....	1 6 3
	留盛浩一郎君 .....	1 6 3
	片平学校教育課長 .....	1 6 3
	留盛浩一郎君 .....	1 6 4
	田代教育長 .....	1 6 4
	留盛浩一郎君 .....	1 6 4
	田代教育長 .....	1 6 4
	留盛浩一郎君 .....	1 6 4
	田代教育長 .....	1 6 5
	留盛浩一郎君 .....	1 6 5
休	憩 .....	1 6 5
	田代教育長 .....	1 6 5
	留盛浩一郎君 .....	1 6 5
	田代教育長 .....	1 6 6
休	憩 .....	1 6 7
	山口初美さん .....	1 6 7
	宮路市長 .....	1 6 9
	田代教育長 .....	1 7 0
	山口初美さん .....	1 7 0
	宮路市長 .....	1 7 0
	山口初美さん .....	1 7 1
	宮路市長 .....	1 7 1
	山口初美さん .....	1 7 1
	宮路市長 .....	1 7 1
	山口初美さん .....	1 7 2
	宮路市長 .....	1 7 2
	山口初美さん .....	1 7 2
	宮路市長 .....	1 7 2
	山口初美さん .....	1 7 2
	宮路市長 .....	1 7 3
	山口初美さん .....	1 7 3

宮路市長	1 7 3
山口初美さん	1 7 3
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 5
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 6
宮路市長	1 7 6
山口初美さん	1 7 6
田代教育長	1 7 7
山口初美さん	1 7 7
田代教育長	1 7 7
山口初美さん	1 7 7
平田健康保険課長	1 7 7
山口初美さん	1 7 7
平田健康保険課長	1 7 7
山口初美さん	1 7 8
平田健康保険課長	1 7 8
山口初美さん	1 7 8
宮路市長	1 7 8
坂口洋之君	1 7 8
休 憩	1 7 9
宮路市長	1 7 9
田代教育長	1 8 0
坂口洋之君	1 8 0

宮路市長	1 8 1
坂口洋之君	1 8 1
宮路市長	1 8 1
坂口洋之君	1 8 2
宮路市長	1 8 2
坂口洋之君	1 8 2
宮路市長	1 8 3
坂口洋之君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
坂口洋之君	1 8 4
宮路市長	1 8 4
坂口洋之君	1 8 5
福山介護保険課長	1 8 5
坂口洋之君	1 8 5
福山介護保険課長	1 8 5
坂口洋之君	1 8 6
福山介護保険課長	1 8 6
坂口洋之君	1 8 6
宮路市長	1 8 6
坂口洋之君	1 8 7
福山介護保険課長	1 8 7
坂口洋之君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
坂口洋之君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
坂口洋之君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
坂口洋之君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
坂口洋之君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
坂口洋之君	1 8 9

宮路市長	190
坂口洋之君	190
宮路市長	190
坂口洋之君	190
宮路市長	190
坂口洋之君	191
東福祉課長	191
坂口洋之君	191
宮路市長	191
坂口洋之君	191
東福祉課長	191
坂口洋之君	192
宮路市長	192
散 会	192

---

第5号（3月18日）（水曜日）

開 議	198
日程第1 一般質問	198
池満 渉君	198
宮路市長	198
野崎選挙管理委員会書記長	199
池満 渉君	200
宮路市長	200
池満 渉君	200
宮路市長	201
池満 渉君	201
宮路市長	202
池満 渉君	202
宮路市長	202
池満 渉君	202
宮路市長	203
池満 渉君	203



宮路市長	203
池満 渉君	204
宮路市長	204
池満 渉君	204
宮路市長	204
池満 渉君	204
野崎選挙管理委員会書記長	205
池満 渉君	205
野崎選挙管理委員会書記長	205
池満 渉君	205
野崎選挙管理委員会書記長	206
池満 渉君	206
野崎選挙管理委員会書記長	206
池満 渉君	206
野崎選挙管理委員会書記長	207
池満 渉君	207
野崎選挙管理委員会書記長	207
池満 渉君	207
野崎選挙管理委員会書記長	208
花木千鶴さん	208
宮路市長	208
田代教育長	210
休 憩	210
花木千鶴さん	210
宮路市長	210
花木千鶴さん	211
宮路市長	211
花木千鶴さん	211
宮路市長	211
花木千鶴さん	212
宮路市長	212
花木千鶴さん	212

宮路市長	2 1 3
花木千鶴さん	2 1 3
宮路市長	2 1 4
花木千鶴さん	2 1 4
吉丸市民福祉部長	2 1 4
花木千鶴さん	2 1 4
吉丸市民福祉部長	2 1 4
花木千鶴さん	2 1 5
田代教育長	2 1 5
花木千鶴さん	2 1 5
宮路市長	2 1 5
花木千鶴さん	2 1 6
大園企画課長	2 1 6
花木千鶴さん	2 1 6
大園企画課長	2 1 7
花木千鶴さん	2 1 7
平田健康保険課長	2 1 7
花木千鶴さん	2 1 8
福山介護保険課長	2 1 8
花木千鶴さん	2 1 8
宮路市長	2 1 8
花木千鶴さん	2 1 9
福山介護保険課長	2 1 9
花木千鶴さん	2 1 9
宮路市長	2 2 0
花木千鶴さん	2 2 0
宮路市長	2 2 1
田代教育長	2 2 1
休 憩	2 2 1
黒田澄子さん	2 2 1
宮路市長	2 2 2
田代教育長	2 2 3

黒田澄子さん	2 2 4
久保農林水産課長	2 2 4
黒田澄子さん	2 2 4
久保農林水産課長	2 2 5
黒田澄子さん	2 2 5
久保農林水産課長	2 2 5
黒田澄子さん	2 2 5
久保農林水産課長	2 2 5
黒田澄子さん	2 2 5
久保農林水産課長	2 2 5
黒田澄子さん	2 2 5
久保農林水産課長	2 2 6
黒田澄子さん	2 2 6
久保農林水産課長	2 2 6
黒田澄子さん	2 2 6
久保農林水産課長	2 2 6
黒田澄子さん	2 2 6
久保農林水産課長	2 2 6
黒田澄子さん	2 2 6
久保農林水産課長	2 2 6
黒田澄子さん	2 2 7
久保農林水産課長	2 2 7
黒田澄子さん	2 2 7
久保農林水産課長	2 2 7
黒田澄子さん	2 2 7
田代教育長	2 2 7
黒田澄子さん	2 2 7
片平学校教育課長	2 2 7
黒田澄子さん	2 2 8
片平学校教育課長	2 2 8
黒田澄子さん	2 2 8
田代教育長	2 2 8

黒田澄子さん	2 2 8
片平学校教育課長	2 2 9
黒田澄子さん	2 2 9
田代教育長	2 2 9
黒田澄子さん	2 3 0
田代教育長	2 3 0
黒田澄子さん	2 3 0
田代教育長	2 3 1
黒田澄子さん	2 3 2
田代教育長	2 3 2
黒田澄子さん	2 3 2
田代教育長	2 3 2
黒田澄子さん	2 3 3
宇田教育総務課長	2 3 4
黒田澄子さん	2 3 4
野崎総務課長	2 3 4
黒田澄子さん	2 3 4
野崎総務課長	2 3 4
黒田澄子さん	2 3 4
宮路市長	2 3 5
黒田澄子さん	2 3 5
宮路市長	2 3 5
黒田澄子さん	2 3 5
野崎総務課長	2 3 5
黒田澄子さん	2 3 5
野崎総務課長	2 3 5
黒田澄子さん	2 3 6
田代教育長	2 3 6
黒田澄子さん	2 3 6
野崎総務課長	2 3 6
田代教育長	2 3 6
久保農林水産課長	2 3 6

休 憩 .....	2 3 7
下御領昭博君 .....	2 3 7
宮路市長 .....	2 3 8
下御領昭博君 .....	2 3 9
野崎総務課長 .....	2 3 9
下御領昭博君 .....	2 3 9
野崎総務課長 .....	2 4 0
下御領昭博君 .....	2 4 0
前田税務課長兼特別滞納整理課長 .....	2 4 0
下御領昭博君 .....	2 4 0
堂下地域づくり課長 .....	2 4 0
下御領昭博君 .....	2 4 1
堂下地域づくり課長 .....	2 4 1
下御領昭博君 .....	2 4 1
堂下地域づくり課長 .....	2 4 1
下御領昭博君 .....	2 4 1
堂下地域づくり課長 .....	2 4 1
下御領昭博君 .....	2 4 1
宮路市長 .....	2 4 1
下御領昭博君 .....	2 4 2
宮路市長 .....	2 4 2
下御領昭博君 .....	2 4 3
宮路市長 .....	2 4 3
下御領昭博君 .....	2 4 3
宮路市長 .....	2 4 4
下御領昭博君 .....	2 4 4
宮路市長 .....	2 4 4
下御領昭博君 .....	2 4 4
宮路市長 .....	2 4 4
下御領昭博君 .....	2 4 4
宮路市長 .....	2 4 5
下御領昭博君 .....	2 4 5

宮路市長	2 4 5
下御領昭博君	2 4 5
宮路市長	2 4 6
下御領昭博君	2 4 6
前田税務課長兼特別滞納整理課長	2 4 6
下御領昭博君	2 4 6
前田税務課長兼特別滞納整理課長	2 4 6
下御領昭博君	2 4 6
宮路市長	2 4 7
下御領昭博君	2 4 7
宮路市長	2 4 7
下御領昭博君	2 4 7
桃北建設課長	2 4 8
下御領昭博君	2 4 8
桃北建設課長	2 4 8
下御領昭博君	2 4 8
宮路市長	2 4 8
下御領昭博君	2 4 9
宮路市長	2 4 9
日程第2 議案第45号 日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について	2 4 9
宮路市長提案理由説明	2 4 9
福元総務企画部長	2 4 9
日程第3 議案第46号 平成26年度日置市一般会計補正予算(第11号)	2 5 0
宮路市長提案理由説明	2 5 0
散 会	2 5 1

---

第6号(3月27日)(金曜日)

開 議	2 5 6
日程第1 議案第34号平成27年度日置市一般会計予算(各常任委員長報告)	2 5 6
中島総務企画常任委員長報告	2 5 6
出水文教厚生常任委員長報告	2 6 0
休 憩	2 6 4

大園産業建設常任委員長報告	264
山口初美さん	268
黒田澄子さん	269
日程第2 議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	270
日程第3 議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	270
日程第4 議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	270
日程第5 議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	270
日程第6 議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	270
出水文教厚生常任委員長報告	271
休憩	275
山口初美さん	275
上園哲生君	275
山口初美さん	277
上園哲生君	277
山口初美さん	278
上園哲生君	278
日程第7 議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	278
日程第8 議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	278
日程第9 議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）	279
大園産業建設常任委員長報告	279
日程第10 議案第38号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	281
日程第11 議案第39号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	281

中島総務企画常任委員長報告	281
日程第12 議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算(第11号)(各常任委員長報告)	283
中島総務企画常任委員長報告	284
出水文教厚生常任委員長報告	286
休    憩	288
大園産業建設常任委員長報告	288
日程第13 陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書(産業建設常任委員長報告)	289
大園産業建設常任委員長報告	289
日程第14 陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求め る」陳情書(総務企画常任委員長報告)	290
中島総務企画常任委員長報告	290
上園哲生君	292
中島総務企画常任委員長	292
上園哲生君	292
中島総務企画常任委員長	292
上園哲生君	292
休    憩	293
日程第15 議会改革特別委員会最終報告について(議会改革特別委員長報告)	293
花木議会改革特別委員長報告	293
日程第16 開会中の継続審査の申し出について	297
日程第17 開会中の継続調査申し出について	297
日程第18 議員派遣の件について	297
日程第19 所管事務調査結果報告について	297
閉    会	297
宮路市長	297



平成27年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月27日	金	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
2月28日	土	休 会	
3月 1日	日	休 会	
3月 2日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月 3日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月 4日	水	委 員 会	予備日、議会運営委員会
3月 5日	木	休 会	
3月 6日	金	本 会 議	条例及び補正予算採決・当初予算総括質疑
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月10日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月11日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月12日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月13日	金	休 会	
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	本 会 議	一般質問
3月17日	火	本 会 議	一般質問
3月18日	水	本 会 議	一般質問、追加議案上程
3月19日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月20日	金	委 員 会	予備日
3月21日	土	休 会	春分の日
3月22日	日	休 会	
3月23日	月	休 会	議会運営委員会
3月24日	火	休 会	
3月25日	水	休 会	

3月26日	木	休	会	
3月27日	金	本	会	議
				付託事件等審査結果報告・質疑・表決

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1号	平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
承認第 1号	専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて		
議案第 1号	市道の路線の認定及び変更について		
議案第 2号	日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について		
議案第 3号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
議案第 4号	日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について		
議案第 5号	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について		
議案第 6号	伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
議案第 7号	日置市教育支援委員会設置条例の制定について		
議案第 8号	日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について		
議案第 9号	日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について		
議案第10号	日置市行政嘱託員条例の一部改正について		
議案第11号	日置市行政手続条例の一部改正について		
議案第12号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
議案第13号	日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について		
議案第14号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第15号	日置市保育所における保育に関する条例の廃止について		
議案第16号	日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について		
議案第17号	日置市介護保険条例の一部改正について		

- 議案第 18 号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部改正について
- 議案第 19 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 20 号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第 21 号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 議案第 22 号 平成 26 年度日置市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 23 号 平成 26 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 26 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 30 号 平成 26 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 31 号 平成 26 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 32 号 平成 26 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 33 号 平成 26 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 34 号 平成 27 年度日置市一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 27 年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 27 年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 45 号 日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について
- 議案第 46 号 平成 26 年度日置市一般会計補正予算（第 11 号）
- 発議第 1 号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 陳情第 1 号 キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書

陳情第 2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書

陳情第 3号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書

第 1 号 ( 2 月 2 7 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	承認第 1号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求め ることについて
日程第10	議案第 1号 市道の路線の認定及び変更について
日程第11	議案第 2号 日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例 の制定について
日程第12	議案第 3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第13	議案第 4号 日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定 について
日程第14	議案第 5号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等 に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定につい て
日程第15	議案第 6号 伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第16	議案第 7号 日置市教育支援委員会設置条例の制定について
日程第17	議案第 8号 日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について
日程第18	議案第 9号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について
日程第19	議案第10号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
日程第20	議案第11号 日置市行政手続条例の一部改正について
日程第21	議案第12号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第13号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第14号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 日置市保育所における保育に関する条例の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 1 9 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 0 号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 7 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 1 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 2 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 3 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度日置市一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 5 4 発議第 1 号 日置市議会委員会条例の一部改正について



日程第 5 5 陳情第 1 号 キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書

日程第 5 6 陳情第 2 号 「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書

日程第 5 7 陳情第 3 号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書

本会議（2月27日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤貴充君  
上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 満留雅彦君  
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成27年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、成田浩君、中村尉司君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの29日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月27日までの29日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告・監査結果等）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。  
次に、監査結果の報告であります。平成26年10月分から12月分までの例月現金出納検査結果報告を初め定例監査結果報告、随時監査結果報告、公の施設の管理監査結果

報告及び財政援助団体等に対する監査結果について報告がありましたので、その写しを配付いたしました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。  
市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月22日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

12月8日に、産官学連携による産業振興や地域の人材育成を推進するため、鹿児島工業高等専門学校と連携協力に関する協定を締結しました。

次に、12月10日に、年末年始の事件事故防止の機運を高めるため、関係機関及び団体と連携し、年末年始特別警戒活動出発式を行いました。

次に、12月25日に総合計画審議会を開催し、平成27年度の総合計画に係る実施計画の主な事業について審議を行いました。

次に、1月3日、伊集院文化会館におきまして、平成27年日置市成人式を挙行いたしました。今年度の新成人を迎えた460人と来賓を含め約750人の出席をいただき、盛大かつ厳粛にとり行うことができました。

次に、1月11日、東市来中学校におきまして、日置市消防出初め式を挙行いたしました。式には、市内の消防団員や市消防本部職員など360名が参加し、分列行進、規律訓練、救助訓練、放水訓練を行い、消防関係機関の協力のもと、防火への気持ちを新たにすることができました。

以下、主要な行政執行につきましては、報

告書を提出してありますので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第1号平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第5、報告第1号平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第1号は、平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成27年2月4日に理事会が開催され、平成27年度日置市土地開発公社事業計画、資金計画及び予算が議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

**○総務企画部長（福元 悟君）**

それでは、報告第1号平成27年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、補足してご説明申し上げます。

まず、別紙の2ページをお開きください。

最初に、収益的収支及び支出になりますが、収益的収入といたしまして4,081万6,000円を計上いたしております。内訳としましては、事業収益では、清藤工業団地用地貸し付け料、住宅団地等の販売を見込みまして4,074万4,000円を計上いたしております。事業外収益としまして、受け取り利息、雑収入の合計を7万2,000円計上いたしております。

続きまして、右側の収益的支出といたしま

しては、3,656万1,000円を計上いたしております。内訳としまして、土地造成事業原価3,449万4,000円は、住宅団地等の販売見込みを計上し、販売費及び一般管理費を156万7,000円、予備費を50万円計上いたしております。

次に、3ページのほうをお開きください。

資本的収入といたしまして、清藤工業団地造成事業の借りかえ分2億4,000万円を計上しております。資本的支出につきましては、2億4,407万円を計上いたしております。内訳としまして、土地造成事業費を清藤工業団地の工事費、関連費、支払い利息、その他の住宅団地造成事業の関連費などを見込み、357万円を計上いたしております。

公社債の償還金及び長期借入金償還につきましては、2億4,000万円、予備費を50万円計上いたしております。資本的収支が資本的支出に対して不足する407万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものでございます。

続いて、4ページのほうをお開きください。

現金収支の当初資金計画でございますが、受け入れ資金で2億9,888万8,000円、支払い資金で2億4,613万7,000円、差し引き5,275万1,000円の繰り越しを予定しております。

5ページ以降につきましては、これらの内訳でございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

- △日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- △日程第7 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- △日程第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

**○議長（宇田 栄君）**

日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてから日程第8、諮問第3号までの3件についてを一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成27年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

益満和子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成27年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

中原直美氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることにつ

いてであります。

現委員が平成27年6月30日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

寺田そよみ氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、益満和子さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会

の意見を求めることについては、益満和子さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、中原直美さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中原直美さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件については、寺田そよみさんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、寺田そよみさんを適任者として認めることに決定しました。

---

△日程第9 承認第1号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第9、承認第1号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてであります。

損害賠償請求事件の応訴に伴い、教育費の執行について、緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億2,763万9,000円とするものであります。

まず、歳入では、地方交付税で普通交付税71万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、教育費の事務局費で、損害賠償請求事件に関する件で、予納郵券購入費用と訴訟弁護士費用を予算措置し、71万2,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（平成26年度日置市一般会計

補正予算（第9号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第10 議案第1号市道の路線の認定及び変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第1号市道の路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、市道の路線の認定及び変更についてであります。

鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事に伴い、1路線を認定し並びに農道及び集落道からの移管に伴い6路線を認定し及び4路線を変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条の3項において準用する第8条2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第1号市道の路線の認定及び変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

1の市道認定路線番号1は伊集院駅自由通路で、伊集院駅構内自由通路新設工事に伴うもので、伊集院駅構内と北口広場を結ぶ路線であります。延長が112.7mであります。

次に、番号2から番号4は、県営中山間地域総合整備事業ゆすいん地区で整備された集落道で、番号2は大田妙円寺線、延長1,316.8mです。

番号3は、飯牟礼小学校2号線、延長483.0mです。

番号4は、砂入線、延長385.0mです。

次に、番号5は、市道岩井田飯牟礼線の一

部をふるさと農道整備事業で整備したため、旧路線を諸正線として延長780.0mとするものです。

番号6と番号7は、広域営農団地農道整備事業日置南部地区で整備された永吉から入来までの区間です。番号6の永吉花熟里線は、延長を4,626.0mとするものです。

番号7の立岩田布施線は、延長を2,146.0mとするものであります。

次に、2は、市道の変更路線であります。

番号1、市道岩井田飯牟礼線は、先ほどの認定路線の番号5諸正線に伴う延長の変更、3,753.5mにするものであります。起点が日吉町吉利7381番5地先、終点が伊集院町飯牟礼2975番3地先で、起点・終点に変更はありません。

番号2の市道西原立岩線は、起点及び終点の変更に伴うもので、延長を548.3mとするものです。

番号3の荳岡今田線は、終点の変更に伴い、延長を440m延伸し、総延長3,753.5mとするものです。

番号4の寺迫線は、認定路線番号6永吉花熟里線に伴う終点の変更で、延長を505.3mとするものであります。

資料として、市道認定路線として市道認定路線位置図と市道認定路線図があります。市道認定路線を朱色の実線で表示してあります。また、市道変更路線として市道変更路線位置図と市道変更路線図があります。変更前を黒色の破線で、変更後を朱色の実線で表示してあります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）



質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

△日程第 1 1 議案第 2 号日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

△日程第 1 2 議案第 3 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第 1 1、議案第 2 号日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び日程第 1 2、議案第 3 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての 2 件を一括議題とします。

2 件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第 2 号は、日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い条例を制定したので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

次に、議案第 3 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定

により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上 2 件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第 2 号日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の制定につきましては、教育制度改革に伴い、新教育長が選任された場合の取り扱いについて定めるものでございます。

今までの教育委員会制度でも、教育長は一般職員と同じような取り扱いで、勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務が制定されており、勤務体系等については、今回の教育制度改革のもとにおいても何ら現行から変更するものではありません。

なお、現教育長の任期は平成 2 9 年 6 月 1 0 日まででございますが、この間、何かの事情で交代された場合など、事前にこの条例を制定しておく必要があるため、提案するものでございます。

それでは、別紙のほうをお開きください。

第 1 条は趣旨で、第 2 条は勤務時間、休暇等について規定し、第 3 条は職務に専念する義務の免除について規定したものでございます。いずれも一般職員の例によるものとしております。

なお、第 4 条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、第 1 条で、施行期日として、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項では、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正でございまして、第 1 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、第 3 号に教育長の給料月額を 6 3 万

2,000円とするものでございます。

第3項は、日置市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、平成17年の第50号で規定したものでございますが、この条例については廃止するものでございます。

第4項から第6項までは、経過措置でございまして、先ほども説明いたしましたが、現教育長の任期は平成29年6月10日までですが、任期満了までは従前の例によるものとして規定するものでございます。

次に、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

別紙のほうをお開きください。

今回の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に関する5条例を一括して整理を図るため改正するものがあります。

まず、第1条は、日置市公告式条例の一部改正になりますが、今回の改正に伴うものは、下から4行目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項を法の引用から、法第15条第2項に改める部分であります。その他の部分は、今回の改正機会に条文の整理を行うものでございます。各条については、省略させていただきます。

次に、第2条は、日置市職員定数の一部改正ですが、法改正により、教育長が特別職に位置づけられましたので、1条中において、「教育長、県市町村立学校職員給与負担法」を、「市町村立学校職員給与負担法」に改めるものです。

第2条第1項第1号にかかる改正は、職員定数について変更してありますが、これまで課の統合や課の新設、支所の組織など、そのときどきの課題に対応しまして業務を行って

きておりますが、10年目で一旦整理した形で定数を変更しております。また、定数については職務の数でカウントしており、これまでの行財政改革と組織見直しにより兼務で職員を配置しているところでございます。

次に、第3条は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条は、日置市実費弁償に関する条例の一部改正、第5条は、日置市議員報酬及び特別職等給料審議会条例の一部改正でございます。

今回の法律の改正により、教育長の特別職への移行に係る関係条文と条文整理を行うものが主な改正でございます。

次に、附則であります。第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日からとするものであります。

第2項については、経過措置として、現教育長の任期中は改正後の市町村立学校職員給与負担法の規定は適用せず、現在の効力を有する規定としております。

また、第3項でも、報酬及び費用弁償に関する条例規定ですが、前項と同様に、現在の効力を有する規定といたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号及び議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号日置市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第13 議案第4号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について

△日程第14 議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する

法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第4号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について及び日程第14、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第4号は、日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第5号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定により、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防日常生活支援総合事業等の実施に関する経過措置を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それではまず、議案第4号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第87条では、教育、保育の給付に関し必要がある場合、保護者や世帯主、また教育・保育を行うものに対し、子ども・子育て支援法第13条の第1項、14条の第1項の規定により、報告もしくは文書その他の物件の提出、もしくは提示を求めることができますとしていますが、これを拒んだもの、虚偽の報告をしたものに対し、市の条例で10万円以下の過料を課することができますとされています。

このことにより、子ども・子育て支援法の施行にあわせて条例を制定するものでございます。

まず、第1条でございます。第1条は趣旨で、この条例は、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、過料を課することに関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は過料についてでございます。次のいずれかに該当するものは10万円以下の過料に処するとしています。第1号については、正当な理由なしに教育・保育の給付に関し必要な報告文書等の物件の提出、提示、質問について、拒否・虚偽の報告、答弁をしたものと規定しています。また、この第1号中の第13条第1項につきましては、対象者を保護者、世帯主、世帯員等にし報告を求めることができるとなっております。第2号につきましても、正当な理由なしに教育・保育の給付に必要な報告文書等の物件の提出、提示、質問、検査などについて、拒否または虚偽の報告を答弁したものとしております。

また、法の14条第1項では、対象者を教育・保育を行うもの、従業員等に報告を求めることができると規定されております。

第3号につきましては、支給認定保護者に

対して支給認定の変更、取り消しによる支給認定書の提出、返還に応じないものとしております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとされております。

以上が議案第4号についての補足説明でございます。

次に、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第1条は、趣旨といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合確保推進法により介護保険法が改正されたことに伴い、地域支援事業が見直されることになり、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援サービスを充実強化するため、介護予防日常生活支援総合事業等を実施する必要があることから、附則第14条の規定に基づき、介護予防日常生活支援総合事業等の経過措置に関し必要な事項を定めると規定されております。

この法改正では、介護予防日常生活支援総合事業、医療介護連携事業、生活支援体制整備事業、認知症支援事業の4つの事業を原則、平成27年4月1日から開始することとされておりますが、本市におきましては、円滑な制度移行を図るため、事業実施に向けた体制整備に準備期間が必要である事業としまして、介護予防日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から、生活支援体制整備事業を平成28年4月1日からとし、それぞれの経過措置を設けることとしております。

第2条は、今申し上げましたとおり、第1条の趣旨に基づき、経過措置を設定する事

業を定めております。

第1項では、改正法第115条の45第1項に掲げる介護予防日常生活支援総合事業について、円滑な事業実施を図るため、平成29年4月1日から実施することを定めるものでございます。

この事業は、これまでの介護予防通所介護と介護予防訪問介護をそれぞれ通所型サービスと訪問型サービスとして、介護予防生活支援サービス事業に位置づけるとともに、介護予防の取り組みや高齢者の社会参加、地域の支え合い体制づくりの推進等を通じて生活支援サービスや身近な通いの場の充実を図ることとしております。

また、同条第2項につきましては、改正法第115条の45第2項第5号に掲げる生活支援体制整備事業について、第1項と同様に、円滑な事業実施を図るため、平成28年4月1日から行うものと定めるものでございます。

この事業は、新たなサービスの創出やサービスの提供、自治体間の連携体制づくり等を担う生活支援コーディネーターの配置や地域住民等による支え合い活動の立ち上げの支援など生活支援サービスの充実を図ることとしております。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成27年4月1日から規定し、また平成29年4月1日には、必要な事業を全て実施することになるため、第2項で、本条例の効力の執行期間を規定しております。

以上が、議案第5号の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第15 議案第6号伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第15、議案第6号伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第6号は、伊集院都市計画事業徳重土地地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

伊集院都市計画事業徳重土地地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長（瀬川利英君）**

議案第6号について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

平成26年第1回定例会におきまして、徳重土地地区画整理事業地区内における大字伊集院町徳重1丁目、大字伊集院町徳重2丁目、大字伊集院町徳重3丁目及び大字伊集院町猪鹿倉1丁目とする字の区域の設定について議決を受け、告示をさせていただきました。今回の条例制定では、同地区内に所在する公共施設の新住所を定めることとし、あわせて関係条文の整理を図るため条例を制定するものであります。

まず、第1条では、日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、大字が新しく設定されることによります伊集院町徳重1丁目、徳重2丁目、徳重3丁目及び伊集院町猪鹿倉1丁目の追加でございます。

第2条では、日置市伊集院都市計画事業徳重土地地区画整理事業施行に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、同地区内に含まれる字が換地処分により消滅し、新大字であります伊集院町徳重1丁目、2丁目、3丁目及び猪鹿倉1丁目へと名称が変更とな

るものでございます。

第3条では、日置市下水道条例の一部改正でございます。改正内容は、徳重汚水中継ポンプ場の所在が日置市伊集院町徳重308番地4から日置市伊集院町徳重3丁目8番地4へ変更となるものでございます。

第4条では、日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、第1条と同じく大字が新しく設定されることによります伊集院町徳重1丁目、2丁目、3丁目及び猪鹿倉1丁目の追加でございます。

第5条では、日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正でございます。改正内容は、関係条文の整理及び日置市消防本部日置市消防署の所在が日置市伊集院町徳重128番地から日置市伊集院町徳重1丁目10番地10へ変更となるものでございます。

なお、徳重土地地区画整理事業地区内の町名、地番などが変わるための土地地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分公告を平成27年7月に予定しており、公告日の翌日から新住所となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第6号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の施行に係る字の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第16 議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定について

△日程第17 議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について

△日程第18 議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定についてから、日程第18、議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第7号は、日置市教育支援委員会の設置条例の制定についてであります。

日置市障害児就学指導委員会の機能を拡充するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第8号は、日置市いじめ防止対

策連絡協議会等条例の制定についてであります。いじめ防止対策推進法の制定に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第9号は、日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては教育次長に説明させていただきますので、以上3件、ご審議をよろしく願いたします。

○教育次長（内田隆志君）

それでは、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定についてから議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定についてまでを一括して補足説明申し上げます。

まず、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定についてでございます。

日置市障害児就学指導委員会で、障がいのある幼児及び児童・生徒の適正な就学の指導等を行っておりましたが、就学指導という言葉が現状に合っていないこと。早期から教育相談、支援や就学先決定などにとどまらず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、その機能の拡充を図るとともに、教育支援委員会の名称とすることが適当であることから、新たに制定するものであります。

別紙をお開きください。

第1条は設置、第2条の所掌事項では、教育委員会の諮問により5項目について調査審議をすることとしております。

以下、委員は15人以内とし、任期は2年としております。

また、第9条で、庶務については教育委員会学校教育課において処理することとしてお

ります。

附則として、第1項でこの条例は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項では、会議の招集の特例を規定し、第3項で、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものです。

別表の3、その他の委員会等の部で、第12項を教育支援委員会委員に改めようとするものであります。

次に、議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定についてでございます。

いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法が制定されたことに伴い、今回、日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定を行うものであります。

別紙をお開きください。

第1章は総則で、協議会及び委員会について規定しております。

第2章は日置市いじめ防止対策連絡協議会について規定しております。

第3条が連絡協議会の所掌事項で、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため調査審議をすることとしております。

以下、委員は10人以内で組織し、任期は2年としております。

第9条で、連絡協議会の庶務は教育委員会学校教育課において処理するとしております。

次に、第3章では、日置市いじめ問題専門調査委員会について規定しております。

第10条は設置についてでございますが、これは滋賀県大津市や出水市で起きたようないじめに関する重大事態等に対処するために設置するものであります。

第11条が調査委員会の所掌事項で、教育委員会の諮問に応じて行うこととしておりま

す。

第12条で組織について、委員は5人以内で、専門的な知識及び経験を有するものを教育委員会が任命することとしております。

第13条は準用でございますが、第5条の任期から第9条の庶務までを準用することとし、会長及び副会長を委員長及び副委員長と読みかえるものとしております。

次に、第4章では、日置市いじめ問題総合調査委員会について規定しております。

第14条で設置についてでございますが、第3章の専門調査委員会でも収束が図れなかった重大案件等について対処するために設置するものであります。

第15条は所掌事項についてでございますが、市長の諮問に応じて調査・審議することとしております。

以下、委員は5人以内で、専門的な知識及び経験を有するものの中から市長が任命することとしております。また、委員の任期は、市長の諮問に係る調査・審議が終了するまでとしております。

第17条は準用でございますが、第6条の会長及び副会長から第9条の庶務までを準用することとし、会長及び副会長を委員長及び副委員長と、教育委員会学校教育課を総務企画部総務課と読みかえるものとしております。

附則として、第1項でこの条例は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項から第4項までは会議の招集の特例を規定し、第5項で日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものです。

別表の1、報酬の部、障害者総合支援審査会委員の項の次に、いじめ問題専門調査委員会委員長及びいじめ問題総合調査委員会委員長日額1万6,500円、いじめ問題専門調査委員会委員及びいじめ問題総合調査委員会委員日額1万5,000円を加え、別表の3、



その他の委員会等の部の情報を整理し、第13項としていじめ防止対策連絡協議会委員を加えるものであります。

次に、議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、日置市立幼稚園保育料徴収について定めるものであります。

それでは、別紙をお開きください。

第1条は趣旨で、第2条は保育料の額でございます。

2枚目の裏面になりますが、別表をごらんください。区分の横軸に、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄または姉を有していない園児で、アで第1子、イで第2子、ウで第3子以降、その右隣に同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄または姉を有している園児で、エで第2子、オで第3子以降とし、区分の縦軸に1で生活保護世帯、2で市町村民税が非課税世帯、3で市町村民税の所得割が非課税世帯、4で上記1から3まで掲げる世帯以外の世帯とし、それぞれの階層で保育料の月額を示しております。

なお、新制度の移行に伴い、就園奨励費国庫補助事業は廃止されますが、これまでと同様の費用負担の設定であり、特に現行と変わりはありません。

別紙に戻りまして、第3条は保育料の納付、第4条で保育料の減免、第5条で委任とし、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○5番（黒田澄子さん）

文教厚生委員会のほうが審査をされていかれると思うんですけども、議案第8号の日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定の中身について今説明を受けたんですが、少し伺いたい点がございます。

まず、いじめ防止対策連絡協議会は、多分、生活指導連絡協議会に何か心理士さんたちも入れたような雰囲気をするんですけども、いじめ問題の専門調査委員会は教育委員会の諮問、そしていじめ問題総合調査委員会は市長の諮問によりということで、今の説明を受けますと、大津や出水の重大な事件があったことに起因しているというお話がございました。

喫緊に、不登校ということだけで捉えていたのに殺人が起きたということが最近起きたわけなんですけれども、この連絡協議会や調査委員会、総合調査委員会は大きな事件が起きてから動くものというイメージなのでしょうか。それが1点。

それから、連絡協議会が設置されるわけなんですけれども、実際にいじめに遭っている子どもたちとはどのような感じでこれはかかわっていかれるというか、いじめを受けている子どもたちをなくしていかなくちゃならないということだと思ってしまうんですけども、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（片平 理君）

それでは、まずいじめ防止対策連絡協議会につきましてですが、これにつきましては、基本的には本市のいじめ防止等についての施策、このことについていろいろと審議をしていただいて、いろいろな提案をいただくということで、基本的には防止という視点でこの会を来年度は2回ほど開催を予定しております。

それから、第3章、専門委員会、調査委員会、教育委員会の部分につきましては、今ご指摘がございましたけれども、基本的に、本

市子ども支援センターとかそういうところで  
いろんな相談を受けておりますが、そこでな  
かなか解決を見ない事案につきまして、そ  
このところで専門の調査委員を5名以内で委任  
しまして、そこで調査をしていただくという  
ことを考えております。

そして、さらに先ほど話題に出ましたけれ  
ども、大津の事案のように、どうしてもそこ  
でも解決ができないという事案も当然予想さ  
れたときに、そのこのところで今度は総務部、  
首長部局のほうでもう一回、弁護士とかいろ  
いろな方々も入っていただいて、これも5名  
以内ですけれども、もう一回調査をかけてい  
ただくという——のスタンスで今考えている  
ところでございます。

それから、いじめを現在受けているという、  
これは調査を毎年しております。各学校が認  
知した件数も当然上がってきておりますので、  
そのことについては、基本的には学校が主体  
として解決をしていくと。そして、今、本市  
の中では、それとあとは子ども支援センター  
の臨床心理士でありますとか教育相談員等で  
現在のところ解決を見ておりますので、その  
スタンスはこれからも変わらないということ  
でご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。いいですか、黒田さん。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

議案第7号及び議案第8号並びに議案第  
9号の3件は、文教厚生常任委員会に付託し  
ます。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議  
を11時15分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第19 議案第10号日置市行政  
嘱託員条例の一部改正に  
ついて

△日程第20 議案第11号日置市行政  
手続条例の一部改正につ  
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第19、議案第10号日置市行政嘱託  
員条例の一部改正について及び日程第20、  
議案第11号日置市行政手続条例の一部改正  
についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第10号は、日置市行政嘱託員条例の  
一部改正についてであります。

行政嘱託員の職務を明確にし、及び報酬の  
額の算定方法を見直すことに伴い所要の改正  
をし、あわせて条文の整理を図るために条例  
の一部を改正したいので、地方自治法第  
96条第1項第1号の規定により提案するも  
のであります。

次に、議案第11号は、日置市行政手続条  
例の一部改正についてであります。

行政手続法の一部改正を勘案し、所要の改  
正をし、あわせて条文の整理を図るため条例  
の一部を改正したいので、地方自治法第  
96条第1項第1号の規定により提案するも  
のであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明  
させますので、以上2件、ご審議をよろしく  
お願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、まず議案第10号日置市行政嘱  
託員条例の一部改正について、別紙により補

足説明を申し上げます。

本案は、行政嘱託員の職務を明確にし、あわせて報酬額の算定方法を見直すことに伴い、日置市行政嘱託員条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条の改正は、自治会と市とが連携して、市政の普及促進を図るために自治会ごとに行政嘱託員を置き、自治会との連携を明確にし、設置目的をより具体的に改正したものでございます。

次に、第4条の改正では、嘱託員の職務は、自治会との連携のもとで行うものとし、同じように自治会との関係を明確にしております。

次に、第5条の改正は、報酬の算定方法の見直しでございます。これまで自治会の世帯数により段階的に設定した基本額を一本化し、額を1万2,000円としました。また、世帯割額を規模加算額に見直し、あわせて算定基準日を当該年度の毎月初めとしていたものを前年度の10月1日に見直しました。いずれも自治会の世帯数の規模による差を縮め、責任報酬としての位置づけを強くしたものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号日置市行政手続条例の一部改正について、補足説明いたします。

今回の改正につきましては、平成26年6月13日に公布されました行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の方式を見直すとともに、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び条例等に違反する事実の是正のための処分等を求める規定を設けるため、法改正の内容に沿って条例の一部を改正するものでございます。

法改正の趣旨が許認可等を行う権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が行政指導する際に当該権限を行使し

得る旨を示すときは、行政指導に携わるものはその相手方に対して当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないとされており、このことによって行政指導の手続の透明性を高め、法律に規定する不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利の保護を図ることを目的としたものでございます。

別紙のほうで説明申し上げます。お開きください。

日置市行政手続条例の一部を改正する条例、まず目次中の改正であります。第5章、処分等の求め（第37条）を追加するため、届け出及び雑則の章の整理とこれに係る条の整理を行うものであります。

次の、目次の後の本則括弧書きの書き出しから以降次のページ、さらにまた次のページの4行目までは今回の改正に伴いまして文言等の整理と条文の整理を図ったものでございます。

次の第30条第2項からは、ただし書きとして加えるもので、行政指導の事実、その他の事実事項を公表することができるものと規定するものであります。

次に、第31条第2項として行政指導の継続性について規定を加えるものであります。

次の第33条の関係では、第2項として項を加えて、行政指導を行う際、本市の機関が許認可等を行う権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときに、その相手方に対して権限を行使し得る法令等の根拠を示す事項を定めるものでございます。

次に、改正の主なところで申し上げますと、新たに第5章に処分の求めとして追加するもので、まず一番下の条文でございますが、第37条に係る部分は、法令に違反する事実がある場合において、何人もその是正のためにされる処分または行政指導を当該処分をする

権限を有する行政長は市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導を求めることができるよう規定するもので、第2項においてその申し出書の手続について規定したものでございます。

次に、第35条は、行政指導の中止の求めについて規定するもので、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、当該行政指導の中止を求めることができる規定と、第2項におきまして、その申し出の方法等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、第3項としまして、市の機関は、第1項の規定による申し出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないと規定するものでございます。

第36条では、市の機関が公の利益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならないと規定し、公の利益のためには行政機関には必要な指導と相手方からの指導に対する協力を積極的に得ていく必要があると規定したものでございます。

附則におきまして、この条例の施行期日は、平成27年4月1日とするものであります。

次の第2項日置市税条例、第3項の日置市国民健康保険条例につきましては、各条例における条項の移動に伴う条文の整理を図るものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

議案第10号及び議案第11号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第21 議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第22 議案第13号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△日程第23 議案第14号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第21、議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第23、議案第14号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

日置市地区公民館支援員の報酬月額を増額するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第13号は、日置市長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。

職員の酒気帯び運転及び人身事故という不祥事により市民の信頼を損ない、迷惑をかけたことを深くおわびするとともに、特別職としての監督責任を重く受けとめ、みずからを処するため、給料を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第14号は、日置市職員の給与

に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を減額し、地域手当及び単身赴任手当を増額し並びに管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を拡大するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、まず、議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

本案は、地区公民館支援員の報酬額を見直すことに伴い、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

地区公民館支援員は、地区振興計画に基づく業務を初め郷土のまちづくりを推進する中におきまして、地区公民館と連携した市の事業も年々増加しております。加えて、地域の主体的な活動や行事も多方面にわたり、月17日という勤務も超過することも少なくなく、業務が増大しております。また、コミュニケーション能力や企画力、指導力といった高い能力も求められるようになってまいりました。そういった背景の中、別表の1、報酬の部の地区公民館支援員の報酬月額を12万9,200円から16万1,600円に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第13号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

市長のほうからただいま説明がありましたとおり、今回の改正は、附則によって行って

おります。市長及び副市長の給与減額について、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正により提案するものであります。

附則第2項で、給料月額の特例措置として、市長及び副市長の平成27年3月支給に係る部分については、市長にあつては給料月額の80%、副市長においては85%を乗じて得た額を支給するものであります。

現在の給料は、市長で86万2,000円でございますが、17万2,400円を減額するものであります。副市長におきましては、65万7,000円から9万8,550円を減額して支給するものであります。

続きまして、議案第14号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙のほうをお開きください。

今回の改正は、平成26年人事院勧告の内容に準じ、給料月額を減額し、地域手当及び単身赴任手当の額を増額し並びに管理職員の支給要件である勤務の範囲を拡大するものであります。

まず、第6条第6項において55歳を超える職員の昇給について、勤務成績が特に良好である場合昇給させるものであります。

次の第11条の2第2項に係る改正として、地域手当の支給率を、第13条の2第2項に係る改正として単身赴任手当の額を人事院勧告に準じて引き上げるものであります。ここにつきましては、国へ派遣する職員に該当する部分でございます。

次に、第21条第1項は、条文整理を行ったものであります。

次の同条第2項に係る改正としまして、人事院勧告に準じて管理職員特別勤務手当の支給範囲を管理職員が週休日など以外の日の午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に拡大するもので、同条第3項の第1号は、第1項に係

る手当の上限を1万2,000円、第2項に係る手当の上限を6,000円とするものがございます。

次の第23条第2項及び第5項は、条文整理でございます。

次の勤勉手当の改正ですが、第26条第2項第1号中「100分の82.5を100分の75に改正」は、一般職員に係る勤勉手当の改正です。

次に、「100分の102.5を100分の95に」は、管理職員に係る勤勉手当、同項第2号中「100分の37.5を100分の32」は、再任用職員に係る勤勉手当、次に、「100分の47.5を100分の45」は再任用管理職員に係る勤勉手当をそれぞれ改正するものがございます。

次に、第28条は、再任用職員に対して適用除外となっていた単身赴任手当を人事院勧告に準じ支給するものがございます。

次に、別表の給料表の改正になります。人事院勧告に準じ、民間賃金の低い地域における官民格差と民間の格差との率の差を踏まえ、給料表水準を平均2%引き下げるもので、1級及び2級の低位号級初任給に係る号俸は引き下げずに、3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の格差を考慮して最大4%程度引き下げる内容でございます。

行政職を例に申し上げますと、399名の職員の給料月額を最大でマイナスの3.9%、金額で申し上げますと300円から1万6,700円引き下げられます。その平均は、マイナス1.94%、6,496円程度でございます。その総額は、月額で申し上げますと、約299万円程度という数字になります。

次に、附則について説明を申し上げます。

第1条は、施行期日等でございますが、この条例は平成27年4月1日から人事院勧告に準じ適用するものがございます。ただし、附則第7条の現給保証額に係る経過措置につ

きましては、公布の日から適用するものがございます。

第2条は、切りかえ日前の異動者の号給調整について定めるものがございます。

第3条、第4条は、給料切りかえに伴う経過措置について定めるもので、そのものの受ける給料月額、給料の切りかえに伴い切りかえ日の前日における給料月額に達しないことになるものには平成30年3月31日までの間、給料月額のその差額に相当する額を給料として支給するものであります。

第5条は、平成30年3月31日までの間における地域手当と単身赴任手当に関する特例を定めるものであります。

第6条は、この附則の施行に関し必要な事項を附則で定めると規定するものであります。

第7条は、平成18年給与構造改革における現給保証額の実施日を変更して定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（山口初美さん）

議案第14号について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、職員組合との団体交渉などは行われたのかどうか。その中で出された意見などを少し教えていただきたいと思えます。

○総務課長（野崎博志君）

職員組合との交渉については、もちろん協議いたしまして了解をいただいたところがございます。先ほど部長から説明がございましたが、30年の3月31日までの現給保証をうたうと。この間にまた引き続き現給保証の協議はさせてくれというような議論をいたしまして、そこについては継続協議ということで、とりあえず30年の3月31日までの間とい

うことで、今回計上してございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務企画常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第13号及び議案第14号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号及び議案第14号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。反対ですか。

○7番（山口初美さん）

反対討論。議案第14号に対して、私は反対討論を行います。

職員の給料月額が減額になるということで、私といたしましては、消費税の引き上げなど

が行われて職員の暮らしも大変になってきているというふうに理解しております。ここでは人事院勧告に伴うものであり、期限も限られ、また引き上げの内容などもありますけれども、基本的な給料という部分が引き下げられるということに対しまして反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第14号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第24 議案第15号日置市保育所における保育に関する条例の廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議案第15号日置市保育所における保育に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第15号は、日置市保育所における保育に関する条例の廃止についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による児童福祉法の一部改正に伴い条例

を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（吉丸三郎君）**

それでは、議案第15号日置市保育所における保育に関する条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

今回の条例の廃止については、児童福祉法の一部改正に伴い条例を廃止するものでございます。改正前の児童福祉法第24条第1項において、市町村は条例で定める事由により保育に欠ける児童がある場合、保護者からの申し込みがあったときは、保育所において保育しなきゃならないとなっておりますが、改正後の児童福祉法では、同法及び子ども・子育て支援法に定める理由により保育を必要とする児童について、市町村は保育所において保育しなきゃならないとされ、条例の文言が削除されたことにより、本条例の制定根拠がなくなったことにより、今回廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第15号の補足説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第15号日置市保育所における保育に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第25 議案第16号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について

△日程第26 議案第17号日置市介護保険条例の一部改正について

△日程第27 議案第18号日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第25、議案第16号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正についてから日程第27、議案第18号日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。



〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第16号は、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による介護保険法の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第17号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

第6期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めるため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第18号は、日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それではまず、議案第16号から説明をさせていただきます。

議案第16号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、日置市特別養護老人ホーム青松園条例第3条第6号中の介護保険

法第8条の2第9項を第7項に改めるものでございます。

この介護保険法の第8条の2第2項は、介護予防訪問介護、第7項は介護予防通所介護、この2項と7項については、介護保険総合事業に移管されるため削除されたため、今回9項を7項に改めるものでございます。条文の内容についての変更は生じることはございません。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第16号の補足説明でございます。

続きまして、次に議案第17号日置市介護保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

この改正は日置市に平成27年から29年までの3カ年における介護保険事業の実施内容を定め、第6期介護保険事業計画を作成したことに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

第6期計画につきましては、4回の策定委員会を経て作成いたしました。この計画において平成27年度から平成29年度の3カ年に必要な介護保険サービスの量と総費用を見込んだ結果、高齢化の進展による65歳以上の第1号被保険者の自然増、施設整備や介護報酬改正の影響等で3カ年の総給付費用156億6,584万6,956円、これに地域支援事業2億2,342万2,489円を加えて、総費用見込み額を158億8,926万9,445円といたしました。この総費用見込み額をもとに、第1号被保険者に負担していただく介護保険料を算定していきましたが、給付の増加に加え、第1号被保険者の保険料負担率の改定21%から22%も重なり、第6期の保険料基準月額第5期より880円増の5,860円と算定いたしました。

この介護保険料に基づき所要の改正をして

まいりますが、第6期計画において、第5期計画で所得に応じて7段階であった区分を、介護保険法施行令の改正において基準を9段階とされましたので、これに応じた額を定めるものでございます。

別紙をお開きください。

第3条は保険料を規定した条項でございます。適用期間を27年度から平成29年度までに改め、それぞれ各段階に応じた年額保険料を同条同号に定めるものでございます。

それでは、各号の説明を申し上げます。

第1号は、従来の第1及び第2段階に該当し3万5,160円に、第2号は、従来の第3段階の一部に該当し5万2,800円に、第3号は、従来の第3段階の残りが該当し、第2号と同じく5万2,800円に、第4号は、従来の特例第4段階に該当し6万3,360円に、第5号は、従来の基準額である第4段階に該当し7万3,200円に、第6号は、従来の第5段階の一部に該当し8万4,480円に、第7号は、従来の第5段階の残りが該当し9万1,440円に、第8号は、従来の第6段階の一部に該当し10万5,480円に、第9号は、従来の第6段階の残り第7段階が該当し11万9,640円と定めております。

また、第5条の改正は、介護保険法施行令の保険料区分適用条項が第39条から第38条になり、あわせて条文整理をするものでございます。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を平成27年4月1日からとし、第2項で、第5期保険料の適用についての経過措置を指定しております。

以上が議案第17号の補足説明でございます。

それでは、最後に議案第18号日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正に

ついて補足説明を申し上げます。

今回の一部改正におきましては、介護保険法施行令規則等の一部改正する省令により、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

この一部改正条例の第1条では、地域密着型サービスを行う事業者の基準を定めた条例を、第2条では、地域密着型介護予防サービスを行う事業者の基準を定めた条例を、第3条では、指定介護予防支援の基準を定めた条例をそれぞれ改正することとしておりますが、今回の改正では、厚生労働省令で定められたとおり、したがうべき基準、参酌する基準をもとに省令のとおり改正しており、本市において独自に基準等を見直したものではありません。

よって、今回の改正により、市民に対するサービス等が変わることはなく、事業者の基準、名称の変更などが主な改正となります。

それでは、別紙の内容について概略説明させていただきます。別紙をお開きください。

まず初めに、第1条、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

この条例は、要介護状態区分が要介護1から要介護5までの方を対象としているもので、主な改定内容といたしましては、定期循環、随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対

応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、それと複合型サービス、この各サービスの関連で、名称の変更や登録の定員の拡充、人員の基準の見直しなど、サービスの充実を図るため、厚生労働省令に基づいた規定で定めたとおり改正するものでございます。

次に、第2条になりますが、別紙のところから3枚めくっていただきまして左の真ん中ほどにあります。第2条、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございます。

この条例は、要介護状態区分が要支援1から要支援2までの方を対象としているもので、主な改正内容といたしましては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、この各サービスの関連で、ここについても名称の変更や登録定員の拡充、それと人員の基準の見直しなどで介護予防サービスの充実を図るための厚生労働省令の定めた改正で今回改正するものでございます。

続きまして、第3条になりますが、1枚めくってもらって右の上のほうに第3条がございます。第3条は、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございます。

この条例も要介護状態区分が要支援1から要支援2までの方を対象とした介護予防支援関連で、主な改正内容といたしましては、指定介護予防支援事業所等の共通認識を図るために、ケアプランや個々の事例について情報提供の協力を求めることができるものなどを

改正するものでございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成27年4月1日からと規定し、第2項で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例第2条第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業の実施の前日である平成29年3月31日までは有効とする経過措置を定めるものでございます。

以上が議案第18号の説明になります。

3件、よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号及び議案第18号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第18号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

16号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28 議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第19号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴うものですが、法律の主な改正内容は、野生生物の保護だけでなく、生息数を適正規模に減少させる管理を同法の目的に追加すること、鳥獣の捕獲を専門に行う事業者の認定制度を設け、安全が確保される場合には夜間でも猟銃を使った狩猟を認めること、網やわなを使った狩猟の免許を取得できる年齢を20歳から18歳に引き下げることが加えられ、題名が改められました。

この法律は、平成26年5月30日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることにより一部改正するものです。

それでは、別紙によりご説明いたします。

日置市手数料徴収条例について、別表第3の1の項中、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改め、附則としてこの条例は平成27年5月29日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第29 議案第20号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

△日程第30 議案第21号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第29、議案第20号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について及び日程第30、議案第21号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第20号は、日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてであります。

伊集院総合運動公園野球場の施設改修に伴い、各施設の使用料を設定するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第21号は、日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてであります。マンションの建てかえの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第20号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について、補足説明申し上げます。今回の改正は、伊集院総合運動公園野球場スコアボードのLED化とLED化に伴う本部席等への空調設備設置による使用料改正を行うものであります。

別紙をお開きください。

別表第3の1、野球場の項の附属施設ピッチングマシンの次にスコアボード一式1,080円と冷暖房施設、本部席210円、審判控室210円、放送席100円を加えるものであります。

スコアボードの料金設定につきましては、スコアボードの使用電力料、野球場の基本料金、保守点検の委託料をもとに積算しています。また、伊集院総合運動公園のスコアボードの設置により、スコアボードランプ及び放送施設の使用料の欄から伊集院総合運動公園を抹消しております。

冷暖房設備の料金設定については、それぞれの空調機の最大使用料で積算しています。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、マンションの建てかえの円滑化等に関する法律の一部改正に伴うものですが、法律の主な改正内容は、耐震性不足の認定を受けたマンションについては、区分所有者等の5分の4以上の賛成でマンション及びその敷地を売却を行う旨をすることができることとする。次に、決議合意者は、決議合意者等の4分の3以上の同意で都道府県知事の認可を受けてマンション及びその敷地の売却を行う組合を設立することができる。耐震性不足のマンションの建てかえの円滑化を図るべく、多数決によりマンション及びその敷地を売却することを可能とする制度を創設する内容となっております。

このような法律の改正に伴い、公営住宅関係の条文が削除されたことから、現行の日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の引用箇所を一部改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第20号及び議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

20号及び議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号日置市都市公園運動施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第31 議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第32 議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第33 議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業

特別会計補正予算（第  
5号）

△日程第34 議案第25号平成26年  
度日置市農業集落排水事  
業特別会計補正予算（第  
2号）

△日程第35 議案第26号平成26年  
度日置市国民宿舎事業特  
別会計補正予算（第4号）

△日程第36 議案第27号平成26年  
度日置市健康交流館事業  
特別会計補正予算（第  
4号）

△日程第37 議案第28号平成26年  
度日置市温泉給湯事業特  
別会計補正予算（第3号）

△日程第38 議案第29号平成26年  
度日置市公衆浴場事業特  
別会計補正予算（第2号）

△日程第39 議案第30号平成26年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計補正予算（第  
2号）

△日程第40 議案第31号平成26年  
度日置市介護保険特別会  
計補正予算（第4号）

△日程第41 議案第32号平成26年  
度日置市後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第  
3号）

△日程第42 議案第33号平成26年  
度日置市水道事業会計補  
正予算（第2号）

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第31、議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）から日程第42、議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの12件を一括議題とします。

12件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第22号は、平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億3,533万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億9,230万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、歳入では事業費執行に伴う国庫負担金及び補助金、県補助金及び委託金、市債などの減額に伴う補正、寄附金などの増加に伴う補正、歳出では、衛生費で国民健康保険財政対策費の増額、農林水産業費で燃油高騰対策に伴う補助金及び交付金の増額、漁網の導入に伴う補助金及び交付金の増額など予算措置のほか、日吉庁舎整備事業、土地評価時点修正業務、伊集院駅周辺整備事業の年割額の変更などに伴う継続費の補正、年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の追加、来年度の業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて債務負担行為の設定及び変更など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で普通交付税を2億6,670万6,000円増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、県営中山間地域総合整備事業費確定などに伴い267万3,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金で、臨時福祉給付金国庫負担金の見込みに伴う減額、国庫補助金の農業基盤整備促進事業費国庫補助金の見込みに伴う減額などにより1億2,873万8,000円を減額計上いたしました。

県支出金の県負担金で、国民健康保険基盤安定化等事業費県負担金の見込みに伴う増額、県補助金で重度訪問介護等市町村支援事業費

県補助金の見込みに伴う減額などにより2,121万7,000円を減額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金及び指定寄附金の収入見込みに伴い463万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う減額、施設整備基金繰入金で事業費見込みに伴う減額などにより2億2,943万2,000円を減額計上いたしました。

諸収入の雑入で、障害者自立支援サービス等計画作成費の減額などに伴い863万8,000円を減額計上いたしました。

市債の衛生費で、南薩衛生処理組合建設負担金の確定に伴う汚泥再生処理施設整備事業債の減額、農林水産業債で県営中山間地域総合整備事業費の見込みに伴う減額、土木債で、過疎対策事業費の見込みに伴う減額、災害復旧費では、現年度補助農地農業用施設災害復旧事業費の見込みに伴う減額などにより1億1,690万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費の議会インターネット映像配信業務委託の執行見込みなどに伴い184万1,000円を減額計上いたしました。

総務費の総務管理費では、日置市寄附金及びかごしま応援寄附金の見込みに伴う増額、施設整備基金への予算積み立てに伴う増額などにより2億2,046万6,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障害者自立支援給付費、臨時福祉給付金給付事業などの実績見込みに伴う減額、児童福祉費では、子育て世帯臨時特例給付金事業の実績見込みに伴う減額、保育所運営費単価改正に伴う増額、生活保護費では、生活困窮者自立促進支援モデル事業の実績見込みに伴う減額などにより1億4,305万7,000円を減額計上いた

しました。

衛生費の予防費では、子宮頸がんワクチンの積極的接種勧奨の一時差しとめに伴う感染症予防接種事務費の減額、環境衛生費では、南薩衛生処理組合建設負担金の確定に伴う衛生処理組合負担金の減額、清掃費では、クリーンリサイクルセンター運営費の執行残に伴う減額などにより9,075万円を減額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、県営農地中山間地域総合整備事業負担金の確定に伴う減額、農業基盤整備促進事業の確定に伴う減額、肉用牛経営安定支援対策事業実績見込みに伴う補助金及び交付金の増額、お茶の燃油価格対策に伴う補助金及び交付金の増額、水産業費ではちりめん漁網の導入及び漁船に係る燃油価格高騰対策に伴う補助金及び交付金の増額などにより1億1,236万5,000円を減額計上いたしました。

商工費の観光費では、国際サンドアートフェスティバル2014が中止になったことに伴う補助金及び交付金の減額などにより98万9,000円を減額計上いたしました。

土木費では、道路維持費で緊急雇用創出事業の見込みに伴う減額、都市計画の総務費では公共下水道事業特別会計の繰出金の減額、街路事業費では、県施工街路事業等負担金額の確定に伴う減額、住宅対策費では崖地近接危険住宅移転事業の確定に伴う減額などにより3,597万2,000円を減額計上いたしました。

消防費の常備消防費では、消防救急無線デジタル化施設整備負担金の確定に伴う減額、消防施設費では、消防ポンプ車の執行額確定に伴う減額などにより1,428万2,000円を減額計上いたしました。

教育費の小学校費では、伊作小学校基本設計業務委託、伊集院小学校校庭整備などの執行額確定に伴う減額、社会教育費では、中央



図書館屋根防水改修工事費の確定に伴う減額、民俗芸能伝承活動支援事業の執行見込みに伴う減額、日吉武道館耐震診断業務委託の執行額確定に伴う減額などにより3,410万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費確定に伴い、2,243万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第23号は、平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,984万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で療養給付費等負担金の決定に伴う減額、共同事業交付金で高額医療費共同事業交付金及び保険財政安定化事業交付金の見込みに伴う増額、他会計繰入金で保険基盤安定繰入金の増額など、歳出では予備費の増額を計上いたしました。

次に、議案第24号は、平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,330万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,511万1,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で公共下水道事業費国庫補助金の見込みに伴う減額、繰入金では一般会計繰入金の減額、事業債の減額など、歳出では維持管理費で入札執行残などに伴う工事請負費の減額、下水道整備費では、投資的委託料及び工事請負費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第25号は、平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,721万4,000円とするものであります。

歳入では一般会計の繰入金の減額、歳出では維持管理費で委託料及び公課費の執行残に伴う減額などを計上いたしました。

また、来年度の業務等で年度内に契約を行う必要があるものについては債務負担行為の設定を行いました。

次に、議案第26号は、平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,049万7,000円とするものであります。

歳入では、事業収入で宿泊料及び食事料の減額、繰入金で一般会計繰入金の増額、国民宿舎事業基金繰入金の減額、歳出では経営費で吹上砂丘荘補強計画・実施設計業務委託料の確定に伴う減額、消耗品費及び賄材料費の執行残に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第27号は、平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

歳出では、経営費で施設維持修繕料や賄材料費などの増額、予備費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第28号は、平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,377万

6,000円とするものであります。

歳入では、日置市温泉給湯事業基金からの繰入金の減額、歳出では、維持管理費で温泉公共利用許可申請手数料の減額などを計上いたしました。

また、年度内の事業完成が見込めないものについては、繰越明許費の追加、来年度の業務等の年度内に契約を行う必要があるものについては債務負担行為の設定を行いました。

次に、議案第29号は、平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098万円とするものであります。

歳出では、浴場管理費で燃料費の増額、公衆浴場事業基金費で、その他基金積立金の減額を計上いたしました。また、来年度の業務等で年度内に契約を行う必要があるものについては債務負担行為の設定を行いました。

次に、議案第30号は、平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160万3,000円とするものであります。

歳入では、一般会計からの繰入金の減額、歳出では一般管理費で資産台帳作成業務委託料の執行残に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第31号は、平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出140万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,699万3,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で、現年度分特別徴収及び普通徴収保険料の総額、国庫支出金で地域支援事業交付金の減額、介護保険事業費国庫補助金の増額、繰入金で事務等に係る繰入金の減額など、歳出では、一般管理費で介護保険法改正に伴うシステム改修委託料の増額、認定調査等実績見込みに伴う手数料の減額などを計上いたしました。

また、年度内に事業完成が見込めないものについては繰越明許費の追加を行いました。

次に、議案第32号は、平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ968万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,877万8,000円とするものであります。

歳入では後期高齢者医療保険料で、特別徴収及び普通徴収保険料の減額、事務費繰入金で保険基盤安定繰入金の増額など、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第33号は、平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額12万2,000円を追加し、総額8億4,044万6,000円に、収益的支出の総額から680万2,000円を減額し、総額を8億3,352万2,000円とするものであります。

収益的収入では、水道事業収益で、児童手当増額に伴う一般会計補助金の増額、収益的支出では水道事業費用で手当などの執行残に伴う減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額から62万4,000円を減額し、総額1億3,144万4,000円に、資本的支出の総額から5,482万2,000円を減

額し、総額を3億9,636万3,000円とするものであります。

資本的収入では、工事負担金で、執行見込みに伴う減額、資本的支出では、建設改良費で工事請負費などの執行残に伴う減額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。

まず、議案第22号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

**○17番（田畑純二君）**

議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）について質疑させていただきます。

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属す以外の案件について7点ほど質疑させていただきます。各担当部課長は、できるだけ細かく具体的に、わかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず1番目、説明資料の43ページ、節19でございます。補助金及び交付金、減額の2,944万円、補正前、補正の額が出ております。その中で、まず1番目、補正の中でなぜ基本対象者見込みが補正前より2,415人もたくさん減ったのか、その具体的理由。

2番目に、同じく加算対象者見込みが1,058人も減っておりますが、その具体的減った理由。

3番目に、今後もこの事業費の計画があるのか。出てくるのであればその計画の内容。これがまず1番目。

2番目でございます。2番目が45ページ、45ページの節15工事請負費補助事業、地域介護福祉空間整備推進交付金事業、補正前と補正でございます。大田ふれあい館305万8,560円とありますが、この大

田ふれあい館、この金額の具体的計算根拠。

それから2番目に、なぜ大田ふれあい館は補正前より補正金額が525万1,440円も減ったのか、その具体的理由。3番目に、関連して、この交付金事業により日置市内の各地区公民館の施設整備状況はどうなのか。各地区公民館施設の現状と今後もこの交付金を利用する計画があるのか。あるのであれば、その計画の立案時期と具体的内容。

3番目でございます。3番目が46ページ、節の20扶助費単独事業、老人福祉施設入所措置費、補正前と補正でございます。減額の2,635万1,000円、この金額の具体的計算根拠、それからなぜ15人の減になったのか、具体的理由。

3番目に、関連して、日置市内にある各養護老人ホームの入所者数と最近の傾向と実態状況、どうなったのか。

4番目に、50ページの節19、補助金及び交付金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、減額の947万円、補正前と補正でございます。それで、この対象見込み者数がなぜ947人も減ったのか、その具体的理由。

2番目に、関連して、この対象見込み者数の日置市内の最近の傾向と今後の見込み、わかりやすく具体的に説明願いたい。

5番目が54ページ、節19、投資的経費のもの、衛生処理組合負担金、補正前と補正でございます。この減額の6,577万6,000円、この金額の具体的計算根拠。それから補正にありますこの汚泥再生整備事業の具体的内容と今後の整備事業の見込み、計画、予定等を具体的にわかりやすく説明願いたい。

それから6番目が66ページ、節の15、工事請負費補助事業、農業基盤整備促進事業費、減額の4,095万円、それから補正前と補正でございます。それで、この補助金の割り当てがなかったことに伴う補正とござい

ますが、この割り当ての具体的な意味内容、意味がよくわからない、理解できにくいので、その意味の内容。

それから2番目に、この農業基盤整備促進事業費は今後も見込めるのか。もし見込めるのであれば、この事業費による4地域の整備をどのように進めていくのか、具体的計画を今後どう立案していくつもりか、説明願いたい。

最後7番目、82ページ、工事請負費補助事業、公営住宅建設事業費社会資本整備総合交付金2,350万円、補正前と補正がごさいます。この2,350万円の具体的な計算根拠。

それから2番目に、永吉麓、上土橋、美山、江口住宅のおのおの具体的な建設工事金額と具体的工事内容、それから、この4地域以外にも今後この交付金を利用しての公営住宅を建設予定があるのかも含めて今後の具体的計画があれば立案予定とその内容をお知らせ願いたい。

以上。

#### ○議長（宇田 栄君）

田畑さん、いつも注意をしてあるんですけど、委員会中心主義ですので、委員会でもたこういう質疑がたくさん出ると、委員会ではこういう審議ができなくなると思うんですよ。だから、やっぱり絞って、ほんとにわからないところだけ質問していただいけませんか。委員会が活動の機能がなくなると思うんです。一応注意をしておきます。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

それでは、ご質問に順次お答えしていきたいと思います。

まず、43ページの19節負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金給付事業費の2,944万円の減額に関連してでございます。なぜ基本対象者見込みが補正前より2,415人も減ったのかというご質問でござ

います。

臨時特例給付金の基本的対象者につきましては、国の通知における給付費予算計上の考え方にに基づき、人口や平成25年度の納税義務者数、納税義務者の扶養親族者数等を算出いたしまして、当初、対象者を1万1,453人と見込みました。また、9月補正予算におきまして、基本対象者数は26年度賦課期日以降の修正申告による申請期間中の追加対象者等を加えまして1万3,993人と見込んだところでございます。

今回、補正前と比較して支給対象者数が2,415人減っておりますが、1月5日で申請を締め切ったところでございます。よって、実績見込みとなっておりますところでございます。

理由といたしましては、国の通知における給付費予算計上の考え方にに基づく見込み数との差が生じたものでございますが、中身的には、対象者と思われる方のうち亡くなられた方、それから税移動により課税対象者になった方、また、課税対象者の扶養に入っていた方、また、申請を行わなかった方などが含まれているというふうに考えております。

それから、2つ目の加算対象者見込みが補正前より1,058人なぜ減ったのかというご質問でございますが、こちらも加算対象者につきましても、基本対象者と同様でございます。国の通知による見込みをベースに、申請期間中における追加対象者を加え、8,714人を見込んでおりましたけれども、実績見込みによる差が1,058人生じたものでございます。

それから次に、今後もこの事業の計画予定はあるのかと。出てくるのであればその計画の内容はというようなことでございます。

平成26年度の臨時福祉給付金は、平成26年4月から平成27年9月までの期間の消費税率引き上げの緩和に対応するものであ

りますが、消費税率10%への引き上げが平成29年4月延期されたことにより、平成27年10月以降の対応として、平成27年度も臨時福祉給付金給付事業が実施されることとなります。

給付は26年度の臨時給付金給付事業と同様に、市町村民税均等割を含みますが、課税がされていない方を対象としまして、給付額は対象者1人につきまして6,000円を給付いたしますが、老齢基礎年金受給者等への加算措置は今回は除外をされます。平成27年度事業で支出する臨時福祉給付金は、平成27年10月から平成28年9月までの1年間の期間に対応するものであることから、平成27年10月から支給するスケジュールを基本に計画をしたいと考えております。

それから、45ページの15節工事請負費でございます。地域介護福祉空間整備推進交付金事業、減額の716万6,000円の件でございます。

まず、大田ふれあい館の305万8,560円、この金額の具体的計算根拠はとご質問でございます。大田ふれあい館1階の便所及び厨房の改修工事に係る工事費でございます。改修の内容としては、和式の便器3基を洋式便器2基に取り替え及び厨房の土間を板張りに張り替え、集会所との段差の解消を行うものでございます。

2つ目に、なぜ大田ふれあい館は補正前より補正金額が525万1,240円減ったのかというご質問でございます。改修内容につきましては、改修要望と大きな相違はございませんが、実施設計のときの地元との打ち合わせによりまして、厨房の流し台の取りかえを予定しておりましたが、既存のものを使用することとしたこと。また、洋式便器等への取りかえに係る給排水衛生設備工事及び電気設備工事費にかかる経費が当初より大きく減ったことによりまして、減額補正となった次

第でございます。

3つ目の、関連してこの交付事業により日置市内の各地区公民館の施設整備状況はどうかと、また、各地区公民館の現状と、今後もこの交付金を利用する計画があるのか。あるのであればその計画の立案時期と具体的内容はということで、ご質問いただきました。

この交付金事業による地区公民館の整備につきましては、平成21年度の高山地区の公民館の改修から始まり、今年度を含め14の地区公民館の施設整備を行っております。この交付金事業が継続されることが前提でございますが、地区公民館を所管する地域づくり課と協議を重ねまして、今後もこの交付金事業の活用を図っていきたくと考えております。

立案時期等、具体的内容については、地区公民館の整備状況や改修の必要性をもとに、地域づくり課のほうを取りまとめを行っております。例年、整備をしたい地区公民館を12月中までに選定をされまして、2月中に要望の内容を確認させていただいております。

続きまして、46ページの20節扶助費、単独事業の老人福祉施設入所措置費の2,635万1,000円の減額の関係でございます。

まず最初に、この金額の具体的計算根拠はというご質問でございます。平成26年度当初予算積算時の入所者数をもとに予算の積算を行っておりますが、平成26年12月末現在、市内3施設と市外4施設の養護老人ホームに入所されている人数と、今後入所が見込まれている3人を加えた62人分の入所措置費が今回見込まれることから、減額補正となった次第でございます。

次に、なぜ15人減になったのかと、その具体的理由をお尋ねでございます。入所された方がお亡くなりになられたり、介護が必要になり介護施設に移られたり、長期入院が必要となられて、そういった関係で15人が減

になったものでございます。

それから次に、関連して、日置市内にある各養護老人ホームの入所者数と最近の傾向と実態状況はというご質問でございます。日置市内には、伊集院の聖寿園、それから吹上の美里、光の岬、3つの養護老人ホームがございます。現在の入所者は、日置市から聖寿園に18人、美里に29人、光の岬に7人、計54人の方が入所されております。

傾向といたしましては、自宅での生活を希望される方も多く、また、自宅での生活が困難となった場合、要介護2以上の方は養護老人ホームには入所できないということもありまして、入所者数は減少の傾向にあると思われれます。

続きまして、50ページの19節負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の947万円の減額でございます。対象者見込み数が947人も減った。その具体的理由ということでご質問です。

ご存じのとおり、臨時福祉給付金は非課税世帯に対しての給付金、子育て世帯臨時福祉給付金は、細かい条件はありますが、大きく分けると平成26年1月1日現在、児童手当を受給している課税世帯に対しての支給としております。見込み数を上げる中で、課税・非課税の対象者、つまり福祉給付金になり得る人も見込んでいたこと、それから、公務員に対しては、本市では人数把握できない関係で、厚労省から示された算出方法に基づきまして見込んでおりました。そのことにより、申請者数と見込み数の差が出て、今回の減額補正となった次第でございます。

次に、関連してこの対象見込み者数の日置市内の対象の傾向と今後の見込みをわかりやすくということでございますが、子育て給付金について、平成26年4月から平成27年9月までの期間の消費税率引き上げの影響の緩和に対応するものでございました。消費税

10%への増税が平成29年4月に延期されたことによりまして、平成27年10月以降の対応について、税制抜本改革法の規定を踏まえて、平成27年度も実施することとされております。

消費税率引き上げの影響を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、対象児童1人当たり3,000円が支給をされます。平成27年度は支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童に対して申請等を行っていただいた上で、本年10月から支給となる見込みでございます。

以上で終わります。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

ページが54ページになります。19節の投資的経費のもの、衛生処理組合負担金6,577万6,000円の減額でございます。

1番目に、この金額の具体的計算根拠でございます。今回の補正は南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業負担金の本年度確定による分でございますが、施設周辺環境整備分と経常分がございます。施設周辺環境整備分につきましては、今回、117万8,000円を減額するものでございます。減額の結果、650万円の金額になりますが、これは各市統一の金額となります。

それから、経常分といたしましては6,459万8,000円の減額になります。この経常分につきましては、循環型社会形成推進交付金により進めるもので、平成25年度は入札前に要する経費に基づき内示されまして、交付されております。入札の結果、契約額が大幅な減となりましたが、余剰分は平成26年度への年度間調整として交付されておりますので、26年度へ繰り越しを行ったということ、それから26年度の交付金も当初予算よりも多く交付されていること、これらの理由によりまして、26年度の各市の負

担が減額されるものでございます。

なお、負担割合は均等割3、人口割7、これは平成22年度の施設使用人口利用による人口割になります。これによって算出をされております。日置市の負担割合は24.71%となるものでございます。

それから2番目の、この汚泥再生処理施設整備事業の具体的内容と今後の整備事業の見込み、計画、予定等についてでございます。

この汚泥再生処理施設整備事業は、構成市4市による汚泥再生処理センター建設工事でございます。現在の南薩摩衛生センターの敷地内において既設のし尿処理施設から資源化施設である汚泥再生処理センターへの更新工事を行うものでございます。1日の処理能力を240kℓ、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式による水処理方式で、汚泥は助燃剤として、また、臭気が漏れない対策を講じるというものでございます。

平成25年度から実施設計を行いまして、平成28年3月31日までを工期とし、供用開始を平成28年4月からとするものでございます。供用開始されますと、これまでの吹上地域、それから伊集院地域、そして現在いちき串木野市に処理委託をしている日吉地域も処理していく予定でございます。

以上でございます。

#### ○農地整備課長（藤澤貴充君）

質問の6番目、66ページ、工事請負費補助事業農業整備促進事業費4,095万円の減額に対するご質問でございます。

まず、1番目の国庫補助金の割り当ての具体的内容と意味であります。

この事業は、市内4地域の老朽化が進む用排水施設等の改修や更新、排水不慮により耕作に支障を来している水田の暗渠排水などを55%の国庫補助を受け行いまして、農業基盤の強化を図ろうとするものでございます。また、地域の要望にきめ細かく、比較的早期

に対応できることから、効果的な事業であると考えております。

今年度につきましてですが、平成25年度末の国の景気対策に伴う追加補正で、平成26年度分に計画しておりました事業を前倒しした形で配分されました1億円分の事業を執行しております。

一方、平成26年度当初予算として計上しておりました分につきましては、本事業に係る国の予算不足から、今年度分の国庫補助金の割り当てがなく、今回、減額補正を行うものでございます。

2番目の今後の見込みでございますが、現在、平成24年度から平成27年度までの4年間の事業採択を受けておりました、最終年度であります平成27年度も用排水施設、ため池、暗渠排水等の整備を継続して実施していきたいと考えております。

また、28年度以降も制度改正等も予想されますが、地域の要望にきめ細かく、早期に対応できる事業を導入し、農業基盤の強化、耕作条件の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

#### ○建設課長（桃北清次君）

7番目でございます。82ページでございます。15節の工事請負補助事業でございます。公営住宅事業の2,350万円の増額でございます。

質問の(1)ですけれども、この金額の具体的計算根拠ということでございます。これにつきましては、永吉麓住宅の外構工事等に1,200万円を予定しております。それと、上土橋住宅の同じく外構工事に1,150万円を計画しているところでございます。

2番目の質問でございます。永吉麓、上土橋、美山、江口住宅のおおのの具体的建設工事金額と具体的工事内容ということでございます。

これにつきましては、美山につきましては

平成25年度から繰り越し事業で事業を実施してきております。現8月末で完成しているところでございます。9月1日より10戸の入居が終わっている状況でございます。

江口住宅につきましても、同じく25年度から26年度へ繰越事業で、現在整備を行っているところでございます。ここにつきましては、27年の4月1日の入居を予定しているところでございます。永吉麓住宅につきましても、現在、2棟10戸を発注いたしまして着手しているところでございます。これにつきましても国の予算の満足な割り当てがないために、27年度にかけて繰越事業で一部工事を行っているところでございます。

上土橋につきましては、現在、1棟6戸の本体工事と造成工事等を執行しておりますけれども、ここにつきましても繰越事業でございます。27年度につきましても残りの1棟4戸の——済みません、上土橋につきましては現在1棟4戸が発注済みでございますので、残りの1棟6戸を27年度の予算で計画していく予定でございます。

続きまして、(3)でございます。この4地区、地域以外にもこの交付金を利用して今後公営住宅を建設する予定があるのか。あるのであれば、その具体的計画立案と、予定と内容ということでございます。

今後も公営住宅の建設についても計画があるわけですが、社会資本整備交付金事業で建て替えを計画していく予定でございます。しかしながら、現在、空き家待ちの申し込み者等が少ない状況にあるようでございます。今後は、建設場所や住宅の規模等について検討して、建て替え住宅を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長(宇田 栄君)**

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(宇田 栄君)**

これで質疑を終わります。

次に、議案第23号から議案第33号までの11件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(宇田 栄君)**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第23号、議案第28号、議案第29号及び議案第31号並びに議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第24号、議案第25号及び議案第30号並びに議案第33号は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第26号及び議案第27号は総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長(宇田 栄君)**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第43 議案第34号平成27年度日置市一般会計予算

△日程第44 議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第45 議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第46 議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第47 議案第38号平成27年



- 度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- △日程第48 議案第39号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- △日程第49 議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- △日程第50 議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- △日程第51 議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算
- △日程第52 議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- △日程第53 議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第43、議案第34号平成27年度日置市一般会計予算から日程第53、議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算までの11件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。

市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月6日、第2本会議で行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、11件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成27年日置市議会第1回定例会に当たり、市政の状況と施策の一端を申し上げます

とともに、ご提案しました平成27年度当初予算案等の概要をご説明申し上げ、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、平成26年12月27日に閣議決定された国の平成27年度予算編成の基本方針では、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す政策の重点化を図ることを基本として、引き続き財政健全化の旗をおろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化するという目標を堅持することとしています。

また、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれるまちづくり、ひとづくり、しごとづくりを進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げることとしています。

本市におきましても引き続き、第1次日置市総合計画の基本理念である地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりの実現に向け、厳しい財政状況を踏まえ、優先すべき政策や事業を的確に捉えながら、安心して安全に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

さらに、平成27年度は、第1次日置総合計画後期計画の最終年度に当たるため、これまでの成果を検証するとともに、その成果を踏まえ、第2次日置市総合計画の策定に取り組んでまいります。

まず初めに、株式会社鹿児島銀行との間で締結しました包括的業務協力協定に基づき、民間企業の知識や情報を生かしつつ、地域経済の活性化や産業振興の方策について一歩ずつ着実に動き出しております。その中でも、平成25年度からの新産業創出の取り組みとして、市有地と栽培研究会員の所有地におけるオリーブの試験栽培を継続し、平成27年

度からは市民の方々へ苗の配布を通じた栽培普及を図り、新たな特産品の開発と、6次産業化による雇用の創出など、日置市の新たな産業として早期定着を目指してまいります。

次に、環境政策につきましては、新広域ごみ処理施設の建設について、構成市と協議してまいります。

また、平成26年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置事業により、自然エネルギーの一層の普及を図るとともに、資源循環型社会の構築に向けて引き続きごみの減量化と分別徹底に取り組んでまいります。

次に、消防・防災体制につきましては、情報伝達を一元化するための防災行政無線システムを整備するとともに、消防救急活動の確実かつ効率的な運営のため、消防救急デジタル無線システムの整備を年次的に進めて推進してまいります。

次に、交通の利便性や安全性を確保するための市道整備の促進や、魅力ある環境づくりを進めるため、伊集院駅周辺整備を実施し、利用者の利便性の向上と駅前広場の混雑解消に努めてまいります。

次に、市民の保健医療につきましては、日置市健康づくり推進条例を基本に、市、市民、事業者等が協働して取り組む健康づくり事業を推進し、健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

市では、生活習慣病の早期発見や早期予防、ひいては医療費の抑制を図るため、引き続き特定健診の受信勧奨活動に取り組んでまいります。

また、子ども医療費助成につきましても、安心して医療を受けることができるよう、昨年10月診療分から、対象の終期を小学校就学前から小学校卒業までに拡大しております。引き続き子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、教育環境につきましては、平成

27年度から伊作小学校校舎改築事業に着手いたします。今後も、国の補助事業を活用しながら、子どもたちが充実した教育を受けられるよう教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、昨年に引き続き、民俗芸能等伝承活動支援事業、人づくり支援事業を実施することにより、地域の伝統芸能、文化の保存、伝承や風格ある教育を進め、温もりにあふれる人・まちづくりを支援してまいります。

次に、平成27年度は日置市が発足してから10年目を迎えることから、市制施行10周年を祝し、記念式典を初めさまざまな記念事業を実施し、市民の融和とさらなる一体感の醸成など地域の活性化を図ってまいります。

次に、全26地区公民館で策定された第3期地区振興計画に盛り込まれた課題解決に地区と協働して取り組みます。地区住民の声を生かしたソフト事業の展開により、地区に応じた新しい仕組みづくりを構築してまいります。

次に、過疎化が進行する地域の人口減少に対処するため、日置市住宅マスタープランに基づき、小規模市営住宅の建設と定住促進対策事業を継続して実施し、定住人口の確保を図ります。

次に、行政改革につきましては、第2次行政改革大綱に基づき、住民サービスの向上や行政財政運営の効率化など、着実に推進してまいります。また、これまでの成果や結果等を踏まえ、第3次行政改革大綱の作成に取り組んでまいります。

次に、平成27年度から日吉支所庁舎・日吉中央公民館の建設に着手し、災害時に対応する防災拠点としての機能を確保するとともに、市民が利用しやすく、簡素で効率的な施設の整備を進めてまいります。

最後に、私がマニフェストでお約束いたし

ました「安心して安全に暮らせる住みよい日置市の創造」、「行財政改革を推進し、財源を確保するとともに、持続可能な行政運営の確立」、「市民参加による共生協働、元気で魅力ある地域づくりの推進」、「安心・安全な農林水産物の供給と観光振興の推進」、「環境にやさしいまちづくり」の実現など、各施策について一定の成果を上げることができましたことについても、議会を初め市民の皆様方のご理解、ご協力のたまものと考えており、改めて心から厚くお礼申し上げます。

平成27年度の当初予算案及び主要な施策について申し上げます。

平成27年度当初予算に当たりましては、総合計画後期基本計画及び財政健全化計画に基づき、地方債の発行抑制や各種経費の抑制を行うなど財政の健全化に努めるとともに、限られた財源内で予算調整ができる仕組みづくりに取り組むなど、将来を見据えた財政運営を行うことを基本に予算編成をいたしました。

平成27年度一般会計当初予算の予算規模は239億9,200万円で、昨年度と比較いたしまして8億8,200万円の増となりました。

主な増額の要因は、防災行政無線整備事業、日吉支所庁舎整備事業、南薩衛生管理組合建設負担金などによる普通建設事業費や保育所運営、障害児通所給付費の扶助費の増などによるものでございます。

まず、歳入の主なものは、市税の市民税で、景気回復の鈍化による所得の減少が見込まれますが、固定資産税で家屋、償却資産の増、軽自動車税における原付、小型二輪等の税率改正による増等で、市税全体では、対前年度比200万8,000円増の41億9,948万6,000円を見込みました。

地方交付税では、平成26年度地方財政計画で0.8%の減となっており、普通交付税

で81億7,000万円、特別交付税で6億円を見込み、総額で87億7,000万円を計上いたしました。

繰入金では、公営住宅建設事業や大規模な公共施設の修繕等の財源として施設整備基金から8億1,200万円、新産業創出支援事業、民俗芸能等伝承活動支援事業や人づくり支援事業に要する財源として合併特例債を活用した地域づくり推進基金から8,700万円、財源調整として財政調整基金から6億192万4,000円の繰り入れを見込みました。

市債では、防災行政無線整備事業2億7,880万円、汚泥再生処理センター整備事業4億4,550万円、学校教育施設整備事業1億9,150万円、臨時財政対策債7億8,160万円等を見込み、総額で26億7,230万円を計上いたしました。

次に、歳出予算を部門別に主な事業をご説明申し上げます。

まず、総務部門であります。

市民参加意識を醸成しつつ、地域の自立を基本に自治活動の維持・存続を支援するとともに、地域の特性を生かした地域課題の解決に多様な主体が参加する協働による地域づくりを推進してまいります。本年度は、日置市発足から10年を迎えることから、市制施行10周年を祝し、記念式典を初めさまざまな記念事業を実施し、市民の融和とさらなる一体感の醸成など地域の活性化を図ります。

次に、市民の皆様方が安心・安全に生活できるように交通安全施設の整備を進めると同時に、災害が発生した場合に地域防災計画に基づき対応ができるよう、自主防災組織の育成をし、推進するとともに、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動等ができるよう、防災応急対策に必要な資機材、食料や生活必需品の備蓄を計画的に進めてまいります。

次に、防災行政無線の整備につきましては、防災行政無線とあわせて自治会コミュニティでも活用できるシステムの整備を年次的に進めてまいります。

次に、交通政策につきましては、交通不便地域における住民の交通手段の確保を図るため、東市来、伊集院、吹上地域においてコミュニティバスを運行し、日吉地域と伊集院地域及び吹上地域の一部において乗り合いタクシーを運行します。

次に、定住促進対策につきましては、各地域における定住の促進を図るため、市外から本市へ転入し、住宅の新築または購入した世帯に対しまして補助金を交付してまいります。

次に、情報政策につきましては、マイナンバー制度が平成27年10月から本格的に運用されます。円滑な制度導入に向けて関係機関と連携をとりながら、実施体制を構築し、システム改修等を進めてまいります。

次に、民生部門であります。

障がい福祉につきましては、引き続き基幹相談支援センターの拡充を図り、サービス等利用計画や各種相談業務、自立支援協議会の充実等に努め、障がいのある方が抱えている課題解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かい支援を実施してまいります。

また、発達障がい児の支援につきましては、引き続き、保健、福祉、教育の一貫した支援体制の構築を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、平成26年度に策定した高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、心豊かな長寿社会を目指し、高齢者の誰もが住みなれた地域で安心して生き生きとした自立した生活が送れるための支援に努めるとともに、お互いに支え合って暮らせる地域社会の実現を目指し、援助を必要とする高齢者に対して地域ぐるみで助け合いの場の構築を進めてまいります。

児童福祉につきましては、子ども・子育て

支援法に基づく日置市子ども・子育て支援事業計画が平成27年度から本格的にスタートするに当たり、質の高い乳幼児期の学校教育、保育及び子ども・子育ての充実に努めるとともに、多様化する保育ニーズへの迅速な対応と住民が利用しやすい子育て支援サービスの提供に努めてまいります。

生活保護につきましては、生活保護法及び厚生労働省の定める基準に基づき保護の決定を行うとともに、生活保護を受けている方々が自立できるように支援を行います。

生活困窮者の自立支援につきましては、平成26年度に策定しました生活困窮者等自立支援計画及び平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、平成25年度から実施しているモデル事業の成果も踏まえ、自立相談支援、就労準備支援、学習支援の事業に取り組み、生活困窮者の自立を促進します。

子ども医療費助成につきましては、引き続き助成対象を小学校卒業まで行うこととします。

予防接種事業につきましては、子どもの水痘ワクチンと高齢者用肺炎球菌ワクチンを助成対象に加えて、さまざまな疾病予防に努めてまいります。

妊婦健康診査事業につきましては、安心して出産できるよう、健康診査に支援を行うとともに、子育て支援に努めてまいります。

また、「元気な市民づくり運動推進計画」が平成28年3月で終了することから、成果や計画の検証結果等を踏まえ、第2次計画の策定に取り組んでまいります。

次に、環境行政につきましては、吹上浜を初めとする貴重な自然を守っていくため環境調査を行い、公害の未然防止に努め、自然と調和する豊かな暮らしの実現を目指してまいります。

また、合併浄化槽設置整備事業においても、

公共用水域の水質確保のための公共下水道区域外においても合併浄化槽の普及を推進してまいります。

このほか住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金を引き続き交付し、地球温暖化防止及びエネルギー自給率の向上を推進するとともに、資源循環型社会の構築に向け、生ごみの酵素処理による焼却ごみの減量化と分別徹底に取り組んでまいります。

次に、労働部門であります。労働部門につきましては、社団法人日置市シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高齢者等の就業機会の増大、福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤の整備につきましては、県営及び団体営土地改良事業を推進するとともに、地域づくり振興事業と農道等の施設整備に対する原材料等支給事業を併用しながら、ハード面の整備を進めてまいります。

ソフト面では、担い手農家や集落営農組織への支援をはじめ、青年就農給付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業及び経営所得安定対策事業を推進してまいります。

さらに、日置市の新産業であるオリーブのまちづくりを推進するため、市民向けのオリーブ基礎講座の内容の充実を図るとともに、6次産業化の取り組みを進めてまいります。

次に、商工部門であります。

商工部門につきましては、商工業者の育成・振興を図るため、商工業制度資金等利子補給補助事業や、商店街活性化チャレンジショップ支援事業を行うとともに商工会と連携しながら、地元商店街の活性化を図ってまいります。

次に、観光部門であります。

観光部門につきましては、平成27年度か

ら本市のスポーツ施設等と市内の宿泊施設とが連携を図り合宿等を誘致することにより、スポーツ及び文化を通じた観光の振興を図り、もって地域の活性化に資するための新たな助成制度を設けます。

また、JR伊集院駅の整備にあわせ、本市の観光拠点施設を駅南側に整備し、日置市の新たな観光情報の発信拠点として取り組んでまいります。

加えて、市制施行10周年を迎えるに当たり、観光情報発信や広報活動の一貫として、新たに作成した本市のイメージキャラクターを効果的に活用し、本市のPRやイメージアップを図ってまいります。

次に、建設部門であります。

主要道路や生活道路の維持補修、既存公営住宅の維持管理に努めてまいります。

また、国道、剣道の整備につきましては継続して事業促進が図れるよう要望してまいります。

都市計画事業につきましては、街路の整備、湯之元第一地区の土地区画整理事業を進め、良好な住環境の整備を促進するとともに、地域の活性化と市民の利便性が向上するよう取り組んでまいります。

公園につきましては、都市公園の適切な維持管理を行い、安全な環境の維持に努めてまいります。

また、伊集院駅周辺整備による駅利用者の利便性の向上と駅前広場の混雑の解消及び地域の活性化を図ってまいります。

次に、消防部門でございます。

平成26年度から整備中の消防救急無線デジタル化事業は、本年度中に全てが完了するため、平成28年4月からの新規運用に向けた職員研修や試験運用等を重点項目に置き、取り組んでまいります。

また、各種災害に対しましても予測できない大規模・特殊災害、高度化する救急業務に

対応するため、人的機動力の育成や資機材等の充実による消防力の向上を図ってまいります。

非常備消防では、消防団員の服制基準の改正に伴う活動服の更新を進めるとともに、消防団車庫の建替えや再編に向けての計画及び消防ポンプ自動車の更新など、計画的に整備を進めてまいります。

次に、教育部門であります。

学校教育につきましては、伊作小学校校舎改築事業の工事に着手してまいります。

少子化が進む中、小中学校のあり方についても対象校区の保護者や地域住民の合意形成を前提に再編を進めてまいります。

また、市学習指導アシスタント派遣事業、学校教職員派遣研修事業及び理科観察実験支援事業を継続しながら、特別支援教育支援員の配置拡充により、子どもたちの学力向上と特別支援教育の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の自立やいじめ問題の対応などについても、子ども支援センターの充実と教育相談員、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行ってまいります。

社会教育につきましては、よりよい社会を築いていく人づくりを推進するため、地域の教育力向上を目指し、家庭、学校、地域のさらなる連携を図るとともに、教育の原点である家庭教育を充実するとともに、保護者の皆様の学びを応援する学習機会の提供など、家庭教育の支援に努めてまいります。

また、図書館においても引き続き家庭教育の一環として取り組んでいるブックスタート事業のさらなる充実を図ります。

文化振興事業につきましては、国内最大の文化の祭典である国民文化祭が鹿児島県内全域で開催され、本市においても、受け継がれる歴史と伝統を感じさせる多彩な催しを実施し、その成就に努めてまいります。

社会体育事業につきましても、生涯スポー

ツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体育協会や各種競技・活動団体の育成、また、平成32年開催の鹿児島国民体育大会に向けた各競技部の競技力向上に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険財政は、国保加入者の減少及び高齢化、また医療技術の高度化などに伴う医療費の増大などにより、今後も非常に厳しい財政運営を強いられることから、国民健康保険事業の運営を持続かつ安定的に進めていくため、医療費給付の適正化対策や介護納付金を合わせた保険税の収納率向上対策に取り組むとともに、経営努力に努めながら適正な運営を目指し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億963万8,000円と決めました。

次に、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、終末処理場・ポンプ場長寿命化計画策定等業務委託、つつじヶ丘団地に係る設計委託及び幹線管渠築造工事、長寿命化計画に係る妙円寺団地蓋取りかえ工事等を計上し、歳入歳出予算の総額を総額それぞれ5億9,057万3,000円と決めました。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、委託料及び公債費で起債元金、利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,946万1,000円と決めました。

次に、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

依然として景気低迷が続く中、厳しい経営状況が続いていますが、職員の資質向上によるサービスのレベルアップを図り、お客様の

満足度の向上を目指し、利用者ニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費と施設を運営するための総務管理費及び賄材料等の宿舎経営費の一般事業費を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,928万4,000円と定めました。

次に、健康交流館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

老朽化している施設を改修することで、利用施設の向上と安定したサービスの提供を目指してまいります。

健康交流館事業特別会計予算は、職員の人件費等、施設を運営するための管理事業費及び施設老朽化に伴う修繕のための施設整備費を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,022万4,000円と定めました。

次に、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、老朽化した温泉給湯施設を計画的に更新してまいります。27年度は、貯湯槽を築造するための工事費、設計委託料、電気料等の管理運営費等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,906万4,000円と定めました。

次に、公衆浴場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公衆浴場事業特別会計予算は、公衆浴場費で施設維持修繕料、管理人の賃金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,068万9,000円と定めました。

なお、老朽化している施設のあり方については、検討委員会の提言を踏まえ、廃止を含め検討してまいります。

次に、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険制度は、制度開始から平成27年度で15年目を迎え、着実に浸透してきております。

そうした中で、団塊世代の方々が65歳以上となり、本市の高齢化率は平成26年には30%を超え、今後ますます介護ニーズは高まり、給付費も増大することが見込まれます。

27年度は第6期介護保険事業計画の初年度となります。介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れる医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、自立支援に向けた介護予防事業等の推進を図り、居宅サービスの充実、また関係機関と連携して介護給付費の適正化にさらに取り組むため、介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,342万8,000円と定めました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行い、本市におきましては、保険料の徴収、申請及び届け出の受け付け等の窓口業務を行っております。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金、広域連合納付金を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,366万4,000円と定めました。

次に、水道事業会計についてご説明申し上げます。

水道事業会計では、道路改良に伴う配水管布設替工事等の水道施設整備を推進してまいります。

また、浄水場や配水池、各施設の改修や水源確保事業を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

収益的収入及び支出の予算では、収入額が8億4,819万円、支出額が8億1,663万5,000円と定めました。

収入では、水道料金や給水負担金等の営業収益、簡易水道事業分に係る一般会計補助等の営業外収益、支出では、職員の人件費のほか、水道管破損等の修繕等の営業費用、支払利息等の営業外費用を計上いたしました。

資本的収入及び支出では、収入額は1億4,169万9,000円、支出額は3億9,721万4,000円を計上し、財源不足額2億5,551万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,800万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額751万5,000円で補填することとしました。

以上、今後の市政運営につきまして私の基本的な考え方と本年度の施策方針及び当初予算の説明を申し上げますが、本施策の推進に当たりましては、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これで、議案第34号から議案第44号までの11件に対する説明を終わります。

---

△日程第54 発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第54、発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

発議第1号について、議会運営委員長の説明を求めます。

〔議会運営委員長門松慶一君登壇〕

○議会運営委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年、国では、教育委員会の見直しが行われ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から

施行されることになっております。

この法律改正では、第13条第1項に、「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」と、これまでの教育委員長と教育長が一本化されているところです。

また、附則第2条第1項では、「経過措置として、施行の際、教育長が従前の例により、在職する場合においてはこの改正後の規定は適用せず従来どおりとする」とされているところです。

このようなことから、日置市議会委員会条例第21条の出席説明者の要求にある教育委員会の委員長を教育委員会の教育長と改正し、この条例の施行期日は平成27年4月1日とするが、法律改正と同様に経過措置を設けるものである。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから発議第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり



決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第55 陳情第1号キャナハイツ  
団地連絡道路の整備に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第55、陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情を議題とします。  
本件は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第56 陳情第2号「川内原発  
1・2号機の再稼働に  
当たって九州電力に住  
民説明を求める」陳情  
書

○議長（宇田 栄君）

日程第56、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書を議題とします。  
本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第57 陳情第3号受動喫煙の防  
止措置の強力な推進を求  
める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第57、陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書を議題とします。  
本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会



第 2 号 ( 3 月 6 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 1 号 市道の路線の認定及び変更について
日程第 2	議案第 5 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 1 4 条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 7 号 日置市教育支援委員会設置条例の制定について
日程第 4	議案第 8 号 日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について
日程第 5	議案第 9 号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定について
日程第 6	議案第 1 7 号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第 7	議案第 1 0 号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 1 号 日置市行政手続条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 2 号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 2 2 号 平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 1 1	議案第 2 3 号 平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 2 8 号 平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 2 9 号 平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 3 1 号 平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 5	議案第 3 2 号 平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 2 4 号 平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 7	議案第 2 5 号 平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 3 0 号 平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 3 3 号 平成 2 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 2 6 号 平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 1	議案第 2 7 号 平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 3 4 号 平成 2 7 年度日置市一般会計予算
日程第 2 3	議案第 3 5 号 平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 2 4	議案第 3 6 号 平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
日程第 2 5	議案第 3 7 号 平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 2 6	議案第 3 8 号 平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 2 7	議案第 3 9 号 平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 4 0 号 平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

- 日程第 2 9 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月6日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤 貴充 君  
上下水道課長 丸山 太美雄 君  
学校教育課長 片平 理 君  
会計管理者 満留 雅彦 君  
農業委員会事務局長 福留 正道 君

建設課長 桃北 清次 君  
教育総務課長 宇田 和久 君  
社会教育課長 今村 義文 君  
監査委員事務局長 松田 龍次 君



午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第1号市道の路線の認定及び変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第1号市道の路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第1号市道の路線の認定及び変更について報告いたします。

本案は、去る2月27日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月2日、3日で委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長・課長等の出席を求め、現地調査を実施した後、質疑、討論、採決を行いました。これから審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案の概要は鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事に伴い、1路線を認定し、並びに農道及び集落道からの移管に伴い、6路線を認定し、及び4路線を変更するものであります。

主なものは、認定路線では伊集院駅自由通路線ですが、伊集院駅を南北につなぐ橋上通路として6月中に供用を目指し、現在工事中となっています。進捗率は26年度末で79.2%、延長112.7m、幅員3.5mであります。また、移管に伴う6路線は中山間総合整備事業ゆすいん地区及び日置南部広域農道にかかわるものであります。変更路線については、岩井田飯牟礼線ではふ

るさと農道の整備が終了したことに伴い、延長の変更、その他は日置南部広域農道にかかわる起点と終点の変更であります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

「伊集院駅の自由通路の起点についてどこからか」の質疑に、「南側が起点で駅前広場の階段から北側は交通広場の階段までである」と答弁。

次に集落道、農道からの移管されるものについて、「幅員が4mの基準を満たしているのか」の質疑に、「日置市市道路線認定基準要綱の資料をもとに満たしている」と答弁。委員からは、離合が懸念される場所もあることから、安全面に配慮し、待避所等も今後、利用状況を見て、市道の管理を求める意見が出されました。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、議案第1号市道の路線の認定及び変更については可決すべきものと全会一致で決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号市道の路線の認定及び変更については可決されました。

△日程第2 議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定について

△日程第3 議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定について

△日程第4 議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について

△日程第5 議案第9号日置市幼稚園保育料徴収条例の制定について

△日程第6 議案第17号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定についてから、日程第6、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規

定に基づく経過措置を定める条例の制定についてから、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正についてまでの議案5件は2月27日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託されました。

3月2日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、所管課の説明を求め質疑を行い、3月3日に討論、採決を行いました。これより、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定についてをご報告申し上げます。

本案は介護保険法の一部改正に伴い、医療介護総合確保推進法の附則第14条の規定に基づき介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に関する経過措置を定めるために条例を制定するものです。

第1条では条例の趣旨を定めております。第2条では、現在、要支援1・2で受けられる介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、今回の制度改正に伴い、地域支援事業の中の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、その実施に一定の準備期間が必要として、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで経過措置を定めます。

また、第2条第2項では現在の包括的支援事業に在宅医療や介護連携の推進、また認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備の充実が加えられ、そのうち生活支援体制整備事業については、その実施に一定の準備期間が必要として、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで経過措置を定めるものであります。

次に、質疑の主なものですが、委員より「今回の制度改正で生活支援サービスの体制整備や認知症施策の推進などがあるが、地域

での実施団体や受け皿づくりはどのようにやっていくのか。地区公民館や自治会との連携も必要と思うがどう考えるか。」との質疑があり、「現在、商工会の協力を得て、ニーズ調査をしている。介護予防訪問介護の利用者のうち、3・4割は見守り、声掛け、ゴミ出しなどの生活支援でも対応できるのではないかとアンケート結果も出ている。今後は高齢者元気度アップ事業でのボランティアグループや地域でのリーダー養成に努めたい。そのためには自治会など地域との連携を初め、コーディネーターの配置、協議体の設置を軸に体制整備を図っていきたい。」と答弁。

また、「生活支援サービスの協議体設置とあるが、どのような体制になるのか。」との質疑には「現時点では、市の地域包括支援センター運営協議会を協議体とし、その下に4地域ごとの協議体を、さらにその下に地区公民館ごとの協議体というように、3層構造の協議体をイメージしているが、今後、検討を進めていく。」との答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定についてをご報告いたします。

本案は、文部科学省の通知に基づき、現在の障害児就学指導委員会の機能を拡充するため、新たに日置市教育支援委員会を設置し、障害のある児童生徒の適正な就学を図ることを目的に条例を制定するものであります。

この支援委員会は、市内の小中学校長の代表を初め、小中学校の特別支援学級の担任や通級指導教室の担当教諭の代表、学識経験者

など15人以内で構成し、任期は2年となっております。主な所掌事項は、特別支援学校または特別支援学級において、教育を行うことが適当と認められる者の調査及び就学診断に関すること。また、通級による指導が必要と認められる者の検査及び入級判定に関することなどであります。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「保護者の強い意向で、普通学級への編入があるかと思うが、この条例を制定することで強制されることがあるのか。」との質疑があり、「今回の条例制定の目的は、ニーズの多様化に伴い、障害児の就学について、保護者や学校が相互理解のもとで総合的に考え、相談・支援の充実を図ることである。条例によって強制するものではない。」と答弁。

また、「現在の就学指導における判定件数はどのくらいか」との質疑があり、「平成25年度が184件、26年度が211件となっている。なお、26年度の特別支援学級の状況は、10月末現在で、知的障害が小学校7校、中学校5校で計43名、自閉症・情緒障害が小学校7校、中学校2校で計35名。このほか、伊集院小学校の通級指導教室に53名が通っている。」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定についてをご報申し上げます。

平成23年に滋賀県大津市で、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国的にいじめ問題が深刻化したことを契機に、いじめ防止対策推進法が制定されました。本市でも、この法律に基づき、日置市いじめ防

止対策連絡協議会、いじめ問題専門・調査委員会、いじめ問題総合調査委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

第1章では総則を、第2章ではいじめ防止対策連絡協議会の所掌事項、組織、任期等を、また第3章でいじめ問題専門・調査委員会の所掌事項や組織を、第4章でいじめ問題総合調査委員会の所掌事項や組織を、また、第5章で雑則をそれぞれ定めております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「本市でのいじめの状況はどうか。」との質疑があり、「子どもや保護者の訴えをもとに学校が把握したいじめの認知件数は、平成24年度で52件、25年度で56件、26年度で48件となっている。解決の状況を年度末に確認をしており、今のところ全て解決済みとなっている。」と答弁。

次に、「3つのこの委員会の関係性や、調査委員会が設置されるような重大な案件の判断などどのように考えているのか。」との質疑があり、「いじめ防止対策連絡協議会は、いじめの防止へ向けた施策の協議検討を行う場である。いじめ問題専門・調査委員会は、教育委員会の諮問で、解決できていない個別の案件への調査対応を行う。また、総合調査委員会は専門調査委員会の結果に納得がされない場合に、市長の諮問で再調査するための委員会である。滋賀県大津市のいじめ事件のときは、調査や対応など、このような組織が機能しておらず問題になったため、今回、このような組織体制をつくるのが法律で明記されている。日置市では重大な案件は発生していないが、調査委員会を設置するための判断や線引きなどはまだできていない。基本的に、いじめ問題は、学校での気づきや吸い上げ、また解決が大事である。それでも解決できないときは、子供支援センターで臨床心理士や教育相談員などのサポートを受けながら

解決に動いていく。」と答弁。

また、次に、「条例中の第3条第3項、第4項でいじめ防止が記載されているが、道徳の授業の活用などは盛り込む考えはないのか。」との質疑には、「第3条第3項で日置市いじめ防止基本方針に関することを所掌事項に入れており、連絡協議会の中で基本方針を検討していただくようになっており、その中で道徳の活用も検討していただく。」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定についてをご報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、日置市立幼稚園の保育料の徴収に関し、条例を制定するものであります。

保育料の詳細については、条例中の別表のとおりでございますが、この条例の制定により、現在の保育料が変わることはありません。

次に、質疑の主なものですが、「基本月給は5,700円だが減免に該当する園児は何名いるのか。」との質疑があり、「園児100名中、53名が該当する。」との答弁でした。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正についてをご報告申し上げます。

本案は、第6期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から29年度まで

の各年度の保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

第5期事業計画では、第1号被保険者の1人当たりの介護保険料基準月額が4,980円でしたが、今回、第6期事業計画では基準月額が5,860円となります。この計算の算定は各種介護サービス利用に対する標準給付費の見込み額156億6,584万7,000円と地域支援事業費の2億2,342万2,000円を合わせました総額158億8,926万9,000円を費用として見込み、それから第1号被保険者の負担率22%を乗じ、調整交付金や予定介護保険料収納率による補正等を行い、第1号被保険者の1人当たりの保険料基準額を求めたものであります。

また、今回の第6期事業計画では、所得区分を7段階から9段階に細分化し、低所得者への保険料軽減措置を行うなど、低所得者への負担軽減に一定の配慮も行われております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。委員より、「3年間の介護事業費156億8,926万円のうち、第5期の事業計画で借り入れた財政安定化基金の償還分はどれだけか。」との質疑があり、「平成26年度の決算ベースで5,700万円を見込んでいる。これは、第6期3年間で返済していく。」と答弁。

次に、「高齢化の進展により、介護保険事業費はもっと伸びるのではないか。この見込みは甘くないか。」との質疑があり、「国が示した計算式に基づいて試算を行ったが、当然、高齢化の伸び率も計算に入れている。今回は国のほうで介護報酬の見直しもあり、また、第5期事業計画での財政安定化基金借入れの反省も踏まえた結果であり、決して見込みは甘くないと考えている。」と答弁。

また、「ほかの市町村の保険料はどうか。」との質疑があり、「まだ取りまとめ中だが、本市は19市の中で七、八番目ぐらい

になるであろう。」と答弁。

さらに、「2月23日から3日間行われた介護保険料改定の住民説明会の状況はどうだったか。市民からはどのような意見が出されたか。」との質疑があり、「26地区で263名の参加があった。その中で介護予防事業への意見が32件、介護保険料への意見が29件、介護認定審査への意見が12件など、合計で119件の意見が出された。主なものとして、負担がふえることへの不安の声や、介護サービスを利用しない人への対策を求める声、また、若い世代への負担があることを初めて知ったという声、そして基金がなくなったことへの不安の声などが寄せられている。」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案5件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

#### ○5番（黒田澄子さん）

委員長報告を今、伺いました。私は、議案第8号の日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定についての質疑の中味を少し、2点だけ伺いたいと思います。

委員長報告の中で、この3つの条例の関係性はよくわかりました。その中で、教育委員会のほうが諮問をされる日置市いじめ問題専門・調査委員会については、日置市では重大な案件がまだ発生していないので、調査委員会を設置するための判断や線引きなどがまだできていないとの答弁があったというふうに報告されましたけれども、この答弁に対して、

委員会の中では質疑がなかったのでしょうか。

それともう1点は、この委員会が設置されることが、今の中ではまだ線引き等や判断の基準ができていないということでございしましたが、いつごろそういったものの判断や基準をなされていく予定であるかというようなことに対する質疑がなかったか、この2点についてお伺いをいたします。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいまの黒田議員の質問についてお答えいたします。

まず、調査委員会の設置の判断ということですが、判断が難しいということで、当局のほうからは答弁がありました。また具体的な線引きはいつどうこうという答えも出ておりません。

それに対して委員からはやはりどうなのかという意見も出されましたが、まずはやはり解決に向けた動きをどうするのかということをお大事にしていくべきだという意見も出されております。

それから早期の段階でいじめを把握することが大事ではないかということで委員からも意見が出されております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで、質疑を終わります。

これから議案第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号

は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市教育支援委員会設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例

の制定については原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市立幼稚園保育料徴収条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

介護保険料の値上げに反対をいたします。消費税の増税や年金削減などで市民は苦しんでおり、介護保険料を引き上げれば暮らしていけません。今回、値上げ幅が余りにも大きく、収入はふえない中で負担だけはふやされるのでは市民の理解は得られないと考えます。

また、市独自の所得や収入の少ない人への減免や減額がなく、その点も指摘したいと思います。努力が足りないと言わざるを得ません。介護する人も介護される人も安心できる介護保険制度には程遠く、市民をさらに苦しめる条例改正と私は考えます。国の財政負担を今の25%からもとの50%へ戻させることがどうしても必要です。国の言いなりに市民に負担を押しつけることを、私は認めるわけにはいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第17号について賛成の立場で討論をいたします。

本市の現状を鑑みましたときに、ただいま反対討論がありましたけれども、保険料が上がるから反対であるというのは余りにも短絡的な考え方ではないかと考えます。

昨年度の決算審議前の平成26年9月末現在、本市の人口は5万5,056人、そのうち65歳以上の第1号被保険者は1万5,432名、高齢化率30.5%であります。それに伴い、要介護認定者は、平成25年度で3,282人と増加傾向にあります。そうした状況の中で、これまで本市発展にご尽力いただいた第1号被保険者が必要とする介護サービスをより充実させ、そして少しでも重症化しないように予防事業にも力を注いでいくためにはそれなりの負担増は残念ながらいたし方のないことだと考えます。

施行担当課は、第5期介護保険事業計画の中で、少しでも保険料を軽くしようと配慮した結果、3年目の今年度、県の財政安定化基金から借り入れをして、事業実施をせざるを得なくなり、結果として借入分の返還金を第6期介護保険料の中で賄っていかなければならないことになり、このことを強く反省され、慎重に今後3年間の標準給付費総額見込額を158億8,900万円と算出いたしました。

これに基づいて、第1号被保険者の基準額保険料が880円増の5,860円となり、大変恐縮ではありますが、みんなで支え合っていかなければならないこと、そして今後、自分や自分の周りの人たちがお世話になるかもしれないことをよく理解していただくしか

ないと考えます。

同時にこれまでの所得段階の保険料を7段階から9段階へときめ細やかにして、低所得者に対しましても平成27年度と29年度の二段階で軽減措置がなされることとなっております。

またこの第6期介護保険事業計画の説明会を全26地区で実施しております。その中のご意見の中にも、若い世代に負担をかけないようにとの配慮ある意見もあったと聞いております。

第2号被保険者負担率も22%から21%へと軽減されました。このようにさまざまな観点から検討が尽くされていることを考え、今回の介護保険条例の一部改正に賛成をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第17号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正について

△日程第8 議案第11号日置市行政手続条例の一部改正について

△日程第9 議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正についてから、日程第9、議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの3件についてを一括議題とします。

3件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正については2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託され、3月2日及び3日に本委員会委員出席のもと、委員会を開催して総務企画部長・地域づくり課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、行政嘱託員の職務を明確にし、及び報酬の額の算定方式を見直すため条例の一部を改正するものであります。

その職務に対する報酬は市と自治会の連絡調整役を担い、市政の円滑な推進と市政への参加意欲を醸成させるという、本質的な任務に対する責任報酬であります。

現在の報酬算定は基本額割が規模に応じた設定になり、さらに世帯割が設定されており、組織規模による格差が大きく責任報酬と説明しがたい側面がある。また、世帯割の算定方式は戸別配布を前提としたものと受け取られやすいため、配付文書の仕分けや班長等への配付、自治会と市の連絡調整、取次ぎなど職務に対する報酬に一定の組織規模を反映させ、報酬の算定方式を見直すものであり、基本額は月額1万2,000円として規模加算額は当該年度の前年度の10月1日における世帯数が50以上の自治会について、1,000円、世帯数から50を控除した数を5で除して得た数に500円を乗じて得た額を加算した額



とする。というものであります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

「今回の改正で世帯数に対して報酬額が高くなる行政嘱託員と下がる嘱託員の差額はどのようになるか。」との質疑に、「例えば、10世帯の場合、年額8万4,000円だったのが14万4,000円になる。200世帯で2万4,000円の減になり100世帯から140世帯はほとんど変わらない。また、全体の予算の規模はほとんど変わらない。」と答弁。「基本額の1万2,000円の根拠は何か。」との質疑に、「ほかの自治体も参考にした。現在の予算規模を上回らない範囲で、責任報酬の位置づけを厚くする方向で決めた。」と答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、今回の条例改正については行政嘱託員の仕事を明確にするということで、報酬の算定を改めるというものでありますが、その趣旨はわかるがその算定方式を見直しただけでは行政嘱託員の仕事を明確にしたことにならないので、本来は条文を明確にすべきで自治会長の役割りと行政嘱託員の役割がもっと明確になるような条文になるよう委員会の中でも指摘をしております。

今後、条文の改正については、より深い審議をしながら、よりよい条文をつくられるよう申し入れます。

次に、ただいま議題となっております議案第11号日置市行政手続き条例の一部改正については2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託され、3月2日及び3日に本委員会委員出席のもと、委員会を開催して、総務企画部長・総務課長などの説明を求め質

疑・討論・採決を行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、行政手続法の一部改正を勘案し、行政指導の方式、法律に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手續や、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる手續について規定を設けるもので、あわせて条文の整理及び関係条例の整理を図るものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

「この改正によって、市民の日常生活にどのようなよい面が出てくると期待されるか。具体的な例をあげて説明を求める。また、これまではどのようなことが欠けていたのか。」との質疑に、「改正は3点あるが、例えば、環境保全に関する条例があり、汚染物質や大きな騒音を出しているとする、これに対して誰でも処分等の求めができるのでここの工場が汚染物質を出している、市は処分してほしいという申し出をすることができるという手續が加えられている。次に2点目は、処分等の求めであるので、市は行政指導か、行政処分のどちらかを相手方にすることになる。一般的には行政指導の勧告からと思われるので、行政指導をするが、このときには、根拠条項とか行政指導の根拠となる条項を示して行政指導を行う。次、3点目に行政指導を受けた工場側は、市が根拠としている数値について事実の誤認であるという主張をする場合には、その行政指導をやめてくれということをして市に申し出ることができる。これが中止等の求めであり、これらの一連の法手續なりを書面でやり取りするように法改正されている。今回の改正によって誰でも意見を申し出ることができる」と答弁。

「これまで、指導、勧告、処分といろいろあり、わからないことがあったが、この条例

ができて手続が一本化されわかりやすくなったと思うが、根拠となる法律や条例に基づいて行うことから、市民がわかりやすいように条例の明確化が必要だと思うがどう考えるか。」との質疑に、「本市の行政手続条例そのものは、中身としては行政手続法と同じになっている。行政手続条例または行政手続法は何をターゲットにしているかという、市が法や条例に基づいて許認可権限を持っている事務についての処分となるので、一般的な処分とか漠然とした要請は法や条例が適用されない。許認可権限を持っている事務は全て適用されるが、行為の根拠となる法や条例の中で手続が全て規定されているものはこの条例が適用されない。手続が規定されていないものについて全てこの行政手続条例でカバーすることになるが、許認可権限が県や国であれば、県や国が法に従って行うことになる。また、許認可権限のない事項についての要望や改善はこの条例は適用されない。」と答弁。

「この条例で住民からの問題提起が出てくると思う。例えば、河川の汚濁や臭気の問題が市民からあったとして、市のほうでは廃棄物の処理に関する法律とか、それに基づく条例や環境保護条例はあるが、水質調査はして結果は出ているが、大腸菌群の異常な数値について理由を述べて、指導する根拠も明確でない部分もある。今後、改善されていくのか。」との質疑に、「市民からの苦情を受けたときに行政指導として出向くが、法律に違反したものは厳しく言えるが、基準値以内であれば相手側からも指導の中止が求められる。基準値というのは法で定められているので変えられない部分であるが、この条例ができたので各課での見直しも検討していく部分である。」と答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく討論を終了。採決の結果、

議案第11号日置市行政手続き条例の一部改正については、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託され、3月2日及び3日に本委員会委員出席のもと、委員会を開催して総務企画部長・地域づくり課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は日置市地区公民館支援員の報酬月額を改正するため条例の一部改正をするものであります。現在、月17日の勤務で報酬額12万9,200円であるが地区公民館での仕事量は土曜日・日曜日や夜の出会などを含め、第3期地区振興計画でソフト事業がふえるなど業務がふえ代休もとりにくい状況であり、17日を超える場合もある。そのため、今回、月額の報酬を大学卒業初任給程度の16万1,600円に改めようとするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

「大学卒業初任給程度にした額の設定理由は何か。」との質疑に対し、「現行の額は行二の中学校卒業初任給程度であった。地域おこし協力隊の先進地で隊員の報酬が16万円から17万円程度が平均であったので参考にした。支援員会を毎月実施し、グループワークの中で勤務体制の見直しや、報酬の見直しも話に出ていた。また、今の報酬額では人材の確保が難しい状況でもある。」と答弁。

「人材が集まらないというのは支援員の業務の見直しが必要なのではないか。」との質疑に「地区振興計画を中心にした業務が中心だったが、地区公民館と連携した各課の事業や取り組みもふえてきた。地区公民館へ業務

依頼するときは、地域づくり課への連絡をもらい調整している。」と答弁。

「支援員の採用の方法はどのようにしているのか」との質疑に、「職安とホームページ・お知らせ版などで募集している。作文と面接を実施して採用を決めている。」と答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく討論を終了。

採決の結果、議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号日置市行政嘱託員条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから議案第11号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市行政手続き条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を

求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

#### ○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）について総務企画常任委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は2月27日の本会議におきまして、本委員会にかかわる部分を分割付託され、3月2日と3日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、担当部長・課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,533万円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億9,230万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要では、歳入では、事業費執行に伴う国庫負担金及び補助金、県補助金及び委託金、市債などの減額に伴う補正が主なものであります。

歳出では、総務管理費2億2,805万8,000円の追加は、施設整備基金積立金へ2億5,047万6,000円、かごしま応援寄附金積立金へ584万円の繰り入れなどで、徴税費で459万8,000円の減額、選挙費で136万7,000円の減額、統計調査費で75万4,000円の減額、商工費で98万9,000円の減額を行ったものであります。

また継続費の補正で総務管理費にかかわる庁舎整備事業費を補正前5億円から7億6,008万円に、徴税費に係る土地評価時点修正業務3,959万4,000円を3,927万円に変更するものであります。

繰越明許費の補正として、商工観光費に係

る観光拠点施設建設事業を1億1,058万6,000円としております。

債務負担行為の補正では、日置市土地開発公社の借入金に対する債務保証を2億4,000万円追加して、市政施行10周年記念事業業務を112万9,000円から242万4,000円に限度額を変更するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課関係では、「衆議院選挙費で若者の投票率など本市の状況と今後に向けてどのように考えるか。」との質疑に、「投票率は急な選挙で約60%の投票率であった。啓発活動として、広報紙・お知らせ版・防災行政無線などを活用し、期日前投票なども呼びかけている。昨年MBCのデータ放送も活用、企画課と連携して駅前の電光パネルでも広報をした。また、明るい選挙推進協議会と連携して人が集うところや市内の大きな企業などに出向き、チラシ配布やポスター掲示などをお願いした。また、市内の1校では選挙に関する出前講座も行っている。」と答弁。

「文書費の通信運搬費が約45%の増になっているがなぜか。」との質疑に、「郵便料金は25年度実績で約4,200万円である。毎年、今の時点で総務課が各課の調整をしている。」と答弁。

「一般管理費の需要費、印刷製本費は市政10周年記念式典にかかわる案内状印刷とあるが、なぜこの時点でなのか。」との質疑に、「開催日の決定が昨年末に5月23日と決まった。本来、約2カ月前には案内状を発送する。このために4月上旬には発送したい。」と答弁。

企画課関係では、「企画費の補助金及び交付金の交通制作費で廃止路線代替バス補助金は空港バスの赤字補填と思うが内容を示せ。」との質疑に、「枕崎・加世田・伊作・空港線について経常費用が8,277万であ

るが、収益は7,753万円となり、経常損益の524万円を枕崎市22%、南さつま市53.5%、日置市24.5%の路線割合で按分し負担するものである。」と答弁。

地域づくり課関係では、「地域づくり推進費の需要費で、『日置市共生・協働のまちづくり指針』印刷製本費とあるが、どのようなものか。」との質疑に、「6回の策定委員会で協議した。協働を推進するための基本的な考え方や取り組み方針をまとめたもの。」と答弁。

「これは自治基本条例にかわるものか。」との質疑に、「そうである。第1章『指針の策定にあたって』から、第5章『共生・協働のまちづくりに向けて』までの構成となる。この指針に基づき、今後、行動計画や職員の行動マニュアルなどを作成していく。そのため、審議会も来年度設置する。詳しくは当初予算で説明したい。」と答弁。

税務課関係では、「賦課徴収費の備品購入費でウインドーズセブンより新しいエイトは考えなかったか。」との質疑に、「情報管理のほうで動作確認しているが、できているのがセブンであるため採用した。」と答弁。

商工観光課関係では、「商工業振興費で『北と南の逸品商談会』の3日目が開催されなかった理由は何か。」との質疑に、「1日目と2日目はバイヤー向けの商談会で、3日目に物産展が計画されていたが、昨年の参加者が少なかったのか、主催者側が物産展の中止を判断した。なお、日置市からは1社が参加した。」と答弁。

「商談会の実績などはどうか。」との質疑に「日置市からは製茶の事業所が参加した。その後、2件の契約が成立し、販路拡大となった。」と答弁。

「観光拠点施設が繰越明許費になっているが工事の進捗率はどの程度か。」との質疑に、「入札が終わり、契約を締結したところであ

る。」と答弁。

「商工総務費の消費者相談件数と啓発など傾向はどうか。」との質疑に、「相談件数は昨年が120件で1月末現在105件である。内容は高齢者等の訪問販売のトラブルが多い。最近ではひかり電話回線の勧誘での相談が目立っている。啓発は防災行政無線やお知らせ版等で啓発している。」と答弁。

「警察と連携して啓発などしたことはないのか。」との質疑に、「啓発・広報はないが、対応では連携している。」と答弁。

その他、多くの質疑がありましたが質疑を終了。その後、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算(第10号)、総務企画常任委員会所管の補正予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を、11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま、議題となっております議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算(第10号)は2月27日の本会議において文教厚生常任委員会にかかわる部分を分割付託され、3月2日、3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、・教育次長及び各担当課長など当局の説明を求め質疑

を行い、その後、討論、採決を行いました。  
これから本案について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は民生費が1億4,305万7,000円を減額し、70億8,060万4,000円とし、衛生費が9,075万円を減額し、33億4,724万2,000円に、また教育費が3,410万5,000円を減額し、21億1,372万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市民福祉部所管では衛生手数料で、クリーンリサイクルセンターの自己搬入手数料が搬入量の増加により、231万1,000円の増額。また、衛生雑入で、クリーンリサイクルセンターの資源ごみ有価物売却単価が上がり、608万6,000円の増額となっております。

教育委員会所管においては、教育雑入で伊集院小学校の太陽光発電売電収入として37万1,000円の増額補正であります。

歳出の主なものは、市民福祉部の所管においては、児童福祉総務費で児童扶養手当供給制限の法改正にかかわるシステム改修に伴い、103万円の増額。児童措置費で平成26年8月の人事院勧告に従い、保育所運営費の単価改正を平成26年4月に遡って行うことから、750万円の増額となっております。

教育委員会所管においては、小学校管理費で妙円寺小学校と日置小学校の特別支援学級増設のための備品購入に45万9,000円の増額、幼稚園費で幼稚園就園奨励費が途中入園者の増により、32万円の増額となっております。

なお、その他の歳入歳出については、そのほとんどが執行見込みや入札執行残、補助金確定などに伴う減額補正となっております。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部、福祉課の関係では、生活困窮者自立促進支援モデル事業について、「農業

公社と丸山喜之助商店での就労支援の状況はどうか。」との質疑があり、「両事業所で、合計34名が参加している。委託料は基本契約額と参加人数や送迎の実績の基づいて計算した。このモデル事業により、7名が就労することができ、うち1名は生活保護の廃止までもっていくことができた。」との答弁。

また、健康づくり複合施設ゆすいんの管理運営費で、「当初予算では目隠しパネルの修繕工事を予定していたが、今回の補正では浴場のカラン工事の執行残が減額補正されている。この経緯の説明をしてほしい。」との質疑があり、「浴場のカランが故障し、営業に支障が出るためカラン工事を優先した。目隠しパネルは風や雨で剥がれている状態だが、緊急に営業に支障が出るほどの状況ではない。」と答弁。

保育緊急確保事業で、市内の21保育園に対する保育士等処遇改善特例事業について、「この事業の実施状況と今後の対応はどうか。」との質疑があり、「各保育園からの申請により補助金を支払う。市に対しては支払い報告の義務がある。なお、平成27年度からは、子ども・子育て新制度の施行で保育士の処遇改善として保育所運営費が3%加算されるので、この事業は廃止される。」と答弁がありました。

次に、市民生活課の関係では資源ごみ有価物の売却について、「608万6,000円の増額要因は何か」との質疑があり、「アルミ缶の売却単価が当初97.2円だったのが、年2回の入札により151.2円、167.4円と値上がりした。スチール缶も同様で3社による入札の結果、売却単価が1.5倍となった。最近では建設資材の不足により、アルミやスチールなどの値段が上がっていることが要因と考えられる。」と答弁。

健康保険課の関係では、働く世代の女性がん検診クーポン事業について、「見込みと実

績が欠け離れているがどのような理由か。」との質疑があり、「時間がないとかがんへの不安などが理由でなかなか受診がなされなかった。1月にも受診勧奨を行ったが、今後も土日の健診を継続するなど受診しやすい環境づくりに勤めたい。」と答弁。

次に、教育委員会、教育総務課・学校教育課の関係では、伊作小学校の校舎改築工事の基本設計について、「450万円の執行残のうち、地質調査の委託料だけが48万4,000円の増額となっているが、どのような状況だったのか。」と質疑があり、「地質調査を5カ所で行ったが、岩盤の支持層が予想よりも深かったため増額となった。なお、地下水の影響が懸念されたが、特に問題はないとのことである。」と答弁。

社会教育課の関係では、青少年リーダー研修・チャレンジ種子島について、「8月に台風のために中止したのに、なぜ12月補正で減額を行わなかったのか。」との質疑があり、「冬休みに何かかわるものがないか模索したが実現できなかった。そのため減額補正がおくれた。」と答弁がありました。

このほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となりました議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第

10号）について報告いたします。

本案は、去る2月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる部分を分割付託され3月2日・3日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長・課長等の出席を求め、現地調査を実施した後、質疑、討論、採決を行いました。

これから審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正では、農林水産業費で規定の予算から1億1,236万5,000円を減額し、補正後の予算を10億6,335万円とするものであります。

今回の補正では事業実施に伴う入札執行残や実績見込みの確定による減額計上が主なものであります。

そのほか、主なものは農業振興費では、チェスト館キュービクル設置及び屋根改修工事入札執行残に伴い314万6,000円を減額。

農業振興育成事業では、燃料価格高騰に対する支援策として、重点作物を対象に基準単価を超えた価格に対して助成を行い、経営の安定を図るもので、団体、生産組織に1,006万7,000円を補助するものであります。内訳は茶工場に21、いちご・ソリダゴ・果樹・葉たばこ部会83人に補助するものであります。

次に、人・農地プラン作成事業費は吹上地域田尻集落そば部会が、集落営農を組織化するための支援金を県の事業採択に伴い100%、30万円を計上。

次に畜産業費では、肉用牛経営安定支援対策事業の対象頭数の確定により増額は、当初見込み200頭から213頭に増えたことによる増額補正。

次に農地費の1億779万4,000円の減額は国の予算不足による国庫補助金の割り当てが少なかったことや、なかったことによ

る減額が主な要因であります。

次に、林業振興費の県営県単治山事業の負担金136万円は東市来地域と日吉地域の県営事業採択に伴う市の負担金であります、軽微な山腹工の空洞充填を実施するものであります。

市有林管理費の委託料の減額543万5,000円は事業未採択に伴う補正。

次に、水産業費の補助金358万1,000円の増額は漁船の燃料価格高騰に対する支援対策に118万1,000円と、昨年11月にチリメン漁操業時に軽石や流木などの海中浮遊物により、魚網が破損する大きな被害となったことから、今回新規で改良した網の導入に対する補助金240万円を計上。

なお、本事業については、購入等に時間がかかることから繰越明許となっていると説明。

次に土木費では、規定の予算から3,597万2,000円を減額し、補正後の予算を29億5,209万4,000円とするものであります。

減額補正の主なものは、道路維持管理費の賃金875万1,000円の減額は当初、募集をしたが、人がなかなか集まらない等で実績に伴う減額を計上。

道路新設改良費では地方特定道路整備事業の市町村負担金の確定見込みに伴う減額と工事費から補償費への組みかえが主なものであります。

次に、河川費の維持管理費では急傾斜地崩壊対策事業3カ所分に係る事業費確定見込みによる200万円の減額補正を計上。

次に、都市計画・総務費の繰出金2,311万3,000円の減額は公共下水道事業費の繰出金執行残に伴うものであります。

土地区画整理費の補償金1,177万4,000円の増額補正は投資的委託料からの組みかえ補正で、移転補償費1件分を計上。

次に、住宅費では、工事請負費2,350万

円は国庫補助事業の変更に伴う増額補正で、永吉麓住宅・上土橋住宅の外構工事などにかかわるものであります。

次に、災害復旧費では、農業関係では復旧工事の確定に伴う減額補正と公共土木災害復旧費では災害未発生に伴う減額が主なものです。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

「経営体育成支援事業で導入を予定されていた鹿児島農水株式会社の施設整備が不採択となったが、今後、どうするか。」の質疑に、「平成27年度県単産地づくりに切りかえて計画する。」と答弁。

次に、「畜産業費の肉用牛経営安定支援対策で事業対象頭数がふえた理由は何か。」の質疑に、「鹿児島県中央家畜市場で購入する場合、補助が受けられることから、肥育農家が事業を活用し経営の安定を図っている。また、本市としても生産と肥育の連携が図られ、事業の成果が向上すると考える。」と答弁。

次に、「土地改良指導員の確保について、今後どうするのか。」の質疑に、「新たな適任者がいれば改めて予算計上したい。」と答弁。

次に、「ちりめん魚網導入費補助金について、本事業は今回限りか。」の質疑に、「今回限りである。」と答弁。委員からは、水産業に対する育成支援を今後十分検討すべきであると意見が出されました。

このほか、たくさんの質疑がありましたが、部長・課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）の産業建設常任委員会にかかわる部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま



す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号平成26年度日置市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

- 
- △日程第11 議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - △日程第12 議案第28号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
  - △日程第13 議案第29号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
  - △日程第14 議案第31号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
  - △日程第15 議案第32号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第15、議案第32号平成

26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題とします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第32号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件につきましては、2月27日の本会議において文教厚生常任委員会に付託され、3月2日・3日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの説明を求め、質疑を行い、討論、採決を行いました。

これから各議案につきまして、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、初めに議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

本案は歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ446万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,984万7,000円とするものであります。

歳入は平成26年度の各種拠出金、負担金、交付金が決定したことと、一般会計からの繰入金などの補正となっております。

歳出では歳入歳出予算の調整に伴い、予備費を446万9,000円増額となっております。

次に質疑についてですが、「国民健康保険給付等準備基金の残高は幾らか。」との質疑があり、「3月末で約970万円である。」と答弁。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承

し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,377万6,000円とするものであります。

歳入は基金繰入金37万5,000円の減額。歳出の主なものは泉源のかえ掘りによる許可申請手数料や温泉分析委託料などの執行見込みに伴う減額であります。なお、平成26年度末の温泉給湯事業基金の残高は1,458万5,000円となります。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「泉源のかえ掘りの予算は今年の6月補正予算で計上したのに、いまだに工事が終わっていない。なぜ遅れてるのか。」との質疑があり、6月の補正で予算を議決後、8月に県に申請を出したが、9月の県環境審議会には諮られず、12月の審議会で諮られたようだ。県の許可が出たのは、ことしの1月13日付でその後に工事に着手した。72mを掘る予定だが、岩盤が厚く、まだ26mしか掘られていない。」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第28号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

本案は、歳入歳出の予算に歳入歳出それぞ

れ既定の予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098万円とするものであります。

給湯ボイラーの燃料代が不足したため公衆浴場事業基金より70万円を取り崩し、燃料費に充てる補正であります。なお、平成26年度末の公衆浴場事業基金の残高は2,376万3,000円となります。

次に、質疑でございますが、委員より、「あり方検討委員会において、廃止の方向性が提言されたが、今後の方針はどうか。」との質疑があり、「廃止の方向性であるが、今の福祉センターの機能をゆーぷる吹上に移すには、ゆーぷるの改修をしなければならぬ。財政状況を考慮しながら進めていきたい。」と答弁。

このほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

本案は歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ140万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,699万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは介護保険料が2,650万円の増額、地域支援事業で国・県の負担金や一般会計の繰入金で181万9,000円の減額、介護保険システム改修事業費国庫補助金が154万1,000円の増額、県の財政安定化基金貸付金が2,698万5,000円の減額補正であります。

歳出の主なものは、総務費のうち、一般管理費が、介護保険法改正に伴うシステム改修など339万2,000円の増額、認定調査

費が220万円の減額。地域支援事業のうち、二次予防の事業費が73万6,000円の減額。一次予防の事業費が73万円の減額、任意事業費が86万7,000円の減額などとなっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「介護支援専門員の欠員やケアプラン作成件数の増などの伴い、民間への委託がふえているが、このことをどう考えているか。」との質疑があり、「地域包括支援センターでは、先月2名が退職したため、ほかの職員に仕事を割り振ったり、民間の居宅介護支援事業所に委託することで対応した。ハローワークなどにも募集を出しているが厳しい状況である。ケアプラン作成の件数もふえており、雇用条件や職員の体制などを見直す時期にきていると考えるので、今後は総務課とも協議をしていきたい。」と答弁。

また、「脳若返り教室の状況はどうか。支援者の育成も必要ではないか。」との質疑に対しては、「1会場30人で実施しており、脳トレを中心に音楽や運動で脳を活性化するレクリエーションを行っている。いきいきサロンの支援者にも研修として参加を呼びかけ活用してもらっており、地域で広げてほしいと考えている。」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第31号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第32号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ968万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,877万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、現年度分の保険料見込み減により特別徴収で1,100万4,000円。普通徴収で629万1,000円の減額。長寿健診受診者の増により、事務費の繰入金を289万1,000円の増額。保険基盤安定拠出金の確定に伴い、繰入金を418万3,000円の増額補正であります。

歳出の主なものは保険料の見込みの減により、後期高齢者医療広域連合への納付金を1,311万3,000円の減額。健康診査の受診見込み増に伴い、健診の委託料374万2,000円の増額となっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より「健康診査がふえているがこの要因は何か。」との質疑があり、「国保の特定健診がふえていることで地域で相乗効果が出ているのではないかと思う。」と答弁。

また、「健康寿命と平均寿命はどうなっているのか。」との質疑があり、「健康寿命の県の平均は男性71.1歳、女性74.5歳である。また、県の平均寿命のほうは、男性が79.2歳、女性が86.3歳となっている。」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上5件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告5件に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第23号について討論を行います。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第

5号)

△日程第17 議案第25号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

△日程第18 議案第30号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第2号)

△日程第19 議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)

#### ○議長(宇田 栄君)

日程第16、議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)から日程第19、議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)までの4件を一括議題とします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長大園貴文君登壇]

#### ○産業建設常任委員長(大園貴文君)

ただいま議題となっています議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご報告いたします。

本案は去る2月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日、3日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,330万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億7,511万1,000円とするものであります。

減額の主なものは、歳入では国庫補助事業の事業費確定に伴う3,010万円の減額と一般会計繰入金2,311万3,000円の減

額であります。

歳出では入札執行残の減額補正が主なものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

雑入の公共下水道事業使用者協力金収入増に伴う補正について質疑があり、「八久保団地から区域外の加入分である。」と答弁。

次に、「歳出の徳重ポンプ場流量計取りかえ修繕工事を先送りにした理由は何か。」の質疑に、「流量計は昭和62年に設置し老朽化が見られるが、本年度策定した長寿命化計画により引き延ばすことで補助事業対象となり、2分の1補助が受けられる。」と答弁。

そのほか、質疑がありましたが、部長・課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご報告いたします。

本案は去る2月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日、3日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,721万4,000円とするものであります。補正の内容は、歳入では一般会計の繰入金金の減額、歳出では処理場施設の保守管理業務委託料及び公課費の消費税納付確定に伴う執行残による減額補正です。

部長、課長等の説明で了承し、質疑もなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第25号平成26年度日置市農業集落排

水事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、去る2月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日、3日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を160万3,000円とするものであります。補正予算の内容は歳入では一般会計からの繰入金の減額、歳出では資産台帳作成業務委託料の執行残によるものであります。

説明を終了、質疑に入り、「資産台帳作成業務委託先はどこか。」の質疑に、「当初の設計をされた鹿児島市内の業者である。」と答弁。また、本特別会計については平成27年4月から上水道事業へ移行すると説明がありました。

部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第30号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、去る2月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日、3日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は収益的収入では、営業外収益

12万2,000円を追加し、8億4,044万6,000円と定め、収益的支出では営業費用を680万2,000円減額し、8億3,352万2,000円とするものであります。資本的収入では、工事負担金を62万4,000円減額し、1億3,144万4,000円と定め、資本的支出の建設改良費を5,482万2,000円減額し、3億9,636万3,000円とするものであります。

主なものは収益的収入の12万2,000円は一般会計補助金で児童手当異動分と収益的支出では総務費の手当等443万8,000円の減額と法定福利費236万4,000円の減額、合わせて680万2,000円の減額補正。

資本的収入では、工事負担金の減額、支出では配水工事費の執行残を減額計上するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

「東市来下養母の水源地の関係で、県道改良との関係との説明だったが、県道改良がおくれてるのか。」の質疑に、「現在、東市来文化交流センターから養母方向に県道改良が計画されているが、上市来の梅木自治会公民館下から改良が始まっており、この完成後に県道の改良にあわせて行っていく。」と答弁。

このほか質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わりました。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告4件に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 議案第26号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第21 議案第27号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第26号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第27号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

## ○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第26号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、2月27日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、3月3日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それではこれから、本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,049万7,000円とするものであります。

歳入では、宿泊料の減額、食事料の減額、国民宿舎事業基金繰入金の減額などが主なものであります。

歳出では、一般賃金の減額、需要費では消耗品費、賄材料費の減額などが主なものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

「台風等の影響は考えられるが、歳入が大きく落ち込んだ理由はどのように考えているのか。」との質疑に、「予定していた大学野球キャンプ合宿の1校が利用がなかった。1校で約500万円の宿泊料の収入がある。また、消費税率のアップも考えられる。」と答弁。

「利用者減の人数はどの程度か、又努力している点は。」との質疑に、「昨年と比較して1月末現在の宿泊で約400人の減、食事・休憩で約6,000人の減である。『カニ食べ放題宿泊プラン』や『いい夫婦宿泊プラン』など企画している。」と答弁。

「投資的委託料で予算額に対して執行残が大きい理由は何か。」との質疑に、「旧館

部分全部の耐震改良工事を予定していたが、旧浴場跡の部分を省いた。」と答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく討論を終了、採決の結果、議案第26号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題となっております議案第27号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、2月27日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、3月3日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、吹上支所地域振興課などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それではこれから、本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の予算は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

歳出で管理事業費の賄材料費などの増額を予備費で充当するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

「昨年、指定管理者から直営になったが利用者の状況はどうか。」との質疑に、「昨年度と比較して1月現在で、昨年度は1万6,700人、今年度は2万7,300人と増加している。最終的には180万円程度の増加を予定している。」と答弁。

「修繕料で駐車場内外灯老朽化による破損とあるがどのような内容か。」との質疑に、「駐車場に外灯が4基あるが、そのうちの1基の照明部分の先端がぶら下がっていたためガムテープ等で応急処置をしている。」。

「屋外は塩害があるわけだが、点検はどう



しているのか。」との質疑に、「直営になってからは行っている。また、台風もあるので、施設管理に注意を促している。」と答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく討論を終了。採決の結果、議案第27号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから委員長報告2件に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。これから議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。これから、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第26号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。これから、議案第27号を採決します。本案に対する委員長の

報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第27号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、山口議員から先ほどの反対討論の内容について発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

**○7番（山口初美さん）**

先ほどの、議案第17号の反対討論の中で国の財政負担をもとの50%に戻させるということが必要だということを申し上げましたけれども、これは介護保険を導入される前の50%に戻すべきということで、文言を加えさせていただきたいと思います。

---

△日程第22 議案第34号平成27年度日置市一般会計予算

△日程第23 議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第24 議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第25 議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第26 議案第38号平成27年

度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第 27 議案第 39 号平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第 28 議案第 40 号平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第 29 議案第 41 号平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第 30 議案第 42 号平成 27 年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第 31 議案第 43 号平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第 32 議案第 44 号平成 27 年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第 22、議案第 34 号平成 27 年度日置市一般会計予算から日程第 32、議案第 44 号平成 27 年度日置市水道事業会計予算までの 11 件を一括議題とします。

この 11 件については、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

最初に施政方針及び議案第 34 号について質疑を行います。

発言通告がありましたので、まず、田畑純二君の発言を許可します。

○17 番（田畑純二君）

私は、平成 27 年度施政方針及び予算説明の中から 1 点だけ質疑をさせていただきます。

施政方針及び予算説明では部門別の方針は記述されていますが、4 地域ごとの方針、施策等については何も述べられておりません。

配付されました資料の 3 ページ、4 行目から 6 行目にかけて、次に過疎化が進行する地域の人口減少に対処するため、日置市住宅マスタープランに基づき、小規模市営住宅の建設と定住促進対策事業を継続して実施し、定住人口の確保を図りますとあります。

以前から問題視し、これまでも何度か私自身、指摘しましたところではありますが、合併して 10 年を迎える本市の現在においては南地域、旧 2 町との人口減少の度合いはますます大きく、北地域、旧 2 町と南地域、旧 2 町の人口減少の度合いはますます大きくなってきており、北地域 2 町と、南地域 2 町の人口格差は縮まるどころか、ますます格差が広がり、均衡ある発展と一体感が醸成されにくくなっている現実があります。

市長もこのような現状はよく認識され、対応策を種々考え、実行されていると思いますが、人口減少に対する本市の対策をこの小規模住宅の建設と定住促進対策事業を継続して実施するほかにどのように考え、具体的に実行されているか。また、今後、どう実行されるつもりかお伺いいたします。

以上。

○市長（宮路高光君）

ただいまご指摘がございましたとおり、私も日置市におきまして、合併いたしまして、約 3,000 人程度人口は減少しております。一番、その大きな要因というのは、自然減少と言いますか、出生と死亡ということで、平均いたしますと出生が約 300 名ぐらい、死亡が約 600 から 700 という、倍でございます。

それを単純にいたしましても、自然増の中におきまして、約 3,000 人ぐらい減っているのが事実でございます。そんな中、私もこの定住促進という中におきまして、定住促進事業、また、小規模におきます公営住宅の建設をしましたが、これだけで満足と

いうことは言えないというふうに思っております。

今後、第二次の総合計画を含め、また、地方の創生の戦略計画におきましても、子育てと言いますか、この現状を見たときに、どうしてもさっきおっしゃいましたとおり、吹上・日吉におきましても、その現象が如実に起こっているのも事実でございますので、定住促進という部分もございますけど、やはりこういう少子化の、子供たちが産める環境というのをつくっていかなくちゃならない。これが今後の大きな、私ども行政に課された課題でございますので、今後、27年予算を含めた中におきましても、そういうものを盛り込んだ中で予算編成を組んでいるつもりでございますので、十分、ご審議をしていただきたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、池満渉君の発言を許可します。

**○18番（池満 渉君）**

今の同僚議員の質疑と少し重なる部分もあるかもしれませんが、示された施政方針の中で市長のお考えなどを聞いて4つの点について質疑をいたします。

それぞれの予算について、もちろん、各委員会での慎重審議がこれからなされるわけにありますけれども、まず1番目は合併から10年が過ぎました。今、質疑あったこととほぼ似てるのかもしれませんが、合併から10年がたっていわゆる市制施行ということで10周年の記念行事、記念式典などが予定をされているところでありますけれども、合併前の4つの地域においては、非常に非効率な、少子化、高齢化、そして人口が減っていくということで、効率の悪い行政運営を、市全体としても強いられる部分もあると思えます。コンパクトシティというか、1カ所にまとまれば、非常にやりやすいのかもしれませんが。

そういった中で、どうしても市民の中からはいろんな不公平感を唱える人たちがいます。もちろん合併前の旧4町を知る私たち、旧町時代の世代が歳がたって、次の世代に変われば、幾らかそういうことはなくなっていくのかもしれませんが。施政方針の中で10周年を迎えた今、これを期に市民の融和とさらなる一体感を醸成していくと。

気持ちの上で、日置市というものが一体感がとれるような施策を行っていきたいといふうにありますけれども、市長はどのような理念を、その市民の一体感をつくるのに理念を持って進めていかれるのか、そのことを、思いをお聞きいたします。

2番目でございますが、地域づくり推進事業であります。

これはハード事業とソフト事業の割合を、27年度からソフトのほうをふやしたわけにあります。もちろん、私も前の一般質問の中で、そろそろソフトという部分に重点を置いた方がいいんじゃないですかとサインを表した1人でもありますが、どのようにこの地域をおこしていくのか、どんなアイデアを、どんな市民の構想を形にしていくのかということが大事だということで申し上げました。

そのソフト事業についてであります。折しも国は地方創生を唱えております。本市も、この26の地区から、これからそのソフト事業の使い方、あるいは構想、それぞれの地域を盛り上げるためのアイデアが出されるだろうと思っております。その地域から出された構想やアイデアについて、行政としてどのような形で支援をしていくのか、その具現化に向けて、まさに日置市の地方再生ということに向けて、どう市長はバックアップをしていこうとお考えなのか。その市長の基本的なお考えをお伺いをいたします。

同じくこの減額、いわゆる割合が下がったハード事業についてであります。ハード事業

はこれまで地域のいろんな、特に、道路、環境などについて不便と思うようなところを改修してまいりましたけれども、その事業の中にはこの地域の課題の中で、市道などが一部蓋版がないとかあるいは小規模な改修が必要だとかといったようなことも、この予算の中で解決をしてきたのも事実であります。

私を知っている職員の中には、地域の予算を本当に使わせていただいて、市道を改修させていただくというのは、本当に心苦しいと、ありがたいと言いながら仕事をしている職員もおります。

ハード予算がもちろん減ったわけでありませぬので、これまで市道などについても幾らかその部分はやってきたけれども、減った部分の代替、私個人の感想であります、そういった意味もあるのかもしれませんが、この道路維持費の中で施設維持修繕料というような部門がありまして、そこが2,000万円増額をされております。

これまでは、過去2年間はほぼ700万円ぐらいでありましたけれども、2,000万円増額です。もちろん財源として、それがそうなのかわかりませんが、辺地債を2,000万円入れて、充てているような気もいたしますし、市長の施政方針の中に、いわゆる主要道路、それから生活道路の維持補修に努めますよということが書いてありますが、当初でこの2,000万円を増額したことが、いわゆる不公平感というような話がありましたけれども、どのような形で4地域に2,000万円を割り振るのかというような、その基準などがわかればお示しをいただきたいと思いません。

3番目であります。

財政についてであります、当初予算が今のところで240億円、大体、240億円の中で、自主財源はご承知のように3割にも満たない、我が日置市であります。最も頼みと

するところは地方交付税でありますけれども、ご承知のように合併から10年の、この27年度が算定がえの期間の最終年度であります。

今後5年間で提言はされて、次に一本化というふうに、予定ではなっておりますけれども、27年度予算を見たときに施設整備基金あるいは財調などの基金を取り崩してまでも、支所の改築、あるいは学校の建築など大きな工事が控えております。

私はもちろん、その大規模工事が未来永劫に続くということはないということはわかっておりますけれども、27年度の予算でこのような予算組みをしたときに、これから果たしてずっと基金などを取り崩して大丈夫なのかという危惧を覚えるわけであります。

そういったことで、この、今回提示された予算を基準に今後どのような計画で日置市の財政として、例えば5年なら5年、交付税が減額されるころまでには、予定されている大型工事はほぼ終わりそうだとか、あるいはその後は施設整備基金に維持補修等の基金を積み増していかないといけないと思っておりますので、そういったことの財政計画についてはどのようなお考えをお持ちなのかということをお尋ねをいたします。

4番目であります。

やっぱり地域をつくるというのは基本的には人です。その人づくりということで、まず、市民全体、そして職員も含めてどのような人材をつくっていくのか。地域をおこしていくにはどのような人が必要なのかということ、その理念を、市長はどのようなことをもって人づくりを進めていかれるのか。お尋ねをいたします。

あわせて、教育長にお尋ねをいたしますが、川崎市で非常に悲しい事件がございました。

私たちの社会の中で最も小さな共同体は家族であります。家庭であります。その教育の

基本である家族教育の充実についてあげられておりますが、このことをどのような基本理念を持ってお進めになるのか。27年度、まさに心豊かな、本当に市民が優しい、助け合っていく、そのような気持ちを持った市民がたくさんいて日置市がつくられていく。そのことがまず、基本だろうを思います。そのことを教育長として社会教育行政の中心として27年度、どのような考えを持ってお進めになるのか。この4点について、お伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、合併しまして10年でございます。最初からこの4地域の一体感というのを最優先して、この行政を進めていきたいということも、今まででもお話を申し上げてまいりました。いろいろと事業もある程度、精査もした部分もございました。

どうしてもまだ10年という中におきまして、旧町から抜けられない部分も多いというのも十分わかります。今、おっしゃいましたとおり、今、生まれたゼロ歳の方が、ちょうど10歳。今からまだ、いろいろな、こういう合併ということを、生みの中で苦しんだ皆様方は、まだまだ多くの方々が健在でございますので、やはり合併というこの言葉は30年、40年後でないと恐らく一体というのは、大変、難しいというのが現実であろうかと思っております。これは恐らく昭和の大合併があったときも同じでございまして、これが今回の平成の合併、このことで同じように検証されたというように、私も思っております。

そのような中におきまして、この4町の融和という部分の中におきましては、やはり人だというように思っております。4番目も出ておりましたけど、この人材の育成という部分が一番大事なことでございまして、私どもは今後、この小学生中学生を含めた中、また、

一般人を含めて、人材育成というのに今後も取り組みいただきながら、市民というのを誇りに思える、こういうことを情緒できるようないろんなことをやっていく必要があるかというふうに思っております。

大変難しい、一体化という言葉1つでは簡単ですけど、これを今から進めていく中においてはこつこつと、一つずついろんなことに、今後とも取り組ませていただきたいというふうに思っております。

2番目の地域づくりでございます。

合併当初、それぞれの地区館を中心としたまちづくりをやるという方針の中で、それぞれの地域におきまして、主体性をなした中におきます地域振興計画をつくらせていただきました。それが1期、2期、6年過ぎたわけでございます。1期は特にハード面が主でございました。

2期目がハードとソフトの組み合わせということでございまして、特に3期目はもうソフトだけと部分をさせていただきました。特に細々した部分については、この6年間である程度成したというふうに、私も思っております。

そういう中におきまして、特に、今、ご指摘ございましたとおり、この建設のほうに2,000万円という予算を、26年度からするとある程度多く組ませていただきました。これで十分かということはないというふうに思っております。

この中の今後の割り振りにつきましては、特に、今、市道でございまして道路の延長の長さとか、そういうものに、基準しながら、それぞれの地域の中の整備をやっていきたいと思っております。

特に今回の、27年度の当初にはまだ出てきておりませんが、私どもはやはり、この市道整備というのは、今後とも、大きな課題でございまして、特に、今までもやっており

ましたけれども、道整備という事業が、また、新たに、27年度から5カ年始めるわけでございます。今はその予算の獲得といいますか、今まで、当初は約年間2億円か3億円程度しておりましたけど、26年度は補正を含めまして、約5億円というお金をつぎ込ませていただきました。

この中におきまして、今後、このような地域づくりでできない部分につきまして、この道整備という部分の中ではいろいろと、ほかの事業と違って、ある程度、簡易な形でできますので、この予算をどれだけ27年度確保できるか。その用意の中におきまして、それぞれの整備も図っていきたくております。若干、農道のほうが予算的にございませんけど、この農道につきましては、また、それぞれ随時、補正の中でも進めさせていただきたいというふうに考えております。

3番目の地方交付税でございます。

特に私ども懸案しておりました中におきまして、この減額をされるというのも十分わかっておりまして、ちょうど、27年度までは、今までの4つの地域の、算定外のない中で予算はくると思いますが、来年から5カ年間、これが減ってくるということでございます。

今までも説明しておりましたとおり、約19億円程度、私どもはこの5年間で減るという試算をしておりました。これは、やはり大きな、全国的なうねり、要望の中におきまして、総務省の中におきまして、財務省とのかけ合いをしていただきながら、また、そういう地方団体の連合体、協議会というものをつくらせていただき、私ども日置市もこの中に入っております。

その中で、今、総務省のほうから、お話の中におきましては、19億円減になる中におきまして、約70%程度は確保できるということでございます。その中におきまして、また、ことしから、来年からは特になんですけ

ど、まだこの財政需要額のそれぞれの単費用の取り方というのも変わってまいりまして、それで随時、今、19億円減るはずでございますけど、約12億円程度確保し、トータルで私ども日置市で、今、試算にして約6億円程度が最終的に減るといいう方向になるというふうに思っております。

その中の財政状況の中で、そういうことも踏まえた中でこの10年間の間に施設基金と財政調整基金というような合併した当時からすると、約倍になったと思っております。ある程度基金を今まで積んでまいりました。これを一緒に取り崩すというわけではございませんけど、この5年間の交付税の推移を見ながら、また、さっきございましたとおり日吉、吹上の庁舎、また伊作、伊集院北、こういう大きなのも必要としなきゃならない事業でございますので、これは十分確保する中で、財政計画も今、つくっておるところでございます。

特にまた、今後、この二次総合計画の中で新たな、また、いろんな計画が入ってくると思っておりますけど、これはまた恐らく、この後期計画の、前期じゃ難しい、後期のほうに恐らく、こういう新たな基本計画の中、出てくると思っておりますけど、今、お話のとおり、目に見えております、そういう大きなものに対します財政的な手当というのはきちんとございます、合併特例債というのをうまく組み合わせながら、今後、財政運営をやっていきたくていうふうに思っております。

4番目につきましては、さっきと一緒にございまして、やはり、この人材育成というのが一番大事なことで思っておりますので、今後におきまして、職員の研修も含めまして、また一般の市民の方々もでございますけど、やはりこの研修ということを大事にしていきたいというふうに思っております。

特に、今、職員におきまして、2名の方

を国の機関のほうに送っておりますけれども、今後もやはり2年間という中におきまして、今後とも、そういう人材育成のために人を派遣しながら、職員みずからが研修しながら、市民のためになる人材になってほしいという願望を持っておりますので、いろんな研修に多くの皆様方を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

家庭教育の問題でご質問だと思いますけれども、川崎市の中学校1年男子の事件もお話がございましたけれども、カッターナイフで人を刺し殺しても何とも思わない人間が、どういう生育の過程の中で育っていったのか、大変心配もしておりますし、悲しい出来事でもあったと思っております。

こういう少年犯罪の場合には、ほとんどが幼児期の発育過程、その時期に何かがあると言われております。昔、池田付属小学校で8人の子供を殺した宅間守っていうんですか、それから宮崎勤とかいう人たちもご存じだと思います。

これらを調べてみますと、ほとんどが幼児期に、宅間の場合は家庭の家の中は壁は血で染まっていたと。お父さんがお母さんに暴力をふるい、お父さんが子供にふるう。そういう部屋で育ったとも書かれております。ほとんどがそういう、性格的にあるようであります。

そういうことから考えますと、この家庭教育以前の問題があるような気がしてなりませんけれども。家庭というのはやはり教育の原点であるわけで、全ての教育の出発点であるわけですから。私どももいろんな手立てをしながらこれまでも努めてまいりましたが、なかなか厳しい問題があります。

この川崎市の事件も、そういう意味から今朝、新聞の週刊誌の見出しを見ておりました

ら、こんな見出しが書かれておりました。怒号と刃物の家だった。鉄パイプ事件とか、見出しだけです。と、考えると、まさに先ほどのような、同じようなこういう家庭で育ってきたのかなと思って悲しくなってしまう。

そういうことから、私ども、家庭教育のいろんな手だてをとっております。各学校では家庭教育学級あるいは子育て講座なども通してやっております。それから家庭教育の充実に向けた研修の機会を確保するためにPTA指導者研修会あるいは県や市、地区などの研修会の参加を促したりもしております。

それから、また、平成25年度からはブックスタート事業を通しまして、幼児期からの読書の大切さ、親子のスキンシップを図ることなどの大切さ、そういうことから保護者にそういう意識の啓発を図ってきたところでもあります。

また、平成24年度からはおひさま運動を通しまして、市民総ぐるみで、礼節や障害福祉の大切さ、心身の健康、それから家庭教育で身につける基本的な生活習慣なども、みんなで行きましょうと、こういう取り組みもしてまいりました。

そういうことから考えて、来年度、27年度に向けましては、なかなか、いろんな講座を開いても人が参加をしてくれない。したがって、こちらのほうから地域ぐるみで家庭教育の支援を進めるために地区公民館の講座とか、あるいは自治公民館とか、あるいは子供会で育成会の方が総会で集まった、その後を利用するとか、そういう機会を捉えて、もっとこちらから積極的にそういう出前講座を持っていくというんでしょうか、そういう取り組みをしながら、もっともっと家庭教育を充実していきたいと考えております。

以上です。

#### ○議長（宇田 栄君）

いいですか。

次に、山口初美さんの質問を許可します。

#### ○7番（山口初美さん）

私のほうからも3点について伺います。

今の同僚議員の質問とも重なるところがございますけれども、改めて答えていただきたいと思いますが、まず、地方交付税についてですが、近年の地方交付税の推移と今後の見通しということについてご所見を伺いたいと思います。

2問目は地域循環型経済の推進策としての新年度の重点的な取り組みは何かについて伺います。

3問目は施政方針の5ページに出てきておりますけれども、マイナンバー制度について伺います。この施政方針の中には、情報政策につきましても、マイナンバー制度が平成27年10月から本格的に運用されます。円滑な制度導入に向けて関係機関と連携を図りながら実施体制を構築し、システム改修等を進めてまいりますとあります。マイナンバー制度は赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に、生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。

政府は行政手続きが便利になるなどと言っておりますが、多くの国民は制度を知らない上、莫大な個人情報情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。

国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを国の言いなりに本市でも進めていかれるのでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点についてお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

地方交付税につきましては、税制、税の算定を含めた中におきます、この収入という分が国で決められております。基本的には、人口が減少してしていく、一番大きなウエイト

というのは交付税の中で、この人口なんです。人口規模によってある程度の交付税額は変わりますので、これは基本的にさっきも算定以外の部分とは違いまして、これ、減っていくということは間違いございません。

そういう中で、私どもはこの地方交付税の、今、普通交付税と特別交付税、合わせますと約九十五、六億という、この240億で、大変大きなウエイトをしているのが、交付税でございますので、この動向も注視しながら、また、特に特別交付税と普通交付税の割合というのも、また変わってきようかというふうにも思っております。このあたりも十分注意しながら、今後、見ていかなきゃならないというふうにも思っております。

この循環型ということでございますけど、やはり、それぞれの、例えをあげますと、私ども、今回の補正におきましても消費動向というのを喚起するために、プレミアムの商品券をする。これは今後、全国的に展開されることございまして、内示といたしますか、これがどれだけパーセント的に押し上げられるものかどうか、こういうこともございます。

また公共事業の仕事のおきましても、1つの業者だけじゃなく、いろんなそれに携わっている方が大変多くございますので、そういう形の中で循環しながら、賃金的な確保をしながら進めていく。いろんな例をとりますと、この循環型、やはり、植物にいたしましても循環といいますか、稲を植えて、また、収穫をし、土に返っていく。いろんな方が今、おっしゃいましたように地域というのは循環型をどういうふうにして構築していくのか。そういうことが大事であろうかというふうにも考えております。

また、マイナンバーのことでございます。

ことしの10月からします。特にシステム改修というのになっております。特に、最初できていくのが、恐らく税からのつながりの



中でやっていきますし、それが年々、社会保障の福祉関係、こういうものでいろいろ利用されていくというふうに思っております。

特に、制度のいろんな指摘もございました。今おっしゃいましたとおり、個人保護の問題、こういうセキュリティーをどうかけていくのか、ここあたりも、今後、私どもも、十分、気をつけながら進めていきます。国の言いなりという、じゃないわけでございますけど、やはり、これを1つになっていかなければ、日置市だけがこのことをしないでおることは何も、1つのネットもつながらないし、もごございますので、いいなりという言葉は不適切かと思っておりますけど、私どもは日置市にあったことも十分考慮した中で、このマイナンバー制度の構築を今後、進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

地方交付税は1990年代は決算額の40%、交付税が来ていたようでございます。近年は30%台を推移しているということで、先ほど市長のほうからは、減っていくのは仕方がないというようなご見解でございましたけれど、やはり地方自治を運営していく上ではどうしても必要な財源でございますので、やっぱり、市長としてもしっかりと確保する、獲得するというような姿勢も大事なのではないかなと思っておりますので、ぜひ積極的に、国への働きかけなど行っていただくことを期待しております。

2問目は地域循環型の経済の推進策ということで、プレミアム商品券の発行とか、公共事業など、しっかりと地域循環を目指してやっていくというご答弁でございましたが、今、地方創生、地方再生ということがよく言われておりますけど、本当に地域に根を張って頑張っている中小企業とか農林水産業などをしっかりと自治体が応援していく。そういうこ

とがこの地方自治の柱としてもしっかりと位置づけて、これからもやっていただく。

それから自治体としても、非正規から正社員への転換これを応援するような施策をぜひ進めて行っていただきたい。これを進めてこそ、本当に地方再生の道が開かれるというふうに考えております。

マイナンバー制度について再度、伺いたいと思っておりますが、内閣府が行った調査では、このマイナンバー制度について、国民の不安に思っていることが、1つ目は、プライバシー侵害の恐れがあるということが32.6%。個人情報不正利用される。そういう被害の心配が32.3%。国による監視の恐れが18.2%などとなっております。特に不安がないというふうに答えたにはわずかに11.5%だったということで、これは内閣府が行った調査ですが。

幾ら情報保護のさまざまな措置をとっていると説明をされても、不安はなかなか消えません。マイナンバーそのものがプライバシーを危険にさらす仕組みだからなんです。これはしっかりと肝に銘じてやっていただかないといけないと思っております。

そこで伺いますが、各部署ごとにこのマイナンバー制度の導入に向けて準備をされると思っておりますが、これにかかわる予算は当初予算には総計で幾ら計上されているのでしょうか。そして、その財源はどうなっているのかについて伺います。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

マイナンバー法に関連いたします平成27年度当初予算についてでございますが、税のシステム等の回収委託費用ということで、およそ5,400万円を当初予算に計上してございます。また、この要する費用のうち、総務省所管分1,800万円につきましては、10分の10を国庫補助で、厚生労働省所管分2,450万円につきましては3分の2を

国庫補助、残り3分の1は普通交付税で措置をされるものでございます。

なお、回収に当たりましては、市の独自費用1,150万円がございましたけれども、こちらについては一般財源で対応いたすというところでございます。

○7番（山口初美さん）

3問目、これで最後にいたしますが、今、お答えいただきましたように、これまでは年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与などの情報はそれぞれの制度ごとに管理をされておりましたが、これからはマイナンバーで1つに結ばれます。医療の診察情報などへの使用拡大も狙われており、マイナンバーが大量の個人情報の固まりになるのは明白です。

マイナンバーが流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に引き出されるような危険が現実のものとなるわけです。アメリカでは個人情報の大量流出不正使用が現に大問題になっております。

もし、このようなことが起きれば、市としてはどのような対応をされるのか、誰が責任をとるのか。大混乱が起きると予想がされるわけなんです、その点を最後にお聞きして終わります。

○市長（宮路高光君）

ケース・バイ・ケースがあるというふうに思っております。

その起こり方の、流出の方法とかあります。私どももさっきもございましたとおり、まだしてない部分もございまして、今後、運用しながらいろんな事例というのは、恐らく起こり得るというのはもうあるのかなと思っておりますので、そういうことを含めて、いろんな、県、国のほうとも、そういう処罰の問題とか恐らく、いろんな中で悪用していくにおきましては、刑法でそれぞれの処罰というのはあるというふうに思っておりますので、今後やはりこういうものの、情報というのもし

ちっと入れていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第35号から議案第44号までの10件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第35号、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号は文教厚生常任委員会に付託します。

議案第36号、議案第37号及び議案第44号は産業建設常任委員会に付託します。

議案第38号及び議案第39号は総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。3月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会をいたします。

午後1時39分散会

第 3 号 ( 3 月 1 6 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（15番、9番、17番、19番）
-------	----------------------

本会議（3月16日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤貴充君  
上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 満留雅彦君  
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、15番、漆島政人君の質問を許可します。

〔15番漆島政人君登壇〕

○15番（漆島政人君）

おはようございます。さきに通告していただいた3つの項目について質問いたします。

初めに、地域消費喚起・生活支援型交付金の活用策からお尋ねいたします。

国はさきに編成した補正予算の中から、地方の消費を喚起することで地域経済の活性化や生活支援を目的とした交付金を近々支出する計画です。日置市はこの交付金を活用して4億4,000万円分の商品券に20%に当たる8,800万円分のプレミアムを付けて6月以降に販売する計画です。つまり、1万円の商品券に2,000円のプレミアムがつく商品券が総額で5億2,800万円分販売される予定です。例年度5倍に当たる額です。想像もつかない巨額のお金が日置市内で消費されることにどれだけの人々がどこで使うのか、また、日置市への経済効果はどれだけあるのか、市民の関心は非常に高いと思われます。

そこでお尋ねしますが、市内に所在する店舗数に対してこの商品券を取り扱う店舗数はどれだけあるのか、また、購入できる上限額は幾らになるのか、交通弱者まで購入しやすい体制にあるのか、そのほか商品券の多くは日置市内に本社機能のない大型量販店で使用される可能性は高いわけですが、日置市への経済効果はどう見込んでいるのかお尋ねいた

します。

次に、2点目の質問は、同じく国は地方への人口減少対策や活性化を促す目的で地方創生先行型交付金を準備し、地方創生に先行して取り組む事業へ支援していく計画です。これらの事業は今後の方向性や成果目標、達成時期等を明確にすることが求められています。日置市の場合その事業計画の中にオリーブの6次産業化初め複数の事業が計画されています。そこで、その中の3つの事業についてお尋ねいたします。

1つは、今お話いたしましたオリーブの6次産業化への取り組みです。日置市はオリーブを栽培し、生産、加工、販売まですることで雇用の創出や地域経済の発展につなげることを目的に、平成25年度からこの事業に取り組んでいます。現在では外国産オイルを使用した商品開発が新聞、テレビ等でも話題になってます。

しかし、生産体制の原点にある採算制の高い品種の選定や挿し木による安価な苗木の確保については、こういった状況にあるのか。また、採算がとれる収穫量やその時期等については、具体的な道筋は示されていません。

これらの課題に対する今後の計画や達成時期はどういった状況にあるのかお尋ねいたします。

2つ目は、生ごみの堆肥化事業です。

生ごみを焼却しないでリサイクルしていく考え方はとても大事なことだと思います。しかし、この事業の前提条件にあるのが全世帯での取り組みです。さまざまな課題も予想されますが、住民の理解が得られる見通しがあるのか、また、現行体制と比較して経費的にどれだけ財政効果が見込めるのかお尋ねいたします。

3つ目は、スポーツ合宿誘致事業への取り組みです。

この事業は今までも吹上地域を中心に取り



組みがなされてきました。中でも陸上関係の合宿については、吹上浜の自然環境を生かした合宿地として高い評価もいただいております。しかし、その一方でクロスカントリーロードについては、見通しの悪さによる不安の声や、個室型の宿泊施設を希望される方が多いのも事実です。

海岸線の散策道整備も含めこうした課題改善を図って行くことが合宿誘致を継続していくことにつながるとは思います、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

3点目の質問は、地方版総合戦略の策定についてお尋ねいたします。

国は、平成27年度に地方創生に関する総合戦略の策定を各自治体に求め、事業内容に応じて支援するための交付金制度を設ける計画です。国がこの計画を推進する背景には、雇用創出事業や子育て支援、地方への移住促進等を後押しすることで、疲弊している地域経済や人口減少問題を克服しようとするねらいがあります。

この課題については、どこの町でもいろんな形で対策は講じてます。しかし、改善への見通しが立たないのが現状です。国が一極集中型社会構造の改革や、大手企業重視の経済構造の見直し等をしない限り、私は幾ら地方創生の旗を振っても改善の余地は少ない気がいたします。とはいえ、危機意識を持たずに旧態依然とした感覚でまちづくりを進めて行けば、今後厳しい財政運営はもとより消滅の危機にさらされていく自治体も多く出てくるのが予想されます。

しがたって、ゼロベースであらゆる角度から日置市を検証し、10年先を見据えた日置市版総合戦略を策定していく必要があるのではないかと思います。

そこで、次の5項目についてどういった方針を持って策定に当たるのかお尋ねいたします。

1つは、人口減少対策や地域活性化への具体策案についてどういったお考えなのか。

2つ目は、中心部の人口は若干ですが、ふえています。逆に周辺部の人口は著しく減少しています。どういった策を持って調整していくのか。

3つ目は、有効的な総合政策といえば日置市の特性を生かした1次産業と観光産業の振興策だと思いますが、この分野への今後の取り組み方針については、どういった考えなのかお尋ねいたします。

4つ目は、策定された計画の実行性を高めて行くためには、専属の担当課を設置する必要性を感じますが、このことを市長にお尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の国が予定している地域消費喚起・生活支援型交付金の活用策について、その1でございます。26年度のプレミアム付商品券の取扱店実績は、日置市商工会の会員883事業所のうち、291事業所でした。

なお、今回のプレミアム付商品券発行につきましては、例年と違い、会員・非会員を問わず、市内の商工業者に改めて取扱店の募集を行う予定でございます。

2番目でございます。上限額は5万円を予定しております。購入方法は、市内の全世帯に商品券発行のチラシを郵送し、事前に往復はがきで購入申し込みを受け付ける方法を考えております。

3番目でございます。今回の地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用してのプレミアム付商品券は、1組1万円で20%割り増しの1万2,000円分の買い物ができるのでございます。発行枚数は4万4,000組を予定しており、発行額は5億2,800万円になります。うちプレミアム分が8,800万円でございます。6月下旬から販売を開始し、

使用期間は7月から12月までの6カ月間を予定しております。

商品券発行に伴う経済効果は、半年間で5億2,800万円の消費喚起が日置市であることとなります。

2番目の同じく地方創生先行型交付金の活用策について、その1でございます。

現在、市では15品種のオリーブを試験栽培しております。昨年の実のつき具合や病害の発生状況、先進地調査や香川県オリーブ研究所からの情報収集等を通じて、商品性が高く、かつ地域に適応した品種の選定を進めております。来年度には市民の方々への栽培普及を図っていくこととしております。その段階で6品種程度に選定して紹介する予定でございます。

挿し木につきましては、昨年実施いたしましたが、専用設備がない中で発根率が低いことや品種格差が大きいとため、今後も継続して研究したいと考えております。

また、定植できるまで2年以上を要するため、当面は購入による苗木の確保を考えております。採算性と収穫量につきましては、2年生苗木で5年後におよそ1本当たり5kg、10a当たり生産額が16万円、成木になると10年後で1本から10kg、10a当たりの生産額は32万円を想定しております。

2番目でございます。平成24年11月から酵素処理による生ごみモニター事業として取り組んでおり、平成25年度までに50世帯の方に、また26年度からは100世帯の方に参加をいただいております。

27年度からは、さらに参加者を募集し事業の拡大を図っていく予定であります。モニター事業参加者のアンケートでは8割の方が取り組みやすいとしており、生ごみを除いた可燃ごみを出す回数が減ったなどのご意見もあります。まだまだ市民への周知など足りない部分がありますので、いろいろな機会を啓

発を行い、理解を得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

今後は、全量の生ごみ酵素処理や、そのほかの可燃ごみのリサイクル化を進め、焼却ごみをできるだけ少なくし、財政効果を上げていきたいと思っております。

3番目でございます。吹上浜公園一帯は、県内外から来られるスポーツ大会や合宿関係者のみならず、観光で訪れる方々からも松林の広さや豊かな自然に高い評価をいただいているところでございます。

本市で合宿される団体には、学生を中心にアマチュアがほとんどでございます。

現在、吹上浜公園に隣接しています国有林内の管理道や九州自然遊歩道等を活用し、散策道やクロスカントリーコースとして整備しております。また、吹上浜キャンプ村跡地についても、その周囲を新たに約1kmの散策道として、整備を進めているところであります。

国有林を管理しております鹿児島森林管理署においても、吹上浜公園一帯の松林を吹上浜レクリエーションの森として位置づけていますので、現在のクロスカントリーコースの整備充実や公園に隣接します散策路の開設などを要望していきたいと考えております。

3番目の地方版総合戦略の策定について、その1でございます。

本市では、人口減少対策と地方創生に取り組むため、2月12日に日置市まち・ひと・しごと創生本部を設置しました。ここでは、出生数の向上に関することや子育て支援等に関する、ひとの創生プロジェクトチーム、定住促進に関することや安全で安心な暮らし等に関するまちの創生プロジェクトチーム、雇用の創出、1次産業のI・J・Uターン、魅力ある観光地づくり等に関するしごとの創生プロジェクトチームを設置し、来年度中に日置市総合戦略を策定します。

具体的な戦略案策定は、4月から本格的に取り組みますが、基本的には本市の魅力ある地域資源を生かした観光の資源による交流人口の増加で、本市にまた訪れたい、住んでみたいというまちづくりを進めたいと考えます。

また、本市に居住する若い世代が安心して生活できるよう、本市独自の子育て支援や農林水産業の6次産業化等を推進し、他産業への経済効果の波及を図りながら、雇用の創出を生み出したいと考えております。

2番目でございます。本市の中心部以外の周辺地域、特に少子高齢化が進んでいる過疎地域におきましては、これまでも定住促進のために、市営住宅の建設や定住促進対策補助金制度を実施してきました。来年度からは、同補助金制度を見直し新たな制度で、過疎地域の人口減少に少しでも歯どめをかけたいと考えております。

また、市民がどこでも不便さを感じない地域づくりのために、周辺部から中心部への市道等の整備や地域公共交通網の見直しなどの検討を行います。さらに、地区ごとの地域特性や課題・解決が異なることから第3期地域振興計画では、これらの解決を地区で取り組むことに対しまして支援を行います。

今後におきましても各地域の特性を生かした、まちづくりを進めるために行政と各地区公民館、自治会等との連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

3番目、1次産業につきましては、本市の基幹産業でありますので、農・水産物の特産品開発に支援を行いながら6次産業化を進め、雇用の創出や本市の特産品、特に食に係る取り組みを重要課題と位置づけて、農・水産物の6次産業化を食品加工業だけでなく、観光・交流面の波及効果を高め、交流人口の増加による本市の経済の活性化を図ってまいりたいと考えおります。

具体的な施策や事業につきましては、先ほ

ど答弁したとおりで、日置市まち・ひと・しごと創生本部で検討し、本市の総合戦略の一つとして策定したいと考えております。

4番目でございます。地方版総合戦略の推進については、市長以下15名で構成する日置市まち・ひと・しごと創生本部、関係課長で構成する部会、課長補佐等で構成するプロジェクトチームを設置するとともに、日置市まちづくり研究会とも意見交換の連携を想定していることです。そのようなことから、27年度においては、企画課に行政経営戦略係を新設し、職員の拡充を予定しております。

以上で終わります。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、まず初めにプレミアム商品券のことからお尋ねいたします。

この事業については、今回に限らず合併以来ずっと日置市でも継続されています。そこでこの事業の目的は、消費が大型店に集中することで疲弊していく地元商店街を活気づけて行く、また地場産業の育成を図っていく、そのことだったと私は認識しています。しかし、現況は大型店で6割以上は消費されている、がそういった実情です。

今回は特に国が1億円近い補助金を出しますので、やはりその流れはさらに拡大していくことが予想されます。今回は、先ほども答弁では商工会加入者だけではなく、非会員についても幅広く利用できるような体制はとっていくということでした。そういった取り組みは評価いたしますけど、でもこの実態というのは変わっていかないと思うのですね。そこで、やはりこの商品券事業、今後もやっぱりこういう形で続けていかれるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に市内におきます大型店で約66%、普通の小売りで34%の比率に、今までの実績によります

となっております。そのよう中で特に商工会のほうが取り組みといたしまして、この大型店にこれは消費者のほうからすればそんな店を選ばれませんので、消費を拡大を図っていくというのが一つの大きな形でございまして、その中で特に大型店のところに、その募集する中においてお願いを今までもしまして、約その大型店で上がりました3%をもう一回商工会のほうに吸い上げをいたしまして、それを大型店でないところの店だけで買える商品券をもう一つつくっておりますので、私は、そういうふうにして一般市民の方々が大型店で使っておりますけれども、また商店街のそういう方々はまた、とくとく券という一つのつくって、私はすばらしい商工会のほうでそういう対策を今取っておりますので、今後も今回もそのような対策を取りながら進めるということでお聞きしておりますので、この大型店じゃない店におきましても、大きな波及効果があるというふうに思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

そういった制度があることは私も承知していました。例えば5億円消費がなされてその6割3億円が消費されたと、その3%返ってきたときには900万ですかね、それでどこまでやはり今回国は生活支援ということを目的にしていますけど、この生活支援、いい方がいいですけど裏を返せば私からみりゃあ単なるばらまきじゃないかと、結局、国の意図はこの大量の補助金を出すことによって、やはり地方の消費を喚起する、それによってやはり経済成長率の数字を高めて行きたい、それによって今届かないといわれてるアベノミクス効果ですね、これを何とか地方批判を避けたいと、少しでもかわしたいというのが、大方のねらいだと思います。そういう中で今回こういった大規模な商品券販売がなされるわけですけど、やはり先ほど市長が言われたとおり、消費者は店を選ばないと、やっぱ使

いやすいところ行っちゃうわけです。となるとやっぱし、これをやることによって本当に今、実際周辺部小さなお店ですね、あと商店街、こういったものがどこまで効果を伝わっていくのか、私やっぱし幾ら拡大してもこの効果はないと思います。それともう一つ、この商品券の額を大きくすればするほど私たちの地域みたいに大型量販店で消費される額が大きけりゃ大きい程、やはり商品券を購入するのに出したお金の多くは外にもって出て行く可能性があるわけですよ。そうすると地域内で循環するお金ちゅうのは少なくなります。少なくなれば経済効果はない、また小さなお店で消費者は選ぶ権利があるから小さなお店で買わないとなると、今後やはりこの小さな商店街はやはり店を占める、で、周辺部においても店をたたんでいく、そういう形になっていくのではないかなと思います。そうなってくれば、本当に日置市の商工振興行政というのは、やっぱりどういうことやってるんだろう、その真意が問われてくると思います。

それと、プレミアム分は税金です。この税金を使って新たな税金が生まれてくればいいですけど、今の流れで行けばその形になる様子は少ないわけですよ、そうなってくると困るのは、やはり10年先、20年先の世代になってくるのではないかと思います。やはり、この商品券事業については、南九州市ではやはり地元でとれたお茶の販売に特化した商品券事業にも取り組んでいます。ほかの町でもやっぱ地域にどれだけ経済効果をもたらすか、その知恵を出したいろんな取り組みがなされています。やはりもうちょっとここの商品券事業については、原点に戻っているような工夫、知恵を出す余地があったのではないかと思います。このことをお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、特にこの大型店には伊集院地域の消費者といいますか、特に日吉、吹上を告げま

すと一般店のほうがずっと多くございます。そういう中で地域性という中ちょっとおっしゃいましたけども、まあ吹上におきますと今までの経緯の中におきまして、約1,500万円程度あったものは、1,000万円は地域、500万円が大型とそういう形の中で消費をする方もやはりそういう部分は身近なところで使っているのも現状でございます。今おっしゃいましたとおり特化する部分も大事であるというふうには思っておりますので、今後、今回のこういうものの動向また見ながら、また商工会と十分いろいろ検討していきたいと、今回はこのような形の中で、特に国の政策の中でございましたので、私は今回のプレミアムについては、このことで実施をしていきたいと思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、ぜひですね、検討していただきたいと思えます。やはりそうでないと、やっぱり地元商店街の活性化というのが基本にあるとおもいますので、これが結果として悪けりゃあ本末転倒の話だと思います。

そこできょうの今朝の南日本新聞の論点のところの巡るところで、巡るお金に思いを乗せてというテーマで解説委員の方が書いておられるところが目に着きました。やはり地域商店街の活性化を願うのであれば、パン1つ買うにしてもやっぱり地元の個人商店街で買っていけばそのお金はやっぱり地域活性化に巡っていくのではないかというような趣旨で書かれておられましたけれど、私はこういうのを後押ししていくのがこの商品券発行の目的ではないかと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

次に、地方創生先行型交付金事業の中にある3つの事業についてお尋ねします。

まず、1点目は、オリーブの6次産業化です。オリーブ栽培は気候的に難しい部分が非常にあります。したがってやはり見通しもな

かなか見通せない部分が多いです。それだけに取り組みに対しての基本方針というのは、明確にしておく必要があると思えます。

そこで、お尋ねしますけども、採算に見合う日置市産オリーブが確保されなければ6次産業化は成り立たない話だと思いますけど、これについてはどういった認識を持ってされようとしているのか、また税金を投入して事業を進める以上、5年先には雇用創出や生産者の採算性、こういうのが目に見える形で出て来なければ住民の理解は得られないと思えますが、この2つのことについてどういった方針を持ってそうだよねと、ちょっとそこはわからんと思われるのかもわかりませんが、それはどういった認識を持っておられるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり大変、見通しというのは難しい部分もいっぱいございます。私どもも最低線の見通しの中で先も申し上げましたとおり、10a当たり十五、六万円の一つの5年後が一つの目標であり、また10年後においてはその倍の目標と、今の農地政策の中におきまして、10a当たりそれぐらいの路地でできる部分であったら、私は見通しがいいのかなというふうには思っております。

まあ、特に6次産業という部分の中におきまして、今後どれだけの規模拡大ができるのか、そういうものでも若干違いますけども、当面の中におきまして5年後において約50人ぐらい、また10年後は約100人ぐらいの雇用も創出できるというふうに考えております。これが一番最低線の中でやっていくということでございまして、まだいろいろと課題はたくさんあるわけでございますので、また詳しいデータ等もお示ししながらその経過を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、今市町が計画、考え方についてお話をされました。答弁書もいただいて細かく数字も書いてあるんですけど、これを見てぱっぱというのは把握できないですので、やはりでも、私もそうですけど住民の方もやっぱり本当に具体的な計画、これに対しての投資額そういうものが目にわかりづらいと思うのです。そこで、今広報誌のほうにオリーブを特集した記事が掲載されています。

そこで、私からの提案ですけど、やはりもう1回きちんとした事業目的、それと目的達成までの事業計画、それとそれに伴う投資額、これ今もう過去2年経過してますので、過去2年間分も含めて具体的に広報誌にお示しして、それに対して毎年の実績報告をしていく、そして、住民の方に検証していただくそうした制度づくりが、やはりこの事業に対する理解も得られやすいのかと思いますが、市長にお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、今のところにおきましては、一番大きな投資というのは苗木の購入というのが一番大きな投資だと、今後、加工施設またレストラン、こういうハード的なものをつくるときには、なお税金といたしますか、まあ国の補助事業も使いながらやっていく部分が出てきますので、なお一層検証していかなきゃならないというふうには思っておりますので、今まで使いました税金等含めた中で、毎年そういう検証はやっていきたいというふうには思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、こっこのほうで、当局のほうで検証していくのではなくて、私が申し上げたのは、住民の方に広報誌を通じて事業計画を具体的な数字も含めてお示ししていく必要があるのではないかと、住民の方に検証をしていただく、そしてその結果が住民の理解が得られたらこのオリーブ栽培に対する協力も得ら

れるだろうし、理解も得られると思いますが、もう1回、そこをそういった形を住民の方にお示ししていく、その形をつくるのか、つくらないのかちょっとお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

大変、この検証というのがただおっしゃいます数字だけの検証で済ませるものなのか、これはやはりオリーブ栽培含めましたある程度技術的な一つの検証というものを、今議員がおっしゃるのは恐らく金銭面を見た中の検証というのを、これだけではこういう新しい新規というのは大変難しい部分が私はあるというふうに思っております。やはりある程度のリスクというのも必要であろうかというふうに考えておりますので、ここ辺りにつきまして今後のやり方というのは、またいろんな関係の皆様方と十分論議をしてやって行きたいと思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、新規事業は難しい、でもやっぱり民間企業だったらですね、リスクを背負ってもやるか、やらないかはその事業所の判断ですけれど、私たちは行政ですので、どこまでそのリスクをしょうのか、税金を投入していく以上、やはり経済効果に結びつけて行かないといけないという初期の目的があるわけですので、そこだけやっぱり明確にしていくべきだと思います。

次に、生ごみの堆肥化事業についてお尋ねいたします。

この取り組みについては、さきほども申し上げましたけどすごくいいことではないかと、でもですね、この取り組みに対して私、気になるところが幾つかあります。一つは、今でも分別されてないごみが多いです。そのために自治会の役員さんたちは、再度分別されている姿を目にします。多分生ごみ中には、生ごみ以外の物が混入する可能性が高いと思います。そうすると、出したごみをチェックす

る人も必要ではないかと思ひます。そうなる  
と、まず課題になるのが食に関するプライバ  
シーの問題、また生ごみを出す時間も制約さ  
れるのではないかと思ひます。そういった課  
題ができてきそうです。

それと、もう一つ気になるのが、洗ったり、  
汚れをふきとれば資源ごみとして出すことが  
できるというのはわかっとも、どうしても  
忙しさをめんどくさいなどの理由でそのま  
ま燃えるごみに出すご家庭も多いのではない  
かと思ひます。多分、私もこういうことを  
言ひますが、そういうことをやりかねない  
なというのは自分でも思ひます。

そこで、夏場の臭い等も考えれば、多分生  
ごみも新聞等にくるんでビニールに入れて、  
そのまま燃えるごみに出す可能性も非常に高  
いような気がしひます。そうなると、燃  
えるごみは結果的にそう減らないのではない  
かと、経費もそうなると二重構造での  
収集作業ですので、ふくらんでくる。そうい  
った身近な課題が予測されるわけですが、  
そういった部分については解決していく目途  
があるのかお尋ねいたしひます。

#### ○市長（宮路高光君）

まあご指摘のとおりこの分別というのは大  
変難しい部分、また、子ども全市民の方がこ  
のようにうまくできるというのは大変難しい  
ことだと思ひておひます。そういう意味の中  
で今モニター制度の中において、ある程度の  
税金は投入してもその意識を高揚していく、  
これが私は先だと思ひておひます。全市民に  
それぞれ分別し、いろいろなことをする  
ことがいいというのはわかっておひますが、  
今100人また200人と少しでも多くして、  
こういうものであるということをおひんに知  
らしめていく、これが今回、今しておひる  
一つの目的でございますので、議員がおっし  
やるように全世帯にそういう分別とその生ご  
みの全部するというのは今のところは難しいよ

うな気がいたしひます。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、発布すべてですね、今、地方創生  
で問われているのは、やはり結果を出して  
いかななくてはいけないと、やはり投資する  
以上、事業投資をする以上、結果を出して  
いかななくてはいけないと、やはり難しい  
部分はあるけど、だめでしたじゃだめなん  
ですよとそこをきちっと明確にした総合  
戦略をつくりなさいというのは、この地  
方創生の趣旨だと思ひます。

しがたって、今回この生ごみに18日  
予算が上程されますけど、1,000万円  
ぐらい計画されてます。これについて国  
が計画に基づいて検証した結果、その成  
果が得られなければ、その交付金は返  
納しなければならないのか、どうなる  
のかちょっとお尋ねいたしひます。

#### ○市長（宮路高光君）

この27年度は今補正出しておひますが  
も、またこの5カ年計画をする中におひ  
て、今おっしやるのとおり、その数値目  
標してやって評価するというので、また  
返納とかそういうまで、子どもほうには  
来ておひません。基本的にはそういうも  
のが毎年する中において、数値目標にし  
なかつたらそういう交付金というのが減  
額されていくというのはわかっておひ  
ますが、返納というところまではござ  
いませんし、そういう数値目標に5カ  
年間のうちに少しずつでも上がっていく  
事業の中じゃつたら、そりゃあ認めと  
いく、だけどその後については、その分  
については該当しないというふうになり  
まして、また新しい制度設計が今27  
年度まではできておひますが、28年  
以降の制度設計をどう、いかにする  
のか、またここ辺りまでは詳しい内容  
について子どもほうも周知しておひ  
ませんし、今後こういうものはまた  
国のほうにこれにつきて、28年以降  
の交付金の額を

めて算定するというふうにお聞きしております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、国からの補助金であれば、どこまで危機感を持って取り組まれるのか、やはりこれが単独の持ち出しであれば、即それが結果として住民負担に跳ね返ってくるわけです。したがって、やっぱりそこは緊張感をもって明確な見通しを立てて確実のものにしていく、これがこれからの地方に求められる地方創生の基本的な部分じゃないかと思えます。

次に、スポーツ合宿誘致事業についてお尋ねいたします。

これからの時代は、自然環境生かした快適性のある練習場やゆっくりくつろげる宿泊施設など、ほかの町にない受け入れ態勢を整備していくことが継続への鍵になると思えます。その最適地がまあ私は吹上の議員ですけど、だからというわけじゃないですけど最適地は吹上浜公園一体を活用した合宿地の整備ではないかと思えます。

しかし、幾つかの課題があります。一つは、うっそうとしている松林です。拉致事件があった場所だけに不安を感じる人も多いです。松林の中の雑木の下払いをして見通しをよくすれば、ほんとイメージも変わってきます。

また、海岸線もちょっと市長のほうにも資料として出してますけど、ちょっと、見苦しい絵ですけど、海岸線も砂丘一体をきれいにして散策道を整備すれば合宿だけじゃなくて旅行客の誘致にも弾みがつくんじゃないかと思えます。これらの整備については、先ほどの答弁ではいろいろ1kmまた追加して散策道、いろんな整備もお願いをしていくということでしたけど、やはりお願いをする一方でやはりこのことについては、早期なハードじゃないですので、地域住民の御力もお借りしてやっぱり共生・協働でやっていけば、まちづくりに対する意識も高まっていくと思えますが、

このことについてどういったお考えかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり吹上浜の一体でございます。まだ中におきまして周知もございますけど、特に営林署関係の土地といえますか、国有林というのも大変多く存在する場所でございます。特に営林署とこのことについては、十分打ち合せもしていかなきゃならないというふうに思っております。今後、やはりあの一帯を特に合宿を含めたスポーツ合宿ができる環境というのを、今から年次的に整備をしていく必要があるのかなど、この散策、クロスカントリーだけじゃなく、まだほかにおきますいろんな施設も整備していかなければ誘致をするにいたって大変大きな効果というのものないと思っておりますので、また全体的にこの公園一带を含めた中の整備計画というのを今後新しく作り直していく必要があると思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、営林署との国有林の管理というのは、本来の目的を達成しながらそこを活用していくその辺の調整というのは本当に大事だと思います。まずはその管理については地域住民もになっていくぐらいの意識も必要ではないかと思えます。

それと、もう一つの課題がやはり宿泊における個室の希望への対応です。県は大隅地区の高校跡地にさきの新聞でも載ってましたけど、30億円近い金を投じて、合宿のための施設整備を計画しているようです。ほかの町でもグレードの高いそういった合宿施設はいっぱい整備されています。その中で生き残りをかけていくとなると、やはりこの住民の要望が多い個室の整備というのは必要ではないかと、まあそこで日置市の場合、そういうのに対応できるだけの施設対応はどこまで確保されているかということ、なかなか、やっぱり従



来型のそういったものが多いと、そこでやはり宿発施設の核になるのは、場所的にはやはり砂丘荘ではないかと思えます。まあ、財政状況は十分承知してはいますが、でも投資した分は必ずその効果は得られる見通しはあると思えますが、今後耐震工事を含めて一緒にそういったのも整備していく考えはないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、今おっしゃいますとおり、私も合宿で昨年から北九州、九州管内を回っております。大変この競争の激しい、特に鹿児島におきましては各市町村、この誘致合戦に大変しのぎをすnderのも事実でございます。その中で、そういう体育施設の問題、また宿泊の問題、こういうものが十分考えて行かなきゃならない、今ご指摘のとおり今の現状の中におきまして、そういう個室化といいますか、そういうものである、つきましては特に吹上地域におきまして、そういう宿が宿泊所がありません。ここ辺りの問題を含めて、民間でしていくのか、公営の中で最終的になきゃならないのか、まあ特に吹上の場合ゆ一ぷるというのは、ただそういう合宿という部分の中でしてると、基本的に一番この誘致合戦をしていく中ですりゃあ、宿泊も価格でした。個室にすればものすごくまだ高い部分が出てきます。

ここ辺りのバランスがどうあるのか、まあ今回の合宿助成というのも、今回取り入れたのも向こうの要望しますとどうしてもアマチュアの場合については、宿泊の価格がどうであるのか、まあ特に先般もしたんですけど、吹上のほうに来たけど、今インターネットでエージェントとか4,800円とか個室でした。そういうところに自動的に自分たちで申し込みをしてやっているのも実情でございます、ここ辺りのことも十分考慮しながら、今回宿泊合宿の誘致の助成しますけど、この

中でまたされたところでのご意見もしながら、今後の問題は考えなきゃならないというふうに思います。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、ぜひですね、検討していただきたいと思えます。どうしてもイベント型の誘致より滞在型のやっばし誘致、本当に安定した地域活性につながっていくのではないかと思いますので、ぜひ今後、前向きに検討していただきたいと思えます。

次に、地方創生総合戦略の策定についてお尋ねいたします。

先ほど、人口減少対策地域活性化への具体案、そういったものにもついて答弁いただきました。やはり人口減少対策、今いろんな形でやっていますが、やはり入ってくる人を受け入れる、そういった形に力を入れるのではなくて、やはりここまで過疎化が進んでくると、今、日置市内にいらっしゃる方、若い人を外に出ないように阻止していく、そういった対策も今後同じぐらい必要ではないかと思えます。

あと、地域活性化の分については、やはり先ほど先行型のところでも議論しましたけれども、やはり投資したお金に対して将来的には必ず事業収益が追い越していく、それは基本的なことだと思いますけど、このことだけはやっばし肝に銘じてやっていただきたいと思えます。

そこで、総合戦略を策定する上で重要な要件が3つあると思えます。まず一つは、いろんなプロジェクトももう既に立ち上がっているようなんですけど、なぜ総合戦略をつくる必要があるのか、このことへの認識だと思います。国の方針は自立的で継続的な社会を創生することを目指すとしています。これを国目線で地方版に置きかえれば、地方への財政支援にも限界がある、後は周りにいろいろ求めるのではなく自主財源の確保も含めて自らの知

恵と努力で創生を図って行くべきであると、これを国は言いたいのだろうと思います。

そこで、日置市も5年先は交付税も11億円程度減額されます。また団塊の世代も後期高齢に入ってきます。そして公共施設の更新時期も財政計画のほうで見させていただければ重なってくるようです。国のほうもオリンピックが終わる2020年以降の財政事情は目に見えて悪くなっていくことも予想されます。

したがって、今回、国が求めるからではなくて、やはりこの総合戦略は日置市の生命線であるという認識のもとで策定していく、その考え方が大事な部分じゃないかと思いますが、そこについてプロジェクトなんかでどういった認識を共有されているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この総合戦略計画でございますけど、私どもは今2次の総合計画も10カ年計画もやっております。この中で今回は5年という一つの戦略計画書でございますけど、やはり一番問題はこの人口減少いかにして歯どめをかけていくのか、まあある程度の今回は、この交付金も国のほうが出す予定でおりますので、そういうものに私どもも十分乗っかって行く必要があるかというふうに思っております。

みんなそれぞれ地域がどういうふうにして潤いを持っていくのか、そこが一番大きな課題でございますので、まあ今ご指摘ございましたことも十分認識した中で策定をやって行きたいというふうに思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、まあ2つ目は、日置市は広いです。また、財政支出にも限界があります。したがって、やはりどの部分をどうしていくことで日置市の創生につなげていくのか、そこを明確にした戦略が必要だと思います。例えば、定住促進一つにしても、やはり町部に5世帯

ふえるのと、山間部に5世帯ふえるのではその意義は全く違ってきます。そのためには、やはりどの策を講じることでどうしていくんだというのをスピード感を持ってポイントを明確にしていく、やはり具体的に戦略を立てていく、そこが必要だと思います。お考えをお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、一番いいように名戦略があればお互いにこういう悩みもしません。この中でいろんなご意見を伺いしながら、まあ特に今、地域の地区公民館を中心とした今回また3期に入るわけでございますけれども、こういうものも少しデータにしながらやらなきゃならないというふうに思っております。

今後におきましても、こういう過疎化というのは、大変まだまだ加速化することも起こり得るというふうに考えております。今、それぞれおっしゃいましたようにスピード感、やはりこういうふうな一つの世の中でスピード感を失ってしまいましたら5年の中が10年おくらせてしまうという分がございますので、今回の戦略にしてはそういうスピード感を持った具体的な例をしながら計画書をつくっていきたいというふうに思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、まあ市長が名案がありゃあ難儀はしないんだけど、ちゅうような市のことを言われますけど、市長がそういうふうに言われると何かこう寂しい気がします。気合を入れて絶対ここは生き残りなんだぞと、名案を知恵を出さんかというのが、やっぱしトップとして言っていたきたいところです。

そこで、次の日置市創生に欠かせないもの、生かすべきもの、一つははずせないものは何といっても1次産業のやっぱし維持だと思います。これは崩壊すれば再生は困難です。やっぱしまた日置市の独自発揮できるのも1次産業です。水産業、林業また農業の利益性を

高めて行く、そういった知恵出しをぜひやっていただきたいと思います。

それと、やっぱりもう一つは観光産業です。やはり、この日置市にはほかにない特性を持った景観とか、食べ物とか、史跡そういったものがいっぱいあります。こういった日置市にあるオンリーワンをどう生かして売り出していくのか、ここが日置市創生のかぎだと思えますが、この辺についてはどういったお考えなのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、自分たちの町を見つめたときに、一番感じるのがいつも言っているとおり、1次産業、この農林水産、このことをやはり一つの後ろ盾をしながら進めていかなきゃならない。観光産業という分も一番大事なものだと思っておりますけど、観光産業の中で一番できるのはやはり宿泊が伴わなければ経済効果というのは、ただ日帰りものじゃ到底大きな効果というのは現れない、まあこういう今回観光拠点施設もつくりましますし、また観光協会のほうも充実していきたいと、そういうものことも含めながら今後進めて行かなきゃならないというふうに考えております。

#### ○15番（漆島政人君）

15番、市長の答弁のとおりだと思います。私もやっぱり潜在している観光資源をどう生かしていくかハード整備は必要ないと思いません。もとの形に再生していくことで十分な観光資源になりそうです。こういったものをぜひ今後は金だけじゃなくして、やっぱり観光会社、そういった観光会社の方にも診断をしていただいて一緒になってやっぱりこういった取り組みをしていただければ、それなりの地方創生につながる成果が出てくるのではないかなと思います。

それでは、最後の質問です。

やはり実効性のある総合戦略を推進していくためには、その役割を担う組織が大事です。

組織機能を高めていくためには、私が思うには交渉担当も必要だろう、検証担当、調整担当、推進担当、これからは行政にも営業担当というのも必要だと思います。そういった人的配置をしてこそ、この組織機能が高まると思います。また、その組織は、日置市の生き残り政策を総括する組織ですので、それなりの権限も必要だと思います。そのためには独立した担当課の設置が必要ではないかと思えます。

先ほどの答弁では係を設置するということでしたけれども、それを将来的には課に上げて、そこを機能を高めていく、そういう考えはないかお尋ねして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、係の新設はしまして最初から課をつくるからどうというのじゃない、そういう走り出しながらそれで必要とする分でなれば、またそれだけのパイといろんな需要性が出てくれば、そういうものを設置していかなきゃならないというふうに思っておりますけど、まあ私ども今回戦略をする中においては、係の新設という形でとめて今度成り行きを見ながらそういうことは考えなきゃならんと思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

#### ○9番（上園哲生君）

9番、ただいま同僚議員からも人口減少対策、地域活性化に関する質問がありましたが、それに引き続きまして本市の定住人口増を目指す政策のより実効性を高める視点から、さきの通告に従い一般質問をいたします。

さて、昭和40年代前半日本の人口は1億人を超えて先々への明るい予兆を強く感じたあのときから、はや50年が経過しようとする

る今日、日本全体で人口減少状況が現実に進み、2060年までの人口ビジョンが示され、自治体消滅論まで交換話題となっております。確かに人口構成の中に高齢化の問題が含まれており、社会保障の安心感のある制度の継続、またそれぞれの生活の場のよりどころである各自治会の現状を鑑み次世代への引き継ぎを考えると暗たんたる気持ちになることもあります。

しかしながら、そうした中で一番大切なことは、本市には無限の力、可能性があることを自信を持って地域の魅力や課題を考え多様な政策を立案していくことが大事であると考えます。自治体が自ら調べ、自ら考え、自ら行動するという原則に沿って進めて行くことが大事だと思います。

今回の地方創生の地方版総合戦略においても、国の視点でさまざまな数値目標を設けて事後評価を要請してくるなら、この新設される交付金も従来の補助金と何ら変わらなくなってしまいます。自ら調べ、住民の意見を聞き何が必要なのか真剣に考え計画を立案し、自分たちの視点で評価することが大事であります。

そこで、1番目の質問をいたします。

本市はこれまで定住人口を増やそうと懸命に努力をしてきました。若い世代の定住促進を目指し、まず雇用の場を確保するための企業誘致を進めたり、土地開発公社を活用しての団地づくりに努めたり、さらに本市外からの移転定住に補助金制度を設けるなど、事業展開を図ってまいりました。

今回、伊集院地域も含め高齢化率と人口減少率を加味した一段の細やかな定住補助制度を立案し予算措置を講じましたが、これまでのやり方によどのような課題を発見し、さらに一段効果あらしめるための施策が何なのかを伺います。

次に、地域に子どもたちのにぎやかな明る

い声が響いてくると、地域全体が明るい活気に包まれます。平成27年度から新しい子ども・子育て制度も始まります。自治体の判断で独自性を出せる部分も多くあります。本市も小学校卒業までの医療費助成を初め、さまざまに務めていることはよく認識しておりますが、他の自治体も懸命に若い世代を取り込もうとさまざまな施策を工夫、展開しております。本市ならではの子どもを守るという施策が大変大事になってきました。県都鹿児島市に隣接し、その地理的条件を生かし、最終的には定住促進につなげることを勘案すると、一段の立案が求められますが、市長はどのようにお考えられますか。

3番目の質問公告といたしまして、本市ならではの魅力について伺います。

今年度本市が誕生して10年目を迎えます。それぞれの4地域が、それぞれの自然的、歴史的、地理的魅力をいっぱい持つての合併でもありました。これまで、まず本市の一体感を持つための行政運営に力点を置かざるを得なかったこともあります。10年目を迎え、そろそろそれぞれの地域にある小さな、されど輝きある魅力にスポットライトを当てよく知らしめ、そのことが地域に誇りを生み一層の愛着を持って地域を大事にすることとともに、その地域に関心のある人々の定住促進へとつなげ、地域の活性化へと願うわけですが、市長はどのようにお考えになりますか。

どの自治体も必死になって定住促進のための施策を打ち出してきております。市長の見解、今後の手だてへのお考えを伺って最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の定住人口促進政策をより実効あらしめるためにということで、その1でございます。

現行補助制度の3年間の実績といたしまし

て、56世帯へ補助金を交付し、189人の方が定住しております。そのうち6割を超える世帯が地域内で比較的利便性のよい地区へ定住しております。

そのような状況を踏まえ、平成27年度からの新制度につきましては、地区公民間ごとの高齢化率や人口減少率をもとに補助対象区及び補助金額の拡充を図ることにより、比較的利便性のよい地区はもとより、いわゆる周辺部へも定住のきっかけとなることが期待されると考えております。

2番目でございます。本市といたしまして、新たに本年度は地域少子化対策強化事業を活用し、本市同時の妊活マガジン「いっぽ」を作成しましたが、平成27年度に向けては、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援ということで、産後ケア、多子世帯に対する給付金事業、子育て世帯に対する日置市内情報を盛り込んだ子育てハンドブックの作成などの事業に取り組みたいと考えております。

3番目でございます。本市には、日本三大砂丘の一つ吹上浜、古来から泉質のよさを誇る湯之元、吹上温泉、薩摩焼の里美山など豊かな観光資源に恵まれております。合併後も第1次日置市総合計画の創生プロジェクトに基づき各分野ごとに施設整備や各種観光振興事業に取り組み、交流人口の増加、並びに地域経済の活性化に努めてまいりました。

しかし、世界的なリーマンショック、長期的な日本のデフレ経済のもと、本市におきましても観光産業の低迷や温泉旅館等の後継者不足により、特に湯之元、吹上温泉は、かつての活力とにぎわいが弱くなってきたことは否めません。来年度は、人口減少や少子化などの課題を解決していくために、日置市総合戦略を策定しますので、市内の潜在的な地域資源である吹上浜、温泉、史跡などの観光資源を再度検証の上、新たな施策を策定し、より魅力ある観光資源として活用するとともに、

交流人口の増加、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（上園哲生君）

9番、ただいま市長から1番目の質問に対しまして、回答と言いますかいただいたわけですけれども、ちょっと具体的にお聞きをしてみたいと思います。

まあ、先ほどの説明の中で、これまでの定住補助金を受けられた実績が56世帯、そして189名が新たに定住をされたというご説明でございました。その際にこの定住を決めた動機と言いますか、理由づけと言いますか、そういうところまでなぜこの本市を選んでここに家を建てたか、家を購入されたか、そういうところまでのリサーチをされておられるのかどうか、また、されておられるとするならば、どんな理由が一番多かったのか、そこらをご説明いただきたいと思いますが。

○市長（宮路高光君）

まあ、購入された方にアンケートもとらせていただきました。基本的には、この出身者と言いますか、そういう方々が帰ってくるという部分が一番多かったような気がいたします。

○9番（上園哲生君）

9番、まあ出身者という答弁でございましたけれども、私も二、三ちょっと関与した件もありまして見ておりますと、大体どちらかの方、主にその奥さんの方が実家が吹上にあるとか、あるいは日吉にあるとか、そういう

形で出身者がふえておるようでありますけれども、それであるならやっぱりそういうところを特化した働きかけというのが必要ではないかと思えます。

まあ、これも今後のそのいろいろ戦略を練っていくでしょうから、今後のやっぱりやり方の一つとして検討していただければと思います。

次に、ここに定住の補助金を打つに当たって、自治会への加入を条件にしております。その地域とともにこれからずっと生きて行くんだと、そういう意識づけ、意識づけの働きかけというのがまた重要であると思えます。もう皆さんご承知のとおり我々ももう60前後になってきておりますけども、それぞれの地域に帰れば皆さん若手です。それぞれの地域の中での活動の中心の柱になっておられると思えます。それを考えると、本当に自分らの後ろに若い世代が多くいない事には10年先はといったいどうなるんだろうと心配な気持ちが募ってくるのは、もう皆さん一緒だろうと思えます。

そこで、やはりそういう各自治会の行事への協力であるとか、参加への働きかけであるとか、こういうことは大変大事になってくると思えますけれども、そういうところの状況、特にその若い世代にはやっぱり気持ち的にも日曜日のたびに奉仕作業があるなどということ負担に思われたりしとるかと思うんですけど、そういう中でのやはり働きかけというのは、今どいようになされておるのか、そこら辺を市長はどういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、さっきのちょっと具体的に移住者56の中で、県内が43、県外が13世帯ということで、特に県内におきましても鹿児島市が22世帯というふうになっております。特に、今回の場合を含めまして、特に自治会

加入、特に自治会加入をしてない自治会も世帯も大分多くあるというのも事実でございます。特にこの過疎地域におきましては、今後やはり若い方々がその地域を支えていただきなきゃならない、そういう意味の中で、今回のこういうある程度の税金を投入するわけでございますので、そういう位置づけをした中において、それぞれ転入していただくというふうになろうかというふうに思っております。

特に、こういう定住促進の中で過疎地域を最優先しております。中心部のところにおきましても、本当ならこういう制度を使ったら大変まだ多くの方が来るというのはもうわかっておりますけど、このことにつきましては、やはり日置市のバランスを考えた中において、やはり税金投入する中においては、やはりこの過疎地域を大事にしたいという私どものやはり趣旨でございますので、今後もこの自治体加入というのは、あらゆる分野の中におきましても、特に公営住宅等に入る場合につきましても条件というのも今後もつけさせていただきますというふうには思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

9番、やはりですね、若い人たちが入ってくるとですね、何らかの役割をすぐにとくと大変気の毒なんですけれども、結果的にはそういう形にならざるを得ないわけですよ、まだ地域になじむ前に体育部長さんやったださいとか、育成部長さんをやってくださいとか、子育て世代の人たちにこういうことをやってほしいとか、そうなりますとやっぱりそういう心理的負担というのは大きいだろうと思うのです。そこでどういような働きかけをされていかれますかと、これはもう自治会の今の役員の方々にもお願いをしなきゃならない部分もあるかと思えますけれども、そういうところも含めてどういふうにお考えになっておられますでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

自治会長さんには、まあ転入した時にもすぐ自治会長さんに挨拶に行くように私はしております。特に自治会長さんにおきまして、そういう負担と言いますか、大変入ってくる方々は受け身でございますので、大変そういうことについてはもう引き下がるような気持ちもいっぱいあるというような十分わかっておりますので、丁寧、懇切にその方ができる役割といたしますか、私は特に若い方々というのは特にPTA活動、これをやっぱり主に考えてやる、自治会の役というのはその後でもいいのかなと思っておりますので、そういうことも自治会長さんとも十分協議をしながら、今後この定住促進の中におきますお話をやっていくべきであろうかというふうに思っております。

## ○9番（上園哲生君）

9番、やはりそれぞれの自治会が、それぞれのやはり伝統行事でありましたり、あるいは先輩たちからいろいろ教えられて、そして引き継いできたものというのがいっぱいございます。やはりそういうところをいかに魅力を感じていただけるように、やはり知らしめていくことが大事だろうと思うのですよね。私たちの自治会でも、例えば1月は鬼火焚きをやったり、あるいは秋になれば田の神さあを掃除して、そして五穀豊穰に感謝をしたり、いろんなその行事ごとというのがあります。ですけれども、それも段々、段々その行事の数をこなしていくのに、もう精一杯になって、そしてそういう伝統的なものが途切れようとしておりますので、そこらのとこの啓蒙といたしますか、そしてそこに魅力を感じていただくということも大事な働きかけのひとつじゃないかなと思っております。

また、そういうところも今後のいろいろな戦略の中でご検討いただきたいと思います。

いずれにしても私どもは、地理的条件

に恵まれていると思います。60万都市であります鹿児島市に隣接をし、そしてそことどういうふうにアクセスをしていくか、特に若い人たちの雇用の場を確保できなければ、むしろそこに勤めていても定住は我々の日置市、現に始良市なんかそういう形で人口がふえたところがあります。ですからその隣接である日置市もやってやれんことはないと思うのです。ただ、そのためにはいろいろな道路アクセスの問題等も抱えております。これから県議員選挙も始まりますので、県議の候補者の皆さんにもいろいろとお願いをしていきますけれども、例えば私どものところであれば、県道22号線、何かあると冬場には凍結の恐れありとすぐ看板に出てきます。通勤、通学に凍結の恐れがあつて支障を来すようであれば、やはりこの地はやめようかということになってしまいますので、そういうアクセスのインフラですけれども、そこらも新たな視点で取り組まなければならないんじゃないかなというところがあります。

まあ、これは県道の話でございますので、市だけのことでできるわけではございませんので、やはり県のほうへの働きかけを強くお願いをしておきます。

次に、やはりいろいろな施策をつくっていく中で、今一番やはり話題になってきているのは、子供・子育て支援の新制度に対する本市の対応の仕方だろうと思います。私もたまたまこの子ども・子育て支援という所管の委員会、文教厚生常任委員会に所属をしておりましたので、ことしの4月から始まりますこの制度に対しまして、5年間の準備期間がございましたから、その間のいろいろな審議に関与をさせていただきました。

まず、率直に市長にお伺いしたいんですけれども、この子ども・子育て支援新制度というものについて、市長はそもそもどのようなように認識されておられますでしょうか。まず、

そこをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この少子化対策というのを一つの大きな私ども行政にとって大きな課題でございます。その中におきまして、昨年から国のモデル事業を含めた中で、特にどういう形の中でしたら安心して子供を生めるのかどうか、幸いにいたしまして、私どものこの地域楠元先生という産婦人科の先生が来ていらっしゃるということで、この先生ともいろいろな話も私もさせていただきました。

やはり私どもの視点と違う部分の見方というのを、やはりその先生のご指導の中でたくさんいただいたような気がいたします。今後におきまして、いろんなメニューはあります。医療の無料化とか、いろんな手当の問題とかあるわけなんですけど、この金銭的なものも大事ですけど、そういう環境的にどういうふうにして安心して生めてここで子育て出来るのか、こういうものもやはりそういう専門医の先生方と一緒に今後ともやっていく必要があるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

まあ、具体的なことに市長はちょっと入られたんですけども、私は最初の委員会的时候に子ども・子育て支援制度、不思議なネーミングだなと最初思ったんですね、子供・子育てとどういう意味だろうと、そこからやはり始まった審議だったと思っております。もうご承知だと思いますけども、ちょっと流れを説明させていただきますと、2009年民主党政権でした。民主党政権がコンクリートから人へというスローガンで政権を取りました。そのときに、新しい成長分野、要するに公共事業で経済対策は打てないと、コンクリートから人へと言ってるんですから、そこで出てきたのが、特に民主党政権の場合は、都市部の議員が多かったもんですから、都市部の中でやはり一番話題になってたのが認可保育園

の待機児童の問題でした。一方では人口減少でその生産、労働者の確保が大事だと、そのためには女性の社会進出を女性に活躍してもらわなければならん、けども一方では少子化対策をしなきゃなりません。子どもさんをいっぱい生んでほしいと、そういう中で経済対策として出てきたのが、あの時の明日の安心と成長のための緊急経済対策という名目の中で出てきたのが、この事業でした。一方では、企業のほうがこの分野に参入をした。なぜなら子どもの幼児教育に大変お金をかける世代である。幼児のころからピアノを習わせたり、早い段階で英会話教室に通わせたりということでお金を使ってくれる。そういうその幼児教育あるいは保育事業というものに企業も進出をしたい、けどどこに一つネックがあります。それは何かというと、これまでの現行制度というのは、行政が事業者を認可してそれに基づいて財政支援をしておりました。公費負担をしておりました。ですから、当然税金でやるわけですから、使途制限がありました。その使途制限を何とか緩やかにしてもらえんかという要望がありまして、結果的に逆にじゃあ子どもを認定者、この子にどれだけ保育の必要性があるのか、その必要量を策定しようというのが、そもそもの考え方で出てきた、だったんだと私は認識しております。それが子ども・子育て支援というようなネーミングになったんだと、今までは事業所が認可だったけれども、これからは子どもを認定する。そのとき、ふと思ったのが、介護保険制度のその年よりの介護認定の子ども版にするのかというのが何となくそのとき抱いたイメージでございました。それから始まりまして、それこそ本市の子ども・子育て支援のための会議設置条例でありますとか、いろいろな審議をしまりました。

そして、我々もその委員会として現に保育園の事業をやられている園長先生たちとの懇



談会も開きました。そうしたときに、やはりあまりいい意見は出てこなかった。これは都市部のあまりにもその児童待機の多いところの話であって、我々のところの中で少子化が進んでこれからの経営運営をどうしていこうかというところに、いろんなそういう事務作業も出てくると、現に子どもの子育ての必要量というのを、まあ認定をしなきゃならないわけですけども、そういう形の中で今までは、その行政のほうに保育園に入りたければ申し込みをするだけなんですわけですけども、一方で子どもの認定をしなきゃならないという事務作業まで入ってきたわけですけども、今、そういうところに対しまして、市長はどういうふうに事務量もふえ、そしてまあ一応国の策定したものに足並みは揃わなきゃならないという事情もあるでしょうけども、そこらはどういうふうに捉えておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、特にこの保育園の問題、今おっしゃいましたとおり大きな政策の中で待機者をゼロにしたいという一つの国の大きな方針の中で、このことも出てきたのは事実でございます。その中で今ございましたとおり、視点が選ぶといいますか保護者の方が、それぞれの園を選べれるようになりました。今までは行政の中でそれぞれ割り振りをしておりましたけど、この数年の間に保育所のあり方というのも大分変わってまいりました。特に今国が打ち出しております、私ども日置市にはそういう待機者というのが今のところないというふうに私は認識しております。

ですけど、特にこの過疎地域におきましては、待機者どころか園が二十何ぼあるんですけど、もう経営がどうなっていくのか、子どもたちがいなくてできないと、そういうところも出てきているのも事実でございます、今後はますますそういうものが出てくる。特

にこの認定こども保育園の問題も含めてあらゆる視点が変わってきたのも事実でございます。

そういうものを総括しながら、今子育て計画の中で進めさせていただいておりますけど、また毎年いろいろと変わってきますし、今おっしゃるとおり私ども行政においては事務量だけ大変いろいろと多くなったのも事実でございます。こういうものも、今後やはり改善していくべき、また地方に合う子育て、都会に合う子育て、私は若干違うというふうに思っておりますので、まあ、日置市にあった子育てが何であるのか、そういう幅広いご意見も伺いながら計画をつくっていかなきゃならないというふうに思っています。

#### ○9番（上園哲生君）

9番、まあ、今市長がおっしゃるような状況の中で、今現実にこの本市におきましても伊集院地域にもまた新しい認可外のその保育所というものが設置されているようでありますけども、当然、いろいろな保護者からもそれから事業者からもいろいろなご意見、ニーズもとって事業計画がなされているはずだと思うのですが、そこらのこういうものができ上がるニーズというものをどういうふうに捉えられておられるのか、ご説明いただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、基本的にこの特に認可と認可外という部分のこれは保育料の問題にも大変大きく作用されてきます。国としてはそういう差別といいますか、まあ幼稚園もですけど、やはり保育園に行く人、幼稚園に行く人、認可外に行く人、まあ基本的には子どもたちというのがやはり同じであるというものの考え方持っておりますけども、いろいろ既得権があるところにおきましては、そういう方々を一緒に入れてしまうというのは、大変大きな抵抗もあるというのも事実でございます。ここ辺

りを私どもの日置市の認可外といたしますか、特に認可外をしているのは、病院とか大きな企業とかそういうところがございます。それはやはり働き手を確保するために、それぞれの企業が一生懸命、そういう部分を自分の企業努力の中で設置しているのも事実でございます。ここ辺りを今後、市として総合的に子育てをするには、だれが、どういう責任を持ってやるのかどうか、ここ辺りがまた国の制度設計と合わせながら進めて行かなきゃならないというふうに思っております。

#### ○ 9 番（上園哲生君）

9番、ちょっと私の説明が悪かったのかもしれませんけれども、認可外の私はそこにお勤めになるその事業内保育所というなら託児所に近いんだろと思えますけれども、そういうところを問題視してるわけじゃないんです。そうではなくて、それじゃない認可外保育所が生まれつつあるもんですから、そうしますとこれは本市が行政的に絡むのではなくて、その保護者と直接契約になっていくわけですよ、直接契約ということは、結局何か事故があった時にはその事業者が対応せざるを得ない、今市長が言われましたように、単に保育料が安いからそういうところにといたときに、今現実、いろいろ新聞紙上でも賑わあせているのが認可外保育所における事故のほうははるかに大きいと、しかしその事故に対応がなかなかできない事業者があると、まあそういうところがあるもんですから、じゃあそういうところでどういう指導してるんですかとお聞きをすると、いやその認可外は県のほうでやってるもんだから、実際的には市のほうはよくわからないんだというような委員会等の説明でありますけれども、本当にそれで済まされるんでしょうかと、やはりその立地の認可外の保育所で事故があれば、やはり日置市全体のイメージにもつながってきますんで、そういうところがどういうニーズか

ら生まれて、そしてそういうところのもし事故があったときにどういう保険に入っとって対応ができるとか、そこらのところまではきちっと情報をつかんでおく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういうところはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、さきの委員会の中でも答弁があったと思っておりますけれども、認可外は県のほうです。まあその市のほうにも許認可の問題、この問題については今私と論争してみても、この許認可の問題がまあ国の政策の中で認可外は県が指導するというふうになっておりますので、市のほうに下りてくる分であれば市としても対応ができます。今、そこ辺りの認可の問題でちょっとずれがあるのも事実でございます。そういうものをしながら、認可外であっても市のほうには報告はきます。ですけど、報告の場合について、事故が起こった報告はどうしようもない。事前にそういうのを察知していくべきであろうというふうに思っておりますので、私どもは認可外のところにおいても調査といたしますか、そういうところに行きながら、今おっしゃいますとおり、企業、病院でなくただ一般の方がそういう認可外でしているもの、日置市も二、三あります。そういう部分でいろんな環境的にここが本当に保育をする場所なのかどうか、そういうものもありますので、私どもができるのは担当のほうが行って状況を聞き取りですか、そういうものしかできないというふうに思っておりますので、ここ辺りは担当のほうきちっと今後とも聞き取り調査ぐらいはやっていきたいと思っております。

#### ○ 9 番（上園哲生君）

9番、最初申しましたように幼児教育あるいは保育事業より充実させるために出てきた話ではないんですよ。経済対策の一環として出てきた話でございます、そういうとこ

ろの都会は需要があるのでしょうか。だから小規模事業だとか、あるいは家庭的事業だとかいろんなその区分をして、何とかそういう0歳から2歳児までの乳幼児、それからそれ以上のまあ児童の受け皿を早くつくりたいというところで、こういう事業が結んでしまったというところがあるかと思えますけれども、本市はそういう状況ではありませんので、先ほど市長が説明があったとおり、とにかくその充実した保育事業ができるところだと、幼児教育ができるのが本市だと、そのためのその事業展開をしてるんだということをしつかりやっぱりアピールすることが大事だと思うのです。

今度の予算を見ましても、先ほど市長の説明がございましたとおり、それこそ出産前から、出産、そして出産後のケア、そして乳幼児、そして児童の保育あるいは幼児教育そういうところを充実させようと一生懸命やってるわけですから、そういうところで足を引っ張るような事件が起こらないように、ぜひとも全体的に目を配っていただきたいと思えます。

やはり、このことがひいては最終的に定住人口増につながる要因の一つにもなるんじゃないかと私は思っておるものですから、いろいろご意見を述べさせていただきます。

次に、3番目の質問に入ります。先ほども申し述べましたように4地域が本当にそれぞれにいろいろなよさを持ってきてます。ですけどもそのよさを掘り起こして生かすまでの10年間ではなかったと思うのです。それはもう今は顕在化されているもの、あるいは全体として一体として動かなきゃならないものに利益点を置かざるを得なかつたらろうと思えます。しかし、これからはやはりここに人口減の問題があり、そして地理的条件でいいますと、ちょっと違うかもしれませんが隣接の始良市等があります。そういうところに

始良に家をつくろうかなと思った人たちを何とか日置市のほうに定住をさせて本市の人口を、合併時の人口にまず取り戻すというところの強い姿勢で臨んでいくべきだと思うんです。そうしましたときに地域に隠れている小さな宝というものを掘り起こしていかなきゃならない、もう時間の関係がありますんで、今回は2点だけ、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

平成25年5月から6月1日にかけて全国第21回環境自治体会議というのを日置市は行いました。そして、そのときの一つのスローガンがウミガメの里、そして日置会議でここから全国に白砂青松とウミガメの里をPRしようということで大膽的な事業をやりました。鹿大の西順一郎教授にも実行委員長になって御協力をいただきました。

それから、私たちもウミガメに大変関心を持ちまして、さてこのウミガメの雄、雌というのはどこで見比べて、そしてどこの段階で両方にわかれるのかとか、ウミガメというのは帰巢本能があるんだろうとか、いうことで関心を持ちまして担当課長にもいろいろ調べていただきました。

そういう中で全体的に見ましたときに、あの会議でもう何か終わったような感じで、せっかく1回発信をしたものがそれっきり終わっているような感じがして仕方がないのです。やはり、あれだけのレベルでやった以上、その後の事業の引き継ぎ方というのはあるかと思うのですが、そこらどういふふうに市長、お考えになっておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、環境サミットをやってから約2年ぐらいたつわけでございます。その中で今、西先生を中心に環境の協働推進会議というのをつくってございまして、先般も開催されました。ウミガメを扱う方とか、また一般の方が約十五、六名でやっております。環境保全審議会

とは別でその下の中で今言ったように今後のウミガメを含めた中でどうしていくべきなのか、協働推進会議がございますので、ここ辺りで今ありましたことにつきましても、発信はずっとしていくべきであると思っております。

**○9番（上園哲生君）**

9番、今もいろいろ協議をされているということですので、一つだけ提案をさせたいんですけども、やはり自分らのところで生まれた子ガメですよね、その子ガメたちが一体どういうふうに関遊をしていくのか、もしかしたら帰巢本能を持っていて、ここで生まれた子ガメたちが今度は親ガメになって産卵のために帰って来る可能性もあります。そういうものをきちっと検証できれば、大変また一つの大きな発信につながるんじゃないかなと、この子ガメに発信器をつけてその衛生で探査をしている事業もやっているところもあります。そういうのもやってみる価値があるんじゃないかなと思うんですけども、予算がどの程度かかるのか、これまでやったところも例えば5尾といったほうがいいのですかね、そのウミガメに発信器をつけて放流といいますか、ウミガメが関遊をしていって、そして1頭だけその周辺に帰ってきたと、もしかしたら帰巢本能があるんじゃないかなろうかと言いますが、残り4尾がその行方不明になっているということで、まだ確認めいたところまで行ってません。こういう事業なんかにつきまして、市長どういうふうにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

まあ、一つの提案だというふうには思っております。ウミガメの習性といいますか、そういうものを追及して、それぞれまたそれを有効的に活用できるというふうには思っております。

このことについてもさっきも申し上げまし

た、こういう会議の中でみんなでどう考えるのか、恐らく経費という部分も出てまいりますので、このまま協働推進会議というのは、それぞれの今後わたしどもがしたことを検証しながら、また今後やりたいということにつきまして、計画をする会議でございますので、ここの中でも提案をしていきたいというふうに思っております。

**○9番（上園哲生君）**

まあ、市長の前向きな答弁いただきまして、大変心強く感じております。

それでは、もう1点だけ、この本市にはその泉質のいい泉源を持つ温泉が東市来と吹上とございます。東市来は大変、湯量が豊富でそして江口浜荘の後の民間業者への無料の湯の配湯もしております。

ところが一方、吹上の温泉のほうは、そのなかなか湯量がないという固定観念があります。実際はどうなのかよく分かりません。まあ、今回平成26年度の6月議会であまりにも湯の出方が悪いということで調べてもらいましたところ、そのお湯の湯送管にスケールが、湯の花がこびりついて口径が大分小さくなって、湯の上り方が、流れが悪かったということで。ところがその鋼管が余りにもさらうにはもうボロボロになっているということで、替え掘りを今やってる最中でありまして。また、今年度の予算の中には貯湯槽の計画も入っております。それによって基金もだいぶなくなります。

また、一方ではあり方検討委員会のほうで公衆浴場のあり方というものを、一応答申は出てきておりますけれども、そういうものを含めて今から議論があろうかと思っておりますけども、吹上温泉のその今後について市長はどういう見解、お考えを持っておられるのか、最後にお聞きをしてこれで一般質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、東市来湯之元のほうは大変源泉と言いますか、何カ所もございましたが大変豊富であるというのは思っております。それに比べて吹上のほうにつきましては、もう合併する前からいろいろな調査もしたというふうにはお聞きしております。したけど、その湯源の箇所も含めて大変豊富でないというのも調査もいただいております。そういう中で、今回、仮掘りという部分をやらしていただきました。今、供給している施設が5つか6つぐらいございます。量としては、もう基本的に大変この枯渇してしまう部分が多いというふうに思っております。

そういう中で今、老人センターと公衆浴場のあり方検討委員会の提言をいただきました。いただいた中において、今後私どもがこの吹上につきます温泉を含めた活用というのをどうするのか、また内部の中でも十分検討し、またその結果については議会のほうにもご報告申し上げて行きたいというふうに思っておりますけれども、あるものだけでどうにかやりくりをしていかなきゃならないという部分も思っておりますので、まあ探索も何回もしてこの温泉という部分も掘ったわけでございますけれども、もう今周辺部のところは大変難しいという部分もお聞きしておりましたので、今後やはりこういう検討委員会が出たものを踏まえながら内部検討しながら、またそれぞれの関係する皆様方とも話し合いを今後していきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

**○17番（田畑純二君）**

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに一般

質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、本市の魅力と信頼性向上についてであります。

1番目、全国シティプロモーションサミットが昨年10月31日、11月1日の2日間にわたり、相模原市で開催されました。「つなぎ、つくり、つたえる、街の未来地域活性化マーケティングを学ぶ」と題したサミットには、全国123自治体が参加しました。その中でこの目的は、地域参画総量の増加であるとし戦略的発想を持ってどうなれば成功といえるのか、常に意識することが必要、そのためにどんな手段で地域の魅力を訴え、イメージを差別化していくか、どのフィールドで自分の町は世界一になれるのか、を考えるべきと強調、基調講演で話されました。昨年2014年は全国的に自治体議員によるセクハラ野次や政務活動費の不適正使用や首長や職員による不祥事も全国的に頻発し、自治体に対する住民の信頼は揺らいでいるかのように見え、この際ピンチをチャンスに変え、自治体に対する住民の信頼を高める方策を考えるべきだとも全国的、一般的には言われております。残念なことに本市でも昨年12月1件だけ職員による不祥事件が発生しました。市長は、本市の魅力と信頼性を高めるために、どんな政策をどう実行しその成果、効果はどうですか。具体的詳細にわかりやすく教えてください。

2番目、都市農村交流とは、都市と農山漁村を行きかう新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取り組みです。グリーンツーリズムのほか、都会から農山漁村への定住や二地域居住等も含む広い概念です。平成11年制定の食料農業農村基本法では、国民の農業及び農村に対する理解情勢や健康

でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進等に必要な施策を講ずることとしています。

平成19年には、農山漁村活性化法が制定され、都市農村交流により農村への滞在者と居住者をふやすことで、農村の活性化を支援しています。市長は都市農村交流の取り組みについてどのように考え、日ごろの行政でどうしていますか、市長の具体的明快なる答弁を求めます。

3番目、公務員の不祥事が続発する背景には、組織の構造的な問題が横たわっているとされており。欧米では公務員個人の職務が明確に定義されていて、個人的単位で行う仕事が多いのに対して、我が国の役所では職務が不明確であり集団的な執務体制がとられます。そのため、仕事ができる人やベテランの職員に重要な仕事が集中して彼らが実権を握り、責任の所在もあいまいになりやすいと言われてます。また集団で仕事をするということもあって、一人一人の勤務実態や業績貢献度は表に出ないため、外部からは一人一人の仕事ぶりをチェックするのが難しいとも言われています。

行政のニーズが高度化、多様化、複雑化し、まちづくりや地域づくりに市民、NPO、ボランティア組織など多様な主体が占めるようになった、係るようになったこの時代には、行政のプロでなければ存在意義がないと主張する人もおります。このような行政のプロ育成や組織をフラット化し、現場への権限委譲や匿名主義から件名主義への転換も必要にあると考えます。

そして、職員のモラルを向上させるには、精神論を問いたい、管理を強化したりするだけでは限界があり、不祥事の目が生じないような仕組みをつくっていくべきであります。市長は職員のモラルを高める自治体組織をどのように考え実践していますか、わかりやす

く明快に答弁願います。

4番目、住民は自分たちが払った税金がどのように使われているか知りたいという率直にして最重要な欲求を持っています。しかし、法律の世界はそれに正面から答える説明資料の作成を地方自治体に求めてないというジレンマがあります。税金の使途が見えない住民の不信感をどのように打破するか、最重要のポイントは都合の悪い部分も隠さずに知らせるという自治体の姿勢であります。

自分の住む自治体では、全てのことを誠実に包み隠さず知らせてくれているという印象を与えることに成功すれば、実際に住民がどこまで知っているかそれほど問題にはなりません。そこで重要なことは法律が求めることしかしなければ住民の不信感を掻き立てる、悪という感覚を持てるかどうかであると思われれます。

自治体職員にはそれぞれの地方自治体が持つ組織風土に照らして自らの職責と信用の範囲でどのような改革、改善ができるかについて冷静な判断が求められます。役所は何を言ったかではなく、誰が行ったかで物事が決まるともされており。本市では、本市財政の住民不信の払しょくにどう挑んでいるか、市長の見解でわかりやすく明快なる答弁を求めます。

5番目、信頼される自治体になるためには、実効性のある自治体のコンプライアンス体制が必要であります。そのためには、まず自治体が信頼されている状態を明確にイメージすることが必要になります。到達点が明らかにされなければ、そこに至る道筋がえがけないからです。その上で職員にはコンプライアンス体制条例が有効であり、首長、議員には政治倫理条例が不可欠だと思われれます。

本市では実効性のある自治体のコンプライアンス体制をどのように構築し、運用しているか、本市の実態と市長の見解方針を具体的

にお示しください。

2番目、第2点、本市の安全・安心の確保についてであります。

1番目、安全・安心が私たちの日ごろの日常生活の中で大切であることは申すまでもありませんが、それを脅かすように私たちの周りには犯罪や災害、交通事故などさまざまな危険が潜んでいます。犯罪では子どもが通学路で出会う事件も後をたたず、交通事故なども全国各地であいかわらず数多く発生しています。こういう状況の中で自治体は、地域安全のために何をすべきか、地方自治体の果たすべき役割は何かを今、ここでみな全員で真剣に考えるべきだと私は思います。「犯罪や事件を塞げないのは、犯罪について知っていると思い込んでいるからである。」と主張する人もおります。「日本の防犯対策は間違った常識がはびこり、根拠のない思い込みに満ち溢れている。これを質すことこそ、地方自治体の使命である。」という人もいます。地方自治体は間違った常識の典型を研究し、その後正しい知識を普及させるための研修手法を真剣に考えるべきだと思われまます。市長は、自治体の地域安全のための対策をどのように考え、日ごろの行政の中でどうしているか、具体的にわかりやすく詳細に答弁願います。

2番目、戦後の1947年に戸籍法が改正されると家族の形は大きく変わり、家制度は廃止され、夫婦と未婚の子が新しい家族の単位になりました。家制度で保たれていた3世代による家族の秩序や統率は崩れました。以後、核家族化が加速していくことになり、現代における高齢の夫婦世帯、ひとり暮らし世帯が抱える問題の根源的な原因になったとも考えられます。高齢者での孤独死対策を進めるには、抜本的には50年、100年の時間を要する根治療法に取り組む必要があります。そのためには、核家族から脱し、環境や状況

に適応した新しい家族の形を求めるべきであり、3世代同居近居が地域社会に根づくことだとも考えられます。

本市での高齢者の孤独死対策にはどんなものがあり、どう役立っているか具体的にわかりやすくお示しください。

3番目、先ほども話がありましたんですけれども、子どもは社会の宝、地域の宝とも言われます。少子高齢化が進む中、これまでも増して貴重な存在になっています。こうした中、次代の担い手の命を奪う痛ましい事故や事件が起きています。事件が起きると、さまざまな対策は検討されますが、大きな負担を伴う取り組みを無理して行うと予算的にも時間的にも人間的にも息切れして長続きしない取り組みに無駄が生じます。そのため限られた予算や人員で効果的な取り組みが求められています。

本市でも日置市全体が子は宝として支援する日置力を高める必要を感じますが、本市では子どもを事故や犯罪から守るまちづくりをどのように考え、どう対処しているか、市長の見解と具体的方針をわかりやすく明確に答弁してください。

4番目、日本の総人口は1億2,711万人で、65歳以上の高齢者は3,265万人となり、総人口に占める割合、高齢化率も25.7%、平成26年6月1日現在です。鹿児島県は25年で27.8%、日置市は26年9月1日現在で30.45%です。このような現状から見ますと、高齢社会の到来とともに高齢者の活性化の活動の場が広がりを見せているといえますが、その反面、残念ながら高齢者の尊い命が失われる交通事故も多く発生しています。今後、本格的な超高齢社会の進展を踏まえ、安全で安心できる交通社会を形成するためには、高齢者の交通事故を防止するための効果的な対策を積極的に推進していくことが、重要であります。

市長は、高齢者の交通事故防止対策をどう考え、どのように対応しその効果はどうか、市長の忌憚のない率直で内容のある誠意あふれる答弁を求めます。

5番目、本市の安全・安心の確保のためには、市民、事業者、市、警察等の一体となった地道な防犯活動の取り組みが重要であることは申すまでもありません。地域の安全を守るためには、行政と防犯ボランティア団体、地域を守る心意気を持った自主防犯組織との総合連携が特に大切です。今後とも市内の各地区で活動いただてる多くの地域ボランティア活動団体を初め、個人の市民防犯ボランティアや事業者の防犯活動団体などの皆様との協働のもと、効果的かつ有効な防犯施策の推進を図り、さらなる犯罪発生件数の減少と安全で安心な市民生活の確立を目指して取り組んでいくべきであります。

市長は、行政と防犯ボランティア団体の総合連携をどのように考え、どのように対応し、成果をはっきりとわかりやすくお答えください。

第3点、最後であります。地方創生と第2次日置市総合計画についてお尋ねいたします。

1番目、第3次安倍内閣は先ほども話ありましたように、地方創生に関する今後5年間の総合戦略と長期ビジョンを決定しました。地方の個性や多様性を重要視し、尊重しつつ人口減少対策に資する流れをつくれるかが焦点となります。政府は都道府県と市町村におそくとも15年度中に地方版総合戦略を個別に策定するように求め、政策パッケージを支援策として示しました。企業支援、中核企業の育成、農林水産業の競争力強化、観光支援などが主な柱となっています。一方我が日置市でも平成28年度から平成37年までの10年間の第2次日置市総合計画を作成しております。2015年に占める地方版総合戦

略と本市の第2次総合計画をどのように結びつけて、本市の地方創生をどう図るのか、市長、具体的に詳細にわかりやすく答弁願います。

2番目、本市の第1次総合計画をどう総括、反省、評価し、第2次総合計画にどう生かしていくのか具体的に明快に詳細に答弁してください。

3番目、本市の第1次日置市総合計画にある地域別進行方向の4地域別達成度に差はないのか、実態を具体的にわかりやすく詳細にお示してください。

4番目、本市では、限られた財源等の中で、今後も持続的に発展し、より効果的効率的のある質の高い行政サービスの提供を目指し、第2次日置市行政改革大綱計画期間平成23年から27年度策定しています。その大綱、計画的、効果的に進めるため、40項目の具体的な行動計画アクションプランを掲げ、行政改革に取り組んでいます。その進捗よく度を大まかに評価、検証してください。

以上を申し上げ、各々に具体的に明確に内容のある誠意溢れる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の魅力と信頼性の向上についてというご質問でございました。

その1でございます。合併後、第1次市総合計画に基づき、本市の地理的特性を生かした魅力あるまちづくりに努め、前期5カ年の



検証や第2次日置市総合計画案策定に向けて、市民まちづくりアンケートを行いました。

また、毎年度の実施計画案については、地域審議会や総合計画審議会に諮問し、市民皆様のご意見をお聞きし、各事業を実施しております。財政的な面で延長する事業もありますが、ほぼ計画どおりに遂行し、成果が表れているものと確認しております。

2番目でございます。本市におけます都市農村交流につきましては、鹿児島中央駅発着の直売所巡りバスツアーにおきまして、年3回の実施で参加者も多く好評を得ております。また、県外の中学校・高校の修学旅行受け入れについても、市内全域で実施しており、本年度は19校、32クラスの受け入れとなっております。この修学旅行受け入れにつきましては、需要が増加する中、受け入れ世帯の拡大が課題となっており、今後も積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。モラルを高めるためには、かねてから一般サービスを初めとした公務員倫理について、職員一人一人が倫理意識を高め、行動することが必要と考えております。

これまで具体的な違反事例の周知や研修等を通じて注意を喚起してきたところですが、今後においても、職員の能力開発と組織マネジメントを高め、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を目的とした人材育成型の人事評価制度の導入を図りたいと考えております。

4番目でございます。本市の財政状況につきましては、予算・決算の概要、公会計の財務諸表、財政健全化比率や資金不足等の財政指標、財政計画を示した財政健全化計画などの財政情報を、広報誌とホームページに掲載して市民の皆さまにお知らせしております。

特に、決算の概要につきましては、決算の内容、歳入・歳出の構成、積立金・市債残高の推移など、本市の財政状況を理解していた

くために、用語の解説を交えて、わかりやすい情報提供に心がけており、今後も市民の皆様方に理解を深めていただくように情報提供に努めてまいります。

5番目でございます。実効性のあるコンプライアンス体制は、モラルを高めることと同様に、かねてから職員一人一人が意識を高め、市民全体の奉仕者であることを自覚し、信頼される市役所を構築することが必要と考えております。

そのことから、個々の職員が日置市職員像の具現化を図るとともに、所属長が常時、日ごろから所属職員の健康及び体調管理に気を配り、異状を感じられたら直ちに面談を行うなど、組織として相談しやすい雰囲気づくりに努めてまいります。

2番目の本市の安全・安心の確保について、その1でございます。

本市におきましては、安全安心まちづくり条例に基づき、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進することとしています。

市民一人一人の防犯意識の向上を推進するとともに、日置警察署を初め、地区防犯協会等関係機関及び団体等とも連携し、防犯パトロールや広報などの取り組みを行っております。

2番目でございます。本市では、高齢者や障がい者などの見守り活動を地域ぐるみの活動として、組織的に実施していくために地域の自治会長や民生員等と連携して、見守り活動による安否確認を行っております。

なお、平成27年度から人感センサーによる24時間の見守りが可能となる緊急通報システムの構築を計画しているところでございます。

3番目でございます。子どもを事故や犯罪から守るためには、家族を初め地域の見守り活動が最も重要であると思っております。今

後も警察、関係団体及び地域と協働しながら、子ども事故や犯罪から守る取り組みを進める必要があると考えています。

4番目でございます。県内の交通事故死者数及び全体の発生件数の中でも高齢者が関連する事故が、半数を占めている現状にあります。

交通安全運動期間中においても、子どもと高齢者の交通事故防止を最重点に掲げ、さまざまな運動の展開や高齢者に対する交通安全教室、夜光反射材の着用の推進を行っております。

今後においても引き続き、交通安全運動を推進し、悲惨な交通事故が減少するよう、警察や交通安全協会と連携を図ってまいります。

5番目でございます。市内には、16の防犯ボランティア団体があり、日ごろから自主的にパトロールや通学時間帯の立哨活動などを行っていただいております、このような地域ぐるみによる防犯活動が行われることにより、地域の安全につながっているものと思っております。

今後も、市民、事業者とともに、市、警察、防犯協会など関係者それぞれが地域ぐるみの防犯体制の強化に取り組むことが重要であると考えております。

3番目の地方創生と第2次日置市総合計画についてでございます。

その1でございます。第2次日置市総合計画案では、将来都市像の実現に向けて重点テーマといたしまして、いきいき健やか創造プラン、安心・やすらぎ創造プラン、活力とにぎわい創造プランの3つのプランを考えております。

この3つの創造プランは、地方創生のまち・ひと・しごとと結びつくプランでありますので、日置市総合戦略と連携を図り、取り組んでまいります。

2番目でございます。昨年市民2,000人

を対象に市民まちづくりアンケート調整を実施し、市民の住みやすさについて約7割強の方々が、どちらかといえば住みやすいと回答しました。市としましては、細かい部分での不満があるものの、約7割強の方々が市政に対してある程度の評価をいただいているものと考えております。

しかし、子育て支援や雇用・就労、交通安全・防災などに関しては、重要な政策であります。比較的満足度が低い調査結果になっておりますので、これらの課題につきましても第2次日置市総合計画の次世代創造プランに位置づけまして、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

3番目でございます。合併後、第1次日置市総合計画に基づき、7つの分野ごとに各種施策を実施してまいりました。

また、地域別進行方向につきましては、実施計画に盛り込み、計画的に事業を行ってまいりましたので、達成度につきましては、4地域ともさほど大きな差はないと考えておりますが、伊集院地域の中心部を除きますと、どの地域でも人口減少と高齢化の進展が共通の課題であると認識しております。

4番目です。第2次日置市行政改革大綱及びその行動計画につきましては、今年度が計画期間の4年目を迎えております。

その進捗度につきましては、毎年度、日置市行政改革推進委員会において、各項目の評価・検証を実施しており、現在のところ、計画どおり進んでいるという評価を多くいただいております。

以上で終わります。

#### ○17番（田畑純二君）

17番、市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで別の角度、視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

本市の魅力と信頼性向上についてであります。

す。

先ほど1番目に申しあげました全国シティプロモーションサミットの存在と、それが開催されていることを市長はご存じでしょうか。

まずお伺いたします。

**○市長（宮路高光君）**

日本広報協会の広報誌11の中でこのようなことがあったということは認識しております。

**○17番（田畑純二君）**

17番、じゃあ、このサミットでは人シティプロモーション担当する関係者が一堂に集まり、その効果的な手法や施策について、その報告に耳を傾けたほか、活発な意見、情報交換が行われ、専門家からPR戦略、企画力を学ばれました。地域の魅力を高める頻度がいっぱいあるこの全国シティプロモーションサミットは先ほど申しあげましたように10月31日、11月1日（2日）の2日間相模原市で開催され、全国123自治体が参加いたしました。市長はこのサミットの参加に向けて今後、研究、検討し日置市でも少しでも早く参加して地域の魅力を高める日置市独自の政策をさらに深く強く実行していき、地域の魅力を生かしたシティプロモーションを転換していく気はないか、市長の見解と今後の方針をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

詳しいことはまだ存じ上げておりませんが、またこういう開催市に問い合わせをしながら今後、参加するか検討していきたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

17番、そして、この中でシビックプライド、市民の誇りを帰属をテーマに開催されたパネルディスカッションにはシティプロモーションに近寄れる自治体の市長も4人出席しました。そして、町の活性化や地域ブランドの向上を図るためのシティプロモーションに

どのように取り組めば効果的か、それぞれが全主体制を推進するシティプロモーションについてそのノウハウやヒントを語られました。

その中で、各4市長はそれぞれのコメントを出しています。それで、その4市長のコメントがどういう内容だったちゅうのは申しませんが、市長にお伺いしますが、もし市長がこのようなパネルディスカッションにまねかれれば、日置市長としてどんな発言をされるのか、つもりかここで聞かせ願いたい。

**○市長（宮路高光君）**

まあ、いつも言ってますとおり、私ども自然と歴史を持つ町でございますので、そういうものをやはり全国的なこういう場の中ではPRしていくべきだと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

農林水産省では、グリーンツーリズムを豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動と定義し、農山漁村地域の活性化や、都市と農山漁村の共存関係の構築のための維持方策として推進してきました。その背景には物の豊かさよりも心の豊かさ、精神的豊かさを重視する国民の価値観の変化や農山漁村地域における所得、雇用の確保、地域コミュニティや農地、里山等の保全等の必要性が上げられます。

市長は、グリーンツーリズムについての農林水産省のこのような考え方方針をどう思い、現在本市ではグリーンツーリズムの政策をどう実行中で、その成果、効果はどうか、また不十分な点は今後どうしていくつもりか、国の基本方針、見解を確認をされた今、さらに詳しく述べていただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

本市におきましても、グリーンツーリズムもう10年ぐらいこの受け入れ態勢をしております。その中で子どもたちが特に農作業体験し、大変すばらしい体験であったというこ

とも評価もいただいております。今、課題として、さきも申し上げましたとおり、やはり受け入れ態勢というのが、まだ私ども日置市におきましても十分でないという分がございまして、ことしは19校、32クラスという中におきまして、大変多くの方が来ていらっしゃるんですけど、まだまだこの受け入れ態勢というのが十分構築していく必要があるというふうに思っております。

**○17番（田畑純二君）**

それで、1番目でも述べたんですけど、平成11年制定の食糧農業農村基本法と平成19年制定の農山漁村活性化法のもとで、本市では都市と農村との間の交流の促進などに必要な政策、施策と農村の活性化、支援を具体的にどのように実施しているか、また今後どのように計画しているか、さらにわかりやすく説明してください。

**○市長（宮路高光君）**

農村と都市との交流ということで、特に尾木場地区におきましては米の体験もやっておりますし、また幼稚園の芋狩り体験というものもやっておりますし、またまるごとバズツアーの中におきましても、そのような日置市にある農家の魅力というのを情報発信して少しでもこのことが農家、このグリーンツーリズムでありましても、約7,000円という一つの民泊料も体験型という形の中でいただいておりますので、少しでも農家の皆様方の所得が向上できるような形の中で進めていきたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

実際職員の不祥事の背景に組織の構造的な問題があることを考えると、根本的な対策としては、組織の論理より、市民の利益、社会の正義を重視するような仕組みに変えて行く必要があるというふうに思われます。基本になるのは顔の見えないアマチュア集団から、顔の見えるプロ集団へという職員像の切りか

えであるとも言われています。

公務員の場合、特に転職が少ないため閉鎖的な組織になりやすく、市民や社会の常識と組織内部とのそれとの間にかい離が生じるとか、よくない慣行でのあらためられないということが起きます。そして、内部の人間関係は濃密になり、その中で処遇やキャリアも決まっていくので、職員は自ずと内部の論理を優先し、上司の顔色を見ながら仕事をするようになってるとい人もおります。

市長は、このような見方、考え方をどう評価し、どう思いますか。そして、今後の本市の職員のモラルを高める自治組織の構築、運営にどう生かしていくつもりか、もう1回市長の見解と、方針をお聞きしたい。

**○市長（宮路高光君）**

まあ、こういう偏った組織の中におきまして、閉塞感というのが生まれてくるというのはもう否めません。その中におきまして職員の中の評価を考えたとき、そういう課長とか部長とかそういう評価も大事でございんですけど、どうしても私、職員というのは、市民と言いますか、そういう方々の評価というのは大変大きなものであるというふうに思っておりますので、そういう市民の皆様方の評価も大事にしながら、昇任とかそういうものには、そういう市民の声と言いますか、そういうのも大事にしていきたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

17番、自治体財政の住民不信の払しょくに挑んで、20年目を迎えたあの名高い、北海道ニセコ町の試みはもっと知りたいことしの仕事という冊子の作成、その全戸配布でありました。その特徴は、この予算説明書はその年の目玉事業や主要な施策だけでなく、全ての事業や町の財政状況について掲載しています。つまり町にとって都合のよいことだけではなく、悪い部分も隠さずにお知らせしますとされていることです。その中でも都合の悪

い部分でも隠さずに知らせるといふ姿勢が最重要のポイントにあります。

ニセコ町では首長自身に自治体改革の問題意識と展望がありました。事業別予算の冊子を作成し、全戸配布したところで首長自らその意義を認め、それ使って住民の不信感を払しょくするという狙いを理解していなければ、お金をかけて冊子をつくっただけにとどまるのが関の山と思われます。

以上のことを聞かれて市長はどう思われますか。市長の見解と認識、それから市長自身の日置市改革の問題意識と展望、日置力の向上、それに向けての姿勢、意気込み、決意等改めて具体的にお聞きしたい。

#### ○市長（宮路高光君）

市民の皆さま方に伝達方法というのが、広報誌とかホームページが主になろうかと思っております。いつも言われておりますとおり、行政言葉と言いますか、そういうものを幾ら載せてみてもわからない部分がありますので、いつもわかりやすい表現でホームページ等にまた広報誌等に載していかなければならないというふうに担当のほうにはいつもそのようなことで指導しておりますので、今後もそういう意味の中で進めていきたいというふうに思っています。

#### ○17番（田畑純二君）

それですね、住民と行政と議員や議会との三者の信頼性確保連携について、行政に対する住民による信頼確保のためには、両者の直結は難しいので、信頼される媒介者としての議員や議会の存在が不可欠のだと主張する大学教授もいます。

それで、市長は信頼される自治体、日置市構築のためにこのような見解と考え方どのようにとらえ、日ごろの行政どう実践していくつもりか、また今後さらにどう進めて行くつもりか、さらに具体的にお示しいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、議会、行政、市民、議会の皆様方もやはり市民の皆様方から選ばれ方でございますので、議員の皆さま方もそれぞれ個々にそういう議員活動の中で市民の皆様方にいろいろな形の中で伝達をしているというふうに思っております。ここ辺りをいつも議会と行政というのはある程度の整合性というのを持った中で、市民の皆様方にお知らせをすべきであるというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

最近、本市でも本市近辺でも大災害自然災害は、発生していない。これは非常にありがたいことなんですけど、本市では平成24年3月保存版日置市防災ハザードマップを作成して全戸に配布しました。このマップは、台風や集中豪雨等により洪水や土砂災害が発生する場合、住民の皆さんの避難に役立つ情報をわかりやすく示したものです。大雨、土砂災害、津波や地震に対する備え等は形成されています。しかし、原発事故発生については一言も何も触れられておりません。

それで、本市としてはこのマップを原発事故の発生も考慮して近々見直しの検討を始めるともりはないか、市長の見解を伺いたい。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、防災マップは作成して配布いたしました。これに原発の避難は特に地域に原発については、まあ提示と言いますかその地表の高さといいますか、それをいろいろな所に表示はしましたけれど、マップまでの中はいいと思っておりますけど、今後、この原発の関係の防災対策のマップというのをつくっていかなくちゃならないというふうには思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

つい最近の3月10日の南日本新聞でも報道されとったんですけども、鹿児島県内の全43市町村で大規模災害時の長期滞在を想定した避難所運営マニュアル指針を作成しているのは約4割の16市町村である。南日本新

聞の調査でわかったと、そういうふうに報道されました。

それで、この日置市の避難所運営マニュアル作成、どういうふうに今つくっているか、あるいは今後どうして取り組んでいくつもりか、ちょっとそこら辺をお聞かせ願いたい。

○総務課長（野崎博志君）

避難所の運営方法については、本市におきましても今年度、解説書を、運用状況の本を購入したところです。それで、今現在、総務係のほうだけが、それで研修をしたところなんです。

今後は、避難所に配置する職員等にも、それを広めていきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（田畑純二君）

それで、ちょっと前後するんですけども、市長にまた、このマップのことについてお尋ねしますが、本市としては、このマップなどをもとにして市民の安全・安心の確保についての一般市民の意識向上を図るため、一般市民への啓蒙、啓発活動を今後、なお一層どのように活発にしていくつもりか、さらに詳しくお聞きしたい。

○総務課長（野崎博志君）

防災マップについては前から計画はもうできてますので、今後少しずつまた実情に合うように見直しをしていきたいというふうに考えているところです。

○17番（田畑純二君）

日置市でも年々ふえている社会保障費を少しでも抑えるためには、公助に頼る地域社会から自助・共助を促進する社会とそれを支える家族制度を築くことだと思われま。やはり基本となるのは祖父母、父母、子供の3世代を中心にした家族であります。

ただし、過去にあった伝統的な3世代同居家族の復権ではなく、超高齢社会に対応して進化を遂げた新しい家族の姿です。それで、

高齢者の終活や終末期に向けての意識調査によりますと、1、長年住み慣れたところで人生の終焉を迎えたい。そこを終の棲家としたいという希望が第1。2番目は、孫たちの元気な姿を見ながら日々を暮らしたいというものです。まあ、誰もが人間らしく人生を終えたいと願っていますが、孤独死や無縁死などといわれる終を希望している人はいません。

そこで、市長にお尋ねいたします。1問ずつお答えください。まず超高齢化社会に対応して進化を遂げた新しい家庭の姿をどのように思われるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの孤独死という部分を、それぞれに社会問題として考えていかなきゃならないというふうに思っております。また、特に核家族化といいますか、今おっしゃいましたように3世代という世帯もあろうかと思っておりますけど、現実的には核家族化が進んでおります。この中におきまして、やはり民生委員とかいろんな団体の中におきまして、ひとり暮らしの方々の見守り、こういうものも今後、充実していかなきゃならないと思っております。

○17番（田畑純二君）

高齢者ですね、先ほど申しましたんですけども、終活や終末期に向けての理想的な姿、どのように思っておられるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

終末につきましては、やはり家庭で家族から見守られて死んでいくのが一番いいというふうには思っておりますけど、現実的には今の中におきましては病院で亡くなっている方が一番多いというのが事実であろうかと思っております。

その前に終末以前に、やはりそういう生活をする様式というのをやはり皆で考えていく必要があると、やはり一番というのは元気老人がいっぱいあって、ぴんぴんころりという

のが一番、私は理想であるというふうには思っております。こういうふうにして皆がなっていくには、どういうふうにしていいのか、ひとり暮らしをしている方々の弱者をどういうふうにしてみんなで見守っていくのか、こういうことがやはり大事なことであるというふうに認識しております。

○17番（田畑純二君）

それから、高齢者が幸せをお感じになる日置市内での暮らし方や生活環境をどのように想定されておられるのでしょうか。

市長の忌憚のない率直な思いと見解をお聞かせ願いたい。また、それに向けて日置市政は十分な役割を果たしているのか、まだ不足なら今後の日置市政でどのようにされていかれるおつもりか具体的に分かりやすく詳細に答えていただきたい。

○市長（宮路高光君）

やはり、この地域がみんなでどう見守るのか、やはり私はこれが一番最優先すべき項目であるというふうに思っております。そのためにはやはり自治会活動、また地区公民館活動の中でこういう高齢者の皆様方の終末をどういうふうにしていくのか、十分それぞれの地域でも検討をしていただきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

地方創生と第2次日置市総合計画の件、先ほど答弁いただいたですけれども、政府がおそらくとも15年中に策定するように求めた地方版総合戦略、5カ年にわたり雇用創出数、転出入者数、出生率などの基本的目標や、これに伴う具体的施策を盛り込むことを政府は想定しています。そして、地域の産官学金労言、産官学金労言の協力が重要になり、これらが参加した推進組織を整備して取りまとめを行うよう促しています。

本市では15年中に本市独自の地方版総合戦略を策定するためにどのように組織体制を

整え、取りまとめを行っていくつもりか、先ほども答弁あったんですけれども今後の具体的な段取り、日程、行程等をもう少し分かりやすく詳細にお示しいただきたい。もう時間がきましたのでこれで終わりにしますけど。

○市長（宮路高光君）

今後、やはりこういうプロジェクトチームといえますか、検討委員会というのを立ち上げたいというふうに考えております。日置市におきましては、二つありますけど総合計画の策定委員会というものもございますけど、これと併用しながら今回の戦略におけます検討委員会を設けて、その内部には内部のそれぞれプロジェクトチームがございますので、早くそういう検討委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君） 次に19番、長野瑛や子さんの質問を許可します。長野瑛や子さん。

〔19番長野瑛や子さん登壇〕

○19番（長野瑛や子さん）

さきに通告しました2項目について質問いたします。

歴史を生かしたまちづくりの取り組みについては、以前からの質問を含めてお尋ねします。近年の歴史ブームの中、島津中興の祖とされる日新公や義久、義弘など四兄弟が生まれ育った伊作城、三州統一そして九州制覇を目指した貴久の拠点であった一字治城、ザビエルがキリスト教布教のため滞在した市来鶴丸城などは、歴史面でも島津家の基礎を成した貴重な遺跡であります。中でも山城の原形を留める伊作城は稀で生誕地としての観光振興には欠かせなく、この誇れる文化遺産は失うことなく末永く後世に伝えていくことが日置市民の責任であると考えべきです。

また、散策や市民の健康づくりにも寄与するものが多く、地域などからさらなる保全活用が望まれている状況にあります。

そこで市長、教育長にお尋ねします。

1点目、消滅している里道、市道多宝寺野首線から市道城山線までのルート延長850m、そして県道22号線から市道城山線ルート延長350mの復元や遊歩道新設し、既設遊歩道と接続して周遊できる利活用の整備促進を図るべきではないか。

2点目、島津3代の大河ドラマ誘致の取り組みを積極的に図るべきでは。

3点目、テレビドラマや映画ロケを誘致することに特化した観光振興プロジェクト設置の検討をすべきでは。

4点目、伊作城全域の県指定、さらには国指定へ志向する、その後の取り組み状況はどうなのか。

5点目、郷土教育の副読本を活用して、児童生徒の愛着心の心の育成につなぐ「ひおきっ子」ふるさと検定の取り組みの考えはどうか。

次に、行政評価の取り組みについて市長、教育長にお尋ねします。

行政評価については政策、施策及び事務事業を一定の目的、基準、視点によって客観的に評価し、その結果を改善、改革に結びつける取り組みがなされる状況にあります。日置市の行政改革大綱のアクションプランには事務事業の整理統合や行政評価制度の定着、充実への取り組みが示され、また、教育委員会においては、さきの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、事務事業の点検、評価による報告が実施されている状況にあります。

そこで、市長、教育長にお尋ねいたします。本市の行政評価システムの進捗状況と今後の活用についての所見をお伺いします。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の歴史を生かしたまちづくりの取り

組みについて、その1でございます。

現在の遊歩道は平成3年から4年にかけて、林務関係の事業で整備したもので、年間を通して歩けるように整備しております。新設については、伊作城跡全域が、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、地形に影響を及ぼすような開発、整備はできるだけ避けるのが望ましいと思われま

す。里道の復元につきましては、年に数回、地元住民や土木関係者の会社の協力で清掃や伐採を行っていただいております。こうした現在行っている整備以外は、重機の搬入が困難であるなどの問題があり、厳しい状況でもあります。

また、伊作城跡の地形は戦国時代までの山城の地形をかなり良好に残しており、これを改変するような工事は、史跡の価値感を損なうこととなりますので、難しいと考えております。

2番目につきましては、NHKの大河ドラマの誘致運動の取り組みは、NHK鹿児島放送局を初め、関係機関にあらゆる機会を捉えてお願いをしているところでもございます。島津義弘公のゆかりの市町村である日置市、湧水町、始良市、えびの市で構成する三州同盟会議を先月25日に開催しまして、改めて大河ドラマ誘致についても、意志の確認を行ったところでございます。

また4市町にそれぞれ、義弘公大河ドラマ誘致委員会が結成され、民間レベルでも誘致運動を展開していただいているところでもございます。

3番目の本市には、城跡や吹上浜、薩摩街道など、ロケ地に適した文化遺産や自然環境が点在しているのではないかと考えております。ロケ地誘致に特化したプロジェクトは特に設置せず、今後とも幅広く、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

4番目と5番目については教育長のほうに



答弁をさせます。

2番目の行政評価の取り組みについてでございます。

本市の行政改革につきましては平成18年度から導入したところでございます。その制度の運用実施を図るため、司法や内容等の見直しについて第2次行政改革行動計画の項目に上げ、現在取り組みを進めているところでございます。

具体的には平成24年度に評価調書について見直しを行い、平成25年度にはその調書による成果指標の設定、所属長による第1次評価の実施、今年度は総合計画企画委員会を活用した第2次評価を試行的に実施したところでございます。

ただし、予算との連動や第2次評価事業の注視する方法など、まだ課題も多く残されているところもありますので、本制度事業の厳選や見直しなど法律的な行政経営や市民満足度の向上等につながるような仕組みづくりについて、さらなる調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

伊作城全域の県指定、国指定へのことについてお答えいたします。

現在、県の指定になっていますのは伊作城跡の亀丸城跡の曲輪部分のみであります。伊作城跡の全域を指定文化財にするには、かなりの部分が民有地であるために指定の同意を得ることが難しいと思われることから、現在まで全域の県の指定への取り組みは進んでいないのが現状でございます。

その他の状況は、伊作城跡をアピールするため日新公顕彰会と協力して道路からの案内板の設置、伊作城跡散策マップの作成や伊作城跡の数箇所に説明板を設置し、伊作城で生まれた戦国島津氏の武将の説明、山城の説明

を行っております。

5番目です。副読本についてですが、日置市の伝統文化、人物、自然、産業といった魅力ある素材を生かした郷土教育、「ひおきふるさと教育」を小中一貫教育の視点で、平成29年度から全ての学校で取り組む計画であります。

そこで、今年度26年度に、ひおきふるさと教育カリキュラム作成委員会で、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の全体計画を作成したところであります。

27、28年度にその全体計画を基本に各学校では自校の全体計画を作成することとしております。あわせて、活用できる資料や教材等の検討や作成、それを生かしたひおき検定、これは仮称でございます。の、取り組みも進めていく予定であります。

行政評価の取り組みについてですが、教育委員会では、市長部局の行政評価システムと並行して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、毎年教育振興基本計画の施策の進捗を確認するため、点検・評価を実施しております。

具体的に、この外部評価では過去に点検・評価していない施策を中心に評価シートを作成し、企業経営者や各種教育団体からなる外部評価委員よりご意見をいただいた中で、その内容を参考にしながら各教育施策に活用させていただいているところであります。

#### ○19番（長野瑳や子さん）

質問事項について市長、教育長に答弁いただきましたが再度お尋ねいたします。

まず、1項目1点目、里道復元、遊歩道新設についてであります。地形に影響を及ぼすような開発整備はできるだけ避けるのが望ましい、ということですが、この里道については、今まで顕彰会の方々がいろいろなさつてますけども、この伊作城跡、散策マップですね。案内には県内最大級の山城の壮

大さを実感できる長さの遊歩道です。中世の人々がつくった空堀や曲輪に立ってその役割を知り楽しんで下さいと案内されていますが、遊歩道の周りの空堀などは延びた竹でまだ荒れているんですね、まるでイノシシの遊歩道と化しています。このままでは危険性がありますが、この現状を市長はどう受けておられるのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

伊作城のところに1カ月くらい前に私も行きまして見させていただきましたが、今、ご指摘のとおり、まだ遊歩道のほうが荒れているところもいっぱいありました。

できるだけそういうところを最優先しながら大きな重機入れるわけではなく、また砂利とかいろんな原材料とか、そういうものでこの歩道を整備をしながらみんなが気楽に散歩ができる、そういう形の中で今後進めていきたいというふうに思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、先ほども言われたように、この今の遊歩道は、平成3、4年に行われた多目的保安総合整備事業、これ構想はすごい構想でした。亀丸城周辺活用基本構想図ということで、すごいいろいろ憩いの森とか野鳥の森、憩いの広場とか、あと薬草園とかイベント会場、またこの今、遊歩道ができています、それをつなぐ回遊路、そういう構想もあったんですが、途端にパタッととまってしまったので、それはまあ埋蔵物が豊富でそれ以上、そこを開発しないのか、そこ辺りが、それかそのまま自然に残すか、そのところがちょっとはっきりしなかったんですけども、先ほどの市長の答弁ではあまり形を崩さないことが望ましいということですが、このままでは三州統一、また、九州制覇をした拠点でもあったところですので伊作城、今の平成の合併に似たような三州統一ですね、こういうこともされたところですが、やはりここは、そのままでは

私は、無理じゃないかなと思いますね。荒れるだけ。そこで国においては、歴史まちづくり法というのが施行されていますが、地域の特性を生かした史跡総合活用支援推進事業、また文化財を活用した地域活性化方策の支援事業。こういうのがあって全国でいろいろとこの事業を活用されていますが、ここの伊作城に私、当てはまるような事業に匹敵するものじゃないかなと思いますが、こういう事業を活用される考えはないのかどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたその事業等ですね、ここに合う、さきも申し上げたとおりこの山城でございまして大きな開発というのはやりませんが、さっき言ったように遊歩道の整備とかいろんなものができるのかどうか、まだ研究をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、私も全面的にね、開発をしないというのじゃありません。空堀もそうですね、3m、4m埋まっています。

また、その曲輪、城郭が11ぐらいあるんですけども、それもほぼ埋まっている状態ですね、だからそういうところを考えたらこういう歴史まちづくり法というのも平成20年に施行されていますので、やはりこういうのにただ、放っておくのではなくて、先ほども市長いわれましたね、自然と歴史の町だと、そうすれば私はこういうのも放っとくのではなくて取りかかるべきだと思います。

平成27年度はこのまちづくりに関する文化庁の先ほど言いました、こういう予算が、増額が示されていますので、ぜひ検討されたいと思いますが、この日置市は合併によって既に公園化している先ほども言いました一宇治城、また市来鶴丸城、そしてまだ原形を留めている伊作城の点を線で結んで、また面として歴史的背景など地域の文化的特色を十分に

生かした事業や政策を見出して、いつもいわれる風格あるまちづくり、これに匹敵する取り組みが必要だと思いますが、この三つの山城、山城を面にしていくようなそういう政策は市長はどうお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの山城に伊作、また一字治城、また鶴丸、そういう部分が大変ございますので今後、来年の4月に私ども採用する中に学芸員を1人、日本歴史のそういうものを入れようというふうに思っております。予定でございまして、彼も日本史の大学の先生たちと研究しておりますので、そういう方々の学芸員のそういう方のお知恵もいただきながら、どういう形で結べるのか今後検討もさせていただきたいというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、学芸員を入れる、これは私も長年の思いでしたが、姉妹都市の多賀町には2名いらっしゃいますね。ぜひ、歴史の町としてそういう方向に持って行っていただきたいと思います。

あと、2点目です。大河ドラマ誘致の積極性についてですが、先ほど答弁をいただきました。いろいろなさってます。三州同盟会議というのも開かれたようですが、先月の25日に開催されたということですが、その時はどのようなお話だったのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に第2回ということで第1回を始良市のほうにさせていただきまして、2回を私ども日置市のほうにさせていただきました。

とりあえず、第2回の先月あった中におきましては、こういうマップをつくらうと、それぞれマップをつくって、その4町がそれぞれ連携をしながら今後、いろんなことをやって行こうと、その中でもこの大河ドラマの件もでした。この中ででた中において特に行政だけでなく民間の皆様方と一緒に行動を起

こしましよと、そういう意思確認をさせていただきました。

次の会が、えびのでまた開催されますので、そういう年2回して順繰り回りながら、それぞれの、私どもも湧水、えびののそういうところを見たことがない部分もございまして、お互いにそういう現地の確認をし合っていこうというというのが、先般の会議の主な内容でございました。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、はい了解しました。去る12月22日、県の大河ドラマ誘致促進協議会による二十数名だと聞きましたが、NHKを訪問されたようですが、市長はこのお話がご存じだったらお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

県の観光誘致促進協議会とございますけど、そういうメンバーの皆様方が首都圏の観光誘致セールスの際にNHK本社に行って話をしたということはお聞きしております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

私も少し聞いたんですが、その時の要望としては、ドラマの題材の要望はなく鹿児島には中世から明治時代までの相当な人材がたくさんいるということが、大久保利通いろいろですね、あと治水の話もされたいですけども、とにかく次は、ぜひ鹿児島お願いしたいという話をなさって帰られたと聞きましたが、このことは市長、お聞きになってますか。

**○市長（宮路高光君）**

私どもはやはりこの島津義弘公戦国時代の中をやっていただきたいというのが念願するわけでございますけど、まあその中で今、ご指摘のとおりこの戦国時代に関わらず明治維新までの鹿児島におきます大河ドラマということで誘致活動を行ったというふうにはお聞きしております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、私はなぜ島津3代をと、一時です

ね合併前にいろいろ話をNHKの開局40周年にしてほしいということでした時、まあ義弘公はやはり朝鮮征伐どうのこうのと言われたことがありましたので、私はこの、じゃあ島津3代なれば可能かなと思ってこれをずっと言い続けてるんですが、前も言いました日新公は「子孫3代まで弥勒菩薩の分身なり、子孫3代は三州統一を目指し藩内の平穏と領民の幸せを願うものなり」という願文を当主が交代する時に、まずは貴久に、そして義久に示してその三州統一や九州制覇の目的、それはとにかく乱世を平和にする日新公の博愛主義、これが源流になっております。

また、いろは歌とか琵琶歌、郷中教育の精神性、これはやはりずうっと中世から明治の夜明け、そして現代まで受け継がれておりますね。ここに日新公あるいは島津3代物語の重要性があると考えますが、県としての題材が決まってないなら、私は、ぜひ先人たちの生誕地ですねうちが、それを積極的にアピールすべきだと思いますが、市長はやはり義弘公一点でいかれるのかここら辺りをお聞かせ下さい。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、この義弘公一点という考え方は持っておりません。やはりこの戦国時代におきます日置市にゆかりのある方々がいっぱいおりますので、そういうやはり幅広い形の中で誘致をしていかなければならないというふうに思っております。

先般もNHKに昨年も行きましたけど、またことしもNHKのほうにこのことについてはまあ継続しながら誘致活動はやっていきたいというふうに思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、私がいつもここにいう、この教えですね、教えの里、生誕地でありますけど、やはり鹿児島県三州、宮崎ここ三州を統一したその一番根底にあるものはこの博愛主義こ

こだと思いますので、何かそういう核となるものがあってこそ大河ドラマの意味があると思いますので、ただ戦国武将だけじゃなくてそういう文人でもあったし武人でもあった、そこら辺りを訴えないといけないと思いますので、またぜひ、積極的にアピールしていただきたいと思います。

市長は先日開催された関東日吉会にその席にNHK経営員の本田勝彦さん、これは、この方は前から言ってますが同席だったと聞きますが、大河ドラマ誘致の話はなされたのかどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

一般的に茶の間話といえますか、そういう中で本田さんともお会いすることができ、特に大河ドラマもですけどNHKののど自慢も、というのも含めていろいろとまあ本田さんにおきますお力をお借りしたい。本田さんにもこの大河ドラマの誘致の企画書も私どものほうからお送りしております。まあそういうことは十分ご理解しておったというふうに思っておりますけど、やはり、経営企画員ですので、ま、そういう圧力は難しいということも言われました。ですけどやはりそういう圧力はなくても認識をしてほしいということで、私のほうからはお願いをいたしました。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

前も申しましたけど、安倍総理のずっと家庭教師だったということですのでね、やはりそのコネは強みはあると思いますので、またぜひですね時々帰京されることもあると思われまので、コンタクトをとってほしいと思います。

大河ドラマの発表は毎年5、6月だと聞きました。日本で中興の祖と呼ばれるのは島津忠義、徳川吉宗、上杉治憲この3人だと言われます。その中の3人の1人ということで島津中興の祖、島津忠義といわれる所以はそこなんですけども、やはり島津3代にわたって

戦国時代を何とか平和を願って一生懸命、島津の基礎を築いた人ということですね、どうしてもこの日置市内の歴史家の先生、地元歴史家の大迫先生っていらっしゃるんですけど、この人がやっとな書き上げていただいております、島津中興の祖、島津忠義と題して、これは島津3代にわたって書かれています。

市長はまだこの本は完全にはでき上がっていませんですけど、何とか、こう見える状態ですが、市長は再度、NHKに出向かれるとき、この本で題材の話は私にされたらいいなと思ってますけど、このことはどう思いますか。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ詳しく読んだことがございませんので、またその本を読んでまたいろんな中で活用させていただきたいと思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

ぜひ3代にわたっての話が克明に書かれますので、これをまた脚本するのがNHKだと思いますので、もともになるものがやはりあるということは心強いこと、しかも地元の方が書かれましたので、ぜひアピールしていただきたいと思っております。

3点目、観光振興プロジェクト設置。

これについては、特に設置はせずということですが、先日テレビ放映された「とことん歴史紀行」ですが、薩摩隼人が鎌倉時代から島津を思い、また明治時代には国を思い続けてきたと語られました。でも私には少し物足りなかったなど、その基礎を成した聖地ともいわれる日置市のことが、幼い時の話が少し出ましたけども、やはり、この市来鶴丸城、鶴丸、亀丸とつけたようですが一字治城、伊作城これは島津発祥の本拠地ですよ、遺跡のまだほんとに現存する伊作城もあります。こういうもっと積極的に私はアピールするべきじゃないかと鹿児島県をつくったようなところですので、私はもう一番のもので遺跡がま

だ山城としても残ってますのでもっとこの映画のロケとかドラマの誘致の対応のためには、こういう率先して観光振興プロジェクトというのを、そういう姿勢を私は見せるべきじゃないかなと、大河ドラマにしる何にしる、とにかく県下の基礎を成したとこだと教えの里だということで、もう少しこのアピールが足りないから、こういうプロジェクトをつくって私はすべきだと思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、ご指摘のとおり、こういうようなプロジェクトづくり、またロケ場所に選定されれば大変素晴らしいことだというふうに思っております。まだ私どもの力不足の中でPRもできない部分がございますので、今後いろんな方々のお知恵をいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、最後にはこのテレビでは締めくくられましたね、どんなに巨大な敵を相手にしても決して背を向けない心意気を持った薩摩隼人の精神をつくったということです。この先人たちの生誕地ですね。だからこんだけの勢いで、またそれをずうっと400年以上、保っているというんですね、この島津家の一番本拠地ですので、ぜひもう少しですね心新たにされて、自信を持ってどんどんアピールしていただきたいと思っております。

4点目です。戦国島津に対する関心も高まりつつある状況の中ですが、伊作城は総面積50haと県内第2の広さを誇ってます。

10の曲輪や空堀は昔のまま現存してあります。ただ開発をしない、じゃあそのまま放っていいのか、それではどんどん空堀も埋まる一方です。また曲輪も崩れてきております。城山、高山城、知覧城、清色城、志布志城、赤木名城、これは奄美ですが、今、こんだけ国指定になってますね。

やはりこれにつなぐアクションを私は起こして、そのまま放っておくのじゃなくて何らかの形ですべきだと思いますがいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

県指定、あるいは国の指定にするべきであると、本来ならば、ほんとにできるものならそうありたいなと私自身も思っておりますが、前回もちょっと申し上げたと思うんですが、なかなかこの山城というのは、どこの山城も基本的には同じのようであります。ただ規模が大きいとか小さいとか、あるいは少々部分は違うかもしれませんが、となりますとどうしても山城本体のみでは、なかなかこう指定というのが厳しいというのが現状にあります。

今、議員のほうから県指定の、国の指定の山城の跡が、話がございましたがこれをこう見てみますと、城山は昭和6年になっておりますから本当に一番古い国の指定でありまして、その次が、知覧で昭和20年になっているようであります。あとは全部、平成になってからであります。で、この知覧が平成20年に、すいません。知覧城は平成5年になっておりますが、ここは当然、麓は武家屋敷というのがありましてこれが昭和56年に指定になっておりますので、伝統的な建造物群という指定であります。だからこれを受けて山城が後になったという形ですね。

それから清色城跡、入来のほうは、これは当然北薩の地でありまして入来院氏の居城であったということで中世古文書が入来院文書というのが、すごいのが出てきております。そして麓にはやはり同じくらい平成15年に伝統的建造物群、武家屋敷があります。こういうものとセットになっている形なんです。

それから志布志城は平成17年になっておりますが、およそ20年くらいかけて国の指定になっておりますが、これはどっちかという

と大隅日向地方の代表する城跡という形でございます。

まあ、薩摩半島で言いますと知覧、大隅半島では高山と、日向を入れると志布志城というふうな形にこうなっております。それと、奄美のほうも赤木名城跡がなっておりますが、これはやはり奄美という地域的な、奄美地域の中世期の山城として、やはり特徴があるということで、こうなりますと、私どもの伊作城指定というのは、島津四兄弟日新公の生誕地であるということの一つあるんですけども、まだまだそこに文書とかあるいは、発掘してみても中から貴重なものが出てくるのか、こういう付加価値がもうひとつ足りない部分なんです。

しかし、今議員がおっしゃいましたように、そのほかには国指定になっておりますそれ以外はなかなかほかのところもでてこないようでもありますから、まあ今、申請をしているところもあるようでございますが、まあ何とかそういう付加価値がでるよな努力をしていけば何とか先が見えてくるのかなと思います。

今後、やはりこれから、先ほど市長のほうからもありましたが、専門員も入ってまいりますので、これからこの伊作城跡あるいは、残りの三つの日置市の山城跡等を今後、将来的にどういう形にするかという、やはり方向性を見据えながら検討してまいりたいと思っております。

#### ○19番（長野瑳や子さん）

19番、知覧城はまあ申請書類、発掘調査が始まってすぐもうわずか3カ月で県を越えて一挙に国指定の答申を受けたと、ここには水面下でいろいろ動かれて文化庁の専門家の指導のもとだったということですね。

やはり、知覧城を見てみましたらなぜだろうというような感じがしますね。伊作城はまだ全然、手をつけておりませんので。だから可能性は十分にあると思います。伊作城のほ

うが。あといろいろ青磁器、中国の物等が観音様もでてきたり、まあ蔵之城から出てきてはいますけども、既にうちはいろいろ観音様も出てますし、場所はちょっと違うんですけどね、いろんなものが産業を起こしてますね、400余年、製紙——紙、製糸——糸こういう産業も起こして、あと舟こぎ神社というのが今ありますけども、あそこがもとは海地帯でそういう船が出入りするところで、そういう産業、貿易なんかもしたと。だからいろんなものがちょっと掘ればあるという、そういうのも聞きますが、こういう文化庁のやはり専門家の人とのつながりも重要じゃないかと思えますけども、こういう取り組みは、申請等もありますが、何もやらないと進まないと思えますね。だから動きをするべきだとも思いますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まあ、ご指摘があったとおり、今現在、伊作にあるそういう諸々については、私も県のほうにもいろいろ問い合わせをしたり、何回か言っているんですが、やはりそういう文書等も全て県の指定のものは全て国のほうに上がっているようでありまして、県のほうから、まあ逆もいっぱい、普通だったら国のほうからここはおもしろいがあるが、もう1回調査をかけてみないかというような問い合わせが結構あるというようなことも話を聞いております。したがって、山城、現在ある県の指定等については、国のほうにも全部届いているということでございました。まあ、しかし黙っているからいいということではございませんので、私どもも先ほど市長のほうから話がありましたとおり、まずやっぱりこういう城をうんと活用すること、活用しながらいろんなものを、まあ今後専門員も入ってきますので、物が出てくるのかこないのか、どういふところを試掘をすればいいのかどうか、そういう辺りも今後検討していかなければなら

ないと思いますので、まあ県を通しながら情報発信はこれからもしてまいりたいと思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、県道谷山伊作線、中央特定道路、麓校区の道路をショートカットする分で、ここでちょうど伊作城の一番、城の周りの境の端っこのところだったんですが、そこをショートカットするというこの工事ですね、このときでちょっと県の遺跡分布図というのがあるんですけど、そこに網がかかっているということで、発掘調査がありましたね、そのときには青磁、土師器、銅銭、しゃく跡などが出て、その当時の鎌田教育長ですけども、本当これで手がかりになるんじゃないかなと、そういう書き残しておられます。また、何らかの形でこれは好機として活用していきたいというメッセージもありました。このように伊作城にはこういう鹿児島県の遺跡分布地図ですね、これに非常に大きく載っております。また、伊作城だけじゃなくても吹上町の部分が大きく画いてありますが、蔵之城跡また御飯屋城跡は主要部分になりますね。だから発掘調査に必要な縄張り図というんですか鳥瞰図、こういうのもちゃんとできてますよね、うちには。だから埋蔵文化財緊急調査費国庫補助制度というのがあります。これは半分補助ですが、こういう活用をしまはね、ただ出てくるのを待ってるんじゃないかと、試掘ですか2m四方でもいいし、そういう主要なところを試掘してみるという方法はいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

これからさきもちょっと申し上げましたとおり、やはりどういふところ、出てくるのか出てこないのか、幾つかの試掘等はこれから将来を、基本的にはここをどうするかの将来図が決まらなければ困るんですけど、そういうものを見据えた中では幾つか試掘等して、

出るものであればこの事業等入れるとか、どうするとか、そういうことができるようになるのではないのかと思いますので、今後そういうことについては検討してまいりたいと思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、また学芸員も来年度は入るということで、このことは大いに期待いたしております。

5点目では、日置検定、このことはすばらしいと思いますが、これは小学校、中学校も一緒になさるのでしょうか。

**○学校教育課長（片平 理君）**

ひおきふるさと教育というのは、教育長のほうの答弁で出ましたけれども、それに合わせまして教材、それからひおき検定、これは仮称ということで教育長が申しあげましたけれども、それに使うための検定のための学習本、そういうものを小学校1年生から中学校3年生まで9カ年の中で、それぞれ級とかそういうもの等を検討しながら全児童・生徒で実施をしたいというふうに考えております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

これはすばらしいことですね。先進地でもいろいろ取り組んでおられますので、ぜひ日置市のひおき検定、これを生かしていただきたいと思えます。

2項目に入ります。

行政評価についてであります、市長、教育長に再度お尋ねします。

行政評価については、アクションプランの中でやっておられるようですが、やはり予算編成、決算後の予算編成、施策、事業の振興管理に大きなウエイトを示しておると思えます。また、行政運営にも改革、改善を果たすものと思っておりますが、うちの場合は、1次評価、2次評価などの取り組みがありますが、日置市の取り組みの現在はどうのようなやり方でしょうか。

**○総務課長（野崎博志君）**

本市におきましては、現在各課の所属長による第1次評価を実施をし、今年度から部長以上が中心となる日置市総合計画企画委員会による第2次評価を試行的に実施をしたところでございます。

予算との連動や、第2次評価事業の抽出方法など、まだ課題も多く残されているところでもございます。

本制度の事業の厳選など高率な行政経営につながるような仕組みづくりについて、さらなる調査、研究を進めて行かなければならないとこのように考えているところです。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、まあ総合計画の企画委員会ですね、2次評価をされているということですが、施策とか政策の評価はそれでもいいとも思いますが、事務事業費ほかこれにやはり事前、中間、事後評価までされてるところがあります。また、公共事業、分野別の評価、これにもとにかく活用にも民間手法を取り入れて、行政内部の管理ルーツ、また職員の意識改革ルーツ、戦略的な行政経営のルーツとして取り組まれているところもあります、やはり日置市の事務事業評価制度はどのように感じてもらえますか。

**○総務課長（野崎博志君）**

行政評価につきましては、自治体内部のマネジメント、サイクル構築を目指しまして市民満足度向上の視点に立った成果等による行政推進及び高率的な行政経営に資することを目的にしているところでございますが、本市においてはその機能、活用等について、まだ十分とは言えない状況もあります。先ほども申しあげましたが、さらなる調査、研究が必要と考えてるところです。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、日置市も大型公共事業等をなさっておりますが、この事業評価のいろいろ住民から



の意見とか、企画、あと予算、総合的な内部、外部の評価というのがこれも大事じゃないかなと、できたらはいそれで終わりじゃなくて、また次の改善点とかそういうのを生かされるというのも必要じゃないかと思えますけども、うちの場合はまだここまではなさってるのか、なさってないのかいかがでしょうか。

**○総務課長（野崎博志君）**

大型の公共事業を含みます本市の事業につきましては、実施計画を作成して毎年度内部における総合計画のヒアリングをへている、地域審議会や総合計画に諮問はしているところで、いろんなご意見をいただいているというところがございます。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、今年度から本格的にということですので、またこういうことも期待いたしております。

あと、指定管理施設のモニタリング実施というのがされていると思えますけれども、この状況はどうでしょうか。

**○総務課長（野崎博志君）**

指定管理者制度の導入施設におきましては、毎月の業務報告や年次の事業報告により、利用状況や収支状況等を確認しております。

毎年度利用者アンケートもまた実施しているところがございます。2カ月に1回は管理運営業務の確認及び指定管理者との連携を密にすること等を目的に定期実地調査も実施しているところがございます。

まあ、そのような各種取り組みを行いながら、毎年度終了後には総括評価を実施し、必要な場合は指導、助言に努めるなど、管理運営業務が適正かつ確実に行われているかサービスの安定的、継続的な提供が可能な常態にあるかなどのチェックを実施しているところがございます。

**○19番（長野瑛や子さん）**

昨年、指定管理者がちょっと身を引かれ

ましたけども、とにかく指定管理施設のこのモニタリングというのは重要じゃないかなと思えますので、今後もそういう継続してされたいと思えますが、外部評価の視点として、私たちの決算時の予算の出入りだけでなく、どのように効果的に施行されたか、また次年度はどのように展開していくのか、縮小か拡大か事業内容についての審査も私たちは必要だと感じました。

今後、事務事業評価表というのをつくられて、他市でもちゃんと決算時に資料として提出されているところもありますが、日置市の場合はそういう考えがあるのか、ないのかお尋ねします。

**○総務課長（野崎博志君）**

行政評価につきましては、さらなる調査、研究により事業の厳選や見直しなど効率的な行政経営につながるよう、仕組みづくりに今まだ取り組みたいというふうに考えているところがございますので、まあ、その取り組みが行政評価調書を活用、意識した決算審査資料作成になるように、今後検討してまいりたいというふうに思います。

**○19番（長野瑛や子さん）**

19番、教育長にお尋ねします。

点検評価の外部審査のことで行われてますが、24から26年度をちょっと見ましたら、少し評価のやり方が変わってるなと思えます。そのことと、あと評価委員の学識経験者、企業等もありますが、私は事業は一番先にわかりやすい子育ての関係、PTA関係、こういう人も私は人選すべきではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

委員につきましては、4名ほど外部評価の委員が決まっておりますけども、その中にこれまではPTAの委員は入っておりません。

しかしながら、今後については、今回予算の中では外部評価委員を4名から5名に1名

ふやすということにいたしております。

P T Aが必要であるとすれば教育委員会等でまた委員をどうするか話しをいたしまして、必要であればその中に入れ込んでまたご意見をいただきたいと、ただ、P T Aの方の場合はいろんな委員会の中でたくさんいらっしゃったものですから、これまでは入れてませんが、今度検討していきたいと思えます。

もう1点は、失礼しました。質問の意味がちょっとわかりませんでした。最初のほうはよかったですか。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、はいわかりました。教育委員が事務事業の点検、評価を関与するということは他市でもありますが、評価委員の方がなさるのもいいですけど、直接各事業の改善にスピード感のある現場の意見も聞きたい、反映されたい、そういうことで期待ができることと思えますが、教育委員自ら対象事業を選定して、学校現場を訪問しヒアリングを行う事務事業点検、評価の実施はいかがお考えですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

実際は教育委員は教育委員会の中では、外部評価の委員会に提出します。実際の資料はまず7月当初にまず教育委員に図りまして、こういう形で外部評価委員にお願いしていいかということを図っております。そしていろいろご意見があればそれを盛り込んだ中で外部評価委員に出しております。そして、また外部評価の方からご意見をいただいたものを全部整理しまして、次の定例教育委員会におきましてこれで報告をまとめていいかと委員の方のご意見はありませんかと、いうことを盛り込みながら最終的に仕上げ、そして議会のほうにもホームページにも出しておりますので、実際的には変わってると思ってもいいと思えますし、なお、また今おっしゃったそのご意見からいきますと、教育委員は学校

におきましても大体、年間最低学校訪問と名のつくものでも4回から5回行っております。そのほかは、もう運動会とか卒業式とか研究公開とか、いろんな件に参加をしております。

この学校訪問の4回から5回というのは、これは正式な学校訪問でありまして、校長の学校経営の方針から、子どもたちのそれから先生の授業のあり方、それから、そのほか給食の指導、学校の環境そのもの全て見ていただいて、そして最後にまとめということで、それぞれの委員から訪問についてのご意見、ご指導もいただいておりますので、かなり学校の内容、教育の内容については、委員の方は十分熟知して指導していただいていると思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、施策のそういう教育方針とかそういうのはつぶさに把握できられるけども、私はこの事務事業の事業が本当によかったのかどうか、また改善の余地はないか、そういうのがやはり教育委員も全てじゃなくてもいいですので、抽出されてそれをやってほしいと思えますけど、そのことはいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどもちょっと申し上げましたが、外部評価にお願いする内容等については、まあ例えば学力向上について我々が評価したものをしておりますので、毎年内容の違うのもありますが、一応その部分については評価してもらっていると、思っております。ただ、そこに提出されないものについては、その年はできないんですけども、できるだけ今ご指摘があったように重要なものについては、私は委員会の委員の方にもお知らせしたり常時やっておりますので、議員のおっしゃることについては、今後もそういう方向でやっていきたいと思えます。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

19番、最後です。この報告書は議会にも

報告されるとなっておりますが、まあ24年度から26年度ちょっと見て見たりしたんですけど、この専門的な外部評価委員は専門的にされると思いますので、そういう専門的な視野での意見のまとめとか、そういう経営、学校経営の方針ですね、そういうのについてどう思うかと、そういう意見を述べてほしいなと思いますけども、今後のことですけど、私は報告が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

それはもう、外部評価委員会が出されたことは、まとめて書いておりますので、誰がどういったという書き方ではないと思いますが、そういう必要なものについては、当然まとめて掲載していきます。

以上です。

○19番（長野瑳や子さん）

終わり。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日17日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後2時28分散会



第 4 号 ( 3 月 1 7 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（21番、3番、7番、11番）
-------	---------------------

本会議（3月17日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君



農地整備課長 藤澤 貴充 君  
上下水道課長 丸山 太美雄 君  
学校教育課長 片平 理 君  
会計管理者 満留 雅彦 君  
農業委員会事務局長 福留 正道 君

建設課長 桃北 清次 君  
教育総務課長 宇田 和久 君  
社会教育課長 今村 義文 君  
監査委員事務局長 松田 龍次 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、21番、成田浩君の質問を許可します。

〔21番成田 浩君登壇〕

○21番（成田 浩君）

おはようございます。本日最初の質問になります。このところの温かい季節で、本市の桜の名所の1つであります昆沙門公園の桜もほんとはつぼみが大きくなっております。どうか皆さん方、足を運んでいただきたいと、こう思っております。

さきに通告してありました2点について、市長に伺います。

若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を掲げると、国は27年度の方角性を出しました。また、市は厳しい財政状況を踏まえ、優先すべき施策や事業を的確に捉えながら、安心して安全に暮らせる住みよいまちづくりに取り組むとあります。

その中には、防災行政無線整備事業では、自治会等のコミュニティーでも活用できるシステム整備、交通政策では、乗り合いタクシー、コミュニティーバスの運行、定住促進対策では、市内に転入、新築世帯に補助金交付、情報政策では、10月よりマイナンバー制度が運用され、行政サービスが向上する予定であるとあります。

行政は、安心・安全に生活できるように交通安全施策の整備を進める、自主防災組織の

育成を推進し、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動ができるよう、災害応急対策に必要な資機材、食料や生活必需品の備蓄を計画的に進めるとありますが、やはり我々一般市民は心配であります。

今、市民の方々が危惧されていることは、災害が発生した場合に自分たちが自分たちでいかにそれに対応できるのか、どこに安全な場所を探し得るのか、また、どうしたらよいか不安でいっぱいであろうと思います。そういうことを踏まえて今回質問を第1問目にさせていただきます。

住環境整備について、地域振興計画の中でも検討されているライフラインの有事のときの確保などは、少子高齢化の中で万全な対策がなされているのか。

②で、その中でも迂回路等のない集落道などの整備が急を要すると思われませんが、各地域から要望も出ていると考えますが、どうなっているのか伺います。

2問目に、10年前から4町が合併して本市ができましたが、それぞれの地域の職員が一緒の思いで市民との対応に日々当たっております。また、当たってきました。

五、六百名の職員が事務職だったり技能職だったり、専門職であったり、また、そのほか地域の隅々までわかっている人、その人でないとやりこなすことが難しい職種もあらうと思われまふ。支所方式でそれぞれの地域差も出る場合もあるかもしれませんが、そこに合ったやり方、そこにはないといけない係もあります。年度がわりで職員異動もあると思われまふが、行政の組織の編成についてと題して、今回、日吉支所、吹上支所など建てかえもあり、住民サービスの向上が期待されているわけですが、今後の見通しはどのように行政側として考えられておるのか。

以上、2点を、幅広い質問になりましたが、市長に伺います。心が温まるような答弁を期

待して、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の住環境整備について、その1でございます。

近年、全国各地で記録的な集中豪雨や台風災害などによる被害が多数発生している状況でございます。日置市におきましても、平成8年の8・6災害以降、大規模な災害は起きておりません。日ごろから道路の維持補修や点検などを実施して被害を最小限にとどめたいと考えております。

災害が発生した場合は、安全を確保しながら、市内の建設業者に協力をお願いし、迅速な復旧作業を行い、ライフラインの確保を行っております。また、大規模災害時には、鹿児島県建設協会日置支部と平成19年8月28日に応急対策に関する協定を締結しておりますし、また、ほかのいろんな団体におきましてもこのように締結をしておりますので、いざというときにはそういう団体の皆様方の要請をお願いして対応していきたいというふうに思っております。

2番目でございます。集落道の整備でございますが、地域からの要望もいただいておりますが、幅員が狭く緊急車両等の通行や離合が困難な路線を中山間地域総合整備事業や狭あい道路整備事業を導入いたしまして整備を進めているところでございます。

今後もこのような事業を導入しながら、計画的に農村集落の生活環境向上に努めてまいりたいと考えております。

また、集落道の整備については、関係地権者の協力が不可欠であります。これらがスムーズに進めば整備の推進がさらに図られるのではないかと考えております。

2番目の行政の組織の再編について、組織機構につきましては、これまで課の統廃合や業務集約などにより再編を図ってきたところ

でございます。依然として厳しい財政状況を考慮しますと、今後も引き続き簡素で効率的な組織機構を基本とし、組織再編に取り組む必要があります。

なお、その見直しに当たりましては、支所が窓口サービスやコミュニティーの維持、災害対応に重要な役割を果たしていることを考慮するとともに、市の重要施策や市民ニーズが高い分野等、必要な部署には人員配置を強化するなど、住民サービスに十分配慮する必要があると思っております。

以上でございます。

**○21番（成田 浩君）**

心が温まるころまではいきませんでしたけど、それなりの答弁をいただきました。

災害がいつ起こるかかわらんような、現状でも非常にわかることでありまして、今災害と言われますと何があるかといいますと、地震に限らず暴風雨あるいは地すべりによる土砂災害など、地球温暖化によるさまざまな災害がいつでもどこでも起きる可能性があるわけでございます。そのときの長期的な滞在や援助が必要な福祉的な避難所など、本市の充実度がまだ我々には見えないわけですが、どのくらいの整備がされているのか、お伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

大規模な災害で私どもも体験しておりませんが、仮説住宅というのがあるわけでございますけど、長期的に。そういう災害がまだ起こっておりませんので、対応は今のところ考えておりませんが、1日2日というふうにつきましては、特に公民館施設、地区公民館、学校、そういうものをある程度活用して今後いかなければならないのかなというふうに考えております。

**○21番（成田 浩君）**

そういう中で、26の地区館がそれぞれあって、その中で避難所設備なんかもあると思

われますが、その中に、避難したときの備蓄の対応が今なされているのか。多分この本庁なんかにも幾らかあると思いますが、どれくらいで、どういう形の品物を置いてあるのか、伺います。

**○市長（宮路高光君）**

各地区館には、そういうもの、備蓄というのはありませんけれども、本所のほうで飲料水とかそういうかっぱ、ビスケットとかそういう簡易なものは若干やっております。基本的に、いろんな大きな災害のときにおきましては、ほんとはある程度備蓄する必要があるかというふうに考えておりますけど、今の現状の中で、そういう大きな災害に対応するような食料品の備蓄というのはしていないというのが事実でございます。

**○21番（成田 浩君）**

できたら、今余りしていないということでしたけど、いざというときの備えをやはりしていけないといけないんじゃないかなと思っ

ているところでございます。それぞれの地域に避難所は指定されておりますけど、そこに何があるかといいますと、通信網の整備もまだちゃんとされていないところもあったり、ここの本庁すら、今言われたように物資がまだ乏しい状態でありますから、そのときは、先ほどの市長の答弁の中で、建設業とかいろんな協力の体制がとれているかもしれませんが、少しは自前で備蓄をしていけないといけないのかなと思っております。

それから、私の話の中で、福祉的な避難所といたしましたけれども、避難者がどこでもおられるわけです。そういう避難困難者の名簿づくりが今義務づけられております。民生委員や自治会など、外部支援者への名簿の提供を促しているが、個人情報保護などで外に出さないケースが増えているということです。これでは、災害のときに応急に対策がとれない、早急にできないということでもあります。

こういう名簿の作成は、本市はどうなっているのか、また、どこに誰がどうしておられるのか、現状で把握されているのか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

特にひとり暮らし、独居暮らしというものの中で、基本的に民生委員の皆様方からもそういう要望がございます。その中で、地域の民生委員の方々にはそういうものは渡しておりますして、全般的に一覧表をほかのところまで渡すということは考えておりません。特に消防団、民生委員、自治会長、そういう方々には連携しながら、その地域のことにしましてはある程度情報を渡せるような形の中で進めさせてもらっております。

**○21番（成田 浩君）**

その情報が、なかなか表に出ないところもありまして、個人情報と言われたら難しいところもあるかもしれませんが、地域の責任者などにはしっかりと伝達して行って、誰がどこに、どういう状態でおられて、そこにまず足を運ばないといけない、これは東北の災害からもそういう教訓は大いに生かしていかないといけないんじゃないかなと、こう思っているわけです。

そういう方々も踏まえて、自主避難をしたいが、道路が寸断されている。家から出ることもできない。それどころか連絡もとれないなど、心配のネタは切れないわけでございます。非常時に逃げ道を確保していくのも大事であろうと思われま

す。本市で迂回路のない道路、つまり袋小路です。そういうところがたくさんあると思いますが、各地域のこういう道路の把握はされているのか、伺います。

**○市長（宮路高光君）**

地域からそういう場所につきましては事前にいろいろといただいております。例えば、草原西の集落におきましても、道路のつながっていないところがございますので、今はそういうところにつきましては、特に中山間事

業におきまして、今ご指摘がございましたとおり行きどまり道路になっておりますので、この2路線が来ておりますので、これを今つなぐ形の中でも整備をしております。

また、今狭あい道路という中におきまして、狭いところにおきまして今、国の補助事業を導入いたしましてやっておりますので、そういう分については自治会長さんからもきちっとある程度要望が出てきておりますので、補助事業等も見合わせながら、今後も、今も進めておるという状況でございます。

#### ○21番（成田 浩君）

全くそのとおりで、中山間事業やら狭あい道路整備事業という補助制度の中でやっていただければ非常に助かるなと思っております。市長の言葉の中に、草原の道路と言われましたが、これは私の地域でありまして、非常にこの道路の件でも困っているところでございます。10年以上前から署名運動やら要望運動をし、また、皆さん方に印鑑までいただいて協力をしていただくことで提出をしてもらっておりますけど、一向にらちがあかないわけございまして、市長はここは多分見ておられないかもしれませんが、2線と言われました。一方の線に奥行き300mぐらいあるんですが、13軒の戸数があります。また、もう一方が10軒の戸数が対象戸数であります。この2本を奥でつないで迂回路方式をとっていただきたいということで、もう何年も前から出しているわけですが、遅々と進まないわけですが、市長が今話の中にありましたから、この道路の件に関して、状況がどう考えておられるのかなと思っておりますが、係の担当でもいいです。よろしく願います。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろと要望いただくわけでございますけど、単独でできる事業とこういう大がかりになりますと国の補助事業を導入していかな

きゃならない。特に、今、日置南部地区の中山間事業を導入しております。これで27年度に一応測量をする計画を持っております。ですけど、この南部にいれる県営事業なんですけど、国の予算が思うような形についてないというのも事実でございます、27年度設計するつもりでございますけど、実施をする、こんな計画において約5年から7年という計画でありますけど、恐らく年数が延びてしまう可能性もあるのも事実でございます。私どももやはり、県といつもこの農政の中におきますと、国のほうに2回ほど陳情に、いつも行っておりますので、実態は大体わかっておりますけど、27年度の県の割り当てのほうはどれだけ来るのか、それによって進捗率が変わるということで、ご理解をしてほしいと思っております。

#### ○21番（成田 浩君）

いろいろな絡みがあって、早急にできないのはわかりますけど、別な事業に組み替えて、例えば狭あい道路というのが二、三年前からできるようになって、あのすばらしいスピード感がある道路改修には私も喜ばしいところがあって、ああいう制度をぱっと持ってきてもらって、十何年前から要望を出しているところできないところに割り当てて、皆さん方の、市民の対応をしていただければいいなと思っておりますけど、そうもいかないのかなと思います。地元の人から、「もう何年たってんやっせんで、おいどが死んでからでくったいどかいね、わけわからんどね。」というぐらいのもんでございます。どうかそこを重点的に思ってください、どの事業を振り分けてここに持ってこれないのかなというような考え方まで市長が考えてくださればいいかなと思いますけど、どう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

議員もよう存じ上げておるとおり、これは国庫補助の中におきまして、農林省関係、国

交省関係さまざまでございます。今、いろいろな事業を内閣法案の中で吸い上げているのが私どもが取り入れている道整備事業でございます。この国の補助事業というのはそんなにあした言ってあさってできるわけでもないし、ある程度計画をしていかなきゃならない。だけど、このことを市民にとってはわかりにくいことでございます。これは私どもがきちっとした整理をいつもしていかなきゃならない。右から左に、農林省の、国交省とそんなに簡単にできるもんだったら、やはりこういう私ども陳情もする必要もありません。ここあたりは十分ご理解いただきながら、今おっしゃいましたとおり、十数年前という部分であったというふうに思って、私も草原に行ったとき、いろんなところの要望はお聞きしました。その中において、これをどういう形の中で今後事業化していくのかどうか、今までそれぞれ単独でも、旧日吉町のほうでもできなかったという部分がございます。ここあたりの分については、そういう誠意というのを十分買っていていただきまして、ご理解をしながら、最終的には地権者です。地権者の同意をきちっといただくことがなければ、今回測量もいたしますので、この地域におきまして、ぴしゃっとした相続関係、そこまできちっとしていかなければならないということをご理解していただき、議員のほうもその活動をお願い申し上げます。

#### ○21番（成田 浩君）

市長のほうからこっちのほうに振られましたけど、私も地元の人たちと協力しながら、先に進むように頑張っていけないといけないのかな。それはもう常々思っているところがございますから、もしそのときが来たら、行政側も迅速な対応をしていただければなと思っていますところですよ。

今まで市長に言いましたけど、こういう課題はライフラインの確保も入れまして、各地

域から相当要望等も来ていると思われま。各地域からこのような要望が来ている中でも、市に対しての要望の大きさなど、件数などを、こんなものがありますよというところがあったら私どもにも教えていただいて、私どもも一生懸命協力しながら対応していかないとイケないのかなと思っておりますが、大きな問題としてどのような問題が起こっているか、市長のほうで答えができたなら答えていただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

私どもが国の補助事業をやっている中におきまして、今、中山間事業を南部と北部をやっております。特に南部につきましても、そこに吉利を含めた畑総の問題、この問題で一番頭を痛めているのが地権者の同意でございます。この同意の進捗というのがどうしてもある程度、今90%以上なければいけないということで、難儀をしているのも事実でございます。特に南部におきましては、今おっしゃいました集落道路路線というのを日吉地域が8路線、吹上が1路線入れております。また、北部の事業につきましては、伊集院、東市来でございますけど、集落道路となる14路線、伊集院が8路線、東市来が6路線、また狭あい道路におきましては、これも集落道路計画によって5路線、伊集院が2路線、東市来が3路線というふうに、いろいろな事業もたくさん入れておるわけでございます。またいろいろとそれぞれ事業の中におきます私ども計画をしておりますけど、また中間の中でそういう南部とか北部とかいろいろな事業が大きなのが入っておりますし、また、計画をとったときからすると進捗率の悪い部分もいっぱいございますので、また議会の要請がございましたら、そういう事業等につきましてはまた説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### ○21番（成田 浩君）

非常に市民の皆さん方々、また地域から要望がたくさん来ておるようでございます。行政側としても対応するのに大変だろうと思いますが、いい補助のできる事業を見つけて、少しでも市民が安心・安全な暮らしができるような形で進めていっていただきたい、こう思っております。

次に、本市は今人口が5万ほんのちょっと、世帯数で2万2,000戸ぐらい、それと面積が253.06km<sup>2</sup>ですか、それぐらいの規模であります。各支所の役割は、当然大きなものとなってきております。その点、今回、日吉支所、吹上支所の建てかえとなってきますが、住民の手続の場所だけではなく、ふれあいができる場所づくりであり、ゆっくりと行政相談をできるようなところの建物であってほしいと思っております。

オープンスペースをつくって顔が見える、雰囲気を持てる建物であってほしいと思っておりますが、どのような方針で今回の建てかえに対応しておられるか、伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、いろいろとユニークな、またゆとりのある建物と、これが理想でございます。理想でありますけど、やはりコンパクトという部分をまたある程度考えていかなきゃならない。役所の中におきまして、市民との触れ合う、そういう場所的なものの空間は大事であるというふうに思っております。今回も日吉のほうを建てかえをさせていただきますけど、コンパクトに、無駄のない庁舎といたしますか、そういうものを基本にしております。議員からしますとちょっと物足りない部分があるかというものがございまして、やはりある程度の財政的なもの等を含めて、今後の推移、そういうもの、役所が一番の市民のよりどころという部分はよくわかりますし、また日吉のほうにおきましても、保健センターとかまたいろんなところも

ございますので、ただそういうところだけにした形の庁舎じゃないということもご理解していただき、今回はある程度駐車場的にも大変スムーズに、土地がございまして、そういう余裕のある景観につくっていききたいというふうに思っております。

#### ○21番（成田 浩君）

コンパクトで機能の充実した、駐車スペースも大きな建物をつくっていききたいという形でございます。私も当然そう思っております。

あそこは、前回も言ったような気がしますが、空港バスの発着をする出発点でありまして、そのバスがしっかりと待機できるような、お客さんが待機できるような広場が確保されていってほしいと思っておりますし、また、乗降客の待合室ができるような形の庁舎づくりもしていただきたいな、こう思っているところでございます。

職員が適材適所で仕事ができる職場でないといけないと考えております。きのうの質問でも、行政も営業担当ぐらいの職務を設けてもよいではないかというようなこともありました。私は全くそういう考え方でこれからは市の行政をやっていってほしいと思っております。

本市は、何といたっても第1次産業が主のまちでありますので、農林水産業をしっかりと見据えていってほしい。例えば、この前私も研修に連れていってもらったんですが、鳥獣害被害で、イノシシ課という農民の方々の田畑を守るための課がありました。特筆した課でございまして、そういう課までつくって、そこには人だけではなくて、市のほうで犬を飼ってました。これは害を及ぼすイノシシやら鹿なんかを追い出すための犬でありまして、何といたっていいと公務いんというやつでした。これはしゃれでつくったかもしれませんが、こういう形でやはり

行政側が市民と一緒に目線で頑張っているんだなということで、非常に感心したわけでございます。

本市には漁港が江口と吹上にありますが、漁師とのパイプ役は行政側がどうなって今現在やっているのかなと思っております。この辺の説明をお願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、1次産業ということで、私ども行政におきまして、一番足りなかったのが技術員でございました。この二、三年を含めまして、今農業技術員を含めた中で、やはり土木も含めて技術員の確保をしていかなければならない。一般の方々が片手間の中で農業を手伝っておりましたけど、それではほんとに1次産業をしていくには本物の技術員というのを育てていく必要があるということで、ことしも来年4月から、二人の新しい技術員も入れていきます。今後、五、六年を含めまして、そういう技術的な体制をやっていかなければならないというふうにして、今回、保健婦も1人、また土木技師を2人、農業技師を2人、こういうふうにして、わずかな採用の中で工夫しながら今後1次産業という部分を大事にしていくつもりでございます。

特に、今ご指摘がございましたように、水産の場合につきましては、先般、全協のほうで、皆様方に配付いたしましたとおり、今回、水産のほうの、本所のほうに水産というのがなかったわけです。林務係はあったわけでございますけど。やはり今後補助事業というのは本所がいろいろとやっていかなきゃならないということで、今後新たな中で本所のほうに林務水産係というのをまた設けさせていただき、ほかの吹上、東市来には水産というのもありますので、今の農政のほうを林務水産係という形の中で対応して、窓口対応というのはそれぞれの支所のほうで、日吉も吹上も東市来も農林水産係の中でやっていただく、

そういう再編を今回27年度から変更をさせていただきます。

#### ○21番（成田 浩君）

水産業の振興はやはり現場重視でやっていただきたい、こう思っているところです。そばにいながら相談も受け、お互いに仕事の任務は現場重視でやっていかないといけないという形でありまして、今市長の言われたように、その係を本庁に持ってきて、機能充実をしたいと思っておられるところもあるかもしれませんが、あくまでも鹿児島県の大きな港である江口漁協などは、そこにその係がしっかりと根を据えて、先ほども言いましたように、技術職、専門職とした人間がアドバイスができる。また、漁師とのつながりを持っていかないといけないと思われませんが、今の市長の言い方では、そこら辺の仕事の割合が薄くなってくるようでございますが、それでいいのかなって思うんですが、どう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

この本所であろうどこであろうが、さっき言ったように現場主義、これが鉄則です。本所だから現場を見ないというわけにはいきません。やはりその方を含めまして、今言いましたように、事務の流れとして本所の農林水産課長がそういう水産も知らないということはありません。さっきも申し上げましたとおり、現場主義というのは私は変わりません。ですので、本所に来たからその現場が薄くなるということはございません。ですけど、今後、やはり農業、また土木にしましても、基本的には技術者を集約していく必要があるというふうに思っております。ですけど、それぞれ担当というのを決めればいいし、またその窓口はそれぞれ支所に持っておりますけれども、今後やはり高度な形の中の技術的なものにつきましては、ある程度集約をせざるを得ない。そうすること



ですばらしい効率的なものがいくというふうな考え方を持っておりますので、人がそこにおるから十分だということは何も、私はあり得ないということで、人材の育成を含めて、今後やっていきたいというふうに思っております。

### ○21番（成田 浩君）

その考え方もあろうと思いますが、一般市民から見たら、そこにその人の係の人が、姿が見えるおかげで力強い、心強い形もできると思うわけです。離れておって、とっさの形が、迅速な対応ができるのかという心配があって私は今質問をしているところであります。

そういうのを踏まえたときは、今産建のほうで合庁の後にいっている。本所にほかの事務のしにきながら、また自分たちの仕事の話もしたいという市民の方が、たったこれだけ離れているだけでも「手間がおおかいな、いけんかならんどかいな。」という話などもあります。全体的な機能も含めて、今本庁の建物の充実、職場の充実などはどう考えておられますか。

### ○市長（宮路高光君）

いつも話題になるわけでございますけど、本所、支所を含めて、とりあえず設立した、早かった日吉、吹上からやっていく。こういうものを済ませて、今後本所をどうするかというのは考えなきゃなりませんけど、今もこの中はいっぱい、手狭でございます。そういう中で、おっしゃいますとおり、意味はよくわかりますけど、こういう財政的なこういう庁舎というのは、私ども職員が活用する部分もたくさんございますので、ほかのところには私はやるべきである。そういう部分についてはちょっと2分3分、長くて10分もかかるわけではございません。日々の中でそう言えばみんなが遠いという感じを受けますけど、やはりそれはその本人が、さっきも言いましたように、本所でおろうが、係がそういう気

持ちを持っておれば市民とそれぞれ農家を含めていけるんです。待っている行政、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、やはり自分たらはそういう営業マンといいますか、いつもそういう気持ちを持って巡回をしながら、自分から進んでいける、そういう人材。だから、それは人だ、人の中身なんです。だから組織じゃない。人によってそれぞれ左右されてきますので、私どもはそういう人を今後育成すべきである。ただ組織で、ここにある、ここにある、あってみても今後機能はしないと思っておりますので、これは遠い、近かろうかという部分じゃなくて、やはりこういうものは人が30分以内の中で全部対応できますので、いつも言っているのは私は電話一つです。やはり自分が行って、そこに行っているんなことを説明し、そういう謝るのも電話じゃなくじかに行ってしなさい。そうすることが市民との一番大きなセッティングになるというふうに思っておりますので、まだ大きく教育が足りない分については職員の教育をしながら今後進めさせていただきたいと思っております。

### ○21番（成田 浩君）

それはもう当然市長の気持ちもわかります。人材育成の上でも、市長が思っておられるように、弱者の相談に乗れるような職場づくり、人材育成をしていってもらいたいと思っております。

今ちょっと言いました。きのうも人材育成型の職場づくりをしていきたいと、市長はこうありました。このやり方が将来的にこの日置市の行政側の持っている機能を十分発揮していくような人材をつくっていくんじゃないかなと思っております。その効果がどのように市民に対して今後あらわれていくのか、また今後、市民に対してどのような職場づくりをしていったら弱者が安心・安全な暮らしの要望を満足できる、少しでもですよ。全部満

足するのはもう大変ことですから、少しでも満足できるような形の行政側の指導がもらえるのかということを質問いたしまして、これで私の質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

きのうも人材的な職員像といいますか、そういうご質問がございました。ご指摘のとおり、私ども行政というのはどうしても受け身ではだめだと、そういうふうにして、みずから足を運んで、いろんなどころの相談を受けていく。それには時間が必要だと。人が足りないとかそういう言い分はたくさんあるというふうに思っておりますけど、やはりそこあたりはそういう人の心がけの中でできるものがいっぱいあるというふうに思っております。

何よりも大事なものは、8時から5時、この時間だけじゃないんです。かね日ごろなんです。土曜、日曜を含めて、また地域との行事のふれあい、私はきちっとそういう、職員がかね日ごろそういうおつき合いを地域の自治会といつもやっているのかどうか、ここが一番大きなポイントであるというふうに思っておりますので、ただ行政というのは役所に来て、そこだけで終わることじゃなく、やはりある程度職員からすりゃ拘束されている部分があるかもしれませんが、そういう気持ちをいつも職員が持つておるべきだというふうに考えております。

**○21番（成田 浩君）**

今、市長が非常に私が思っているいいことが話に出ましたので、職員がやはり土曜日、日曜日、地域の行事がたくさんあるとき顔を出していただければ、また住民の、市民一般の人たちの気持ちがわかってくるんじゃないかと思えます。そこを今市長が言われました。さっきの質問で最後にしようかと思いましたが、褒めて終わるのもいけませんですから、今後、そういう地域に密着した、地域の行事に率先して出てくるような職員をいい形で育

てていていただきたいと思いますが、そういう考えが今あるということでしたが、特に我々何か田舎で、地域でしようと思ったとき、人数が足りないときもあります。地域に根ざして地域に家をつくってくれというのなかなか無理な話ではありますから、地域に戻ってきて行事に参加できるような形を行政側として進めていていただきたいと思いますので、もう一回そこを聞いて終わりにいたします。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては職員、総務課長が中心に、職員研修ですので、いつもそういう部分の中で、家が違ってもふるさとのほうに帰っていく。特に、若い新規の、この五、六年のを見ますと、ちょっと市外から来ている方もいっぱいおります。それでこちらに住んでいるのもおります。こういうもので少し物足りない部分がございますけど、やはりそういう部分につきましては、総務課長のほうが日々若手の職員研修というようなのおきまして、今議員がおっしゃいましたそういうことについて研修をしていくよう努めていきたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、3番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔3番留盛浩一郎君登壇〕

**○3番（留盛浩一郎君）**

それでは、さきに通告してありました2項目8問について質問いたします。

1項目め、日置市民、特に高齢者世帯に対する防火防犯対策についてであります。

平成27年春季全国火災予防運動が3月1日から7日間実施されました。目的は、火災予防思想の一層の普及、火災発生の防止、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことであります。

実施要綱の中に、住宅用火災警報器の設置

の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進があり、消防庁予防課より実施について通達があったと思うところです。

また、総務省消防庁の消防白書に、全国の平成16年から平成25年の10年間の出火件数を見ますと、6万387件であった平成16年以降、おおむね減少傾向となっております。火災による死者数も2,248人を記録した平成15年以降、おおむね減少傾向にあり、最新となる平成26年の火災救急の概況の速報値を見ても、同じような傾向が続いているようであります。

そこで1問目、本市での昨年の火災及び救急の出動状況、件数、その原因、年代別内訳、さらに防火水槽の状況はどうか、過去の推移と合わせてお伺いいたします。

昨年11月に、消防庁が発表した平成16年上期における火災の概要では、全国の住宅火災による死者551人のうち65歳以上の高齢者の人数は386人と、約7割以上にも上っています。先ほどの消防白書とも踏まえますと、火災自体は減少傾向にあるものの、高齢者が犠牲になる場合が多いことから、特に高齢者に対する防火啓発や高齢者の命を守る取り組みが重要と言えます。

ご存じのように、平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が新築住宅については平成18年6月から義務化され、各市町村の条例に基づき、既存住宅についても平成23年6月までに全国全ての市町村において義務化されています。しかしながら、昨年6月時点の調査では、住宅用火災警報器をいまだに設置してない世帯は約2割であり、各市町村の火災予防条例の規定どおり設置されていない世帯は約3割に上るのが現状であるようです。

また、年2回の火災予防運動期間中には、設置された住宅用火災警報器の点検の推奨や

経年等により劣化した警報器の交換や継続的に維持管理していくよう図りたいとあります。

そこで2問目、本市においての住宅用火災警報器の設置率や普及に関する取り組み状況と今後の課題は何か伺います。

また、一方で、火災が起きないような地域づくりのために住民への防火意識の徹底、とりわけ高齢者への防火啓発は非常に重要と考えます。

そこで3問目、消防所員や消防団員が民生委員と一緒に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に防火・防犯の啓発訪問を行ってはどうか伺います。

言うまでもなく、火災が発生した場合、初期消火が非常に大事であります。

4問目、防火水槽の不備などでは、民間の企業と散水車等の協力をいただくために、協定を結んではどうかお伺いいたします。

昨年、伊佐市では、ハンドルを握る職員に安全運転を促すとともに、高齢者や子どもの見守り、不審者や不審車両を記録して、動く防犯カメラとしての役割も担うよう、全公用車にドライブレコーダーを設置するために、2014年度購入費395万3,000円を盛り込み、また、2015年度当初予算案では、市内交差点等6カ所の防犯カメラ設置に130万円を計上しておられます。

最近では、事件・事故等犯罪の抑止力やそれらの早期解決の一助になっているのが防犯カメラ等ではないでしょうか。

そこで5問目、本市の安心・安全と防犯にも役立つと思いますが、本市の公用車にドライブレコーダーと交差点等に防犯カメラを設置できないかお伺いいたします。

2項目めは、子どもたちの食育について伺います。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が

重要であります。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

厚生労働省の食を通じた子どもの健全育成のあり方に関する検討会報告書に、近年、子どもの食をめぐる発育、発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食を食べない、また低年齢における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化・深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されております。

親の世代においても、食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していないとの報告が見られ、親子のコミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少している状況にあるようです。

そうした中であっても、給食は子ども全員の楽しみと言っても過言ではないと思います。それも、それぞれの給食センターでの栄養教諭の先生や給食づくりにかかわる方々が子どもたちのおいしく食べる様子を思い浮かべながら、栄養バランスなどさまざまな面に心配りをし、ご苦労されながら給食の献立を組み立ててつくっておられるからだと思うところでもあります。

私も授業中にはさえない子どもでしたけれども、給食時間になりますと配膳、食事、後片付けを仲間と楽しくやっていた記憶があります。

そこで1問目、楽しみな給食ではありますが、子どもたちの残食率の状況はどうか、過去の推移と合わせてお伺いいたします。

皆さんご存じの2015年2月の広報紙ひおきにすばらしい記事が掲載されておりました。おひさま給食という記事であります。子どもたちに日置市はすてきなところだと伝えたい思いから、地域、職種を超えた多くの方々の努力や協力があってでき上がったものだと思

うところですよ。

そこで2問目、このおひさま給食を1月21日に行っておられますが、その経緯と結果がどうだったのか、また、今後の課題があるとすれば何なのかお伺いいたします。

子どもたちの時間の中で、生きていくための基本的な衣食住に係る暮らしの時間は減っているように思います。そうした中、子どもがつくる弁当の日という取り組みが2001年10月、当時、香川県滝宮小学校の竹下一男校長先生によって始まりました。子どもが年に数回、自分でお弁当をつくって学校に持ってくるという取り組みであります。何をつくるかを決めることも、買い出しも、調理も、お弁当箱に詰めるのも、後片づけも全て子どもがします。親も先生も、そのできぐあいを批評も評価もしないという約束です。

この弁当の日の体験を通じて、子どもたちは食べることが命のバトンリレーであることを学び、自己肯定観が育まれ、地域への感謝に気づき、想像力が培われ、感性が磨かれ、親は遠い日の家庭での温もりを思い出すことでしょう。

実践校として2015年2月時点で全国1,432校が取り組んでいらっしゃるようです。鹿児島県の実践校は36校あるようです。

そこで3問目、子どもたちが自分でつくった弁当を持って登校し、みんなで会食する弁当の日が広がっていますが、本市の学校でも取り組む考えはないかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市民、特に高齢者世帯に対する防火、防犯対策について、その1でございます。

昨年の火災及び救急出動状況は、火災が29件、救急が2,095件となっております。

す。

火災の原因といたしましては、火入れ12件、たき火が8件が現在全体の69%を占め、毎年火災原因の上位となっております。

救急種別は、急病が1,195件、転院搬送が420件、一般負傷が280件で、全体の90%を占め、毎年救急種別の上位となり、年代別では60歳以上が全体の70%となっております。防火水槽の現有数は、20tから40t未満が178基、40t以上が316基となっており、水利不足地域につきましては主に中山間事業等で計画を進めているところでございます。

2番目でございます。住宅用火災警報器の設置率は、平成27年3月1日現在で84.2%となっており、普及推進は広報紙に年3回掲載しております。今後も職員による訪問指導や地域の防災訓練等で設置促進を図ってまいります。火災警報器の電池寿命は機種により5年から10年と言われていますが、設置から9年目となるため、取りかえ等を含めた維持管理対策を今後検討していきたいと思っております。

3番目でございます。高齢者世帯への啓発訪問は、消防本部発足当時から、身体不自由者世帯や高齢者世帯の防火診断を実施してきました。平成18年度から条例改正で住宅用火災警報器の設置が義務づけられたため、全世界帯の調査及び防火指導を実施し、現在も春と秋の火災予防運動期間を利用して、75歳以上の高齢者世帯の防火指導を実施している状況でございます。また、調査実施の際は、各自治会長へ事前連絡を行っております。

4番目でございます。管内の事業所で散水車を所有しているところは11社あり、ほとんどが4t車であります。以前、吹上地域で発生した枯れ草火災で自主的にいち早く駆けつけ、散水車から消防車のタンク車へ水の補給をしていただいた事案もございます。

水量的に見ても、放水時間が数分しかなく、あくまでも初期消化に有効と考えておりますので、いろいろな状況を想定した中で今後検討をしたいと思っております。

水利不足地域における対策といたしましては、定期的に消防署と消防団の中継訓練を実施しております。

5番目でございます。公用車のドライブレコーダーの設置につきましては、県内では昨年末に伊佐市が公用車120台に導入した事例があり、職員の安全運転意識の向上、事故防止の啓発のほか高齢者や子どもの見守りに役立つため導入したと聞いております。

また、交差点の防犯カメラにつきましては、犯罪防止に役立つことは承知しておりますが、個人のプライバシーの保護や経費面での課題がありますので、設置した自治体の状況等を研究していきたいというふうに思っております。

一般、吹上地域でえびす通り会のほうで11基防犯カメラの設置をさせていただきましたので、そういう状況等も十分検討して、今後、それぞれ交差点がいいのかどここがいいのか、そういう経費的なものもございまして、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

子どもたちの食育についてお答えいたします。

残食率のことですが、残食調査については、3給食センターごとにそれぞれの方法で行っており、伊集院では食数が2,500食と多く、残食調査には各学校の協力も必要で、事前の準備を含め多くの時間を要しております。また、調査を行う日には2人の職員、これは学校栄養職員ですが、半日を費やすなど大変な手間と労力が必要なことから、鹿児島市等の給食センターと同じように、学校別に6月

と11月の2回に分けて、種類ごとに1週間ずつの残食調査を行っております。

また、それ以外の2つのセンターでは、東市来で約1,100食、日置南で約1,050食を必要最小限の職員で毎日つくっており、限られた職員の手間、時間を極力省くために、種類別ではなくて総量での残食調査を行っております。

なお、残食率については、3センターの調査方法が違うことから、東市来センターを例にした場合にお答えしたいと思います。

平成25年度小学校で4.97%、中学校で3.25%、26年度は1月末で小学校4.18%、中学校で3.49%になっており、中学校で微増傾向にあるものの、全体では前年に比較すると若干減少傾向にあるようでございます。

おひさま給食についてですが、日置市の食材をいかした新鮮で安心・安全な学校給食を提供し、特産物や農産物への興味関心を子どもたちに持ってもらうために実施をしたものでございます。おひさまの給食のおひさまは、教育委員会がといるおひさま運動にちなんで命名し、食材と献立を日置市の栄養教諭部会が工夫をしたものであります。子どもたちへの事前の周知もあったことなどから関心も高く、当日の感想にも肯定的なものが多かったと確認をいたしております。

課題等についてですが、1日に多くの食材を必要とする学校給食におきましては、安心・安全な地元の食材の安定した確保が大きな課題だと考えております。

弁当の日についてですが、弁当の日については、新聞等の報道で取り組んでいる学校があることは承知をいたしております。子どもたちが食を考える上で意義のある取り組みだとは思いますが、各家庭のあり方も多様化してきており、日置市の全ての学校で一斉に実施するという事は今のところ考えておりま

せん。しかし、学校で保護者等との調整がうまくいった学校では実施することも有意義な取り組みだと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいまご答弁をいただきました。再度質問させていただきます。

1問目ですが、全国的にはここ10年間、出火件数、火災による死者数は減少傾向にあるようですけれども、本市ではいかがでしょうか、伺います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

ここ10年間では、10名の方が亡くなっていらっしゃいます。年度ごとに申し上げますと、平成17年が1人、18年が3人、19年が2人、20年がゼロ、21年が1人、22年が1人、23年がゼロ、24年が1人、25年がゼロ、昨年が1人となっております。

年齢につきましては、ほとんどが75歳以上のお年寄りとなっておりますけれども、40歳代と50歳代の男性、20歳代の女性、5歳の男の子も亡くなっております。

以上です。

○3番（留盛浩一郎君）

高齢者がやっぱり多いという傾向にあるようであります。最近では、毎日のように地方紙に火災の記事が掲載されていますが、本市固有の傾向あるいは特殊事情があれば、どのようなことでしょうか。お伺いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

私のところの特徴といたしましては、火災のうち一番多いのが田畑の枯れ草や木、そう

いったものが広がって、近くの竹やぶを消失したり、あるいはたき火中に近くの枯れ草に燃え広がったりという、その他火災が一番多くあります。あるいは、その火が山林に燃え移って薪を焼損した結果、林野火災になったという例もございます。

以上です。

### ○3番（留盛浩一郎君）

ちょっとした市民の心の緩みが大火になるおそれがありますので、十分そういう場合は啓蒙活動をされたいというふうに思っているところであります。

先ほど答弁の中で、緊急出動が2,095件ということでもありますけれども、これについて本市での傾向はどのようにお考えでしょうか。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

これにつきましても、平成17年から昨年まで10年間、大体1,800件から2,000件の間ということで発生しておりましたが、失礼しました。23年からは2,000件を上回って発生しております。ずっとふえる傾向でありましたけれども、25年中が2,200件あった救急件数が、昨年は2,095件ということで、前年より105件減少いたしております。1日平均で6件というようなペースで救急出場しているのが実情でございます。

### ○3番（留盛浩一郎君）

そういうことを踏まえまして、2問目ですけれども、本市での住宅用火災警報器の設置率ですが、先ほどの回答の中で84.2%ということでもあります。私の調べたところでは、平成26年6月1日時点での全国の設置率は79.6%、伊佐湧水消防組合では100%、鹿児島市97%、薩摩川内市92%、いちき串木野市が88%であるようです。その中で、条例適合率というのがあります。全国の条例適合率は66.9%となっているようであり

ますけれども、この設置率と条例適合率というのはどういうものなのかお伺いいたします。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

条例適合率につきましては、寝室あるいは寝室がある階の階段に設置しなさいというふうになっております。台所につけたりほかの部屋につけたりという方もあるかと思えますけれども、私のところでは、84.2%、全世帯が条例どおりにこういった場所についているというふうに捉えております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

本市では、この設置率と先ほど消防長が言われました条例適合率は84.2%で、同じぐらいだというふうに認識しているところであります。これも年3回の広報紙掲載と職員の訪問指導、あるいは防火訓練等での啓発活動の努力のたまものであるというふうに思うところです。

この設置率と条例適合率、これを限りなく100%にするために、消防関係に限らず、あらゆる団体の協力が必要だというふうに思っているところです。

そこで、薩摩川内市消防局にお聞きしましたところ、平成19年、レジ等で発行されるレシートです。このレシートのあいたところに「薩摩川内市消防局からのお知らせ、火災から命を守るため住宅用火災警報器を早目に設置しましょう」という文言をこのレシートに記入していただくために市内11店舗に協力依頼の文書を発送されたそうであります。薩摩川内市のスーパーさんに確認しましたところ、依頼された当時はやっておられたそうでもありますけれども、現在はされていないという返事でありました。

しかしながら、本市では、設置率の向上や電池寿命、取りかえ、そういうことを含めた維持管理対策普及推進活動の一助になるのではと思うところであります。この協力依頼の文書を発送されるお考えはないかお伺いし

ます。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

当消防本部ではそのような取り組みは現在行っておりません。それぞれの事業所の協力も必要になってまいります。また、経費がどれぐらいかかるか、そのようなものも調査いたしまして、今後、そのような取り組みも検討してまいりたいと思います。

○3番（留盛浩一郎君）

経費の面は、文書発送するだけですのでわからないということでもありますけれども、相手さんの協力がぜひ必要ということは認識しているところであります。

3問目であります。回答の中で、消防本部発足当時から身体不自由世帯や高齢者世帯の防火診断を実施してきたということでありまして、また、75歳以上の高齢者世帯の防火指導も行っているということでありました。

本市では、ひとり暮らしで65歳以上の世帯が何世帯あるのかお伺いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

済みません。65歳以上の世帯はちょっと把握しておりませんでした。申しわけございません。

○福祉課長（東 幸一君）

65歳以上の独居の世帯でございますが、情報が26年の4月1日現在でございますが、4,739世帯ございます。

○3番（留盛浩一郎君）

65歳以上が4,739世帯ということでもありますけれども、もし手元に資料があれば、80歳以上で独身あるいは夫婦で80歳の方の世帯数がわかっておられればお願いいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

80歳以上が2,716世帯、26年の4月1日現在でございますが、2,716世帯というふうになっております。

○3番（留盛浩一郎君）

80歳以上の世帯、2,716世帯ということでもあります。1つ、自治体の事例をご紹介しますと、人口約17万5,000人です。世帯数が6万6,000世帯の富山県高岡市の消防本部では、昨年秋から、消防署員が担当制で地域の民生委員さんと協力して、ひとり暮らしの80歳以上の高齢者を対象に防火のための訪問活動を実施されておられます。訪問数は約1,500世帯で、市内4消防署の署員約160名が手分けして管内の各世帯を受け持つというものであります。

具体的には、1世帯当たり年2回、消防署員と民生委員さんが2人1組になって、高齢者宅を訪問し、調理器具や暖房器具など、出火原因となるおそれのある箇所をチェックしたり、消火器を取りかえたり、住宅用火災警報器の指導を行うなどされておられます。

なぜ民生委員と一緒にされるのかお聞きしましたところ、市では、制服を着ていても門前払いをされたり、また、話も聞いてもらえなかったり、また、悪質な訪問販売や詐欺等に間違えられ、苦慮されていたそうでもあります。そこで、顔をよくご存じの民生委員さんとならよいのではということで実施されたところ、訪問を受けた高齢者の方々からは、顔なじみの民生委員さんがいることでリラックスして話もできるし、また消防署員さんの顔が見えると安心感があるという声が上がっているそうでもあります。

また、民生委員さんと一緒ということで、高齢者への対応、あるいは認知症の方への対応と、横の連携でいろいろな情報の共有もできるということでありました。

そこで、本市でも、福祉課あるいは各管内の連携を密にしながら、このような取り組みを行うことを提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

先ほど、市長の答弁でもございましたよう



に、火災予防運動週間に75歳以上の世帯を消防職員だけで訪問いたしまして、現在、防火指導を実施しているところがございます。

今ありましたように、過去にも私のところでも、消防職員と名乗るものが制服で来て、仏壇や消火器等を見て帰ったと、ほんとに消防職員が回っているのかなどの問い合わせ等が来ていることがございました。

回覧板等で皆さんにお願いしたこともありましたが、今度は逆に、ずっと家で待っているけど来ないというようなこともございまして、現在はそういう理由から、回覧等はお願いはしておりません。ただ、先ほど市長が申されましたように、関係自治会長さんには、消防署員が前もってこういったことで伺いますということで連絡は差し上げているところがございます。

市内全域を回るとなりますと非常に数が多いために、年度ごとに地区を選んで防火指導を行っているのが実情でございます。当務明けの非番の職員が2人1組で、数組に分かれて各世帯を訪問しております。警報が出たりしますと、気象条件が悪くなり、あるいは災害が発生したときは急遽中止するなどの場合もございます。そのようなことで、現在は職員だけで実施している状況でございますけれども、今申されましたように、顔を知っている方がいると安心されるというようなことから、民生委員さんの同行についても今後検討してまいりたいというふうに思います。

### ○3番（留盛浩一郎君）

前向きな答弁をいただきました。一部の民生委員さんの方も、大変ありがたいことだということでお聞きしておりますので、ぜひ取り組まれることをお願いしたいと思います。

4問目であります。回答の中に、防火水槽でありますけれども、20tから40t、これが178基、40t以上が316基設置されているという答弁でありました。その中で、

まず、水が抜けたり水のたまっていない等の防火水槽が、そういう不備な防火水槽があるのかお伺したい。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

現在、市内にあります20tから40t未満の防火水槽178基のうち、水漏れがあるものが6基ございます。40t以上の防火水槽316基のうち水漏れがあるものが17基ございます。これにつきましては、年次的に修理を行っているところでございますが、全く水が入っていないというのは20t以上ではございません。

### ○3番（留盛浩一郎君）

了解いたしました。

4問目の回答の中で、吹上地域、ここで発生した枯れ草火災で、自主的にいち早く散水車が駆けつけてくれたという答弁がございました。私も、ある方にお話をお伺いしましたら、旧日吉町時代に、山林火災があったときにも散水車のお願いをされた経緯があるそうであります。さきの回答では、管内の事業所11社に散水車を保有していらっしゃる、11社ですね。ほとんどが4t車であるということでもありますけれども、初期消火は非常に大事だと考えるところでもあります。大規模災害時の協定は結んでおられるでしょうけれども、この火災についても事業所等の協力をいただきまして協定を結ばれたらと思うところではありますが、いかがお考えでしょうか。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

今のご質問でございますが、現在、消防署のポンプ車には水を1.5t、あるいは1.9tという車もございますが、タンク水で火災を消火するというような方策をとっております。大体1.5tの水でありますと約3分の放水というようになります。先ほどありました11事業所が散水車を持っております。ほとんどが4t車ということで、その水をいただきますと8分間の放水ができる

ということで、非常に水不足の地区ではこの活用が初期消火には有効な手段となると考えております。

先ほどちょっと触れられましたけれども、大規模災害時における応急対策に関する協定書ということで、鹿児島県の建設業協会日置支部と締結をしておりますけれども、同じように、火災時の対応につきましても、これらの協定を結ぶ方向で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

前向きな答弁であります。一日も早い協定の締結を願うところであります。

5問目であります。本市管内での交通事故、また事件等を把握しておられましたらお伺いいたします。

### ○総務課長（野崎博志君）

犯罪状況でございますが、平成25年中で236件、26年中で173件の犯罪がございます。そのうち、25年中が窃盗犯だけ申しますと、189件、26年中が127件、いずれも60件ぐらいが減少している状況でございます。

### ○3番（留盛浩一郎君）

そうですね。平成26年、173件ということで、その中に凶悪犯という凶悪事件が1件あったそうであります。最近の事件・事故等は多種多様化しております。想像を超えた事案も発生している状況であります。そうした中、先ほども申しましたように、防犯カメラは抑止力や早期解決の一助になっているのも事実であります。

警察関係の方と話をする中で、ドライブレコーダーや防犯カメラが設置されていると、その情報が広がり、被害に遭いにくいという話で、十分な抑止力や安全意識の高揚に効果があるので、設置されることを願うということの話をされました。

また、伊佐市市役所でお話をする中におい

ては、個人のプライバシーの保護よりも安心・安全のほうが大事ということで了解をいただきたいということでもあります。できることなら、二度と再生して見るということがないように願っているという話をされたところであります。

ここであえて伺いますが、本市で救急車は何台あるのでしょうか、お伺いいたします。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

救急車につきましては、現在4台所有しております。各署所に1台ずつということで、ふだんは3台で運用しておりますが、1台は予備車ということで、車検時とか修理のときに運用しているようにしております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

4台ということではありますが、先ほど救急出動2,095件ということでありました。これに関しましては、最も人命にかかわることでもあり、またトラブルも多いと聞かるところであります。運転により一層の神経を使うというふうにも思っております。この4台の救急車にだけでも早くドライブレコーダーを設置するお考えはないか、また、鹿児島市におかれましては、これからドライブレコーダーつきの車を購入していかれるそうあります。市長のお考えをお伺いいたします。

### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、湧水町のほうでしておりますので、そういう救急車ですか、そういうのが必要だというふうに思っておりますので、ことしの予算等に上げておりませんが、今後、十分早い時期に、特にできるものからそういうものはつけていきたいというふうに思っております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

一日も早い設置を望むところであります。

次に、防犯カメラについてであります。

3月13日に吹上町のえびす通り約七、八百メートルのところに防犯灯75基をLEDに、

また防犯カメラを11カ所に設置したことによりまずセレモニーがあったところでありまず。先ほど、回答の中で、市長のほうからも答弁をいただいたところでもあります。私も、関係者の方にお話をお聞きしました。電気代の高騰等もありLED化にされたそうでもあります。防犯カメラの設置は、何よりも安心・安全のまちづくりとみんなで地域を見守りましょうという趣旨であり、事件・事故等の抑止効果があることを期待するということでありました。

また、鹿児島市と薩摩川内市の橋上駅構内自由通路について、各市の担当者にお伺いいたしました。中央駅から電車通りの地下道、これ鹿児島の中央駅ですけれども、地下を通っていくと地下道は県道と市道があるそうでもあります。市道に関しましては、9台の防犯カメラが設置されております。また、薩摩川内市の駅構内自由通路は市道であります。平成16年3月から通行しており、防犯カメラも17台設置されているそうでもあります。両市とも設計段階から予算計上されていると伺いました。

さきの本会議で、本市の伊集院駅構内の自由通路が市道に認定されました。6月から通行予定であります。事件事故の抑止力、また、市民の安心・安全の面からも、早急に防犯カメラを設置するべきと思いますが、お考えを伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

伊集院駅の場合についてはまだそういう計画はしておりませんでしたので、先般、吹上のほうも見させていただきました。約20日間ぐらいの保存ができるということもお聞きしておりまして、特に人通りの多い、特に吹上地域におきましては、特に金融機関があそこに集中しておったといういろんな中でございましたので、その中でありましたので失礼しました。6カ所、伊集院駅のほうも設置の

予定があるということでもございました。

今後につきまして、またあらゆることも、ほかのそういうえびす通りを見たり、この伊集院駅を見たりしながら、そういう危険な場所等につきましては設置をしていきたいと。基本的にはやはり抑止力といいますか、この防犯の中でどう犯罪を、犯人を見つけるという部分もあろうかと思っておりますけど、この抑止力を高めていくというのが大事でございますので、こういうことについてはプライバシーという部分もございますので、十分市民の方々には通知していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、そこあたりを十分やっていきたいと思っております。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

ただいま市長のほうから、6カ所の設置予定ということをお聞きいたしました。早急な予算計上をお願いしたいところであります。

次に、2項目め、子どもたちの食育についてお伺いいたします。

回答を聞いた限りでは、大変な作業であるということを理解したところであります。

この全国あるいは県での残食率の統計があれば、本市との比較をされた場合の意見をお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（片平 理君）

全国のものにつきましてはデータとしてございませんけれども、鹿児島県のデータがございますのでお答えしたいと思います。

25年度の調査で、これは抽出校になります。県のほうが各市町村数校ずつ抽出をするという形の調査でございますけれども、小学校のほうで3.18%、それから中学校のほうで5.37%、合計平均で4.43%という県の平均が出ております。本市のものにつきましては、先ほど教育長のほうの答弁にございましたけれども、東市来の給食センターの例ということで、比較をしていただければわかりなろうかと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

残食率ですけれども、この残食率、どういう理由で子どもが残すのか、これがおわかりでしたらお伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

子どもたちが残す理由は何かといったら、1番目は量が多いというのが一番多いわけです。2番目は、嫌いなものが入っている。3番目が、食べる時間が少ないと、こういう順番になっているようであります。

○3番（留盛浩一郎君）

今教育長が言われましたこの残食率3つを減らすために、今後どういうふうに取り組んでいかれるおつもりかお伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

量が多いというのは、特にご飯、主食の場合とはパンとご飯がありますけれども、ご飯のほうがやはり残食が多いです。それは、量的にご飯のほうが多いんです。栄養価の関係で。しかも、米の場合は炊きますと2.15倍に膨れるんだそうです。量が多いのでなかなかそれを全部食べるというのがちょっと厳しいようであります。

それから、嫌いなものを食べないということですが、これはさまざまな取り組みをいろんなところでやっておりますが、特に副食の場合は、和食というんですか、その残食が結構多いようであります。

それから煮物とか野菜など、こういうものが入ったものが結構多いようであります。

それから、親によっては、近ごろは骨のない魚を食べさせてくださいというお願い等もあるようであります。時代が変わるといのはこういうことかなと思いますが、今の子どもは、だから骨のない魚を食べている子どももいることあるということになります。そういう魚とかまめ類、野菜を使った料理などが非常に食べていない。これは、裏を返しますと、家庭でこういう和食とか、今申し上げ

ましたようなものを余り食べていない、そういう味になれていないというのが原因でございます。だと思しますので、センターのほうでも、学校給食だより等を使って、そういうことを報告したり、家庭でもやはりそういうものを大事にした食をしてほしいというようなことはお願いを再三やっているところでもあります。特に好きなものはもうご案内のとおり、カレーとかすパゲッティーとかめん類とか、洋食的なものが大変多いようであります。

そのほか、学校ではいろんな残食を減らす取り組みをもうそれぞれやっております。例えば中学校あたりでは、自分たちできょうは幾らぐらい残ったという統計がとって掲示をしたり、それからポスターを掲示したり、あるいは例えば給食を食べる雰囲気や縦割り給食にしたり雰囲気を変えて食べたり、いろんなポスターを張ったり、あるいはセンターの職員が学校に出向いて、調理員の方々のご苦労やあるいは生産者の方を招いたり、こうして大事につくっているんだよとか、いろんな取り組みをしているんですが、なかなかそういうふうな厳しい状況もございます。

以上です。

○3番（留盛浩一郎君）

飽食の時代でもありますし、洋食になれた子どものそういう環境もあるでしょう。ほんとに給食をつくれる方もご苦労されているというふうに理解をしております。子どもたちがおいしく完食できるように、願いたいものであります。

2問目のおひさま給食であります。日置市の食材を生かした新鮮で安心・安全な学校給食を提供し、特産物や農産物への興味、関心を子どもたちに持ってもらうために実施されたということでもあります。大変すばらしいことだと思うところです。

そこで、これからもこれを継続されていか

れるのかお聞きいたします。

**○教育長（田代宗夫君）**

せっかく学校栄養教諭の方々が日置市制10周年を記念しての献立ということで一生懸命頑張って取り組みました。ご案内のとおり日置市の全食材が入っております。おひさまの「お」はお茶でございます。「ひ」は日吉の大豆、「さ」は魚、シラス干しです。それから「ま」は豆です、みそです。日置市でつくったみそ、これを使ったおひさまみそというのが献立名でございますが、子どもたちにとっては、おひさま給食があるんだということで大変楽しみにして食べたようでございます。初めての献立でしたけども。

ただ、このおひさま給食はもちろん学校以外の方も非常に興味を持っていらっしゃる、どこかで販売すればいいのにねというような方もいらっしゃるようですが、それは今後の問題といたしまして、やはりせっかくつくったものですから、これからもこれを取り入れていきたいと思っております。

ただ、これはご飯とそれからおひさまみそとノリと、あとは大根の煮物でございましたんで、主な主食と、おかずのほうの主なものは別個にございますので、ちょっとした突き出しみたいな感じのものになります。今後、まだまだいろいろ栄養教諭の方々も努力をしてくれるんじゃないかなと、またおもしろいをつくってくれれば良いかなと思っておりますが、つくったものについては継続していきたいと思っております。

**○3番（留盛浩一郎君）**

続けていかれると大変ありがたいところがあります。これも水産物や農産物の消費拡大になり、生産者の意欲や活性化にもなりますので、これからもより一層、農林水産課との連携を密にしながら、地元の食材安定確保につなげていただければというふうに思っております。

3問目であります。3月には市内各小中学校の卒業式が終わりますと、先生方の異動時期になります。日置市の学校を希望される先生方は多いと聞いております。交通の便や環境がよかったり、何よりも子どもたちの素直さと保護者の学校に対する協力の良さがあるのだというふうに思うところであります。

この人気があることは大変ありがたいことでもありますけれども、これに対して教育長、いかがお考えでしょうか。

**○議長（宇田 栄君）**

しばらく休憩いたします。

午前11時48分休憩

---

午前11時49分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○教育長（田代宗夫君）**

日置市は、ご案内のとおり、教職員にとっては大変希望の多い地域でございます。大変ありがたいと思っております。そういう意味で、日置市に来ていただいて、いろいろなものに一生懸命取り組んでいただければありがたいなど、そのように思います。

**○3番（留盛浩一郎君）**

日置市を先生方が希望されるということは大変私いいことだというふうに思っております。しかしながら、最近では情報化の氾濫、人とのつながりの希薄さ等で学校を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。そうした時代の流れの中に、地方ものみ込まれていきつつあり、私も危惧しているところであります。

そうした中、この弁当の日は、食に関する指導の目標に示されているように、食に関するさまざまな実践力を児童生徒に総合的に身につけさせる上でとても効果のある取り組みだと思います。

そこで、弁当の日について、実践されてい

る曾於市、伊佐市、枕崎市のそれぞれの小中学校に出向き、校長先生や関係者の先生方にお話を伺いました。

その中で感じたことは、1つは、ぜひやっていただきたいという声が多かったこと、1つは、学校の責任者であります校長先生の判断力が影響すること、もう一つは、子どもの才能は無量大だということ。それを引き出し伸ばしてやるのは、その子どもを取り巻く人々や環境も大切だということでもあります。

お話をお聞きした中に、ある県内中学校で弁当の日を実施したところ、少し問題のある女子生徒が、初めは嫌で弁当をつくってこなかったそうであります。しかし、自然と弁当づくりが楽しくなり、3年生になると自分で野菜づくりをしてまで弁当をつくるようになったという話を伺いました。まさに校長先生の弁当の日を実施するという決断力とその子どもを取り巻く人々の環境や、その子どもの才能を引き出したのだと思います。

また、宮崎県教育委員会の方にもお話をお聞きいたしました。結論を申しますと、弁当の日をぜひ取り組んでくださいとのことあります。宮崎県では、平成22年度から啓発及び普及に取り組んでおられ、平成27年2月現在、400校の学校で実施されているそうであります。いかにトップが導いていくかだと思ふことでもありました。

上杉鷹山公の「してみせて、言って聞かせてさせてみよ」という言葉があります。これに、褒めることで人は動くとつけ加えて説いた山本五十六元帥の言葉、「やってみて、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」「話し合い、耳を傾け、承認して、任せてやらねば、人は育たず」「やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず」という言葉を添えまして、日置市のおひさま運動、おひさま給食、それに新しくおひさま弁当の日と銘打って取り込まれる

お考えをいま一度お伺いしまして、私の一般質問を終わります。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに、私も宮崎県の状況、あるいは鹿児島県で実践をされている話も直接聞いたり、調べたりしてみました。ご指摘のとおり、大変食事を、弁当をつくるということについては、自分で献立を決めて、それをどう今度は調理するか、どんな材料を集めて、そして実践をするという意味では、大変子どもたちのみずから考える力、判断する力、実践する力などなど、まとまった狙いも達成できると思います。そのほか親の方と子どもとが一緒になってつくる様子など考えると大変意義は大きいと思います。したがって、校長会等では、弁当の日の意義については、指導してまいりたいと思います。

ただ、この問題は大変意義も大きいんですが、学校にとってはまた大変負担も大きいものであります。なぜかといいますと、何月何日は弁当の日ですから、皆さん、自分で弁当をつくって学校に来なさいよと、この指導だったら誰でもできますが、これでやっていたのでは、そういう狙いは達成できないわけでございます。例えば、企画の段階から、どういう企画をしていくか。親の方とどういう連携をとるのか。さまざまな問題がそこにあります。そういう連携を十分とりながら実施をし、中には弁当を持ってこない子どもがいないような状況もつくっていかねばなりませんし、つくる子どもによっては膨大な、極端なことをいいますとビフテキみたいなのをいっぱい入れ込んだ弁当をつくってくる子もいるかもしれません。いろいろございます。そういうあたりが、例えば不都合がないように、事前に、例えば家庭科の時間には弁当をつくる授業を取り入れたら、あるいは夏休みには休みでございますので、弁当をつくる教室みたいなのを開きながら、全ての子どもが

つくれるような状況にして持っていくとか、さまざまな努力をして、そして先ほど言いました華美な弁当になっては困るので、そこに何かテーマを設けてつくらせるとか、例えばきょうは卵焼きを中心にした弁当にしましょうとか、いろんなものをこちらの学校のほうで事前にやっぱり指導していかないと、ほんとに狙いに沿ったものにはなり得ないんじゃないかな、そういうこともあります。それをやっていけばいいわけでございます。

そういう諸々がございまして、結構やっぱり負担もかかります。だからといって私しないというわけではございません。それだけの意義があるんであればそれでいい。

もう一つは、大事なことは、このことをそれでは、学校でしなければならないのかという問題も1つは、どこまで学校がやるか。今、学校給食の食育指導というその発展として私は弁当を持ってくる日になっているんだろうと思いますが、どこまで学校ですべきだろうかという問題やいろいろな問題がそこにはあると思います。学校教育の問題、家庭の教育の問題、いろいろなものがあると思いますので、それぞれ校長は学校の経営者でございますので、自分はこの学校を、例えば体力づくりを通したのを柱にしながら経営をしていきたい。あるいは、学力向上を中心にしてこの学校を経営していきたいとか、今おっしゃったように、学校給食、そういうものを通してやっていきたいとか、それぞれ学校の特色を捉えて校長というのは経営をやっておりますので、そういう諸々の中で、よし、うちの学校はやはりこういうのを、食育を大事にしながら、あるいは子どもたちをみずからそういう考え発展できるような子どもにするためにこれをしたとか、給食以外のものも含めながら、狙いを捉えて、どう実践をしていくかが問われておりますので、学校長がこのすばらしい意義を踏まえ、学校の課題を解

決する上でどうすればいいか、そのあたりを十分考えて、いろいろやっていきますので、ぜひできるところはやっていただきたいとは思っております。

以上です。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

#### ○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の皆さんから寄せられた声を真っすぐ市政に届け、切実な願いを実現するために、今回は大きな項目で4つの問題について取り上げました。

まず、1問目は、政府が進めている農協改革についてです。

安倍首相は、施政方針演説で、この70年間で農業人口が8分の1に減り、就農者の平均年齢が66歳を超えたことを指摘して、農政改革は待ったなしだと強調し、強い農業をつくる、農家の所得をふやすための改革を進めると表明しました。

60年ぶりの農協改革を断行するとして中央会制度の廃止と農業委員会と農業生産法人制度の抜本的な見直しにも言及しました。3月中には改正法案を国会に提出する準備を進めています。農業と農村の危機が深刻であり、再生の取り組みが待ったなしであることは誰もが認める現実です。しかし、農業協同組合の制度や取り組みに課題があるとしても、

今日の事態の根本的な原因は別のところにあります。食料を外国に依存し、アメリカの言うがままに農産物輸入を自由化し、農業を潰してきた歴代自民党政権の農政にこそ最大の責任があります。今回の農協・農政改革は、歴代政府の失政の責任から国民の目をそらし、今なお農家の所得減らしを進めているみずからの責任を覆い隠し、農協や農業委員会などに無理難題を押しつけて、その責任を転嫁しようとするものにほかなりません。

そこで市長に質問いたします。まず、政府の進める農協改革が本市に与える影響について、見解を伺います。

そして、このことについて、市民の皆さんからどのような意見や声が寄せられているのか伺います。

次に、現実の農業の危機にどう対応するのかが大きく問われています。自給率を向上させることや米の価格が下落していることへの対策が不可欠です。国民の食料をきちんと確保する。安心して安全な食料は日本の台地から生産されるべきであり、農家が農業を続けていけるように、欧米諸国では当たり前のこととして実施されている手厚い価格保証や所得保証の実施など、国や自治体が農協とも力を合わせて農業を支えることが今求められているのではないのでしょうか。農協の理事にもなっておられます市長の見解を伺います。

2問目は、脱原発について、市長に伺います。

本市と九州電力が結んでいる安全協定では、もし何かあったときの対策が不十分ではないかということで伺います。

市民の方から、一般質問でぜひ取り上げてほしいと要望がありました。また、九州電力に対し、再稼働に不安を感じている市民に向けた住民説明会を開き、説明責任を果たすように申し入れる考えはないか、伺います。

次に、子育て支援の充実について伺います。

若い子育て世代は、仕事が安定せず、収入も少なく、子育てにも苦勞している人が多いようです。少子化が進む中、本市でも子育て支援には一応力は入れてはおりますが、もっともっと安心して子育てができるようにとご提案させていただきます。

まちづくり研究会の方々との意見交換会が1月23日に開かれまして、その会の中で要望がありました。その方から、お隣のいちき串木野市で実施されている資料をいただきました。いちき串木野市では、乳児紙おむつ購入費助成事業を実施しています。年2万円の助成です。本市でも、この事業を実施できないか伺います。

また、いちき串木野市では、出生祝い金、誕生日祝い金、入学祝い金などの祝い金を子育て支援として、申請された方に対して行っています。未来の宝、子育て支援金支給事業として実施されておりますので、本市でも検討してみたいかはいかがでしょうか。

子育て支援の3点目として、入学準備資金貸付制度を新設する考えはないか伺います。

生活の苦しい世帯は、小中学校の義務教育に関しましては、就学援助制度があり、その中に入学準備のための資金も組み込まれております。しかし、本市では実際の支給は9月、2学期になってからというのが現状です。私は、これまでも改善を求めてまいりましたが、制度上、困難ということで改善が実現できていません。入学の準備のために必要なお金ですので、新入学という新しいスタートをどの子もお金の心配なくスムーズにできるようにするために、入学準備資金貸付制度を新設してはいかがでしょうか。入学した後に就学援助を申請し認定されればその支給のときに相殺することができると思います。教育長に伺います。

4点目は、高すぎる国保税の引き下げについてです。



国民健康保険法では、納付期限から1年以上保険税を滞納しているものには保険証を返還させることを義務づけ、返還させた場合は、資格証明書が発行され、医療機関での窓口負担は全額自己負担となります。また、1年未満の滞納者には短期保険証が交付されると定められております。国保税が高過ぎるので、安心して払える額へ引き下げるべきだと私は毎回申し上げておりますが、本市でも国保税が払えずに正規の保険証ではなく、資格証明書や短期保険証が発行されています。国保税が所得の2割を超える世帯もあるなど、国保税が余りにも高過ぎるために国保税の支払いが困難ということで相談に来られる方、分納誓約をして毎月お金を持参しては次の短期保険証を発行してもらって帰られる方などの状況についてまず伺いたいと思います。納税相談の状況や滞納の現状はどうなっているでしょうか。

2点目として、本市の国保は、住民の命を守る制度になっているのかどうか、これを伺って1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の政府の農協改革について。今回の農協改革につきましては、全国農業協同組合中央会の地域農業への監査、指導権限を撤廃して、地域農業の業務監査には自由に選択できるように任意のものとされました。市民からの具体的な声は届いておりませんが、地域の実態に応じた政策が実現できなくなるおそれがあり、農協利用者などへの還元やサービス低下が懸念されます。

今回の改革は、地域農業の自主的な取り組みを促し、農業の競争力を向上させることが狙いであります。各農協がそれぞれ営農ビジョンを策定して、地域と密着した担い手農家の育成や農地集積など、営農振興を図ることが重要になってきますが、中山間地域である

本市では、集落営農などを推進して地域農業振興のために市や農協などが連携していくことが大事であると思っております。1、2と一緒に回答させていただきます。

3番目でございます。米価下落の対策など国の補正予算で計上された支援事業などについて、周知を図りつつ、国の平成27年度予算に計上されている経営所得安定対策関連事業等を有効に活用できるよう、関係機関と連携して事業推進を図っていきたいと考えております。

2番目の脱原発について、その1でございます。

原子力発電所については、国の規制基準のもとに防災対策がなされているところであります。安全協定については、協定を締結した6市町と協議を行い、必要があれば見直しも行ってまいりたいと思っております。

2番目でございます。九州電力の住民に対する説明については、昨年10月29日に本市において、川内原子力発電所の安全確保に向けた取り組みについて説明が行われました。再稼働による安全対策は原子力規制委員会の審査に適合したことから、認可されたと認識しているところでございます。

本市といたしましても、現段階で申し入れを行う考えは持っておりませんが、安全対策については引き続き万全を期するよう要請を行ってまいります。

3番目の子育て支援の充実について、1、2と一緒にございますので答弁させていただきます。

子育て支援の拡充については、子育て家庭が働きやすい環境をつくることが重要で、また、多様な保育サービスを充実していくことも重要だと考えております。

一方で、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、昨年10月診療分より医療費の無料化を小学校卒業まで引き上げをしました

が、少子化対策という観点から、誕生日祝い金と同じような意味合いを持つ多子世帯に対する給付金事業を3月の補正の中に入れておりますので、27年度中に実施をしていきたいというふうに思っております。

3番目については、教育長に説明させます。

4番目の高過ぎる国保税の引き下げについてということでございます。

納税相談の状況についてでございますが、本年度4月から2月までに市民税全体で968件の分納誓約を結んだ中で、国保税を含んだ相談件数は64.3%に当たる636件の分納相談に応じております。国保税の滞納整理状況につきましては、国保税滞納繰越分で平成27年3月1日現在、調定額で3億2,029万3,854円に対し、収入額は7,550万3,264円で、23.57の徴収率でございます。国保加入世帯7,459世帯の8.5%に当たる869世帯が滞納世帯になっております。

2番目でございます。我が国の皆保険制度の中、その位置づけとして国民健康保険の保険者は各保険に加入されていない方々が対象となっており、市民が何らかの保険制度のもとで被保険者となっております。国保加入者がけがや病気になった場合、保険適用者の治療が高額になれば、限度額認定を申請していただき、一定額以上の負担にならないようになっております。あらゆる病気が重症化しますと、本人の身体的負担、金銭的な負担は重くなっていきますので、健康管理や疾病の早期発見、早期治療のためにも、無料で行える特定健診や補助制度がある人間ドック、各種健診を受診していただきたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

入学準備資金貸付制度についてお答えいた

します。

入学準備資金貸付制度を新設し、翌年度の就学援助費の認定後に相殺をすればよいということでございますが、学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市は必要な援助を与えなければならないとされており、本市では経済的理由の判断を前年度の所得をもとにした当該年度の課税状況で認定をいたしております。そのため、課税が確定しない段階での就学前の入学準備金貸付は返納者も発生する可能性があり、保護者に対して新たな負担を招くおそれがあるため、現段階での入学準備資金貸付制度の新設は難しいと考えております。

#### ○7番（山口初美さん）

お答えをいただきましたので、また改めて1問ずつ伺ってまいります。

この農協改革、農業協同組合というのは、組合員の組織でございますので、この農家の立場に立った、組合員自身による農協改革は必要だと思いますけれども、実質的な改革をしていくべきものだと考えますけれども、国が改革を押しつけるのは筋違いじゃないかと私は思うのでございますが、市長はこの点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、ご指摘のとおり、それぞれ単農といえますか、農協におきましては自己改革という形の中で、それぞれ今も進めております。また、特にさつま日置農協の中におきましても、今まで間統合をたくさんやりまして、今旧町からしますと、1市8町のこの日置地区が一緒になった農協になっております。その中でも、この自己改革という中におきまして、特に理事の数等も減らしてまいりました。また、各支所におきましても、出張所等も減にしたという部分もございます。基本的には、やはりそれだけの組合員の取り扱い高を含め

た中で、減ってきているのも事実でございます。

そのような自己改革をまずもってやっっていかなければ、幾ら国のほうの改革があろうが、この実態に合った改革になりませんので、今さつま日置農協の中でも自己改革をいかにして自立できる農協を目指してそれぞれ改革をやっているのが現状でございます。

#### ○7番（山口初美さん）

自己改革が必要だということで、市長のほうからもご答弁がありましたけれども、今おっしゃったように、農協では大規模合併や支所の統廃合などで組合員との距離が遠くなり、協同組合らしさが薄れて、組合員の要望に十分に応え切れないなどの問題が指摘されています。活動の見直しや改善が迫られている部分があるのも確かにそうだと思います。しかし、その見直しは、今も市長がおっしゃいましたように、あくまでも農協の役職員や組合員が中心となって、協同の力を強める方向で行われるべきだと私も考えます。協同の力を発揮し、地域農業の振興のために頑張っているのが農協です。また、農協は雇用の場としても重要な役割を果たしています。この雇用への影響については市長はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、この地域におきましては農協の雇用の問題も大変大きな役割を果たしているというふうに思っております。その中で、特に正規職員と非正規という部分の中でも、割合的なものも勘案しながら、雇用の確保を図っているわけございまして、今後におきましても、さっきも申し上げましたとおり、農家が減少する一番大きな問題としても、正組合員と準組合員の割合というのが大変準組合員が多くなってきているのも事実でございます。ここあたりも国のほうから言われている1つの課題でもありますけど、やはり自分

たちの地域に合った農協というものを今後とも改革を続けながら、特に農家に喜ばれていく、こういう農協をつくっていかなきゃならないというふうに思っております。

さっきご指摘がございましたとおり、特に農協離れという形の中で起こっているのも事実でございます。特に肥料の購入とかいろんな購入も、民間の中でもやっていく。やはりこういう協同組合でございますので、そういう組織が大きいこともありますので、肥料の購入とかいろんな購入におきましても、そういう民間に負けない価格の設定というのもしなければこのような状況が起こってくるという部分がございますので、今後、私ども行政も含めて、特に営農という部分に今後力を入れていくのが農協のあり方であるというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

次に、農地制度について少し触れたいと思うんですが、安全な食料の安定供給や、国土や環境の保全に不可欠の農業を維持していくために、地域で暮らし、耕作する人による農地の管理の重要性は、より増しています。その点からも、協同を担う農協、農民による農地の自主的な管理を行い、農民の声を農政に届ける農業委員会、地域の耕作者の権利を最優先する農地制度の基本は将来に引き継いでいくべきではないでしょうか。この点について、市長に伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、農業委員会の役割という中でご質問がございまして、このことにつきまして、今国の中におきましても大変大きな論議が起こっているのも事実でございます。基本的に、今回の農業委員会の改正によりますと、選出の方法というのが変わるという方向になってくるのかなと思っております。ですけど、基本的には、今おっしゃいましたとおり、農業委員会というのは農地のあつ旋、また農地の保

全という大きな役割を握っておりますので、やはりその使命のために農業委員会という活動する場があつていかなければならないというふうに思っております。なお一層このことが、荒廢地をなくしていくのが大きな目的でございますので、農業委員会の役割というのは今後とも大きなものであるというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

今度のこの農協改革が何の改革か、ほんとに農村の現実を無視したものではないかというような声も私のところには届いております。農協は総合農協として成り立っているのが今現実にそうなっておりますが、住民の貴重なライフライン、生活基盤となっておりますし、営農や暮らしにかかわる事業を総合的に行つて農協として成り立っている。それで農協は地域の支えになっておまして、住民生活にはほんとになくってはならないものというふうに、たくさんの方々が認識しておられるとおりでございます。

政府が今進めようとしている農協改革は、TPPに反対する農協つぶしではないかという声も私のところには届いております。世界で一番企業が活躍しやすい国づくりを進めるとして、その邪魔になる農協を、口先では強い農協をつくると言って、実質的には解体に追い込もうとしている。企業のビジネスチャンスを拡大しようとしていると、そういうふうに私は見ております。TPP交渉を進める政府にとりましては、TPP反対運動の先頭に立っている農協の中央会など、単位農協もそうですが、農協のあらゆる組織は邪魔ではないか、目障りだから潰そうとしているのではないかと、そういう声がありますけれども、市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれのお声があるという考え方を持っ

ております。

今の中におきましては、特に今回の大きな改革の中におきましては、特に全国地方農協の監査権の剥奪といいますか、それぞれ選択ができる、公認会計士もできるという部分の中でございまして、それがどこを意味しているかは、それぞれ受けとめ方だと思っておりますけど、基本的には強い農協をつくり、強い農家をつくっていく、これが大きな一つの方針じゃないかなというふうに考えております。

#### ○7番（山口初美さん）

今、市長のほうから監査権限のこの廃止の問題のお話がありましたけれども、JA全中の指導や監査権限が廃止されますと、農協の全国的連携が断ち切られるおそれがあります。また、農協監査を営利目的の株式会社と同じく公認会計士による会計監査にゆだねるのであれば、協同組合としての性格も否定されかねないというふうに考えますが、その点は、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

そういう公認会計士の監査というような中に、そういうおそれがあるというふうには思っております。その中で、それらもまだ選択性でございますので、ここあたりはそれぞれ単農のほうがどういう選択をするのか、決断していけばいいことでございますので、ちょっと推移を見ていかなければならないというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

わかりました。

では、ここで少し世界的視野で、この農協改革がどういうことなのかを一緒に考えていきたいと思いますが、昨年6月、世界の主な協同組合が加盟する国際協同組合同盟ICAが、日本の総合農協は、世界でも特にすぐれていると評価しながら、安倍政権の農協改

革案を家族農業の価値を認めず、企業による農業を促進しようとしていると批判し、反対する声明を発表しました。

また、国連は、2012年には国際協同組合年に指定して、弱者が力を合わせ連帯する協同組合が社会の持続的な発展に貢献する意義を強調しました。また、国連は、2014年を国際家族農業年と定め、家族農業こそが世界の農業の土台であるとして、各国に正当な評価や支援を呼びかけました。これが世界の流れとなっています。

家族農業や農家の協同を否定するような改革は、世界の流れに逆行しています。そう思われませんか。世界的な視野で市長にもご答弁をお願いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

私が世界的な視野の中で答弁はできないんですけど、現実的に、今私どもの農協の実態につきましては、兼業農家といえますか、そういう方々の多い中山間地域というこの地理の中において、基本的には組合員の70歳以上がもう70%以上であるというのが実態でございます。もうあと10年いたしますと、恐らく正組合員でなくなっていく方が大変多々であるという部分はございます。

こういうものを守っていくのがやはり私はこの農業協同組合の姿であると、そういう持論的な考え方を持っておりますので、こういうことを大事にしながら農協運営というのをやっていくべきであると思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

市長には、政府の農協改革が何を狙っているのかしっかりとつかんで、農業や農家の協同組合組織農協を守るために、関係者の皆さんと力を合わせて、積極的に働いていただくことを期待しております。

もう一点、この点で伺いますが、農協はご存じのように非営利組織ですから、収益の上がない部門はすぐに切り捨ててしまうよう

な株式会社などとは違います。アメリカや財界が、農協の信用事業や金融事業などをねらっていると、そういうふうに見ている人もおられますが、この点について見解を伺って、次の質問に移りたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、農協の経営の中が、営農部分とまた金融・共済部門もしますと、手数料を含めて、金融・共済部門の中の手数料の中で農協自体の経営が成り立っている。そういう中で、その部分が大変大きなウエートを占めているのも事実でございます。やはりどうしても農業協同組合というのは、基本的には営農部分で稼いだものにおいて運営がされるのが本来の姿でございますけど、さっきから話しておりますとおり、組合員の高齢化という部分が大変大きな要因になっております。その金融・共済につきまして、世界的にどういう狙いがあるのか、よう私はわかりませんが、今後も農協というのは営農部分に徹していく必要があるというふうに考えております。

#### ○7番（山口初美さん）

TPPの推進や農協改革によって日置市が多大な影響を受けることは明らかだと思います。その認識は市長もおありだと思いますので、ほんとに本市の基幹産業である農業を守る立場で、しっかりと発信をしていただきたいと思います。

次の脱原発の質問に移ります。

九州電力との安全協定の内容をどういうものにしていくかということはとても重要な問題であると考えます。日置市は川内原発からわずか二十数kmから30km圏内には約2万7,000人が暮らしています。

福井地裁の判決では、250km圏ということも言われました。ですから、立地自治体並みの安全協定にするべきだという市民の声がありますが、市長は、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

立地自治体と同じ協定を結ぶのが一番ベストであるというに思っております。今、私どもが結んでいる6市町の中におきましては、基本的には情報伝達を速やかにやるというのが一番大きな項目であるというふうに思っております。

そのような中に、県が立ち入り検査をするときには、同乗してもいいという部分がありまして、先般、そのような状況の中で私どもの市の担当のほうも一緒に現場のほうに行ったというのも事実でございます。

さっきもありましたとおり、今6市で結んでいるこの協定書内容も、まだ6市の中でも十分検討しながら、今後、また九電との話し合いというのは行われるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

立地自治体の薩摩川内市やいちき串木野市なども個別に、具体的にまた細部にわたる協定を結んでいるようでございます。ぜひこれを研究していただいて、今、日置市が結んでいる協定では、今も市長がおっしゃったように、県が調査をするときには同行ができるというふうになっておりますが、県がしなければ行くことはできないんです。そういう内容でほんとにいいのか。また、損害賠償なども薩摩川内市の場合は、そういうところもきちんと協定が結ばれているようでございます。もっとほんとに市民の不安に応えられるような協定にしていく努力を市長は、ほかの6市町の市長さんたちとも力を合わせて、しっかりとやっていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、必要があれば一緒に見直しをしていく必要があるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

次は、川内原発が再稼働されなくても、敷地内には大量の核のごみが保管されております。このことも市民は大変心配をしているわけでございます。放射性廃棄物の処理の問題は、全く先の見通しが立っていないではありませんか。再稼働すれば、この核のごみはふえ続けるんですが、この見通しすら立っていないのに再稼働を進めるのは、ほんとに無責任だと思いませんか、市長。この点について市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、昨年いろいろと論議をしまして、県と薩摩川内市のほうも、議会を含めて容認したという事実がございます。核が残っているのも事実でございます。今後ともふえ続けていくことは間違いございません。そういう中におきまして、今後私どもはそういうことも含めて、また関係市町とも十分協議をして、私ども市だけで動くというわけではございませんので、そういうものも含めて協議をしていく必要があるというふうには認識しております。

○7番（山口初美さん）

たとえ原発が廃炉になったとしても、核のごみは未来の子どもたちに負の遺産として残されるわけです。これ以上、人類の手に追えないものをふやしてはいけなないと思われませんか。市長、もう一度お答えください。

○市長（宮路高光君）

いつも、この議会で言ってきましたとおり、私はこの原子力については段階的に廃止していく、この基本は全然変わりません。そういう気持ちの中で、やはり今後も私の政治生命の中では、段階的に縮小していくべきだという考え方を持っております。

○7番（山口初美さん）

市民が一番不安に思っているのは、もし何かあったときの避難の問題です。避難計画は、再稼働の要件にもされずに自治体任せになっ

ています。このことも本当に市民は納得がいていないわけです。重大事故の場合には、直ちに住民の命や健康を守るために避難が必要になります。

福島原発事故の経験から、従来の原発の周囲半径10kmという範囲の避難では済まないということが明らかになりまして、30km地域の住民の避難が必要だと考えられるようになりまして、関係自治体に避難計画をつくるのが義務づけられたわけです。しかし、自治体にとっては、限られた時間の中で、風向きによって避難する方向も違いますから、簡単ではありません。避難のための交通手段とルートを確保し、もちろん避難先の確保が前提ですけれども、現実性のある計画を立てることはほとんど無理です。まして、病院や高齢者施設など、また在宅で体の不自由な方もたくさんいらっしゃいます。避難に介助を必要とする人たちの避難先の確保や計画は、現在、どこの段階まで進んでいるのでしょうか。伺いたいと思います。

12月議会の際には、対象者の名簿をつくっているということでしたが、これはどこまで進んだのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、私どものこの地域におきます要支援を要する皆様方の名簿という形の中で、まだ今作成中でございます。まだ全体的にはでき上がっておりません。

その中で、ちょっと先般の議会でも申し上げましたとおり、4月23日に相馬の市長をこちらのほうにお招きをすることになりまして、特に自治会長さんとか民生委員さん、議会を含めた約300名ぐらいを対象として、昼からその講演を、避難経路を含めた中でどう対応すべきかという題の中でやっていきたいと思っております。

私どももやはりそういう経験をした方々か

ら十分指導をいただきながら、今後ともこの避難計画につきましては、今から先、まだまだ不十分だというようなことは十分認識しておりますので、今後十分対応していきたいというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

今、相馬市の市長さんが4月23日に来てくださるということで、私もぜひお話を聞かせていただきたいと思います。福島の人たちはまだ12万人、避難生活を余儀なくされています。家はあっても帰ることができない人などが、家族もばらばらにされています。地域ももちろんばらばらです。事故から4年もたったのにめどが立っていない。このことにも、電力会社としても責任をとるべきではないでしょうか。

九州電力が事故を起こしたわけではないんですけれども、こういうことがきちんとめども立っていないのに再稼働に突き進もうとしているわけですから、住民に対してきちんと説明をするのは、電力会社として当然そういう説明責任を果たすべきだと考えます。

市長のご答弁は、要請する考えはないということでしたけれども、市民の不安は、ほかにも地震や津波などの自然災害のほかにも火山の噴火、活断層の問題、火砕流の問題、温排水の海への影響の問題、ほんとにたくさん不安があります。どの心配にも明快な答えは出ていないんです。

また、テロ対策です。ほんとに原発が一番先に狙われるのではないかと、こういう心配の声も寄せられています。

市長には、安心して暮らせるこの日置市をしっかりと築いていただきたい。そのために、関係市町の皆さんとも協力をして、ぜひ九州電力とも本当に信頼関係を強めるような、そういう交流をしっかりとやっていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

九州電力と県、こことは十分締結をしていかなきゃ、情報の交流というのはやらなきゃならないというふうに思っておりますので、絶えず九電とはいろいろと意見交換は今後ともしていくつもりでございます。

#### ○7番（山口初美さん）

再稼働もどんどん先延ばしになっておりますので、時間があるようですので、しっかりとやっていただきたいと思えます。

次の質問、子育て支援のほうに移らせていただきますが、なかなかいい返事がもらえなくて残念でございますが、財政が豊かだからできることでもないと思うんです。ほんとにこのまちで安心して子育てがしていただけるように、やっぱり少しでもほかのまちでやっているのであれば、どうやれば実現できるんだろうかというふうに心を砕いて努力をしたり、考えたり、研究をしたり、知恵を出し合ったり、話し合ってみたり、動いてみる。このまちで本当にできないはずはないんじゃないかということをほんとに真剣に考えていただいたんでしょうか。

私は、こういう祝い金や助成をプレミアム商品券でしたらどうだろうかというふうなことも考えております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思えますが、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この premia につきましては、さっき先般にしたように、要綱の中にはこの子どもたちを優遇しなさいとかいろいろございましたけど、今回の場合、その分につきましては大変事務的にも手続的にも大変難しい部分がありましたので、この補正の中には入れておりません。そのかわり、約3,000万程度、多子の方々にとりあえず今回1人5万程度という部分でお支払いをしたいと。

おっしゃいましたとおり、いろいろと細々する部分もたくさんあるかと思っております

すけど、約六百五、六十名の対象者でありまして、1人5万ということで、約3,000万というお金を今回補正に入れております。

また、子育てにつきましても、この関連事業の中でもいろいろと妊婦さんからいろんなパンフレットをつくったりやっている部分がございますので、各市の細々と今言いましたように事業もありますけど、そういうところもいいわけでございますけど、本市は本市の中でどういう制度をつくっていくのか、今回このようなことも考えてやって、その状況をまた見て、またいろんなご意見をいただきたいというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

まちづくり研究会の委員のある方からご提案がありまして今回取り上げさせていただきました。ほんとにこのまちに住んでいてよかったと市民が実感できるようなまちにするためには、困っている人たちのつぶやきだとか声なき声に耳を傾けて、温かい思いやりの心を持ってほんとに進めていっていただきたいと思えます。

いちき串木野市で実施されているこの各種祝い金や紙おむつの補助など、また研究していただきたいと思いますと考えますが、この点については今ご答弁はもう求めないことにいたしまして、小中学校の就学援助、この入学準備資金貸付制度、これももうなかなか難しいという教育長のご答弁でしたが、小学校から中学校に上がるときに、仮認定というのを早目に、入学してから認定をするのではなくて、所得が確定してから認定するのではなくて、小学校のときに受けている子どもの保護者に対して、意向を伺って、その入学準備が大変であれば早目に仮認定を行って準費資金を早目に支給をすると、こういうことはやっている自治体があります。これは出水市だったと思うんですけれども。中学校への進学がスムーズにいくようにすることはできないでし



ようか。このことを再度教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（田代宗夫君）**

幾つかそういう事例があるということは私も聞いておりますけれども、やはり、先ほど申し上げましたように、県下の状況等を見きわめながら進めていかなきゃなりませんけれども、やはり確実にその認定がなされたかどうかということが大事な要件でありますので、県内の状況を見ながら考えていきますが、やはりちゃんと認定がなされて支給ということが当然だろうと思っております。

**○7番（山口初美さん）**

やっぱり生活が困難な家庭のその子どものことを一番に考えて、工夫してできないか、何とかできないかという、そういう立場でこの問題に取り組んでいただきたいと思います。みじめな思いをする子どもがいないように、認定されなかった場合のことを言われましたけれども、認定されなかった場合には5回なり10回なりの分割で返納をしていただくというような方法もとっているところも出てきているようでございますので、何とか工夫をして、せっかくそういう制度があるのに入学準備に間に合わないというのでは、せっかくある制度が生かされていないということです。ほんとに困っている家庭の立場に立って、教育行政、ぜひやっていただきたいと思いますが、もう一回、済みません、教育長。

**○教育長（田代宗夫君）**

今の件は、先ほどもお答えしたとおりでございます。

ただ、今現在、9月の支給になっておりますので、できるだけこれを早めることができないか、そのあたりは十分、申請の提出から集約あたりの日程については検討してまいりたいなと思っております。

**○7番（山口初美さん）**

次の質問に移ります。国保の問題ですが、

資格証明書が交付されている方、短期保険証が発行されている方、この人数についてまた伺いたいと思います。お願いします。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

3月1日現在の発行状況でございますが、短期被保険者証が316世帯の626人、資格者証が42世帯の58人となっております。以上です。

**○7番（山口初美さん）**

12月議会でお聞きしました数字から大分少なくなっているようでございます。短期が11月30日現在の数字で398世帯で804人、資格証明書が53世帯で71人ということでしたので、ちょっと減少しているようでございます。

資格証明書が交付されている人は、もし病院に行ったときには医療費が全額負担となるわけですが、資格証明書が交付されている人でも医療を受ける必要が生じ、かつ支払いが困難であると申し出があった場合には、市の判断で短期保険証を交付することができることになっているはずですが、日置市ではそのような例があったのかどうか伺います。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

平成21年1月20日、国からの事務連絡によりまして、資格証明書の世帯が、医療を受ける必要が生じた場合、かつ医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、特別な事情に準ずると考えられることから、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することができるとされております。

本市におきましては、緊急的に運ばれて、それで該当者というふうな例はございませんが、通常の資格証で相談に来られる方はあるようでございます。対象者がそのような状態であるというような申し出があれば、緊急的な対応として、特別な事情を精査して、短期被保険者証を交付することもできるというふうに考えております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

わかりました。まだそのような例はないということでございますが、もしそういう方が見えた場合はぜひ速やかに短期保険証を発行していただけるように期待したいと思います。

これはご提案なんですけれども、もし資格証明書や無保険の人が病院に行かれた場合に、市の健康保険課のほうに電話をしてほしいというようなお願いの文書を医療機関に出すことは検討していただけないものか、その点について伺いたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

そのような事案が起きれば当然医療機関のほうから連絡があります。その中で、無保険である状況を確認しまして、社会保険の喪失後の手続等を行っていただきまして、国民健康保険の適用になれば保険証の交付を行っていきたいというふうに考えております。

この社会保険を喪失後の手続を怠った場合の無保険者につきましては、把握はできておりませんが、国保だよりや広報紙等をつうじまして、今後普及啓発を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

私は、この資格証明書は国保税の収納には役立っていないのではないかとということで、資格証明書は医療を受ける権利を奪ってしまうものであるので、この資格証明書の発行はやめるようにこれまでもご提案をしたことがございました。また、国保法の第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上を寄与することを目的とすると規定し、同法第67条では、保険給付を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができないと規定をしています。

○議長（宇田 栄君）

山口さん、1分ないですから。

○7番（山口初美さん）

はい。したがって、資格証明書は、保険の向上、受診権保護などの規定に反しているというふうに考えますが、資格証明書の発行を本市では取りやめるといふ、そのようなことを検討していただけないか、最後に市長にお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今の制度の中で、資格証明書、短期保険、このことを続けておりますので、今のこの段階で資格証明書を発行しないということは考えておりません。

○議長（宇田 栄君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

一般質問、3月定例議会、本日最後となりました。

本市もことし5月1日には日置市誕生10年目を迎えます。少子高齢化が進む中で、ことし4月からは国の高齢者介護、子育て支援も大きく見直され、新たに生活困窮者制度の新設など、社会保障制度も大きく転換されようとしております。

そういう状況の中で、負担と給付については大きな課題でもございます。避けて通れない課題ではありますが、私は、市民の命と暮らしと平和を守り、働くものが大事にされる立場から、社民党の自治体議員として今回、高齢者介護や子育て支援策、平和事業について3点質問いたします。

1問目でございます。日置市の今後の介護事業計画について質問いたします。

1つ目は、第6期介護保険事業計画の目的と高齢者実態調査が昨年実施されておりますが、アンケートの結果の状況について、市としてどのように分析されているのかお尋ねい

たします。

次に、27年度以降の要支援1、2の地域支援移行に向けた本市の考え方をお聞きいたします。

3つ目に、第6期介護保険事業計画による介護報酬の引き下げの施設運営の本市の影響と介護従事者の処遇改善の見通しについてどう考えるかお尋ねいたします。

4つ目に、介護予防における介護保険課、福祉課、社会福祉協議会、地区公民館の役割についてどのように考えるのか、伺います。

5つ目に、10月に予定されております介護保険サミットの準備の状況と具体的な内容についての本市の考え方をお聞きいたします。

2点目の質問をいたします。ことしは戦後70年の節目の年であります。戦争を風化させない取り組みについて、2項目質問いたします。

1つ目は、26年度におきます平和に関する本市の事業はどのようなものがあったのかお尋ねいたします。

2つ目は、戦後70年の節目の年でありませぬ。戦争に関する遺跡、体験記、写真、イラストなどを幅広く募集をし、市民に周知すべきではないかお尋ねいたします。

3点目に質問をいたします。一昨年3月議会で質問いたしました病児保育の設置について質問いたします。

1つ目は病後児保育の26年度の利用状況はどうであったのか。

2つ目は、病児保育の設置に向けて、本市も検討するとの議会答弁が、市長がりましたが、その後の状況について、どうだったのか。

以上、質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の日置市の今後の介護保険事業計画について、その1でございます。

介護保険事業計画は、介護保険事業運営の基礎となる計画で、3年ごとに策定されております。平成27年から29年度まで、第6期の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度に向けて地域包括ケアシステムの基盤整備を進めていくこととしております。

高齢者実態調査では、現在の住居に住み続けることを希望している方や、身体機能の低下に不安を感じている方が多いことなどが明らかになったことから、第6期計画では、高齢者が安心して在宅生活を継続できるような支援や介護予防の取り組みを推進することとしております。

2番目でございます。平成27年度以降、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護につきましては、介護保険法の改正により、現行のサービスを含め、多様なサービスを選択できる総合事業に移行することになっております。本市におきましては、介護予防や生活支援についての体制整備に時間を要することもあり、平成29年4月から実施することといたしました。

3番目です。介護報酬につきましては、国についての物価の動向や介護事業者の経営、介護職員の処遇改善などを踏まえて見直されたと承知しております。

4番目でございます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護予防は重要であります。これらのために

それぞれの役割といたしまして、地区公民館は住民の集いや学習の場の提供、福祉課や社会福祉協議会は地域の支え合いや社会参加の支援を、介護保険課は関係各課やそれぞれの関係機関との連携を図りながらさまざまな介護予防事業の実施であると考えております。

5番目でございます。介護保険推進全国サミットは、全国から1,000人規模の医療・介護・福祉関係者、行政及び地域住民等が集い、有識者による講演会や先進的な事例に基づく分科会を通して、介護現場を取り巻く環境や問題についての理解を深め、介護保険制度の進むべき方向などを考えていく大会であり、現在、10月開催に向けて内容を検討している状況でございます。

2番目の戦後70年日置市の平和行政と戦争を風化させない取り組みについて、その1でございます。

原爆死没者の慰霊及び平和祈念の黙禱について、お知らせ版や防災行政無線を利用して呼びかけ、懸垂幕の掲揚及び原爆写真パネル展を行っています。評価につきましても、難しい点もありますが、今後も悲惨な戦争を繰り返すことがないように、市民へ周知していくことが大切であると思っております。

2番目でございます。戦後70年の節目に際しまして、基本的にはパネル展などこれまで取り組んでまいりました事業を充実させる方向で検討を行っているところでございます。

3番目の病児保育の設置に向けての本市の考え方について、現在、本市の病後児保育事業は、社会福祉法人のあづま保育園と厳浄寺保育園で実施しております。利用状況につきましては、平成25年度で延べ61名の児童の利用があり、平成26年1月までの利用は延べ66人となっております。

2番目でございます。平成25年度実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査でも、病児・病後児保育事業に関するニーズ

もありました。しかしながら、事業実施に当たっては、保育園で対応し切れないことから、医療機関との連携は不可欠であります。現在、実施市町村の状況を踏まえた上で、病児保育についての検討も行っているところでございます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

戦後70年を迎えるに当たっての1番目でございます。学校においては、これまで国語や社会、総合的な学習の時間の授業等を通して継続的に平和教育を行ってきたところであります。26年度は、7、8月に図書室に平和に関する特設コーナーを設置し、子どもたちへの平和教育の充実を図るように指導し、全ての学校で設置され、子どもたちへの意識づけに効果があったものと捉えております。

また、公立図書館においても、特設コーナーを設置して関連書籍や写真等の展示を行い、市民への啓発を図ってきたところであります。

2番目です。ことしは戦後70年の節目の年ということで、報道等でさまざまな取り組みが紹介をされております。ことしの特設コーナー等では、そのことを意識した資料等の工夫にも取り組ませることによってさらに充実したものになるようにしていきたいと考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

市長、教育長に、3点についてご答弁をいただいたところでございます。

1問目の介護保険でございます。介護保険がスタートいたしましてことしで16年目を迎えようとしております。特にことしは、5年に1回の国の介護保険制度の見直し、そして、日置市として3年に1回の介護事業計画の見直しということで、この2015年度は2つの大きな制度変更によって介護保険の

方々にとって、また施設で働いている方々にとっては大きな制度変更が見られると思います。

きょうの南日本新聞を見ましても、社説には、「介護保険改革、地域の受け皿づくり急務」ということで大きな記事が掲載されてきていると思っております。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。介護を取り巻く状況については、核家族化、少子化、そして老老介護、単身高齢者の大幅な増加ということで、施設入所を希望する介護認定者が大幅に増加をしております。

また、現在、介護をしながら働いている方が現在290万人もいます。また、介護離職が毎年10万人を超えているというそういった状況も出ております。

一方、介護の現状を見ますと、格差社会によって一定の所得や貯蓄を持っている方は有料老人ホームなどのあらゆる形で介護サービスの多様なニーズが受けられます。一方、貯金や貯蓄もない、特に国民年金の方々にとっては、介護の選択肢が特別養護老人ホーム以外はなかなかないという、そういった声もあります。

介護を取り巻く社会の状況について、市長自身はどのように認識をされているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

全国的な傾向におきまして、この格差社会の広がりの中におき、また本市におきましても核家族化というの浸透しております。その中におきまして、この制度ができまして15年というふうになっておりまして、いつもこのことの改定というのはいろいろと行われてまいりました。基本的には在宅なのか施設を選ぶのか、こういう2つの選択もあるわけでございますけど、特に介護が重くなるにつれまして、基本的に施設型の方向が進んでおる。基本的に施設型の方向に進んでい

けばそれだけの給付費が上がってくる。私どもの介護保険制度を見ましても、当初の年からしますと大変、もう倍以上の形の中の給付であるというの否認めません。

そういう中におきまして、やはりこの介護保険制度自体がいろいろと根本的に考え直すことも必要であろうということは私、自分自身も思っております。低所得者の方々をどうかにして今後介護していくのか、このことが大きな課題であるというふうに認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど市長が述べられたとおり、介護給付費の伸びです。介護保険当初は3.6兆円であった介護給付費は、2014年には10兆円にもなるのではないかとおっしゃっております。そして、今大きな問題となっているのが、2025年には21兆円にも介護給付費があるということで、負担と給付費の運営する上の大きな問題も私自身も認識しております。

一方、先ほど市長も少し触れられましたけれども、やっぱり格差社会で、十分な介護を受けにくくなっている方も、本市も相当数いるのではないかとこのことを私はつくづく地域を回って認識しておりますけれども、その辺についての市長の認識を再度お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、国民年金で生活をしていらっしゃる方々、こういう方々が選択の幅というのが大変少ないというのの実態でございます。そういう中におきまして、私どももやはり努めていくのは、介護をする前の介護予防というのを私ども行政というのは、ここに力を入れていく必要がある、そのような認識をしております。この制度とはどういうふうにして整合性の中でこの介護保険行政というのは進めていくのか、まだまだ大きな課題もございまして、一つ一つ解決をしていく必要がある

というふうに認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

私も、こういった議会の場に入りまして10年経過しました。

一方、私自身は国民年金ですので、国民年金を受給した場合にどういった介護のサービスが将来的に受けられるのかというのは非常に不安です。それで、やっぱり多くの方が感じておりますので、そこら辺については十分認識していただきたいと思っております。

次に質問いたします。今回、第6期保険事業計画について、再度質問いたします。

まず、事業を進める中では、現在、実施されております第5期保険事業計画の成果と課題を当然検証されていると思えますけれども、まずこの成果と課題を市長自身はどのように考えておりますか。

また、前回の5期計画の中で、市長は医療ニーズの高い高齢者や認知症高齢者、単身高齢者のみ世帯の増加への対応が喫緊の課題となっていると指摘されておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

第5期計画の中におきまして、基本的に私どもが一番実施すべきというのはこの介護保険料の問題でございます。これを策定するに当たりまして、今回、26年度末を見まして、もう基金もゼロで、借入れをしなければならなかった。これはちょっと要因があるわけなんですけど、特に5期と4期の中におきまして、施設充実という部分の中でございまして、この日置市におきましては、特別老人ホーム、老健施設、グループホーム、こういう施設をこの年度をまたがる中において施設を設置しまして、そういう要因が大変多かったという中におきまして、保険事業におきまず制度が大変借入れをしなきゃならなかったという反省もしております。

今後におきましても、6期に向けまして、

この5期の検証を踏まえまして、6期の間は施設というのは私どもはつくらないというふうに思っております。

ですけど、これで済むかということはありません。また、7期に入る時点も含めまして、やはり施設というのは必要である。いろいろと待機者というのを調べておりますけど、これは幾らそのとき解消しても、まだ認定する予備軍というのがまだまだたくさん出てくることは間違いございません。その中と保険料との問題、こういうものをやはり地域の住民にいろんなあらゆる部分を説明をしていかなければわからないこととございますので、説明責任の中におきまして、ここの部分を十分市民の皆様方に説明をしていく必要があるというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

5期計画の介護保険料については4,980円という金額で、私も賛成したわけではございませんけれども、基金が途中で枯渇するというところで、このことについては行政だけではなく、私たち議員も1点はやはり責任があるのではないかという、そこについては関心がありますけれども、例えば、第5期計画については、特別養護老人ホームの待機者が25年4月で226名、そして1年半後の26年10月には278名ということで、特別養護老人ホームの待機者については1年半で2割も増加をしております。

第5期における介護サービスの、在宅介護を含めて介護サービスの足りない点はこういった点があったのか、また、私も5期計画を見させていただきましてけれども、5期計画の中で、市民の方が介護保険サービス以外であったらいいサービスということで、緊急時への対応を望むニーズが35%ということで、非常に高い数値がありました。高齢者の方が、やはり緊急時に不安を抱えているということを私は痛感したわけでございますけれども、

今回、6期計画を実施するに当たって、どうであったのかお伺いたします。

**○市長（宮路高光君）**

特に、この特別老人ホームの待機者を見たとき、そんなに減っていない、かえってふえている。これはちょっと若干重複している部分もございます。それぞれの施設にいて、もうそれぞれの施設にみんな申し込みをしておりまして、実際は若干、調整の中でこれだけの数ではないというふうには思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、緊急、これは医療と若干違いまして、介護の場合は認定をしなければこの介護保険料は受けられないという部分もあるわけでございますけど、私どもやはり基本的には、とりあえず措置といいますか、措置はしていただいて、また後日に認定を受ける、そういう緊急なのは今も運用の中でやっております。ですけど、今後におきましても、この認定を受ける数というのがものすごく多くなってくるのも否めません。

特に、今、後ほども説明しましたが、要支援1、2が市町村の財布になるわけでございます。これはどういう目的かといいますと、サービスの低下という部分ではない。それぞれニーズをそれぞれの市町村が特色をもって1、2の政策をやっていく。この1、2の介護の中におきまして、約30%程度おりますので、これが今度6期目に課された大きな1つの介護保険に対します考え方である。そのように私は理解しております。

**○11番（坂口洋之君）**

アンケートの結果を見ると、在宅を希望して、将来的には可能な限り家に住み続けたいというそういった意向が強いということで、先ほど回答をいただいたところなんですけれども、今、全国的にも、このアンケートの傾向について、新聞記事等が掲載されました。

私ちょっと気になった点について最後にお尋ねいたします。

3月の7日に、朝日新聞の中で、滋賀県大津市の介護保険アンケートの結果について、サービスを多少抑えても保険料を高くしないでほしいという結果であり、これまで18%が介護保険料を上げてでも施設整備を進めてほしいという結果について、初めて下回りました。

一方、特養待機者も1,000人を超えており、自治体としては保険料は抑えたいが施設整備も進めたいとのことでございます。将来的に負担と給付が厳しくなるのは私自身も理解できますけれども、介護保険料を見直さなければ制度が維持できないことも指摘されております。日ごろから利用する機会が多い医療保険と異なり、介護保険を利用しない人が多いだけに、介護保険制度は万人が恩恵を受けない構造がある。老老介護や高齢者の独居を考えると、それは危険なこと。専門家から指摘されております。多くの方に介護保険制度の意義、重要性を国民に認識する必要があるのではないかと専門家から指摘がされておりますけれども、本市の動向を含めて、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも若干申し上げましたとおり、この介護保険と国民健康保険を例えばしますと、いわゆる制度上の中が違っております。介護保険料は納めておっても介護保険を受けることができないという方もいっぱいおります。今、この制度の中におきまして、保険料と給付の問題を含めた中におきまして、これはもう比例するような形、国保のほうもそういう形は形なんですけど、これが今言ったように、受けられない方もいるというふうな中で、大変難しいといいますか、市民の理解しがたい制度であるのは事実でございます。今、抜本的それぞれ国・県・市町村また40歳から65歳

までの一般の方々、また、65歳以上、こういう制度設計で始まったわけでございますけど、もう今それぞれの中でこの40以上というのがもう20歳まで落とさなければならぬとか、国が制度設計をもう一回構築する。恐らく次の次の恐らく今団塊の世代が75歳くらいになったときは、今の制度ではどうしてもこの介護保険制度を維持できない、このような状況であるというの、国のほうも十分認識しております。ここあたりをまた、この五、六年の間に十分論議をしながら、消費税の問題と社会保障の問題の国の枠の問題もあるかと思っておりますけど、やはりここあたり、全面的な、根本的なものも変えていかなければ、今私どもの日置市におきましても、6期におきましては、もう5,800円、最初の場合は2,900円、もう倍以上上がっております。そういう給付も上がっておるわけなんですけど、もう普通の国民年金をもらっている方々では、もう5,000円以上払うことは大変難しい部分である。こういうものも十分わかっておりますので、また私のほうも国のほうにもこういう制度設計自体をどうしていくのか、これは十分論議をしていかなければならないことだというふうに認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

今回、本市としては介護保険料の見直しについては、5,860円という平均的な数字を示されております。2025年には、国の保険料設定については8,000円から1万円以上ということで、今後とも負担を見直さなければならないという、そういった指摘があります。比較的財政の豊かな自治体と、本市のように、特に国民年金の方が非常に多い、そういった自治体によってもこの負担についての大きな負担感について差が出るのではないかと、危惧しておりますけれども、先ほど市長が、今後国にもこういった財政的

な支援のあり方、また制度のあり方について、当然要望されるということをお聞きいたしましたので、そのことについては、質問を終わらせていただきたいなと思っております。

特に、次に、要支援1、2の地域支援事業について再度質問いたします。

この地域支援事業については、先ほど答弁がございました介護予防と生活支援については、国の意向としては、27年度から実施をしたいということなんですけれども、日置市としては、さきの委員会の中でも答弁がありましたけれども、一定期間の準備が必要ということで、29年度から実施される予定でございます。新聞等を見ましてもやはりこの地域支援の移行については、地域の受け皿づくりがなかなか進んでいない。国としては、NPOなどの活用をしたいけれども、じゃ実際過疎地域の自治体ではなかなかそういったNPOの活動自体もできていないという、そういった課題がございます。

一般、私はいちき串木野市の市議会の中で傍聴に行きました。いちき串木野市は、国の意向どおり、とりあえずは先ほど言ったとおり、行きながら進めるということで、27年度から14の自治会で実施をされるということでございます。本市についてはまず一定期間の準備期間が必要ということをお述べられましたけれども、その理由と現状、地域の受け皿がやはり一番の課題なんですけれども、そこら辺の実情についての本市の考え方をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの移行というのがですね、選択の中に27年度から29年度までというものがございました。その移行するということではできないことはないというふうには思っております。ですけど、先も述べましたとおり受け皿といいますか、スタッフといいますか、



こういうものがどういう方向でいくのかをまだ見通せない部分がございます。現状は今給付している方々何も1、2が介護保険の中では全部、給付の中ではできるわけでございますけど、ここらあたりはまだ様子を見る必要があるというふうに思っております、ほかの市町村が先行的にしていってところもございまして、またそれが何が課題であるのか、この2年間の間にじっくりそういう課題を見つけながら、市といたしましては、29年の4月からやっていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。市長は先ほど述べられましたけども、課題があったから29年度から実施するということがございますので、具体的に市においては、地域支援移行についてどういった課題があったのか、担当課にお尋ねいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

今回の移行につきまして、2年間の経過措置をとりますけれども、いろいろな課題がございまして、今市長が申しあげましたとおりでございますが、まず既存のサービスに加えまして、地域のボランティアとかNPOによります身近な通いの場とか、それから簡易な生活支援のサービスというような多様なサービスを地域の中で作り上げていくという仕組みづくりをしていくということになります。そのようなことをこの2年間かけてやると。そして今現在は既存の生活支援のサービス等の現状把握をしているところでございます。今後さまざまな団体等と多様なサービスの検討を進めていくというような段階を経て、次期制度をきちんとつくっていきたいというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。本格実施については、29年度からということをお聞きしておりますけども、

本市としては26年度に国の事業といたしまして、ちょうど日置市といちき串木野市が鹿児島県で2カ所選ばれて、岡山県、津山市の筋六教室、本市においては通称筋ちゃん教室というのを実施されておりますけども、モデルの妙円自治区で取り組まれてですね、参加の状況とか、また実際されている自治会の声、そしてどのような効果があったのか、そしてことしですね、2月だったんですかね、ほかの自治会も関係者を招いてですね、見学会をされていると思いますけれども、そのへんでどういった意見があったのかお尋ねいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

2点ご質問がございましたので、まず1点目から。このモデル事業については、妙円市の2区自治会におきまして、住民主体のおもりをいたしました体操教室を開催しております。通称きんちゃん広場と名づけまして開催しているところでございます。今現在参加者は21名でありまして、毎週1回公民館に集まりまして、6回目からは住民主体で楽しく開催をしていらっしゃるところでございます。今回につきましては簡単な体操なんですけれども非常に体が軽くなってきた、そして階段の昇り降りがスムーズにできるようになってきた、皆さんと会話ができて笑顔が多くなり、楽しみがふえたなど、いろいろアンケート等でいただいているところでございます。そして自主教室の実施と、介護予防の興味が非常に高まってきているというふうに感じております。

2点目でございます。見学の件につきましては、この教室へは各地区館や運動普及推進員さん等に見学の紹介等をいたしております。多くの方々に見学をいただいておりますが、まず身近なところで簡単にできて効果があるということから、ぜひ取り組みたいのご意見を多数いただいております。今後は介

護予防のインストラクター等の養成をしながら、27年度は最低でも18自治会に広げまして、28年度も同様に広げていくように計画をしているところでございます。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。27年度から、本市では18カ所の自治会で実施をしたいというそういった答弁でございました。介護予防については、将来的な負担と給付を考えればこういった地域でできることは可能なかぎりですね、地域でできるような、そういった取り組みがのぞまれることなんですけども、当然ですね、この介護予防を実施するには、地域の協力と市民の意識が大変重要だと思います。実は私、2月の23日から2月の25日まで、第6期の介護保険計画の見直しについて、住民説明会に行っていました。ちょうど妙円寺地区に行ってきたんですけども、参加者の方からさまざまなご意見をいただいたところでございます。その中でやっぱり感じたのは、介護保険制度そのものにですね、制度そのものの意義や必要性がなかなかこう住民の方が理解ができずに、ふとして説明しても、介護保険を使うなということかということですね、そういった反発的な意見があったのも事実でございます。そういった中で今回の説明会ですね、263名の方が参加されたということでございます。そして介護予防事業についての意見が32件出されたと思いますけども、介護予防を今後各地域で進める中で、どのような意見があったのか、また介護予防事業を進める中で、参考になるような意見がなかったのかお尋ねいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

今回の説明会におきましては、今のご意見の中にありましたように、263名の方々がご出席いただいております。住民の方々からご意見をいただきましたのが119件ございました。2月の23日から26地区館全てを

まわって説明会を開催したわけですが、119件のご意見の中で一番多かったのが、予防事業に関するものでございました。32件ございまして、その中でのご意見ですが、これ以上若い世代に負担をかけられないので、高齢者が心と体の健康を維持していくことがもっとも大切である。それから介護予防教室などへの積極的な参加をもっともっとしていかなければいけない。介護予防についての、市民への啓発をもっと徹底してほしい等のご意見をいただいております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。今後市長も各自治会の総会等に行かれると思います。特にこの27年度については介護予防事業を可能な限り広げることがやっぱり必要、市長の一番の役割だと思いますけれども、こういった形で地域の方々に市長自身の気持ちで伝えていきたいと思っているのか、その点についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に昨年の介護保険の検討会が始まることから特に高齢者クラブの総会とかいきいきサロンに私も時間があるかぎり出ております。その中でこういう比較をきちっときていらっしゃる皆様方に説明を申し上げ、また介護保険料も高くなったこともきちっとご説明申し上げながら、特にこの120ぐらいあるいきいきサロンですね、本当に今集まってまだお話をしたりする部分もありますし、またそれぞれに教室では健康体操もいっぱいやっておりますので、私ども行政におきましても、いろんなあらゆる機会に出てきまして予防教室の広げ方を、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、自治会的には妙円寺でした、そのこともございますけど、またほかのことも含めて、今後やっていくし、特に第3期の地区振興計画の中に健康づくりというのを位置づけていきます。その中で、地域地区館におき

ましても、それぞれの講師を呼んだり、そういう経費にもあてながら、今までもやってきておりましたけど、今まで以上に地区館においても、この健康介護予防を含めた中をやっていくようなことを進めていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。実施をする自治会については、将来的な介護認知度の引き下げ、介護認定率の引き下げ、引き下げへの効果、また介護報酬の削減について、効果があるんだと私も認識しておりますけれど、いちき串木野市は今回、27年から14の自治会が実施をされております。そういった中でいちき串木野市としては、財政的まではいきませんけれども、実施する自治会については初年度については介護予防ポイント事業をいちき串木野市は実施しております、1回につき1団体1ポイント1,000円分の扶養するとのことでした。本市でも一カ所でも多くの自治会が実施していただき、長期的な立場に立った負担を感じさせない取り組みへの行政としての支援が必要だと思っておりますけれども、行政としての支援策について、何か検討されているのかお尋ねいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

これらの教室につきましては、基本的には住民みずからが主体的に取り組んでいただくというものであります。主体的、継続的な活動が可能となりますように、ポイント事業も含めまして、今後工夫支援をしていきたいというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。今後とも一つでも多くの自治会ができるような、またスタッフの方々もやはり負担も感じると思っています。週に1回ですね。ただ集まるだけだと感じないですけど、楽しく、週に1回実施するということについてはやはり負担もありますので、やはりそういっ

た形の市としての支援策も充実させていただきたいと思っております。

次に介護報酬の見直しについて再度質問いたします。今回介護報酬について、施設平均で2.27%、特別養護老人ホームで6%の介護報酬の引き下げが予定をされております。特に一番危惧されるのは特別養護老人ホームです。日置市内のある施設にお話を伺いましたら、年間1,500万円ぐらいの減収になるということでした。一方で介護職員の処遇改善については1人平均1万2,000円の処遇が改善されるということなんですけども、処遇改善になっても、介護報酬の年間1,500万の影響というのは、職員のこれまで配置を若干手厚くしてあったようなところも見直さなければならぬというそういったことも聞かされました。実際市長自身もですね、今回市内の福祉施設の中で、介護報酬の引き下げの影響について、どういったことをお聞きしているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、介護報酬特別老人ホーム、この中で一番大きな問題になったのは留保金だったんです。この留保金というのが国の全体の中で論議になりました。特に大小それぞれあるわけなんですけど、留保金持っている中において、施設を新しくつくっているのか、施設は古いものであるか、そういったことは加味しないで、ただ留保金という分だけで、大変特別養護老人ホームのほうが多く持っている。その中で今回こういう見直しもされたようでございます。特に私ども特別養護老人ホームの規模なんです。私どもやはり最初50床ぐらいの希望でしたけど、50床の規模ではどうしても運営が難しくなる、少なくとも80床以上でなければ経営が難しいというのは十分認知しておりましたので、先般の第4期か5期に入ったとき、そういう特別養護

老人ホーム、老健施設につきましては、それぞれほかのところもある程度日置市にあるのは約80床以上にかえて広げていただきました。やはりそうすることが、経営をうまくやっていく、極端に特別養護老人ホームという中で小規模もあるんですけど、30とか50というのはおそらく経営的にも大変難しいのは十分わかっておりましたので、そういうことをしましたので、今回、この制度の中で報酬は下がりますが、また毎年それぞれ収支のほう、各施設からの要望もお聞きしながら、やっていかなきゃならない。また特に職員の改善のほうにつきましては、ある程度あるということになりますけど、施設の中にはこの介護予防をする介護士だけじゃないですよ。言えば事務の方もいらっしゃいますし、運転手もいらっしゃいますし、また料理をつくる人、さまざま。ここあたりの部分です。基本的には同じ法人の中で介護をするだけのかただけをあげることは難しい。基本的にはこういう全体的に、経営的に、収支のほうはどうであるのか、やはり毎年見ながら、全体的に上げ下げをしていかざるを得ない部分がありますけど、今後毎年、決算等、私ども十分精査しながら、このことについては対応していきたいと思えます。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。特別養護老人ホームは内部留保が3億円あるとかですね、そういった報道もされております。実は介護施設の内部留保も4,500万から多いところで4億5,000万ということで、施設によってかなり差があります。しかし今回の制度がそういった状況にかかわらず一律して6%引き下げるということで、特に内部留保のない施設にとっては、非常に大きな影響も出ております。また都市部では特別養護老人ホームが総体的に充足率が足りないということで、建設に参入しようという業者も今回の介護報酬の引き下げによ

って、施設運営を断念するようなそういったケースもありますので、本市においては施設の充足率は比較的高いかもしれませんが、日本全体を考えたらやはり施設が極端に少ないような、そういった地域がありますので、介護報酬の見直しについても、私は改善を求めていくべきじゃないかと思うんですけど、市長のお考えを再度お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

全体的には大事なことしかしりませんが、私はいつも日置市にあります介護保険施設、あらゆるところに行っております。そういう中で収支状況というものもある程度把握しております。その中で今後ことし1年間このような状況で報酬単価がどれだけ下がったのかどうか、収支もいつも報告いただいておりますので、全体は別として、日置市だけはそのような実態をやはり介護保険課を含め、実態把握をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。介護保険サミットについて1点だけお尋ねいたします。昨年は熊本市で開催されました70万都市の熊本市の地域性が反映されたと思いますけれども、本市としてはことし10月に実施されますけど、本市のこういった特徴を市長はアピールしていきたいと考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

サミットもことし16回ということで、今言ったように熊本市が大都市でございましたけれど、前行われたところは小さな都市もありますし、私どもの市だけじゃなく町も北海道からずっとありました。その中で私がこの地域の介護保険、特に私どものところは医療と介護、これセットになった形の中でやっております。やはり介護保険制度というのは、医療とセットでなければ、受ける側からする中においていつも言われているのは、たらい回

しになるのか、その中で、出て行かなければならないのか、そういう大きないろんな課題も残されておりますので、こういう日置市にあります医療と介護の組み合わせをうまくしながら、また特に市民の皆様方の参加が私ども市におきましても、市民の皆様方が介護保険におきますいろんなサポートをしていただいております。そういうものも日置市ならではのアピールというのもできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、介護保険課のほうで、そういう方を選定しておりますので、10月の1、2におきましては、日置市のいくばくなアピールができるんじゃないかなと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。介護保険最後の質問をいたしますけれども、きょうの南日本新聞も先ほど述べたとおり、介護の受け皿づくりが、急務ということで、太文字で大きく書かれて市長も読まれたと思いますけれども、今回今の高齢者介護については、高齢者を支える市町村の力量を問われていると言われております。最後に市長の決意をお伺いしまして、この質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今回出てまいりました27年度から要支援の1、2。これは市町村に委ねられたということは、市町村の特色を出していかなきゃならない。ある程度それだけのパイを1、2の中におきまして受けられるのかどうか、先ほど言いましたように、基本的にはボランティアという方々を活用しながらそういう受け入れ体制をつくっていかなきゃならない。これがおそらく各市町村によっての取り組み方の中で大分大きな差が出てくるというふうに、本当は全国一律でなければならぬというもんでございますけど、要支援1、2についてはおそらく差がついてくる問題が否めません。このような中におきまして、私どももこの介

護保険制度にのっとった中で日置市らしい介護保険制度をまた構築していきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。次の日置市の平和事業の取り組みについて再度質問をいたします。ことしは戦後70年ということで節目の年です。新聞やテレビを見ても、この戦争の体験の方の話とか、戦争の時代の写真や映像などを見る機会がございました。先般私は月曜日の日にですね、実はMBCテレビで米軍機が日本各地にカラー写真でですね、ちょうど空襲やまた銃撃をしたシーンがフィルムに残されております。そして日置市もですね、実はそのシーンが映っていました。ちょうど伊集院駅のほうを米軍機が銃撃をしているシーンがありました。ちょうど南薩線鉄道と鹿児島本線の分岐点ということで、当時この伊集院駅の状況を見ますと、貨物列車がいっぱい止まっています、そしてまわりにはほとんど建物がなかったというシーンがありましたけれども、先週月曜日にこういった映像の番組がありましたけれども、市長自身見られましたでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ちょっとその場面は見ておりません。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。まあこの日置市はちょうど終戦の年ですね。11月1日に米軍が吹上浜、志布志湾、宮崎に上陸をするという、オリンピック計画というのがございました。たまたま戦争が8月に終わりましたので、こういった計画はなかったんですけども、もしこの米軍が吹上浜に上陸すれば、この日置市では大きな被害があったのではないかなと思っております。そういった中で、風化させない取り組みが必要だと私は認識しております。今回27年度は戦後70年ということで、鹿屋市、南さつま市など、平和に関するさまざまな事業が積極的に取り組んでおります。そのこと

について、市長ご存じでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に鹿屋市が中心になりまして、そういう施設といいますか資料館とか、そういうものを持っているし、鹿屋市、南さつま、南九州が取り組もうという話は情報として入っております。今後におきましても、私ども日置市にありますパネル等は展示をしていきたいというふうには思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

パネルは昨年原発に関するパネル展も開いたと思いますけれども、やはり一番の問題は戦後70年風化していると同時に、この日置市で戦中戦後どういった出来事があったのか、日置市内もあちこちで空襲などがありまして、多くの方が亡くなっているということもお聞きしておりますけれども、ほとんど記録が残されておられません。伊集院駅も相当空襲があって多くの方が亡くなったというお話を私も聞いておるんですけれども、その記録も残っておりません。戦争に行かれた方がもう90をおそらく超えてきました。そして戦争を覚えている方が80歳前後だと思いますので、今戦争のときの状況を記録、記憶しなければ、次の世代に引き継げないわけです。ですから、今回私が提案したいのは、本市日置市内の市民の方に、戦争のときの当時の様子をやっぱり市として情報収集をしながら、記憶、記録を残すようなそういった一歩踏み出した平和の取り組みをするべきではないかと市長に伝えまして、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

まず、それぞれ旧4町におきましては、それぞれ郷土史というのがございます。郷土史の中に伊集院、東市来町、日吉、吹上の中にこの戦争の時代のときも載っております。これを私どもも戦争の中でさっきも言いましたように、パネルとかいろんなこともやります

けど、こういうものも活用しながら状況等を市民の皆様方に知らせる方法を考えていきたいというふうに思っております。

私の親父も軍人でありまして、小さいころは、叔父は戦死をしました。その中でいつも生まれたときからこのことについては自分自身も、戦争というものがどういう悲惨であったのか、どういう形であったのか、私の親父は3回ほど戦犯にも引っぱられていった経緯がございます。そういうことを踏まえてですね、やはりこういう形の中で戦争というのは二度と起こしてはならない、そういうことを自分自身も強く思っておりますので、そういう形で市民の皆様方にもやはりきちっと風化させない形で伝えていく必要があると思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

この件については5番議員も再度質問いたしますので、また細かい点についてはひかえます。

最後の病児保育について、質問いたします。ちょうど2年前この場所で質問をさせていただきました。少子化が進む中で、核家族化が進みまして、子どもを生み育てる環境について非常に近年大きく変わったと言われております。本来ならば子どもが病気した場合、親が面倒見るのが昔であれば当たり前であったんですけども、やはり今の社会の情勢の中でどうしても仕事が休めない、そういった保護者の方も近年ふえてきているのも事実でございます。現状についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

病児保育につきましてですね、現状としてですね、この医療との関係、今保育園のほうに二、三カ所お願いしておりますけど、医療と市の連携というのが一番大事であるというふうに思っております。特にお母さんたちは元気な子はそんなに心配しませんが、やは

り病気がちな子どもは大変いろいろと心配し、夜も寝られないという部分がたくさんあるのかなと思っております。特に子どもというのは夜、保育園に行っているときだけじゃなく、夜もありますので、こういう連携というのを特に私どもこども病院がありますので、その先生ともちょっと打ち合わせをしております。ですけどスタッフ的な体制、こういうものもまだ十分整わないし、病児保育のいろんなことにおいても、保育園においても、そんなに単層的に深いものではありません。そういうことを含めて今後十分そういう保育所また病院という形の中で、連携を図りながら、少しでも市民のお母さんたちが安心できる、そういう体制づくりを務めていくよう、努めていきたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。ことしは子育て支援計画が新たな形でスタートしておりますけども、アンケート調査も実施されております。前回の質問の中で、どういったサービスが必要かというニーズ調査をした場合、子どもが病気をした場合、非常に困るというそういったニーズ結果がありますけど、今回の結果についてどうだったのかお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

今回のアンケートの結果でございますが、乳幼児健診が71.7%で一番高かったところでございます。次に子育てパスポートの事業が69.5%、そして延長保育事業が65.5%で、病児病後児保育事業が57.8%という具合になっておりました。自由意見としても、急な病気のときの病児保育についての希望が多かったというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

11番。先ほど市長が病院との連携とか、こども病院との話の状況もお知らせいただいたんですけども、前回の中で市長は先進的

な事例の中で勉強しながら日置市としてどういう形の中であるのか、今の中ですぐできるという回答はできないが、このことについては今後勉強していきたいと述べられております。そういう状況の中でですね、医療機関と病児保育について協議をし、どういった意見が出されたのか、もう少し詳しいご説明を願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今先般の中から話し合いをしている状況でございます。さっきもちょっと申し上げましたとおり、この病院のほうにおきましても、病児の方をすぐ預かれるのか、また部屋のどこなのか、やっぱりこういうものも時間を要するというところでございましたので、もう少しちょっと時間をいただきながら、保育事業また病院の担当と打ち合わせをさせるようにしていきたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

担当課においては昨年からはじめました、枕崎の市立病院の病児保育について調査をされたということをお聞きしておりますけども、その調査の目的と状況はどうであったのかお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

今ございましたように、枕崎市の市立病院のほうで病児保育を昨年の12月1日から運用を開始されております。その状況を調査をさせていただきました。枕崎市では、建屋を4,500万ほどかけて別棟で平屋で面積が118.97延べ面積でございます、平米の建屋をつくって、そこに3部屋、3人ずつの定員9名の施設をつくっていらっしゃいます。対象者が0歳児から小学校3年生未満、10歳までですね、を対象として、いらっしゃいました。実情といたしまして、2月20日現在で登録者数が160人と、そして同日までに利用された人員が18人、延べ日数で30日利用されたということで伺ってお

数で30日利用されたということで伺っております。なお保育士につきましては、常勤が3人、それからパート1人ということで、ローテをしていらっしゃいます。看護師につきましては、市立病院のほうから受け入れますというような形でございます。実施上の留意点というか、問題点ですね、につきまして、当施設のほうにつきましては、施設基準というのが、保育士が一人に対しまして、対象児が3名、それから看護師につきましては対象児10人につき一人というような状況もございます。そしてまた、病児保育を必要とする児童が不定期であるというような部分もありまして、なかなかこの保育士の確保というのが難しいというところが一つ問題になっておるようでございます。そういったところ、本来はこの建屋とか、いろんな部分につきまして、補助等につきましても、調査をしたかったところですが、何せ公立なものですから、そういった補助の面が全くないということで、市の単独でつくられたというふうに向っております。

以上でございます。

#### ○11番（坂口洋之君）

病児保育についてはやはり、季節によってニーズが違うということで、冬場はやっぱりインフルエンザ等で預ける方が多いというのを聞きしておりますけれども、一年をトータルすると、必ずしも利用が多いという状況ではないんですけれども、いざというときの安心をするために市の施策として、設置する自治体もあるようでございます。そういった中でやはり一番の問題は財源の問題だと思いますけれども、現行のこの病児保育は1カ所あたり国県自治体が3分の1ずつの負担割合で、年間で241万円しかございません。安倍政権はですね、育児と子育ての両立ということを強くうたっておりますので、やはり一番の課題である財政的な支援をどう求めている

のかと同時に、多くの病児保育は医療機関の先生の献身的な赤字でも、やるといったそういった姿勢で実施されておりますので、やはり今後とも設置に向けてのですね。

#### ○議長（宇田 栄君）

坂口さん。1分ないですから。

#### ○11番（坂口洋之君）

はい。国への支援を求めていくべきではないかということ、最後にお聞きいたしましたので私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、2つの保育園ではこの病児保育もやっておりますけれど、本当に財政的な負担、さっき言ったように定期的といいますか、人数が敷延であるという分が第一の要因でございまして、国において、それだけ敷延な要因の中でそういうものを上げられんかどうか、不安な部分がありますけど、やはり国の財政措置をたくさんいただかなければそういう事業はできないというのが現実でございます。幸いに私はこの日置市はこども病院が一つあるというのはですね、大きな特色であります。ほかの町には、このようなこの病院のこの体制の中で、子どもたちを見てくれる市町村はありません。この院長ともよう話をしておりますけど、前向きな形もありますけど、日置市におります子どもたちがいたときは、すぐ子ども病院のほうに日中、夜走って行っていただける、ほかのところよりも安心できる一つの特色じゃないかなというふうに考えております。

#### ○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

#### ○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。あす18日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会をいたします。



午後 3 時12分散会



第 5 号 ( 3 月 1 8 日 )



議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（18番、12番、5番、6番）
日程第 2	議案第45号 日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について
日程第 3	議案第46号 平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）

本会議（3月18日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長兼選挙管理委員会書記長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂 下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福 祉 課 長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	満留 雅彦 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

道路法や河川法が適用されない法定外公共物、いわゆる赤線、青線と言われる里道、水路は、その多くが農道や農業用水路として地区住民の日常生活に密着した道路、水路として利用をされております。そして、地方分権の推進を図るために里道、水路の機能を有するものなどについては、平成17年の3月までに国から市町村に譲与されました。よって、それらの管理や境界確定、用途廃止などの申請窓口も市に変わりました。そこで質問をいたします。

日置市の財産となった里道について、現在の維持管理等の状況はどうか。一般的な現状をお示してください。

次に、その管理の状況や境界などについて、市民からの苦情や相談はありませんか。また、トラブルになっているようなことはないでしょうか。

行政職員の仕事は、法や条例、規則等によってなされるわけではありますが、日置市の財産とはいえ、法定外との認識から、その対応、取り扱いが曖昧になっている、そのようなことはないでしょうか。もちろん市民にも同じようなことが言えるかもしれません。

そこで提案でございます。みんなの財産ですから、市民がお互いに気持ちよく利用でき

るように法定外公共物に関する条例や決まりなどについて、市民、行政が共通認識ができるようなわかりやすい広報が必要だと感じますが、いかがでしょうか。

2年前の市長市議選が無投票だったことにさまざまなご意見もいただきましたが、来月、4月は3期ぶりに県議選が投票として実施される予定であります。しかし、数少ない市民の参政機会である選挙の投票率は下がり続けております。

そこで、低落傾向にある投票率の向上策などについて質問をいたします。

年代別の本市の有権者の数とその投票率の推移をお示しいただきたいと思っております。そして、なぜ投票に行かないのか、行けないのかなど、その理由について把握できているのでしょうか。

また、投票率の向上について、現在の本市の取り組み状況をお示してください。投票率を上げる努力と同時に、下げないための、今の投票率を守っていくための取り組みとして、現行の投票所やその他について市民からの要望や苦情は届いていないのでしょうか。

以上、2項目について誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の法定外公共物についてということでございます。

その1でございます。法定外公共物の管理につきましては、法定外公共物管理条例と同規則に基づく占用許可などのほか、維持管理の面では、伊集院地域では、用途地域の里道は都市里道として建設課が管理し、農道は農地整備課、林道は農林水産課、そのほかは財政管財課が管理しており、各支所は、産業建設課と地域振興課がそれぞれ管理しています。

また、地域住民の生活に密着した、いわゆる集落道につきましては、自治会等の清掃活



動の一環として、年に数回草払いを行っていただき、維持管理が図られているところでございます。

このほか、荒れた路面の舗装補修などの施工が必要なものは、各地区の要望を地区振興計画に計上していただき、地域づくり推進事業で対応しているところでございます。

2番目でございます。管理状況の面では、住宅の水道引き込み等に伴う占用に関しては、施工業者が申請者の代理として占用許可の手続を行うことが多いため、特段の苦情等は寄せられていません。

また、境界に関するものとしては、民地と法定外公共物が隣接している土地で、分筆登記等のために境界の立ち会いが必要な場合は、土地家屋調査士が申請者の代理として申請の手続と境界確定に立ち会いますので、今のところ目立った苦情やトラブルはありませんが、まれに里道に接する民地と民地の個人間の問題が起こるケースがあります。

このような場合には、双方で話し合いによって解決を図っていただくようお願いしているところでもございます。

3番目でございます。法定外公共物に関する周知につきましては、条例はホームページに掲載しており、このほか行政嘱託員への市政説明会の資料の中で、敷地の占用や工事を行う場合などは市長の許可が必要であるという旨を記載し、市民の皆様から問い合わせがあった場合の参考となるようにしていますが、現状では周知が十分ではございません。

そこで、今後は、法定外公共物に関する決まりや手続等について、広報誌やホームページを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

2番目につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁をさせます。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

市民の数少ない参政機会である投票率向上

について、1番目でございます。

直近の平成26年12月に執行された衆議院総選挙での年代別有権者数で申し上げますと、20代4,112人、30代5,141人、40代5,472人、50代6,839人、60代7,937人、70代5,884人、80代以上5,925人となっております。

また、投票率の推移ですが、総務省へ報告いたします年齢別投票者数に関する調べからの投票率ですが、20代33.95%、30代45.83%、40代55.18%、50代63.88%、60代73.50%、70代77.67%、80代以上44.75%となっており、前回平成24年12月執行の衆議院総選挙と比較しますと、20代3.67ポイント増、30代6.43ポイントの増、40代6.17ポイントの減、50代3.27ポイントの減、60代6.33ポイントの減、70代17.85ポイントの増、80代以上12.73ポイントの減となっております。

次に、2番目でございます。近年低投票率傾向は国政、地方選挙全般を通じて進行しており、日置市でも有権者の約4割の有権者が棄権している状況です。

投票に行かない理由につきましては把握しておりませんが、年代別で見ますと、20代、30代の投票率が低いことが伺えます。このことから若者の政治、社会に対する関心が薄れてきていることが大きな要因と一般的には言われているところでございます。

投票率向上につきましては、期日前投票で、市内どこでも投票ができるよう投票システムを構築し、各期日前投票所で地域を問わずに投票ができるようにいたしました。市の広報誌等はもちろんですが、平成25年の市長市議選より、南日本放送のデータ放送を利用するなど、啓発を行っております。

また、市の明るい選挙推進協議会の啓発活

動、児童生徒を対象とした啓発ポスターコンクールへの作品募集、生徒会選挙時の投票箱、投票記載台の貸し出しを行ったり、政治意識の醸成に向けた取り組みとして土橋中学校の生徒会選挙時に出向き、出前授業も実施したところでございます。

3番目でございます。苦情等については、投票所の段差解消、靴の脱ぎ履き、選挙公報の届くのが遅いなどが寄せられております。

現在の投票所につきましては、市の施設3カ所、学校施設6カ所、地区公民館19カ所、自治公民館10カ所となっており、投票所は集落間の距離、選挙人の人口比、有権者の利便性等を勘案して設けているところでございます。

#### ○18番（池満 渉君）

最初に、里道の件についてでございますが、まず、通称赤線と言われておりますが、この里道ですね、里道について国道や県道、市道といったようなものと比較して、市長はこの里道の重要性についてどのような認識をお持ちなのか、その認識について伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

里道につきましては、地域に密着したっていいですか、そういう道路という意識づけを持っております。いろいろとそれぞれの小さなところまで入っております、里道の幅も大変小さい50cmから、また2m以内、それぞれあると思っておりますので、地域に密着した道路であるというふうに思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

地域に密着しているということは当然でございますし、住民の方々になくってはならない道路であります。

しかしながら、私は国道、あるいは県道、市道といったようなものとする、どうも言い方が変であります、蚊帳の外というか、何かちょっと曖昧な感じがしてるんじゃない

かというふうに思っております。もちろん市民の方々の中にも何かそういったような気持ちがあるんじゃないかと推測をしております。もちろん感覚的にということでもありますけれども。

私はこの里道に絡む市民の方々から相談、あるいは愚痴といったようなものをよく受けます。もちろんそのことを解決するのはなかなか大変なことです、なぜそのようなようになったのか、そのような愚痴が出るのかというのを、やっぱりいつも思っているんですが、私が受けた相談の特徴的なものを一つご披露いたしますと、相談をした人の家は、いわゆる市道からすぐ里道を通して自宅に入るんです。里道しか入り口がないんですね。

ところが、少し段差があってちょっと下がってるんですが、その自宅に入るまでの間にもう1筆、他人の隣接の人の土地がある。これまではその里道を通りながら自宅に出入りしてたと、車も入ってたんだということなんです、ところが、市道に全く一番近い隣の人が低いためにかさ上げをしたと、建築ブロックか擁壁かを使ってかさ上げをしたんだということで狭くなったんだという申し出があったんです、相談がですね。どうも、圧迫感を感じると、やっぱりこうありますから。それから、車もこれまで通ってたんだけど、通らなくなったんだということで、何とかしてくれないかという話がありました。

私は当時、職員の方に話をして、一緒に現地を確認もしました。しかしながら、いわゆる事後のことでございますので、境界が果たしてどこだったのか、あるいは本当に下の方がおっしゃるのが正しいのか、かさ上げをした人が正しいのか、そこがなかなか確定ができなかったんです。双方の思いがそのままこうずっと来てしまったというような事例がありました。

いつまでもその方もおもしろくない、ある

いは言われた方も、自分の境界のところ積んだつもりであるけれどもということでもおもしろくないというような事例で、相談でありました。

そこで、先ほど言ったように、なぜこんなことが起こるんだろうかというようなことを常々思いながらでしたけれども、今回のどうしたらいいかというような質問になったわけでありました。

法定外公共物である里道について、行政のかかわり方、スタンスといいますか、それと条例のあり方などについて幾つか質問をしたいと思います。

本市も今答弁でありましたように、法定外公共物の管理条例、そして施工規則が確かにございます。

条例では、3つのことについてうたっております。

1つは、行為の禁止、そして占用の申請、許可ですね。それからもう一つ、占用料が必要になるといったようなことを中心に書いてありますけれども、管理条例というふうにならうたっておりますけれども、実はその維持、管理はどかがどのようにするというようなことまではうたっていないわけで、今市長から答弁がありましたように、一般的には里道というのは地域住民の方々、市民の方々、そしてそこを利用する方々がみんなで掃除をしたり、あるいはちょっとこう軽微な補修については自分たちでやるでしょう。

また、都市里道、あるいは農道として利用されているようなところは、しっかりと行政のほうでフォローするというようなことでもあります。

それ以外の維持補修についてということですが、今市長は地域づくり事業などの予算を使ってと、地域の計画に入れてということもおっしゃいましたけれども、では、地域づくり事業、もちろん公費ということ考

えれば同じですけれども、こういったような判断基準と申しますか、これは地域づくりでやれるよねとか、あるいは、もしかしたら自治会の方々にやってもらわなければ困るかなというぐらいの軽度、重度といったようなことも含めて、現地の状況調査というのに職員が出向いて確認をされているのでしょうか、そこら辺はどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、里道の場合については、国道、県道、市道っていうのは公共っていいですか、不特定多数の方が大変利用するという、里道は限られた、その地域の方だけしかあまし利用されないという部分がございます。

その中で、この補修という部分については、限られた部分でございますので、地元のほうにお願いしているのが通常でございます。

この地域づくり事業であっても、やはり地区の皆様方が現地を見て判断する、判断基準というのはないわけなんですけど、やはりそこあたりが物すごく荒廃、荒れくれておればやらなきゃならない。

都市里道であっても、市の予算も投入する部分もでございます。それは里道がどういう状況で今あるのかどうか、これを基準はないんですけど、ほかのところと見比べてみてどうであるのか、そういう判断を特に技術者の職員担当等が出向き、そういう補修については判断をしているのが現状でございます。

#### ○18番（池満 渉君）

職員も出向いて、その程度などについて確認をするということですよ。

では、この里道にかかわる4つの件について実績を質問いたします。

まず、里道の用途廃止によって売却、あるいは払い下げをした件数ですね。それから、占用の申請があつて、占用の許可をした数、そしてその結果、徴収したいいわゆる占用料の額、そして最後に、境界確定の申請があれば、

その境界確定の申請の数がどれくらいあったのかというのを、ここ二、三年の実績でお示しをいただけませんか。

**○市長（宮路高光君）**

24年度が、払い下げをしたのが5件、占用申請が77件、占用料が91万150円、境界確定が73件、25年度が、払い下げが2件、占用が52件、占用料が100万940円、境界確定が76件、26年度が、払い下げが3件、占用申請が50件、占用料が103万5,358円、境界確定が61件と、このように大変多い部分がございますけど、特に占用申請等におきましては、九電の柱とかNTTとか、こういうものが主に上がっておりますし、また、払い下げについては、特に機能してないっていいですか、もう1軒、もうその方しか使えない道路等においては、もう基本的に私の市としては払い下げをしていく、そういうことがやはり維持管理を含めた中でも一番いいということで、そういう払い下げは、そういう不特定じゃなくて、もう1軒しかないとか、もう何もないという、そういう部分のときに払い下げをしているような状況です。

**○18番（池満 渉君）**

今、示していただきました数字についてですが、用途廃止、いわゆる払い下げをしていただいたお金ですね。売却した場合には、これは当然市の収入になりますよね。そして、占用の申請先、それから占用を許可する許可権者は、これは市長ですよね。もちろん占用料も市の収入になるわけですが、そして境界確定の申請があったときに、その立ち会いをするのは当然行政職員のはずであります。このような一連のかかわりをやっぱり見てくると、幾ら法定外と言えども、やっぱり公共物であります。私たち市民の財産であります。

そこで、先ほど言いましたいさかいというか、問題がなぜ起こってくるのかということ

を考えてみますと、2つぐらいやっぱりどうしても原因というかやり方がもう少しまくいけばというようなことが考えられると思うんです。

そこで、第1点目は、境界確定のこの立ち会いの範囲であります。

お尋ねをいたしますが、今70件、60件ほどの境界確定の申請、立ち会いの申請があったということではありますが、この場合、当然職員は立ち会っているわけでしょうけれども、あわせて職員以外にどの範囲の方々に立ち会いのときに同行をお願いされるんでしょうか。そこら辺はどこら辺まで一緒になって境界確定の立ち会いを依頼をされていますか。

**○市長（宮路高光君）**

特にこの立ち会いの場合には、そこを昔から知っている方といいですか、特に自治会長さんとか、地域のそういう方々にもお願いをしていかなければ現況等、昔とあった部分が違う部分があるというふうに思っておりますので、市の職員だけでも何も現況がわからない部分がございますので、地元の自治会長さんにも立ち会っていただける、そういうことをお願いしながらやっているのが現状でございます。

**○18番（池満 渉君）**

一般的に民地の場合はしっかりと図が、地籍図があります。そして面積などもあって、最終的な隣との境界は話し合いをしてくださいと、立ち会いをしてくださいということですけれども、里道については、法務局、あるいは市役所の地籍図などでも道としか出てないわけですね。

そして、その里道がどれだけあるのかという面積を表示するような公図もございません。おまけに市長から今ありましたように、その道幅も狭かったり、一部広がったりとか、非常に複雑で、恐らくそのようなことなどから、後からもめごとが起こってくるんじゃないか

という気がしております。

したがって、立ち会いの際は、今市長から自治会長などの地元を知る人たちなども含めてとありましたけれども、申請をした方と、そのいわゆる隣接地ですね、そして里道があれば、そこを利用する人たちとすれば、その道路の対面ぐらいの人たちもやっぱり境界の立ち会いをするときにお声をかける必要があると思います。

私は、申請があった該当する里道のいわゆる利用者ですね、通常の利用者の方々や、市長からありました自治会長なども一緒に見てもらって境界の確定をするという行為が必要だと思えます。やっぱり地域の利用する人たちの参加が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特にこの申請する方は土地家屋調査士、この方が、本人はしません、この人が代理で参りますので、今おっしゃいましたとおり、公民会長とか、恐らくそこを使ってる限られた人間の方だと思ってるんです。家があったり、奥に畑や田んぼがあったりする部分がありますので、そういう関係者のほうが境界の部分を、里道の場合。

特に置く、ブロックを積んだり、そういう部分がございますので、やはりそういう部分については、そういう隣接する方々も立会人ですね、していただくことが、その後にもめとがないというふうに思っておりますので、なるべく今後そのような事案につきましては、関係者が集まるようなことを市のほうで連絡をしてやっていきたいというふうに思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

この里道は、再三言うようですけれども、概念としては個人のものではなくて公共のものだというのを、市民もやっぱりわかっていると思うんです。しかしながら、何かそこにど

うも曖昧な部分があるんじゃないかというふうな気がします。

そのことがどうしてもいさかいがあったり、無届けみたいなものがあったりとかいうことになるんじゃないかと思うんですが、今、何でそのようなことがと言いましたが、もう一つの原因に、やっぱり条例の中の第3条、行為の禁止という部分を事前に相談もなく、そして無届けでやっぱり行ってしまうという場合が、そのいさかいなどの原因になるような気がいたします。

条例の第3条、行為の禁止は、法定外公共物、いわゆる里道の機能、構造等に支障を及ぼす行為をしてはならないとうたっているんですが、しかしながら、この条例そのものは十分に市民に周知できているとはなかなか思えないわけであります。

そこでお伺いをいたしますが、もしこのような禁止行為が無届けであった場合、なされた場合、市としてはどのような手段で、どのような情報を使ってそのことを判断をされて、把握をされているのかお伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、行為の禁止行為の中で赤線のほうに出ておったら、これは原状復旧というのが一つの建前でございますので、原状復旧をするか、またそこを買収するか、もうこの2つしかないと思っております。

そういう中で、今後やはり私ども周知してない部分もたくさんございましたので、やはりこういう里道については、やっぱり市の財産でございますので、さっきもちょっと述べましたとおり、公民会長さんとか、今後鹿児島市のほうも公共物の使用料つくっておりますので、広報誌とかいろんな伝達の方法はありますけど、何かこういうことが、今後起こり得る場合もありますので、市民の皆様方にこの法定外公共物のしおり等もつくりながら、配布か何かそういう方法もやっていきたいと

いうふうに思っております。

**○18番（池満 渉君）**

今市長から原状回復というようなことが出ました。条例の第16条で、この原状の回復ということは当然うたわれております。禁止行為をした場合、それから占有許可を受けて使用した後に原状の回復がなされていない場合には、市長は原状回復を命ずることができるというふうにしておりますが、今市長が言われました原状回復を命じたような事例がこれまでにありますか。

それともう一つ、第20条で、これに今度とは従わない場合は5万円以下の過料に処することができるというふうにあるんですが、この過料に処したような過去の事例があるんでしょうか、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

まだこういう事例がないというふうに認識しております。

その前にいろいろと今話がありましたとおり、こういうことが起こらないような形で今後事前にやはり境界の確定を含めた里道のそういう占有のものにつきましては、事前に調査をきちっとしながら、またお互い立ち会いのもとで話し合いができるような方向の中で進んでいけるよう指導していきたいと思っております。

**○18番（池満 渉君）**

結論はそこではありますが、私は市民の方々から受けた相談を、何もさかのぼってそれをどうしろ、こうしろということは申しません。ただ、これから先、みんながニコニコして、もっと仲よく、全ての共有物だと、みんなの共有物だということがかかわっていけるような方策が必要だと思います。

幸い、市制施行10周年になりますので、日置市民がもっと明るく、お互いが譲り合っていけるようなことにつながればと思います。民地と民地はそれぞれですけれども、やっぱ

り公共物がそこに入るのであれば、行政が何か配慮を、努力をすることで少し和らぐんではないかという気がいたします。

そこで、市長は広報をもう少し徹底をしていきたいということで答弁をしてくださいましたけれども、その広報の仕方なんですけど、ホームページ、あるいはお知らせ版とかいろいろなものがありますけれども、これは例えば、定期的に年1回ぐらいは、変な言い方ですが、定期的にやっぱりやっておかないと、一、二回やっては忘れる可能性もありますし、周知が徹底しない。

それから、鹿児島市のこのしおりですが、3ページぐらいになってますね。なかなか3ページを見るのは容易なことではありませんので、1枚ぐらいにわかりやすく、とにかく何かするときには相談をしてくださいと。相談をしてからでいいわけですが、いろんなことをみんなで守っていきましょう、みんなで管理していきましょうといったようなことを、わかりやすく広報すべきだと思いますが、そこ辺についても広報の方法を十分ご検討いただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

大概の方はこれを見るのかどうかと、私もちょっと疑問には思います、現実的にですね。ですけど、こういうふうにして、私ども行政としてはやはり広報の伝達というのは大事なことでございますので、年1回は広報誌にも載せますし、また公民会長との回覧にも、何かの中で年に1回は出すような形をしていきたいというふうに思っております。

**○18番（池満 渉君）**

明るい日置市が、お互いが譲り合って助け合っていける日置市ができることを願っております。

次に、選挙の投票率の向上についてであります。

今答弁がありましたように、過去の国政選

挙など、いずれも低落傾向であります。そして、最も身近な私たちの日置市議会議員選挙、合併すぐの平成17年のときは平均で80%ぐらいあったと思います。それが4年した平成21年には、ちょうど70%に落ちております。2年前は無投票となったわけですが、このようなことでも、随分身近な選挙でも何かこう投票率が下がっている。

しかしながら、今選挙権を18歳からに引き下げるといふようなことがほぼ決まりそうではありますが、何とかこうですね、上げられないかという気がいたします。

被選挙人であるいわゆる私たち自身も、投票率が低いと、果たして市民の代表として認知されてるんだろうか、自信を持って仕事ができるんだろうかというふうにちょっとやっぱり不安になりますので、そこ辺について二、三、お尋ねをいたします。

もちろん投票に行かないとか、何とかというのは、いろんな社会的な状況もあったり、個人の都合などもあるでしょうけれども、1人でも多くの方々にせめて政治の場に、政治にかかわるチャンス、機会でございますので、多くの方々に参加をしていただきたいと思っております。

答弁の中で、投票率の低下、そして投票に行かない理由、行けない理由ということで、具体的にはなかなか把握をしていないということでしたけれども、今に始まったことではありませんので、投票率が下がってきたとか、投票に行かないとか、なぜ行かないのかというのは、市民全体じゃなくても、抽出してでも市民の本当の声を聞くことが必要だと思いますが、何かこれまでにアンケートをとって、ちょっと市民の声を聞いたとかっていろいろな試みはなかったんでしょうか。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

市独自でのアンケート調査は実施したことは今までございません。

行く、行かないの理由につきましては、先ほどもお話いたしましたけど、選挙執行の时期的なものや、若者を初めとした政治に対する関心の薄れというのが少なからず影響してるんじゃないかというようなことしか感じていないところでございます。

#### ○18番（池満 渉君）

非常に難しいことだと理解はしております。しかしながら、そのことを受けて新聞やテレビでも、今18歳からの選挙権の話などでも、非常に投票率をもっと上げようと、選挙に行こうというような取り組みをしているのがよくテレビ、新聞でも出ております。

さまざまな学校教育の中でも、教育現場でも、いろんなところでも、それやっていると、いふふうにお答えをいただきましたけれども、じゃ、その結果、投票率が少し上がったかな、どうなのかなという、その効果についてはどのように感じておられますか。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

その効果については、なかなか成果としては目に見えてあらわれるというようなことは見えてきません。

こういったことを中学校の選挙事務とか、生徒会の選挙等に出向いて学習をしていたりとか、そういったことが数年先、数十年先になるかもしれませんが、そういったことが地道に粘り強く啓発活動をしていくことが大事だというようなふうを考えて現在取り組んでいるところでございます。

#### ○18番（池満 渉君）

大変難しいことはよくわかります。そして、ある意味、そのときの選挙によってはぐっと投票率が上がる場合がありますよね。

例えば、近年、ここ最近のを見ると、知事選なんか、何か原発などを争点としたときには、幾らか前回よりも投票率が上がるかというような現象もあります。

もしかしたら、私たち市議会議員の候補者

にもその責任があるのかもしれませんが。候補者の顔ぶれを見て、投票率が上がるのか、上がらないかというのもあるのかもしれませんが、これは少し冗談ですが、そこ辺の責任も感じるところであります。

期日前投票についてお尋ねをいたします。

もちろん公職選挙法やら非常に厳しい縛りがあって、やみくもに何でもかんでもやるというわけにはいきませんが、大変便利な制度であります。期日前投票のこの推移というんでしょうか、期日前投票を利用する人の割合がどうなのか、最近始まってから最近の期日前投票を利用する人の傾向ですね、最近の傾向についてはどうなんでしょうか、そこら辺をお示しいただきたいと思っております。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

期日前投票の最近の傾向でございますが、平成25年7月の参議院選挙で、有権者数4万1,722人、投票者数2万1,598人のうち、6,189人の、28.66%が期日前の投票者数となっております。

それと、昨年12月、衆議院選挙でございますが、有権者数が4万1,304人で、投票者数2万3,847人、そのうち6,926人の29.04%が期日前の投票者数となっております。直近の推移を見ますと、0.38ポイントほど増加傾向にあるということが言えます。

#### ○18番（池満 渉君）

全体の投票率を上げるのには、私は一定の効果があるだろうというふうに思います。

本市のこの期日前の投票所は市内4カ所の市役所です。役所は段差の解消も進んでおりますし、それから土足でももちろん入場はできます。ただ1カ所だけ、東市来の支所については2階にありますけれども、これはエレベーターの設置もあります。非常に便利になっているわけですが、欠点はいつでもその期間内なら行けるといって長所もありますが、

欠点は遠いということですよ。4カ所しかありませんので、どこでもできるけれども、遠いということです。

一番の問題は、投票当日にしか行けず、そして近い投票所にしか行けない人たちへの配慮、対応だと思います。

確かに、投票率を上げることが厳しいなら、下げないためのとりあえずの取り組みをしなければならぬと思いますが、そのためには何をしたらいいかじゃなくて、答弁の中にあつた段差の解消とか、靴を脱がないようにできないとか、いろんなことに対する、そういった苦情にとりあえず対応をしていくことが私は大事だろうと、見えないものを追っかけるよりも、今出てきた問題を一つ一つ対処していくことが大事だろうと思っております。

そこでお伺いをいたしますが、市内38カ所投票所がありますけれども、段差があるところは何か所ございますか。それらのうち、段差をスロープなどを設置して解消できているところは何か所ありますか。そして、車椅子を大方の会場で備えておりますけれども、この車椅子の利用状況はどうなんでしょうか、お伺いをいたします。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

まず、段差のほうですが、段差のあるところは18カ所でございます。そのうちスロープを設置しているところは、要望のあつた1カ所、伊集院地域の朝日ヶ丘の投票所がスロープを設置しております。

それと、車椅子の利用状況でございますが、車椅子の利用については、ほとんど利用がないというのが現状でございます。

#### ○18番（池満 渉君）

段差が18カ所、それとスロープを設置して段差解消したのが1カ所ということでありますけれども、この伊集院地域の上方限の公民館、それから麦生田の中央公民館といったようなところは、恐らく自治会独自でスロー



プの設置をされているんだろうと思います。

それから、日吉の八幡公民館とか伊集院の清藤、野田、上神殿の公民館などは段差があるととっても比較的低い、段差が低くて、余り気にならないようなところでもあります。

もちろん、畳敷きや板の間、それからフローリング、カーペットといったようなさまざまな会場のつくりがありまして、なかなか一挙には難しいのかもしれませんが、何とか可能な限りの努力は必要だと思います。

そして、投票所の中には、それぞれの自治会の公民館をお借りしておりますので、むやみにその自治会の公民館を現状を変えるわけにもいかないのかもしれませんが、せめて何とか努力をする必要があると思います。

そこでお伺いをいたしますが、スロープの設置で解消できているのは1カ所という話がありましたけれども、この自前で投票所、地区公民館、公民館などをスロープをつけていたりとか何とかということとは別として、投票所の機能を向上させるために、いわゆる投票所としてここを改善しなければならないといって改善したところはございますか。その状況をお示してください。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

特に市のほうで施設を改善したというところはございません。各投票所において選挙事務に従事する職員に対して、歩行が困難である方が投票に来られた場合など、サポートするように投票管理者を通じてお願いはしているところでございます。

#### ○18番（池満 渉君）

年代別の投票率も50、そして60、70というのがぐっと高くなっております。もちろん80になると、ちょっと逆に来れないとか、そういうのもあるんでしょうけれども、特に70代、あるいは60代でもそうかもしれませんが、足が痛いとか、ふらつくとか、つえをついてくるとかいったような方々

がいらっしゃいますが、そういった方々の中で、当然段差も気になりますが、靴を脱ぐということ自体が、ロコモでしたですかね、靴を脱げばフラフラするというようなことがあると、だからできたら手押し車ぐらい押しながらも投票所にずっとそのまま行って帰れるようなやり方できないんだろうかということも聞いたことがあります。この38の投票所で靴のまま行ける、いわゆる土足で投票所に入れる会場は何か所ありますか。

そして、その会場と同じように、もちろん畳敷きはできないよということは除いて、土足のまま行ける会場だけれども、まだ土足のまま行けない会場というのは何か所ぐらいありますか、お示してください。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

靴を脱がずに投票できるのは21カ所ございます。残り17カ所につきましては、同じようなつくりで、投票所で靴を脱ぐというところが8カ所ございます。

#### ○18番（池満 渉君）

「凡事徹底」ということわざがあります。「凡事」というのは、ささいなこと、つまらないこと、全く小さなことという意味ですが、この凡事であっても徹底してやりましょうと、市民の方々が何か不便を感じていれば、せめて投票率を上げるためにも何かそんなことをやりましょうということで、私は、何も大きくその構造を変えて、大きなお金をかけてやってほしいとは言いませんが、何とか小さなことができれば、シートを引くでも、何かできれば投票率の下落を食い止められるんじゃないかという気がしております。

小学校、中学校の広い体育館でも、入学式、卒業式にはシートを引いて、来賓の皆さん、参加者も全て土足のまま入れるわけですので、何とかそこ辺をできないかという気がいたします。ぜひ、この土足だけに限らず、いろいろな意味で努力をしていただきたい。そして、

選管、選挙事務に携わる職員の方々は、投票に来る人たちに「何か不便はありませんか」ということを、ぜひ声をかけるぐらいの取り組みをしていただきたい。

そのようなことを期待をして、最後に選管書記長の改善に向けての思いをお聞かせをいただいて質問を終わりたいと思います。

#### ○選挙管理委員会書記長（野崎博志君）

施設ごとにいろいろな条件もありまして、スロープをつけたり、シートを敷いたりすることが困難な場所もございますが、施設の管理者と協議をさせていただきながら、投票しやすい環境に改善していきたいというふうに思います。

また、職員のほうにも、困った投票者がいたらしゃれば手助けをするようにというふうに、また周知していきたいと思います。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

#### ○12番（花木千鶴さん）

私は、地方創生における地方版総合戦略の策定に向けてを表題として、まず策定はどのように進めていかれるのか、次に、策定に当たって、本市の現状や、これまで取り組んでいる事業等の成果や課題をどのように捉えておられるのか、5つの分野について伺います。

1点目は、人口減少化対策として多くの事業に取り組んでいます。どのような成果が得られ、また、どのような課題があると認識されておられるのか。

2点目は、子育て支援策についての成果と課題については、どのような成果があり、課題はどうか。

3点目は、合併後の旧地域の格差間についてどのように考え、課題があるならどのような見解をお持ちなのか。

4点目は、高齢化が進む中、国保税や介護

保険料、後期高齢者保険料等の市民負担が増していく問題について、どのような見解をお持ちなのか伺います。

最後は、本市の基幹産業である農林水産業の評価と課題について伺います。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地方創生における地方版総合戦略の策定について、その1でございます。

本市は、市長、副市長、教育長及び庁内部長級等職員で構成する日置市まち・ひと・しごと創生本部を2月12日に設置しました。創生本部は、人口ビジョンの作成や日置市総合戦略素案の作成、推進実施状況の総合的な検証を行います。また、まち・ひと・しごとの3つの部会を設け、それぞれに課長補佐級及び45歳以下の職員で構成するプロジェクトチームを設置し、日置市総合戦略素案の作成作業を行います。作成作業の課程におきましては、公募市民等で構成する日置市まちづくり研究会と意見交換などの連携をとります。

また、日置市総合戦略案につきましては、公共団体等の代表、大学、金融機関等で構成する日置市総合戦略策定検討委員会で協議を重ねて策定したいと考えております。日置市総合戦略の策定は、4月から本格的に開始し、10月までに策定したいと考えております。

2番目のアでございます。第1次総合計画に基づき、どこに住んでいても不便を感じさせない都市基盤づくりや、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。その中で、24年度から実施しております定住促進対策事業補助金制度につきましては、3年間の実績といたしまして、56世帯へ補助金を交付し、189人の方が定住しております。そのうち6割を超える方が地域内で比較的利便性のよい地区へ定住していることを踏まえ、平成27年度から

の新制度につきましては、地区公民館ごとの高齢化率や人口減少率をもとに補助対象地、また補助金額の見直しを行ったところであります。

また、平成23年度から児童数の確保や地域活性化を図る目的として、新規公営住宅の建設を行っておりますが、現在5団地50戸が完成し、186人の方が入居しており、うち18戸、70人が市外からの入居者となっております。17年度以降減少傾向にありました社会動態につきましても、ここ数年増加傾向にあり、人口減少の抑制に効果があったものと考えております。

イでございます。平成22年から26年度までの日置市子育て支援計画の後期計画に基づき、多様な保育ニーズの対応や子ども医療費助成制度の充実、保護者の交流や子育てに対する相談に対応する子育て支援センターを各地域に設置し、地域における子育て支援を実施してきました。また、子育てを支援する事業といたしましても、休日保育事業や延長保育事業、一時預かり事業などの保育サービスの充実や乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業などの実施により、育児不安を解消するなど、一定の成果が上がっていると考えております。

ウでございます。合併後、第1次日置市総合計画の基本計画に基づきまして、社会基盤、生活基盤など7つの分野で、各種政策、事業等を4地域の特性に合わせて実施してまいりました。平成25年度に市民2,000人を対象に実施した市民まちづくりアンケートのご意見の中には、伊集院地域だけがまちに活気がある、整備が進んでいるなどのご指摘がありました。行政といたしましては、4地域均衡ある政策を実施し、市民がどこに住んでも安心・安全で不便さを感じさせない環境づくりに努めてまいりました。しかし、人口が集中している伊集院地域の市街地には、

大手民間商業施設の進出等による活性化は否めません。

今後におきましても、地域それぞれのよさや課題を十分に検討した上での日置市総合戦略案を策定したいと考えております。

エでございます。国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに、1人当たりの医療費は年々増加している状況にあります。対策といたしましては、国民健康保険におきましても、自分自身の健康状況の把握や疾病の早期発見、早期治療につなげ、医療費が高額にならないように特定健診や各種健診を受けていただくよう推進しております。また、後期高齢者医療につきましては、長寿健診、要医療者訪問指導などに積極的に取り組んでおります。

そのほか、介護保険課が取り組んでいる介護予防事業とも連携し、若いうちからの健康づくり、介護予防等の啓発を図ることが元氣な市民づくり運動を推進していくことであり、結果といたしまして、医療費等の抑制につながると考え、努力しているところでございます。

オでございます。本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化や後継者不足による従業者の減少、TPPを初めとするグローバル化の動きなど、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増してきております。また、高齢化の進展に伴う農山漁村の集落機能の低下や耕作放棄地の増加なども懸念されています。

そこで、農林水産業の経営基盤強化を図るとともに、担い手の確保・育成を推進していくことが重要な課題であると思っております。さらに、中山間地域の活力向上と農業・農村が有する多面的機能の充実を図るとともに、特産品の付加価値を高め、ブランド化を推進する体制づくりに取り組み、強い産業に進化していくことが必要であると考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

子育て支援策の取り組みの成果と課題がどうかということにお答えいたします。

子育て支援策の成果としては、公立幼稚園運営において、臨床心理士の巡回支援等の積極的な受け入れにより、幼児教育の円滑な実施を初め、適切な支援が図られているところであります。

課題といたしましては、今後の保育及び教育ニーズにおける公立幼稚園運営を含め、その意義やあり方等を十分に踏まえながら、事業展開を図っていくことが必要と考えております。

また、放課後支援策についても的確なニーズの把握と各地域の放課後児童クラブ事業者の利用実態等を十分に踏まえながら検討する必要があるものと考えております。

○議長（宇田 栄君） ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（花木千鶴さん）

ただいま、市長、教育長から答弁をいただきました。

この地方創生の総合戦略については、これから策定に入るわけですので、ただいまあったように、4月から本市も始めるということでございます。今回は、これまでの事業の評価と課題の整理をする必要があると思って通告をしているところでございますので。

この地方創生は、日本の急速な少子高齢化の進展に対応するため、特に地方の人口減少に歯どめをかけること、また、東京圏などへの一極集中を是正すること、そして、日本全体が、それぞれの地域が活力あるものにして

いくという考え方に立っているところです。ですから、地方自治体はみずから地域実情について分析と課題を把握し、自主性、主体性を持って、地域活力の処方箋をつくることが求められています。

また、地方版総合戦略については、議会と執行部が両輪となって推進することが重要であり、議会は策定段階や効果検証の段階でも十分審議すべきとされているところでございます。

そこで、今回、数名の議員が地方創生に関する質問をされましたが、私も1問ずつ、もう少し具体的に伺いたいと思います。

先般、こちらのほうに、日置市人口推移と分析というものが作成されました。人口減少時代の日本をどうつくっていくのかが目的なので、地方人口ビジョンは重要な指標となります。また、地方に人口を分散するためには、働く場がなければなりませんので、地域経済の実態把握も必要になります。国はビッグデータを提供して、地域経済分析システムを整えているところであります。

そのような研修も今後、今回、課を設置や担当を置くということでございましたので、そのような研修もしてきてくださるのでしょうか。また、国は従来の政策の検証として、次のようなことを上げています。

1点、縦割り行政の弊害、2点、ひもつきの個別補助金政策では、全国一律基準で地域特性を生かせなかった、3点目は、効果検証をする仕組みがなかったため、ばらまきとの批判を受けやすかった、4点目は、対処療法的で各分野の絡み合った施策を構造的な深みのあることにできなかった、5点目は、よって、中長期的な展望に立った事業を推進できなかったとしています。

市長は、この5つの指摘について、どのような見解をお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

今まで、国のこのまちづくりと申しますか、政策がそれぞれ各関係省庁の中におきまして、縦割りと言いますか、同じような補助金が国交省にもある、農林省にもある、総務省、厚生省にある。今回、この担当するところが内閣府という中に集中しましたので、ご指摘ございましたとおり、今まで縦割りであったものを横一線にして、一つの省庁がそれぞれの地域づくりをやるという意図を持った中で、今回、このように総合戦略を地方版をつかってほしいという意向でございますので、私どものほうも、やはり、それぞれ縦割りでなく、総合的にそういう戦略をつかっていかなきゃならないというふうに認識しております。

**○12番（花木千鶴さん）**

まあ、そうなんですよ。やはり、今、市長がおっしゃったように、省庁間の縦割りであったりするときには、無駄なお金も使われていることが多かったという整理もなされているようです。そういった意味で、今回、地方にとっても使いやすい方法を見出すことが大事になってきます。

そこで、今後のこの示されている新型交付金については、どのような期待をお持ちでしょうか。先ほどのあれになるかと思いますが、期待の感じをもう一度、ご説明いただけますか。

**○市長（宮路高光君）**

27年度は先行型でも、国のほうから配分されております。今後、この基盤とする交付金というのが28年度から創設されるというふうに思っております。

私どもにつきましても、特に内容的なものがソフト事業に経緯するのか、ハードに行くのか、まだ、ここらあたりがちょっと28年度からの予算枠がわからない部分がございますので、どうしても、ある程度ハードも入れた中でこういう部分をしていただきたいというふうには思っています。

今回の場合は、どうしてもソフト的な部分の事業しか組まれないという分もございまして、そういうふうには各省庁を集めた中において、戦略をするには、今後の28年以降の予算の獲得の中では、やはりこういうハードも組み合わせながら、ソフトとやっていく、そういうことを私は期待をしております。

**○12番（花木千鶴さん）**

そうなんですよ。26年、昨年12月27日、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが出されていまして、理念はたくさん書いてあるんです。いっぱい理念は書いてあるんですが、お金の額が書いてないんですよ。ですので、これをどんなふうにして、幾らぐらい財源が来るのかによって、自治体どうしていけばいいのかっていう予算を組んで執行する立場な人は、そう悩むところだろうと思いますが、方向性としては、そういった方向で行くんだということを考えながら、今後望んでいかれるんだと思います。

それでは、次に、個別的な評価と課題について伺いたいと思います。

まず、人口減少対策ですけれども、先ほど、たくさん成果や課題をお答えいただきましたので、それは一つのベースとして、もう少し個別的なことを伺いたいです。今回、出されました重要なベースになる指標ですが、この日置市における人口推移と分析、これについて市長の率直な感想というのをお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

率直な感想と言いますけど、人口が減少していくのは大変寂しい部分が一番ございます。今の10年経過を含めまして、今後10年、20年、30年としていく中で人口が減少していくことは、どうしても経済的なまちづくりというのができなくなってしまうというのが大きな課題でございまして、なるべくこの人口減少という部分のこの数値が何を意味し

ているのか、大変大きな、私どももその数値を見たときに大きなショックも受けました。ですけど、基本的に、やはり人口減少、いろんな定住促進をしますけど、要は若い方が住むような雇用など、もう雇用と人口減少というのは比例すると思っております。雇用がなければ人口はずっと減っていくというものは否めません。

そういう中におきまして、どうしてもこの雇用をどういうふうにして創設していくのか、これが一番大きな課題であろうというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

そうですね。先ほど、市長がいろいろこの部分で言われました、動きはあっても内部で動いているのであって、外部からの移住が少ないことですか、幾らか減少抑制にはなかったということだけれども、減少はしていくと。これは、私もいろいろ見せていただきました。すると、20年後は、本市の人口は3万人台になると、4万人を切ると予測されていますね。比較的人口の多い伊集院地域は急速に高齢化が進むと。山間部では消滅危機の状況にあるという報告であります。

そこで何うんですけれども、市長はコンパクトシティーの考え方についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、コンパクトシティー、その小学校区を含めた中学校区にしますか、特にコンパクトシティーというのは、特に高齢者になりますと買い物しやすく、医療が行きやすい、歩いていける、これがコンパクトシティーの一つの原理だろうかと思っております。そういうことが、こういう面積比といえますか、私どものところは2万250km<sup>2</sup>ぐらいあります大きな面積の中のコンパクトシティーの中で、どういう地域別をつくっていくのか、やはりこれが一番大きな課題でござい

まして、コンパクトシティーにすれば効率もよく、また、環境的に住みやすい、こういう部分があります。

ですけど、こういう今、私ども地理的なこのまちの4地域を考えてみたときに、すぐコンパクトシティーにできるかどうか。特に、夕張が、ああいうところがコンパクトシティーをやろうというふうな中で、公営住宅を全部中心部に集中して、そこに移住してほしいという一つの施策をしたんですけど、どうしても高齢者になりますと、その地を離れてこういう公営住宅に住むかという、大変大きな疑問があったということでもあります。

このコンパクトシティーをつくっていくには、まだまだいろんなこの地域住民の声を十分聞いていかなければ、即、効率的なまちづくりがコンパクトシティーでできるかというのは、若干私は疑問であると。もうこの日置市の地形を考えたとき、そういうことで、まだこのことについては十分、それぞれの市民の声を十分聞いていく必要があるかと思っています。

#### ○12番（花木千鶴さん）

私もいろんな研修に行って、コンパクトシティーの事例をいろいろ聞かせていただきました。今、市長が言われたのは夕張のような例、それと、もっと有名な富山なんかの場合には、本当に大きなまちの中に連れてくるという考え方ですね。

そういうことではなくて、私は、もっと違った見方、角度を変えて見ると、コンパクトシティーのよさを生かすというのには工夫できるんじゃないかなと思っているんですね。まちの中心部とかに連れてくるのではなくて、集めるのではなくて、山間部でもみんなが集まりやすいところに集まる、小さな拠点をつくるという考え方です。昼間は、自分の畑などへも行っていい。高齢の人が自分の家で最後まで暮らしていきたいという気持ちはよ

くわかるんですね。だけど、やがて病気になったり、体が思うように動かなくなったら、もう寝たきりになって介護が必要になったり、病院に行かなければなりません。

それよりも、身近な暮らしやすいところで、友達がいて、元気に楽しく過ごせて、そして公的なサービスも受けやすいというような形が目に見えてくれば、選択する人もいるのではないかと、全員ではないかもしれないけれど、そういうふうに見てみるとどうかなと思うんです。

このことは、国のこの総合戦略のパッケージの中にも小さな拠点づくりということであって、たわわにわけてあるんですね。そのための公共的なサービスのあり方ですとか、交通手段であったりすることも含めて、戦略の中でパッケージが示されているわけです。

そういう考え方については、市長はどのように考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に癩癩いたしますと、先ほどちょっと大きなまちづくりのコンパクトシティーづくりということでもございましたけど、そのミニ版といいますか、今でも私も地区館を拠点としておるわけでもございます。この地区館の機能の中におきまして、そこでいろんなことが完結すればいいわけなんですけど、そこに病院があり、そこに大きな買い物をする場所がある、そういうものが、それぞれの小学校・中学校区に機能があればいいわけなんですけど、これが全地域にそういう機能がないというのも事実でございます。なるべく、今お話がございましたとおり、小学校区・中学校区ごとに少しでもこの医療を含めた、また買い物を含めた、また病院が、そういうものができるような政策といいますか、そういうものも、やはり十分考えて行かなきゃならないのかなというふうには思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今は、山間部でお暮らしの皆さんもひとりで寂しかったり、でも、あと行くところといえば、介護施設か病院しかなくて、行先はない。だから、ここにいるのかもしれないという方もあるわけですね。

今、言われたように、何か目に見えて、それならよさそうだなと、友達と何人かで暮らそうかなというようなところがあれば、また違って来るかもしれない。ぜひ、こういうところも工夫の余地があるのではないかなと感じます。

もう一つの人口減少の中で、本市は、特に母親世代が少ないということが要因になっています。そこで、若い人が住んでみたいというような子育て支援策で、全く本市にはないという事業、昨日もありました病児保育の問題です。

私事で大変恐縮なんですけれども、福岡に住んでおります息子夫婦が子どもができて生まれたので、引っ越しを考えたときに、病児保育がある地域というのを限定して探していました。この病児保育があるかないか、病後児保育というのは、もうずいぶんできていますが、病児保育もないという地域は選択から外れたんですね。「ああ、そうかな」と私も思っているところです。

そして、市長は子ども病院との連携を模索しているとおっしゃいました。私は、実は伊集院地域の妙円寺団地に住んでいますが、引っ越した理由は、子ども病院ができるという、ただ、この一点だったんです。もうそれだけで妙円寺に住むことを私たちは選びました。

市は、枕崎市にも行かれたそうですね。でも、本市にもまた市立病院があるわけですよね。ですので、今後、子ども病院との検討もそうですが、あらゆる面で病院もたくさんございますので、ぜひ検討をされたいと、もう強く強く、私は要請をしたいところです。

きのうは財政支援のことも少し問題にして

おられましたけれども、この戦略の中で小児医療体制も、子育て支援策とパッケージになって示されているんですね。ですから、今後の市にとっても必要な施策だという位置づけで戦略をつくることができれば、財政的なものも、先ほどあったように、財政は見えませんが、戦略として位置づけることは可能なんだと思うんですが、その辺で、市長、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

親としては、やはりこの育児といいますか、そのときの子どもの病気、これが一番心配するのは、十分私も承知した上でございます。特に医師会とも、特に小児科ですか、日置市もそれぞれの旧町ごとにも小児科をあるところもございます。

子ども病院だけじゃないんですけど、やはりそういう小児科の先生とも、十分、今後この病児保育について検討をする、一つの課題として、また医師会のほうとも投げかけて、担当を含めた中でもこの話し合いをどういうふうにして、医師会の先生方がお持ちであるのかどうか、ここあたりも十分、今後検討させていただきたいと思っています。

**○12番（花木千鶴さん）**

先ほども答弁にございましたように、本市の子育て支援策は大分ベースが整ってまいりました。いろんな課題はあるんですが、その中で一つもないというのがこのことでございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと要請して、次、その中でも学童保育の場合は、あるにはあるが足りないというのがありました。

先ほども答えていただいた部分でもありますが、やはり検討していくんだと、前回答弁をされたんですけども、いろいろニーズに応じていきたいとかっていう答弁だったんですがね。具体的に幾らか進んでいるのか、いないのか。伊集院地域については、

特にマンモス化して要請の強いところなんです、その辺のところはどれくらいまで話が進んでいるのか、お示しくありませんか。

**○市民福祉部長（吉丸三郎君）**

今、質問のありました学童保育の関係でございます。特に、以前から言われております伊集院小学校の関係では、なかなか近隣に、学校の近くに保育園、幼稚園、一つずつありますけど、なかなか今の段階では1カ所が学童をやっているところでございます。

以前、この学童をやっている保育園についても、いろいろ話も、増築とそういった話もありましたけど、今になっては、その話は前には進んでいないところでございますけれども、そういった施設を求めたときに2つしかない、こういうのを考えたときに、今の考え方ではなかなか難しいのかなと思っていますところでございます。そうなれば、やはり公設民営、また、そういうところまで考えてこなきゃならないのかなと思っています。

それと子ども教室、そういった部分もありますけれども、今現在、教育委員会がまた子育てについてのアンケート調査、そういうのも準備しておりますので、そういうのを参考にしながら、改めてもう一回考えていきたいと考えております。

以上でございます。

**○12番（花木千鶴さん）**

教育委員会のほうが、文科省のはやってる教室なんかも含めて考えるという意味でアンケートの準備をしているということは、前向きに、もう、ぜひ設置する方向で動いているというふうに理解してよろしいんですかね。

**○市民福祉部長（吉丸三郎君）**

いわれる以上は前向きに考えますけれども、当然、その中に公設になってもなかなか施設の問題もありますので、早急にはいきませんが、今の伊集院小学校、規模を考えたときには何らかの形をつくっていかなくや



らないかなと思っております。

以上でございます。

### ○12番（花木千鶴さん）

少子化の問題がある中で、唯一集まって児童数がふえている学校ですよ。その問題を解決することができなければ、よそから若い子育て世代を引っ張ってこれることができるかっていう問題です。地元にいる人が困っているのに、よそからは来ない。そういう視点に立って、もっと積極的に進められたいと申し上げておきたいと思えます。

教育長に伺うんですけども、先ほど、子育て支援センターの話がございました。私も、よそからの評価も大変高いですし、風格ある教育への取り組みも、もういつも申し上げていますが、評価、大変しているところです。

そこで、子育てと教育をアピールするような日置教育ビジョンとか、それか日置子育て教育システムとか、何かそういった、どんな言葉かわかりませんが、子育て世代に印象づけられるメッセージ、風格ある教育っていうのを要望していますが、もう少し若い世代が「ああ、これ何だろうか」というような、そういうメッセージ性のある仕掛けというものをご検討いただけないでしょうか。

### ○教育長（田代宗夫君）

先般から、ちょっとお話もうし上げておりますけれども、やはり、ふるさとの歴史や伝統、文化を生かした教育ということで、今現在、もうカリキュラムもでき上がっておりますので、今後、その検証をしながら、29年度から小中学校、それぞれの学校で一貫教育という形で、ふるさとをとにかく愛し、知り、ふるさとで育つような教育をしていきたいということで、今、準備を進めております。

### ○12番（花木千鶴さん）

私は、伊集院町時代から議員をしておりますので、風格ある教育のまちっていうのは、大変それを標ぼうしていますし、私も誇りに

思っています。

日置市になって、また、その標ぼうをしているところですが、やはり今回、ふるさとの教育も含めて、一貫教育の独自性も含めて、本市が取り組んでいる教育のよさを、どうしたら若い人にわかってもらえて、「ああ、子どもを学校にやるなら日置で育てたい」というような、そういったメッセージ性のある仕掛けを、どうかご検討いただければなと思うところで、今のことを質問させていただいたわけですが、そういった形にしていくとわかりやすいっていうんですか、教育はどこも同じだと、子育て世代のお母さんたちは義務教育なので、公立はどこも同じだと思っています。ですので、ぜひ、そういったメッセージ性になる仕掛けをされたいとは申し上げて、次に、地域格差について伺います。

伊集院だけがよくなっているという感じ、市長も少しありました。声を聞かれるんですけども、伊集院の人は、また聞いてみると、そうは思っておられません。大事なことは、日置市全体を見る目じゃないかと私は思っているんですね。市外からの人口流入を考えると、日置市民がこんないいところだよと、さっきの教育の話ではありませんけれども、こんなところだよと宣伝できるのかどうか、それにかかっているのではないかと思うんですね。市民が、自分たちの地域のよくなってる、悪くなってるじゃなくて、市を、市民が日置市を見て、他市よりいいよと言ってくれる、そういった感覚になる。市民が宣伝マンになるというような感覚も必要になってきているのではないかと思うんですね。

市長、その辺、いかがお考えですか。

### ○市長（宮路高光君）

合併して10年、もうこの一、二年の間、合併直後、これは、本当こうあらゆる場所で私が耳にして、そういう私ども行政がする仕事、また民間がする仕事、さまざまであるん

ですけど、やっぱり見た目におきますと、やはり商業地域ができたり、何ができたりすれば、やはりまだ10年しかたっておりませんので、そういう感情があるということは、もう間違いないということだと思います。

今、議員がおっしゃるように、日置市全体がほかの市と比べたらどうかとか、そういう比較の中で自分の日置市というのを思っただけならばありがたいというふうには思っております。

このことにつきまして、地域格差というのが人口的なそういう格差であるのか、また、生活の基盤の格差なのか、そこあたりの部分は、やはりその地域において、やはりいろんな中の生活水準も含めた中で住みやすい環境であったら、得てすれば、人口が減ったからものすごい格差が出てきたとか、そういう捉えやすいもので比較をすれば、いろいろと課題が残るわけですが、やはり私どもはなるべくそういうことがないような部分で、まだ行政として、特に私ども行政、公共的な投資をする分については、ある程度地域性も含んだ中で配分をしているつもりでございます。

ここに、どうしてもこの格差の問題をつくるのは行政だけじゃできません。どうしても民間という力を、どうしても注入していかなければ、この格差是正というのは大変難しいというふうに、この10年間を体験した中で感じましたので、ここあたりもうまく、またいろんなニーズのあり方というのも把握しながら進めさせていただきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今、市長がおっしゃいましたね、その見る目、どこに照準を当てて物を見るかによって違ってくると。そうだと思うんです。個別的にいろんなものを見ると、隣の芝生ではありませんが、比べていくと違いをよしあしで判

断してしまうということがあると思うんですね。それで、私は日置市全体を見る目というのが必要だと申し上げたところなんです。

そこで、じゃあ市民は、どんなふうにして日置市全体を見るのかということを考えてみました。そうしますときに、総合計画にエコミュージアム構想が載っているんですね。本市はエコミュージアム構想で地域づくりですとか、まちづくりを一定の考え方に立っているところなんです。

その評価について、ちょっと担当課のほうよろしいんでしょうか、お答えください。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

ただいまございましたエコミュージアム構想につきましては、第1次の日置市の総合計画の中に入っているところでございます。

今現在、第2次の総合計画を策定しているということから、第1次の総合計画の検証等も行ったところですが、現実的には、このエコミュージアム構想というのがなかなか推進されていないというのが現状でございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

そうなんです。私も「えー、うち、そういう考え方持っていたのか」とですね、思って、改めて総合計画を見せていただきました。歴史や文化、自然など、さまざまな資源がたくさんあって、それぞれに力を入れていることは、私も十分承知しています。しかし、市民がどれくらいそれを知っているのだろうか。自分のところや自分のところのイベント、また、地域外の大きなイベントは幾らか知っていても、市全体の像としてどれくらいイメージできているのだろうか。

エコミュージアムの取り組みというのは、その地域や自治体でさまざまなものがあります。有名なところの一つに山形県の朝日町があります。案内のメッセージには、「朝日町のエコミュージアムは町民にとって見学者で

あると同時に出演者であり、町は丸ごと博物館であり、住民は誰でも学芸員になる」と書いてあります。

住民が主人公となって、地域づくりとエコミュージアム、自然、文化、伝統芸能、まあ文化の範囲ですね、そして歴史、これを一体的な博物館としてつくり上げる。これを住民の地域づくりと一体化してつくり上げている、これが評価されているところです。これを比べれば、本市も同じ考え方に立っているのではないかというのは、私も評価しています。しかしながら、市民への仕掛け方の印象づけていうものが、少し弱いのかなという感じがするわけです。

今後と、今後の2次総合計画にもということでしたが、今後の課題としては、どのように考えておられるんですか。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

第1次総合計画の振り返りの中で、やはり地域にある歴史や伝統文化が地域住民に余り知られていないところもあるというようなことでの総括等もいたしているところがございます。

そのようなことから、日置市全体の歴史・文化の学習拠点としての機能の強化を図っていくということと、また、現在ございます伝統芸能とかイベント、そういったのと連携した取り組みが必要というふうに考えているところがございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

市外の人を対象にしてバスツアーなんかも市は組んでおりますが、それも効果的だとは思いますが、私は、市民の皆さんにいろんなところをめぐっていただくツアーもあっていいのかなと思いますね。そういうふうにして、市民の皆さんが地域を知ること、そして、いろんな機会に「こんないいところだよ」と宣伝マンになってくれる、そういうのもあっていいのかなと思いますが、これまで

議会でも歴史や文化、環境などの質問に対して、このエコミュージアムの視点で答弁がされたことはありませんでした。本市の独自の地域づくりに、この視点の意識と工夫があれば、もっとイメージが広がって、市民の気持ちにも変化が生まれるのではないだろうかと感じます。

次に、国保と介護、後期高齢者問題に移ります。

まず、本市の国保税は非常に高いということをおっしゃいました。介護保険料も上げなければならないところまで来ています。サービスは高いほうがいいんですね。でも負担料が高いとなったら、「行きたくない、そんなまち」ってということになります。私は、健診の向上率対策のときに、健診をすればどのような効果が得られるのかを説明できなければ説得力に欠けるんじゃないかと委員会で申し上げました。その後も、今、四、五年になるんでしょうか、健診分析を導入して、この間きました。健診率も30%足らずだったのが60%に上ろうとしています。

この間の健診分析の成果というものについて、具体的に説明してください。

#### ○健康保険課長（平田敏文君）

健診の分析・成果でございますが、分析する間に優先的に取り組むべき事業が明確になり、現在糖尿病の重症化予防対策や脳卒中予防対策等を行っているところでございます。

その結果、事業に参加いただいた方の病気のコントロール状況が改善するなど成果が出ているというふうに考えております。また、優先的指導対象者を抽出し、効率的に指導を実施することもできるようになったところでございます。

さらに、健診の未受診者や治療中断者から生活習慣病が重症化することなどもふえておりますので、日置市医師会にこのような状況等を報告し、理解していただいたことで、特

定健診の受診率の向上や市で実施している糖尿病教室への紹介など、医療機関との連携もより強化していることなどが成果であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

随分、分析することによって健康管理の意識づけまでできるようになったり、行政の間でこれまで無駄なことも多かったということも出てきたんだらうと思います。そういうことで、より健康寿命を伸ばしていくということへ取り組みが進んでいると思いますが、介護保険との連携については私もずっと言ってまいりました。

特に、私も母がそうなんですけれども、脳梗塞によって痴呆を患うというね、そういうこともやはり健康寿命であるかどうかということが介護との連動がございまして。その辺のところの連携というのはどのようになっているんですか。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

健康保険課との連携につきましては、今課長が申し上げたとおりでございますけれども、介護保険課といたしましても、健康保険課のほうで分析をされました情報をもとに、介護の職員の研修会等を実施しておりますけれども、その研修会等で再発防止、あるいは重症化防止というふうなところに視点を当てた研修会等を実施いたしまして、ケアプランを作成をするケアマネジャーがおりますけれども、やはりそこに視点を当てたケアプラン作成というところにも力を入れていくようにというふうな研修会等も開催しているところでございます。

そしてまた、訪問介護事業所のヘルパーさん方がおいでになりますけれども、この方々の研修会におきましても減塩のメニューだったりとか、あるいは調理の仕方などを研修するというふうなことも行いまして、それを

サービスの中で活用しているというふうなことをやっております。

平成25年度の40歳から64歳までの2号被保険者の介護認定に至った疾病等を分析してみますと、申請の件数が68件ございました。そのうち31件が脳血管疾患というふうな状況等もございまして、約45.5%を占めますけれども、このような状況の中で、やはり健康保険課との連携をとりまして、脳卒中予防対策というところにも今後とも力を入れてやっていくというふうなことで連携を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

随分、連携も進んできて、データの集積等も力を入れて、結果が出てきているんだなあと思っているところです。

本市の国保、介護の給付費は合わせて約100億円です。75歳以上の後期高齢者医療費も約100億円です。合わせると、この3つで200億円かかっています。簡単に削減といっても減りません。一般財源頼みといっても限界があります。これらの問題で最も重要なのは、この健診率向上で健康管理をする、分析データを集積する、それが国保税の抑制、介護予防、元気老人をつくることで医療費の抑制ができると私も考えます。

困ったときには十分なサービスを提供できるという町、でも、しっかりした管理で負担はそれほどでもない市を構築してほしいと思いますし、私は今の報告を聞いて、必ずその日はやってくるんじゃないかと思うんですね。その辺の市長の見解、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今担当のほうも説明申し上げましたとおり、この連携というのも大事でございます。今おっしゃいますとおり、まだあと10年、20年後、特に団塊の世代の方が75から80になったときは、この伸びというのは大

変大きなものになるというのは、もう見えてございます。

ですけど、そのことだけを思っているよりも、いつも私どもは、この健康寿命と申しますか、こういうことをいかにして伸ばしていけるのか。今も介護予防と申しますか、健康づくりイコール介護予防、これを一緒にしながら今後その柱として、私ども町は健康づくり条例もつくらせていただきまして、市民の安心安全の中の一角として、やはりこのことに重点を置きながら政策をしていきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

この間、取り組んできたこの分野の成果は確実に上がっていると評価できると思います。さらなる今後のいろんな課題があるわけですので、それぞれに頑張ってくださいなどご期待して、次の問題なんです、介護保険制度で新しい総合事業が導入されることになっております。

本市は2年間を移行期間としています。地域特色のあるものとか、多様なメニューを考えているということなんですけれども、主体となる市民がもう少しイメージできる、わかりやすいような例えでもよろしいんですけれども、ご紹介いただけませんか。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

新しい総合事業という事業が本市におきましては29年度からスタートするというので、これまでも申し上げてまいりましたけれども、具体的な内容といたしましては、高齢者の方々が必要とする生活支援のサービス、ニーズをしっかりと把握いたしまして、そして、そのニーズに応えられるサービスの提供をどのようにつくっていくかということは今後2年間でやってまいります。

そこにおきまして、いろいろと先進の事例がございますけれども、例えば岐阜県の大垣市の事例になりますけれども、高齢者の方々

の日常生活の困り事、例えば家事、外出支援、電球の簡単な交換、庭の草取り、例えば、もう使用をしていないお部屋の掃除をしてほしい、このようなことに対しまして、ライフサポート事業というものを立ち上げまして、定年退職をなさいました団塊の世代の方々、約大体60代から70代の方々を中心になられまして、研修を受けて、高齢者の方々の日常生活の困り事に対応してもらう役割を担っているというふうな事例がございます。

1時間ここに、大垣の場合は1時間1,000円の利用料金、チケット制をしておりますけれども、うち500円はサポーターのほうの謝礼、残りの500円は会の運営に充てるというふうな事業を展開されております。

本市で考えますと、シルバー人材センターのような事業をやっていると、そこにもっと生活支援の内容等を含めた事業展開を大きくしていく、あるいは社会福祉協議会でもやっておりますので、そのような事業を膨らませる、あるいはもっと新しいNPOさんとか、ボランティアさんとか、住民の力をもっともっと引き出して、そしてサービス提供できるような体制を整えていくというふうなことを考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（花木千鶴さん）

先ほどの元気な老人をつくるという意味で、健康寿命を長引かせる、そういった取り組みとも連動することですので、積極的な市民参加が大変重要になってまいりますので、その辺のところを市民の皆さんがイメージして、わかりやすく、そしてその成果っていうものがどうつながっていくかというものをお示しいただきたいと思っております。

次に、産業の分野についてです。特に、本市の基幹産業であります農林水産部門での質問ですが、先ほどご説明をいただきましたあ

らゆる分野にありますけれども、この創生の中で市長は、今後オリーブを戦略の柱に据えておられることは私も承知しています。

私は、昨年3月の一般質問でも6次産業化についてを質問させていただいております。そのオリーブ以外の産業の6次産業化について伺ったところ、農業大学校に協力を求めることもできるよというような答弁でしたが、農家の人に伺ってみましたところ、大変な難しい現状があると伺いました。生活改善グループの皆さんが使っている加工センターのようなものを今後地域創生の戦略として位置づけられないかと私は考えるんです。

以前、氷川町の取り組みも紹介したんですが、行政でそれを全部やらなくても、自分たちでやってもらう方法もあると思います。

国は地方の企業、新しい事業を起こすという部分ですけれども、推進しています。これについて、試作や加工など試しができる方策だと価格が暴落するとか、規格外品は処分しなければならないとか、生鮮物は鮮度との戦いがあります。せめて乾燥させ、長期保存を図るとか、粉碎して2次加工用の材料にするとか、そういうことができる場所があれば、チャレンジがうまくいくのかもしれないというのが、先ほどの答弁の中でもこの分野が課題だとおっしゃった。

ですので、市が起業を目指す人たちのための加工施設をつくってあげるといったのはどのような見解をお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、市におきましても、特に加工センターというのもあちこちにできておりますし、また地区公民館の中でも加工センターというものがあって、その地域の皆様方が、たとえを言いますと、みそをつくったり、大豆を加工したり、さまざまな加工を持っているのも事実でございます。

今、県のほうにおきましても、大隅のほう

に、今後この1次産業の中におきます加工センターというのをつくるといった構想を持っております。

私ども行政がそういう研究所みたいなのをつくれるのかどうかわかりませんが、今後やはり今ある既存のものを今みんながフル活用しながら、やりながら、この加工センターにつきましても、行政がすぐするというわけではなく、私どもも大隅とかいろんなどころの行政がやっける加工センター、そこからいろんな6次産業を生ましていく、こういうものの勉強というのは、研究というのは、今後ともしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、そのようなことを進めていきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

これを最後の質問にしたいと思っております。今市長言われたように、どうぞ、よそのところも研修してみて、今この分野のところは地方の再生ということですので、この戦略の中でも随分書き込まれている分野ですよね。

ですから、基幹産業がもっとそれが仕事になるのであれば、新しい企業を誘致しなくても、それが仕事になるのであれば農業も維持できるかもしれないとか、そういうことを含めて、もうぜひこのことは前向きに検討していただきたいと思うわけです。

地方創生はこれまでの国と地方の関係を大きく変えていく考え方になったっていいです。このことは人口減少化社会と財政問題などに起因して、国のあり方を変えていかなければならないという、大きな課題であると言えます。

辛口の学者は、地方に創生の能力はないと言い切っていたりします。よくなるどころと、疲弊するところが出てきて、自治体の存亡が問われる政策だろうとも言われます。

きょうは、今後の議論のベースになるだろ

うという課題の一部を取り上げさせていただいたんですけども、重要なこの1年の取り組みを必ず次の時代につなげられるようにされたいという願いを持っているところです。

この岐路に差し加かって、日置市はどのような戦略を打ち立てていく覚悟でおられるのか、市長と教育長の思いを伺って、私の質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

一つは、町が安心安全、子ども、少子化を含めた中におきまして、そういう子どもが生まれやすい環境をつくる、一つは、さっき言ったように、雇用の問題、新しい企業を創設する、こういうものが大きな基本構想になりながら、この総合戦略の中に入れて進んでいかなきゃならないというふうに思っています。

**○教育長（田代宗夫君）**

先ほども申し上げましたけれども、夢を持ち、あしたを開く心豊かな人づくりを目指す風格ある教育を進めてまいります、その中では、先ほど申し上げましたように、中学校区を中心とした小中一貫とした取り組みを進めながら、学校の活性化を図っていききたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

**○5番（黒田澄子さん）**

皆様、こんにちは。今月は、あの震災から4年目を迎え、福島では幼稚園児がキャンドルを手づくりしてのキャンドルナイトが

7会場で行われました。「忘れないよ」のメッセージを掲げ、でもその分、前へと歩む、とまってるわけにはいかない人々の心を感じます。本市も岩沼市に職員を派遣しており、全国でも東日本の復興支援に当たっています。私はこれが日本人の心であると誇りに思いつつも、政治の責任を重く感じています。

それでは、さきに通告しました3項目について、公明党所属議員といたしまして一般質問させていただきます。

初めに、市民の関心事でオリーブを植えたこととすることで私にも相談があった日置市オリーブ政策の今後について5点お尋ねいたします。

1、「オリーブのまち、日置市」構想における今後のスケジュールはどうなっていますか。

2、オリーブ苗木の購入方法、植栽の指導等、実の買い取りと価格について。

3、オリーブ搾油、商品化、オリーブオイルを使用したレストラン等の構想において、市や研究会はどのような役割を果たしていかれますか。

4、農業経験のない市民への対応について。

5、日置市外の人で本市内に土地を有するオリーブ植栽希望者への対応はどうか。

次に、本市の給食指導の現況について6点お尋ねいたします。

1、学校での給食指導の目的、狙い、成果について。

2、各学校の給食担当職員を対象にした市の研修会の内容と課題は何かについて。

3、食育との連携で、今後の給食指導の展望とおひさま給食の経緯と成果について。

4、残食量を各学校はどのように捉え、教育委員会はどのような指導を行っているのか。

5、残食を減らすことの教育的意義について、教育長の見解をお尋ねいたします。

6、給食で地元のお茶を出せないかと提案

しますが、どうでしょうか。

最後に、戦後70年を迎えるに当たり、日置市の平和の継承について5点お尋ねいたします。

私は、これまでも非核平和政策について、質問、提案を3回にわたって行ってまいりました。今戦争を語る市民がそう多くはいない現状を捉え、今回4回目の質問として5点についてお尋ねします。

1、戦後70年を迎えるに当たり、市長の見解をお尋ねします。

2、戦後70年目の8月15日、本市における取り組みは何ですか。

3、平成25年9月議会での市長答弁にありました、8月6日、9日の原爆投下時刻のサイレン等の取り組みについてはどうなりましたか、お尋ねします。

4、戦後70年目の本年、市は子どもたちの平和の継承をどのように行っていくお考えをお尋ねします。

5、平和の合唱・演劇・絵画や書など、市民を巻き込んだ平和の継承を行えないかとお尋ねいたしまして、私の1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市オリーブ政策の今後を問う。その1でございます。

市の取り組みといたしましては、平成27年度より市民へのオリーブ栽培の普及と苗木の購入補助を予定しており、年次ごとに植栽本数を拡大していけるよう推進してまいります。また、昨年からは開始しましたオリーブ教室も引き続き開催し、市民への啓発を図っていきます。

加工・販売部門では、昨年鹿児島オリーブ株式会社が設立され、イタリアとスペインにある日置オリーブ農園から良質なオリーブオイルを輸入し、先月から販売を開始いたしま

した。

今後は、搾油所やレストランなど観光複合施設の建設や市の特産品と組み合わせた加工品開発にも取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。オリーブ植栽希望者を公募し、品種の特性や栽培管理方法、採算性などについての説明会を開催いたします。その上で植栽希望本数を集約し、栽培研究会などを介して一括購入、配付する予定でございます。

植栽につきましては、平成28年3月を予定しており、市職員と既に栽培を開始しているオリーブ栽培研究会員でオリーブ栽培暦を作成し、指導に当たる予定でございます。

また、実の買い取りについては、搾油・販売主体となる鹿児島オリーブ株式会社が定額で買い取ることでありますが、先進地などを参考にすると、現時点ではオイル用でキロ当たり700円から800円程度と設定されていると想定しております。

3番目でございます。今後の取り組みに対する市の役割としましては、搾油所やレストラン等の建設に対し、用地の確保支援や建設費に対する補助事業の導入及び鹿児島オリーブ株式会社への出資などを検討しております。

なお、栽培研究会は主に栽培技術の研究とその普及・指導に当たっていただくことにしております。

4番目、観賞用ではなく、一定規模の本数で収穫・出荷を目的に植栽される方であれば、栽培暦の活用やオリーブ栽培研究会と連携した栽培講習会などで対応したいと考えております。

5番目でございます。市民へのオリーブ苗木購入補助として考えており、市外の方の購入補助は対象外であると考えております。しかしながら、栽培技術指導や将来の実の出荷における引き受けなどについては、対応でき



るのではないかと考えております。

2番目は教育長でございます。

3番目の戦後70年を迎えるに当たり、日置市の平和継承について、その1でございます。

戦後70年という歳月、現在においても戦争の記憶が薄れようとしている感じがあります。悲惨な戦争を繰り返すことがないように、平和を愛する心を育てていくことが大切であると考えております。

2番目でございます。平和祈念の黙禱の周知や懸垂幕の掲揚及びパネル展などを検討しております。

3番目でございます。本年度より、広島・長崎原爆投下時に黙禱のお知らせとあわせてサイレン等の吹鳴を行うよう計画をしております。

4番目と5番目については教育長に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

本市の給食指導の現況を問うということで、1番目です。

成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることが学校給食の目的であります。あわせて、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としても活用することが大切であります。

特に、給食の時間で、準備から後片づけの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、子どもたちに望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせることも大きな役割であると捉えております。

また、地場産物や郷土食を活用することで、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることにも効果があると考えております。

しかし、全ての子どもたちが望ましい食習

慣を身につけていない状況もあり、全ての子どもたちを対象とした学校給食、給食指導は効果があるものと考えております。

2番目です。栄養教諭研修会を年に5回、給食担当者会を年に3回、保健主任等研修会を2回開催し、給食実施計画の検討、食物アレルギーへの対応の共通理解、栄養教諭を活用した食に関する指導のあり方等について研修を重ねております。

また、栄養教諭研修会では、献立等の検討も行っております。保健主任等研修会では、食物アレルギーでのエピペンの使い方に関する研修も行っております。市独自の食に関する指導資料集や食物アレルギー対応マニュアルの作成・活用等が図られているところではありますが、全ての教職員への徹底のところはもう少し必要であると捉えております。

3番目です。先ほどの食に関する指導資料集などを活用した全教職員での取り組みをさらに進めることで、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等における食に関する指導の充実を図っていかれるものと考えております。

おひさま給食は、日置市の食材を生かした新鮮で安心安全な学校給食を提供し、特産物や農産物への興味・関心を子どもたちに持ってもらうために実施をしたものであります。おひさま給食のおひさまは、教育委員会が取り組んでいるおひさま運動にちなんで命名し、食材と献立を日置市の栄養教諭部会が工夫をしたものであります。

子どもたちへの事前の周知もあったことなどから関心も高く、当日の感想にも肯定的なものが多かったと確認をいたしております。

4番目です。残食量については学校によって差がありますが、食育の観点から残食を減らす指導を各学校で取り組んでおります。教育委員会では、各給食センターからの報告を受けて、残食の多かった学校には個別に指導

を行っております。個別に指導を行った学校では、残食が減ってきております。

5番目です。適切な栄養摂取による心身の成長や健康の保持増進、望ましい食習慣の確立、自然の恩恵に対する理解、食にかかわる人々への理解と感謝、伝統的な食文化への理解など学校給食の果たす役割は大変大きなものがあります。このことから、残食に関しても課題であり、取り組んでいかなければならないと考えております。（発言する者あり）失礼しました。たくさん飛ばしておりました。

6番目です。給食で地元産のお茶を出せないかということですが、日置市内の3給食センターでは、今でも工夫をしながら手づくりふりかけやお茶カップケーキなどの給食を年数回行っております。

また、先般の3番議員の答弁、先ほどのおひさま給食でも地元産の食材の使用を申し上げましたが、お茶などを使用したおひさまみそのメニューを行ったところです。

今後においても栄養士と相談し、地元産のお茶を使った新しいメニューの工夫を行いながら活用を図っていききたいと考えております。

なお、お茶の飲用については、飯牟礼小学校などで行っているようではありますが、市内の全校で一斉にお茶を飲用させることは、今のところ考えておりません。

次に、戦後70年を迎えるに当たって、4番目ですが、学校においては、これまで国語や社会、総合的な学習の時間の授業等を通して継続的に平和教育を行ってきたところがあります。

26年度は、7、8月に図書室に平和に関する特設コーナーを設置し、子どもたちへの平和教育の充実を図るよう指導し、全ての学校で設置され、子どもたちへの意識づけに効果があったものと捉えております。平和教育はその継続性が重要であると考えておりますので、今後も確実な平和の継承がなされる

ように取り組を進めてまいります。

5番目です。ことしは戦後70年の節目の年ということで、報道等でさまざまな取り組みが紹介をされております。ことしの特設コーナーなどでは、そのことを意識した資料等の工夫にも取り組ませることによって、さらに充実したものになるようにしていきたいと考えております。

失礼しました。

#### ○5番（黒田澄子さん）

答弁をいただきましたので、2回目以降の質問を1点ずつお願いしていききたいと思っております。

まず、オリーブについてでございます。

現在、市が民間の土地を3年間契約で借り上げてオリーブ植栽を行っているところがございまして、そこは今後どうなっていくのか。木ですので、単年で、お野菜とかみたいに刈り取って、畑がもとに戻るといったようなイメージがないものですので、その点どう考えていかれるのか。そしてまた、これは今後どのように利用されていくのかについて伺います。

#### ○農林水産課長（久保啓昭君）

吹上の団地でございますけれども、段々畑の植栽等も想定しまして、吹上の永野地区で実証栽培を現在実施しておりますけれども、今後もこの8品種、16本の生育、開花状況等を研究しまして、栽培研究員等も含めまして、継続して検証していく必要があるというふうに考えております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

それでは、その民地の方には、そういったことも、今後ずっと継続していくということが伝えられていってほしいと思います。

次に、市民が植栽されていくオリーブは何本を目標にされておられますか。今、キロ当たりが700円からということで、そういった単価を示されましたけれども、先進地事例

をもとにして、この単価を決めたと答弁ございました。先進地事例はどこを想定されて、この単価価格を想定されますか、お伺いいたします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

市民の植栽につきましては、平成27年度は2,000本を予定しております。とりあえず将来の目標につきましては、市内全域で2万本等を一応予定してございます。単価につきましては、先進地であります小豆島や熊本、荒尾、また大分の国東等での調査によりまして、オイル用の買い取り価格としまして標準的な価格であるというふうに認識しております。

**○5番（黒田澄子さん）**

27年度が2,000本、そして今後2万本をというような答弁だったと思いますが、これは毎年2,000本ずつって計算すると10年間と思うんですけれども、これはそういう想定でよろしいでしょうか。途中でちょっと本数がふえていくとかではなくて、大体毎年2,000本ぐらいが植えていかれたらというような想定なのか、その辺をお尋ねします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

一応27年度は2,000本ということで計画しておりまして、来年以降また四、五年は一応また本数をふやして3,000本以上ということで計画してございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

日置市が育てている木はまだそんなに長くなっておりませんが、苗木のほうは今後どのようなルートで入手をされていかれるのか、その点について詳細をお知らせいただきたいと思っております。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

オリーブの苗木につきましては、現在購入先は福岡県の久留米市のほうの業者から購入しておりますけれども、また新たにうきは市

の業者も入手先として考えております。

今後も良質な苗木を安定的に市民に供給していくためには、適正な品種管理や病害対策等を検証して業者選定をしていきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

今回ちょっと私も調べたんですけども、オリーブは大体5m、5m四方の中に1本ずつ植えていって、隣の品種とは違うものを植えていくというふうに、ちょっと素人ですけども、オリーブ自体が適さない土地もあったり、その土地の質があったりというふうにも伺っています。

市民の方が今回、27年度にオリーブを植えたいと思われて、自分の使っている土地を使いたいと思っても、研究会とか専門の方が見たときに、ここはちょっとオリーブには適さないのかなという土地が出た場合、そういった人たちの苗の購入はできなくなるのか、それでも植えてみたいというのであれば購入ができるものなのか、その辺についてお尋ねいたします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

農業におきましては、作物の適地であるかというのが圃場の選定には当然のことと考えております。苗木のあっせんや補助金につきましては、強制的に対象外とするということがどうかとは思いますが、今申されたとおり、日当たりが悪かったり、排水の不良の条件のもとでは、オリーブの生育に不良が生じるということで、そういう可能性が高いということがありまして、そういうことをはっきりと指導していきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

大体わかりました。

それで、市民の方はまだオリーブについてはさほど詳しくもなく、ほとんどが私のところに相談に見えた方も、インターネットの情

報を持っておられますが、日置市で今までオリーブが成功した事例というのがないわけですね。それで、インターネットの情報は、ある程度は信用できても、自分のところに植えたときには本当に大丈夫なのかなっていうことを考えた場合、先ほど説明会をしていただけたということをおっしゃっておられましたので、安心したところですが、このオリーブの苗木の購入にかかわる、また植栽をして育てていくことにかかわるそういった説明会は、今後日程とか時間帯や、その年間においてどれくらい開催をしていかれるようなお考えなのか、その辺のスケジュールをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

市民への説明会ですが、本年度の夏場のほうに市民の方々が、どこでも参加できますように、市内4地域ごとに日程、時間帯を考慮しまして開催していきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

オリーブを植えたい方は専門の農家の方ではなかったり、仕事をしているけれども、親の土地がちょっと空いていて植えたいなどいろいろな人がおられるので、日程の中には土曜日、日曜日だったり、時間帯も時には夜を組み込むとか、そういったことはお考えにございますでしょうか、お尋ねします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

先ほど申しましたとおり、市民の方々が参加できるようにということで、土日の開催とか、そういう夜間の夕方の開催、そういうものも考慮して開催を計画していきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

その説明会等はこういった形で市民にお知らせしていただけるものなのか、それを多分楽しみに待っておられる方たちがいますので、そういった広報啓発はどのような形になるの

かお尋ねします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

広報誌等でお知らせをしまして、またお知らせ版等でも広報を図りたいというふうに考えておりますけれども、栽培暦等をその前に作成をしまして、それをもとに研究会の方々と一緒に説明をしていきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

あと植栽を初めてするわけですが、途中で途中で植栽指導というか、研究会の方々がしていただけるのかなというふうに思っておりますけれども、それは植える農家の人たちはどういうふうなルートでちょっと指導に来てほしいとか、剪定の仕方を聞いたんだけれども、実際にどうしたらいいんだろうというようなことがあった場合は、どのような対応を農林水産課はされていかれるのでしょうか。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

今現在、東市来のほうで試験栽培等をしております圃場のほうにまた案内等をして、そういうところで剪定とかいろんなものの研究会とか、そういうものやしていきたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

あと、市のほうが植えておられるオリーブは、今後どういった使命を果たしていかれるのか。今回は市民の皆様には補助が半分ということで、予算が多分今後計上されていくようございまして、市が購入して、実際に圃場とかでも植えておられるんですけども、それは今後どういったものになっていくのか、その点をちょっと詳しくお知らせください。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

現在実証圃として植栽しておりますオリーブの実が平成28年、29年あたりにできてきたときから、またそういう収穫をしまして、

日置産のオリーブオイルとして搾油していき  
たいというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

私は苗木をつくるのに、どんどんそれを利用  
していけるのかなというふうにちょっと  
イメージしたんですけれども、そういったこ  
とではなくて、実をとっていくものとして、  
日置市がつくっているものも使っていくとい  
うことになるんでしょうか、そこをもう1回  
お願いします。

○農林水産課長（久保啓昭君）

実を使ってそういう生産のほうにしてい  
くという形で考えております。

○5番（黒田澄子さん）

じゃ、最後にオリーブ、日置市産のオリ  
ーブではなくて、今オープンされましたお  
店は多分イタリア産、スペイン産のオリ  
ーブなんですけれども、待望の日置市産オリ  
ーブは、大体何年後の出荷を望んでおられ  
るか、その点をお伺いして、オリーブのほうの質  
問を終わりたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

実証圃の分でありますけれども、最短で平  
成28年の秋の収穫分から搾油できないか  
というふうに期待しているところでござい  
ます。

○5番（黒田澄子さん）

じゃ、その待望のオリーブができますこと  
を楽しみに、次の質問に移りたいと思い  
ます。

学校給食について、今回残食のこと等も含  
めて質問をさせていただきました。学校給  
食法に基づく学校衛生管理基準に定めら  
れている2時間喫食、いわゆる調理してか  
ら2時間以内に食べることができるように  
するといった狙いのことが書いてござい  
ます。これは一体どういった狙いになる  
のか、その辺をお尋ねします。

そして、それは、2時間喫食が本市でも  
きちんと守られているのかお尋ねしたい  
と思います。

○教育長（田代宗夫君）

2時間以内に調理してから食べるという  
ふうになっているようでございますが、第1  
点はやっぱりつくってから長時間にわた  
りますと、例えば麺類であればふやけて  
しまったり、あるいは煮物であると煮崩  
れてしまったり、味が落ちてしまうとい  
う、そういうのが一つあると思います。

もう一つは、やっぱり時間が、温食はあ  
ったかいわけですから、これが冷えてき  
ますと、ちょうど雑菌が増殖する温度ぐ  
らいになってくると困るわけでございま  
すので、そういう意味から考えて、温度  
管理というのはやっぱりある一定の中  
で温度管理をきちっとした2時間以内  
ということになっておりますので、喫食  
をすることが求められていると思いま  
す。

本市は当然それには従っております。

○5番（黒田澄子さん）

本市は安心して子どもたちが食べてい  
るということで確認をさせていただきました。

あと、26年度、給食所要時間調査結  
果について数点お伺いします。

4校時終了後から給食時間終了までの  
時間が小学校で40分というところが11  
校、45分が8校、中学校では30分が  
4校、35分が3校となっておりますが、  
配膳が終わり、実際に食事ができる時  
間はどのくらいになると教育委員会  
はお考えでしょうか、お尋ねいたしま  
す。

○学校教育課長（片平 理君）

今ご指摘がございましたように、給食  
の時間については30分から45分、小  
中学校それぞれ学校の実情に応じて設  
定してございますけれども、実際に配  
膳が終わって食事をする時間となりま  
すと、中学校のほうで15分から20  
分程度、それから小学校のほうで20  
分から25分程度というふうに私ども  
としては捉えております。

以上です。

**○5番（黒田澄子さん）**

この時間帯、食べる時間帯の確保、この点、きょうは私はちょっとしっかりと聞いていきたいと思っています。

今のご答弁は現場のほうにちゃんと調査をされてでしょうか。

中学校で15分から20分となると、30分しかないところは、相当10分間で全部やり終わる、いただきますになるということになるんですけど、その点もう一度お尋ねいたします。

**○学校教育課長（片平 理君）**

具体的に学校のほうで何分とれているかということは調査をかけておりませんが、学校のほうで30分という学校を見ますと、小規模の学校でございます。ですから、準備の時間が、結局学校によって10名の学校と40名の学校では給食の準備に要する時間が相当違いますので、先ほど15分から20分というちょっと間を申し上げたのは、そういうことをご理解をいただければと思います。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは、例えば15分しか食事の時間がないと思われる中学校、小学校あたりでも25分ぐらいとれるのかなという感じなんですけども、こういった食事をする時間を教育委員会はこれでいいというふうな想定なのでしょうか。

子どもたちの調査によりますと、夜の食事しか日置市は、その食育推進計画ではアンケートをとっておりませんので出てきませんが、30分から1時間とるという子どもたちが非常に多い中で、お昼ご飯を15分、その辺の時間帯はどのように考えられますか。

**○教育長（田代宗夫君）**

これは、学校にとりまして一番私どもが苦労している問題であります。といいますのは、教職員の勤務時間というのは、もう限りがあるわけでございますので、7時間45分です

ので、学校が引けて子どもたちが帰るのが4時45分でございます。そして、もう少し細かく申し上げますと、小学校は授業の1時間が45分、中学校は50分となっております。したがって、中学校のほうはもっとおくれるということになります。

小学校の子どもたちの日程表を見てみますと、主に、大体ですが、小学校は大体4時前後、中学校が遅いところが4時25分というところもあります。もう帰る、勤務時間が終わるまでに20分しか時間がないと。これです、この時間です。

ということは、これ以上、5分ふやしてしまいますと、もう今度は、こどもと触れ合う時間もない、学年開催でする時間もほとんどとれないということになります。だから、全体の枠が決まっている中で、この中で学校給食をどれだけとって、どうしていくかっていうのも本当に苦労するところでもあります。

したがって、いかにこの配食の時間を短くして給食時間を長くとるかとか、そういう工夫をしていかないと難しいし、今申し上げたように、食べる時間が少なくなりますので、一応時間がきても少々食べている子どもが、時間オーバーしながらいるという現状もありますので、非常に厳しいところでございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

今のお話を伺うと、先生たちのこの時間の中で、子どもたちの食事の時間ももう追いやられてるというふうに、なんかちょっと聞こえてしまうんですけども、ちょっと実情はわかるんですけども、お友達の小学校の先生をしておられる方が4校時目に体育があると、それは大変だと言われました。もう授業をしっかりと45分やって、そして洋服を着がえさせて、汗を拭きとらせて、それで給食係の人たちは、そんな10分とか15分後には、「いただきます」なんてできないんですって。そうすると、もう10分も食べる時間

がなくなるんですと。

だから、本当はいけないけれども、もう体育の時間のときには、ちょっと早目に終わって着がえる時間までを想定して、給食の時間を組み込んであげないと、本当、子どもたちの残食がどんとふえると。そういった工夫をされている先生のお話も伺ったんですね。

だから、授業は確かにやっていかないといけない。でも、給食の時間は、学校の中には授業だというふうに思いますよ、学校での。だったら、その給食の授業の時間も大事なのかなということで、今回ちょっと聞いてみたところです。

教育長も非常にこの時間確保が本当に難しい課題だと言われていました。この食べる時間の確保について、さまざまな担当の方たちが、研修会を年に2回から5回されているということでしたが、そういったところで、今の報告では、給食の時間についての課題については、何か話し合いされているような内容は来なかったんですけれども、そういった話は上がってこないのでしょうか。そして、上がってきてるとすれば、こういった効果があるのか。

そして、先ほど、指導したところは非常によくなったというようなこともございましたけれども、具体的な事例がございましたらご紹介いただきたいと思います。

#### ○学校教育課長（片平 理君）

給食の時間につきましては、今、教育長が述べたように、学校の実情もいっぱいいっぱいのところがございます。

2校ほど、中学校で30分を35分に延ばした学校がございます。伊集院北中と伊集院中でございますけれども、給食時間の不足ということで、そういう学校につきましては、やはり残食の量が徐々に減ってきているという状況がございます。

それから、1校、中学校で非常に残食が多

かった学校が給食センターのほうからありまして、そこにつきましては、急遽、残食調査をさせまして、そのことによって残食量が非常に減ったという実績もございます。

研修会においては、やはり準備を、どれだけ時間を短縮できるかということ、それから、先ほど、今申し上げましたように、給食の時間の設定、これを30分、35分という形で、どういう形で設定ができるのかとか、そういういろんな課題等が研修会等でも出ております。

それから、メニューの問題でございますとか、そういうもの等で、極力残食を減らすという手だてということについては検討しているところでございますけれども、なかなか実績として、数値として上がってこないという現状もあるということでご理解いただければと思います。

#### ○5番（黒田澄子さん）

伊集院北中、伊集院中が30分の給食時間を35分に延ばされた。その結果、中学校では、まだ30分のところが4校ございます。こういったところも、先ほどの教育長の話を知ると非常に厳しいんだと言われていましたが、今話を聞くと5分ぐらい何とか延ばすことは、校長先生の采配でできるんだというふうに受けとめました。

ということは、もうちょっと給食の食べる時間の確保を教育委員会も一生懸命に指導できないものなのか、その点、教育長いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

当然、校長会等では話を、時間延びるよう、延びるといっても、もう35分が多分、限度になるぐらいの日程の中でやっておりますので、できることなら他校と同じような形で、少しでも延ばしてやって、子どもにゆっくり食事をさせたいというのは、もう私ども同じ気持ちでございますので、話は、指導はして

まいりたいと思います。

#### ○5番（黒田澄子さん）

ぜひ、時間の確保を校長先生たちにご指導  
いただきたいと思います。

それと、3センターの残食調査をいただ  
いてみました。伊集院のセンターでは、1年に、  
先ほども3番議員のときに教育長、お答えに  
なっていますが、1年間に2週間、伊集院セ  
ンターの場合ですね、10日間のみ、そして  
1品ずつ何パーセント残っているかという、  
すごく詳細なことをされていました。あとの  
2つはもうぶっこみというか、量だけがどん  
と出ていて、そして、ちょっとばらばらで  
した。

3つのセンターのこの残食のこのとり方、  
調査結果がどのような視点で調査をされてい  
るのか、また、これが、残食を減らすために、  
どのように活用をされて、そしてそれがどう  
やって給食指導に当たっているのか、非常に  
この3センター、ばらばらでしたので、1年  
間のうちに、たった10日間だけの情報が、  
1年間のその情報になるのかなと伊集院セン  
ターにおいては思いますし、また、南セン  
ターにおいては、突然、吹上中学校が特筆さ  
れて、ポンと吹上中学校は、ある日から1日  
ずつの残食が出て、ある日からこう、ほか  
はもう全部南給食センターで全部一緒なのに、  
そこだけ出てきている。こういったものが、  
もうちょっと統一されて、そして、今後、給  
食指導に当たるときに、いろんな視点が盛り  
込まれていくと思うんですけど、こういった  
ばらばらな調査ではなかなかこう難しいの  
かなと思うんですけども、その点、いかがで  
しょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

そのことは、当然考えていかなければなら  
ないとは思っております。この伊集院の給食  
センターの場合は、栄養教諭が2人おります  
ので、この2人が午後かかりっきりで、2週

間ですか、計量してやっております。

ところが、他のセンターについては栄養教  
諭が1人です。もちろん調理従事員も  
おりますけれども、そういうことで、同じよ  
うなことが、このままでは絶対厳しいとは思  
いますが、しかしながら、ただ、それぞれが  
違うということもおかしいです。

ただ、伊集院の給食センターのような調査  
を1年間続けるとしますと、毎日人間が午後  
2人ずついるということになりますから、こ  
れはもう難しい。

ただ、1週間大体、6月と11月にやって  
おります。これ、ほとんどの傾向はつかめま  
す、これだけでですね、傾向というのは。

先だっの3番議員のときにもお答えしま  
したけれども、それと、全体の量が、残っ  
ている量が全部わかりますので、本当は計量し  
なくても、きょうの献立類は食缶で10缶残  
ったとか、全部で、きょうは2缶で終わった  
とか、いうことで大まかな子どもたちの、ど  
れだけ食べたかという概略はつかめるわけ  
ですね。

そういう意味で、そう細かな調査ずっとす  
る、したことのことは無いと思いますが、そ  
の労力、効率からいえば、それでいいんじや  
ないかなとは思っております。

ただ、ご指摘のあったように、東市来のセ  
ンターのほうは、これ学校ごとに残量が出る  
ようになっております。南はそれも全部一緒  
の残量ということですので、全く違いますの  
で、どこか、もうある程度統一できるもので  
あれば、人員等のこういう問題等もあります  
けれども、もっと今後一緒に子どもたちの給  
食の指導をやっていく上では、検討はしてみ  
たいと思います。

#### ○5番（黒田澄子さん）

私は、その伊集院方式の一つ一つのメ  
ニューがどうってというのは、もうメニュー表が  
ございますので、お母さんたちももらってま



すよね、お家で。だから、この日すごく残ったんだなっていうのがわかれば、もうそれでいいのかな、そこまでする必要があるのかなと逆に思っているほうです。

それよりも、全ての量がわかるということは、学校から必ず残量が上がってくるということなので、吹上の中学校が残量が多い。だから、途中から、吹上中学校だけは何kg残っているのかというのを抽出したということは、裏を返すと、ほかの学校も全部学校ごとのグラムはわかっているわけですよ。で、あそこよかったのは、何日、一日からずっとこう残量が書いてございました。東市来はそれがなかったです。

どちらかという、何月何日の残量が幾らあった。それが、それぞれの学校ごとに幾らあったというのは、多分おわかりだと思うんで、そちらのほうが、調査の資料としては当てになりますし、その横にメニューはもう持っておりますので、大体こういったものときには残るといのはすぐわかると思いますので、ぜひ統一に向けて頑張ってくださいと思います。

あと、第2次日置市食育推進計画によりますと、小学校6年と中2の児童生徒のアンケート、943人回収結果がございました。夕食の時間のことは、先ほど言いましたけれども、嫌いなものが食事に出されたときの調査で、1が我慢して食べる、2、学校では食べない、3、学校では食べる、4、食べないに分けての調査になっていました。全部一つずつ回答ということになってましたので、複合はしていません。

小学校6年では、我慢して食べるが62.2%、学校では食べるが28.6%ですので、90.2%の児童は、何とか嫌いなものでも我慢をしてでも食べています。中学校では、これが44.7%と22.1%で、66.8%の生徒が食べるというふうに答え

ています。

この差が23.4%、中学校2年生からすると、つい二、三年前の小学校6年のときには、もう90%の子どもたちが食べている。食べてない子のほうが少なかった。ところが、もう中学校に上がって2年生になると、もう70%を切った子どもしか食べていない。その差が、たった2年かそこらで23.4%になっている。

逆に、小学校6年生、学校では食べないが2%、もう絶対食べないというのが7.2%、中学校では食べないが11.3%、そして21.9%が食べないということで、33.2%、もう食べないという差も26%も出てきている。この表の読み取り方はいろいろだと思うんですけど、嫌いなものでも出された食事は残さず食べようと努力している6年生が、2年後には23.4%が、もう食べないとなっている。

ここの原因を教育委員会、どうお考えになり、指導の工夫をされておられるんでしょうか。何か紹介できる事例があれば、お示しいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

大変難しい質問ですけれども、小学校の子どもは、どっちかという先生からの指導に真面目に従って一生懸命食べようとするんですけども、中学校になりますと、自我というんですか、自分のあれが出てしましまして、嫌いなものは食べないということで、こういう結果になっているのではないのかなと思います。

ですから、指導としては、子どもたちもある程度の食事を食べなきゃならないことはわかっているんですが、実際、体がすぐ変わるわけでもない、なかなかそこまで踏み込んで食べるまでに至っていないと思われまして。

したがって、これを食べるようにさせるというのは、やっぱり具体的に食べない場合にどういうことになっていくのかということ、

知識的なものだけでなく、絵とかスライドとか、いろんなものを使いながら、実際に遠い将来に向けた姿を映しながら、こんな形に自分の体というのは変わっていくんだよというのを、やっぱり実感として受けとめさせるような、いい言葉を使えば、心に届くような、やっぱり指導をきちっとしないとなかなか厳しいんじゃないかなと思いますし、また一方では、先ほどの残食調査ではございませんけれども、ああいうものの励みになるようなものを、毎日チェックをさせて、「ああ、よかった」という成功感を味あわせながら進めていくとか、そういう指導を繰り返すことが大事なのかなと、そんなふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

難しい時代の子どもたちですが、先ほど言われたみたいに、そういった絵とかスライドとか、食べないとなっちゃうよということは大事だと思います。特に女性はこの骨というものが、更年期以降、もう70代、80代になると骨粗鬆症で折れていくという現象は、20代までにしっかり食事を食べたのか、運動したのかということで骨が形成されて、それ以降、どんなに反省して食べ始めても骨の形成には至らないということが、もう言われておりますので、この10代の時期の食生活というものをしっかりするということ、自分がわかって食べているということは大事だと思います。

平成24年9月の鹿屋市の南部給食センターのアンケート結果、ここはたくさん項目でアンケートを保護者や子どもたち、教職員にとっておられますけれども、量が多いと感じる子が45.9%いるということです。そして、残すことが多いという回答が、女子が男子の2倍になっているということです。

特に、女子の残食についてはダイエットとの関係があるのではないかというふうに、最近言われているんですけれども、その辺、教

育委員会はどのように指導されておられますでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどの答えにもあったと思うんですけど、栄養教諭等による食育に関する指導の中でやっておりますし、また、こういう体の成長等につきましては、学校では体育の保健の学習ですね、それから家庭科の学習の中できちっと出てまいります。

例えば保健の学習では、3、4年生では、よりよく育つための生活ということで、食事、運動、睡眠、休養と食事のバランスへも出てまいりますし、5、6年生になりますと、生活習慣病ということから栄養の偏りのない食事をしましょう、中には肥満とやせ過ぎ、それから無理なダイエットで健康を害することがあるなどの項目で保健の学習もしております。

なお、家庭科におきましては、小学校5年生では、この栄養素の問題とかそういうものがありますし、中学生になりますと、当然、健康のためにどんな食生活をすればよいかとか、そして、最後はダイエットという項目で、誤った方法でダイエットをしている人はいませんかと、肥満ややせ過ぎの栄養調べをなど、それぞれの教科の中で一応指導はなされております。

以上です。

#### ○5番（黒田澄子さん）

頑張って、そういった指導をしていただきたいと思います。

おひさま給食をこの間されております。教育委員の方たちは、これを食べられたのでしょうか。そして、教育委員の方が食べられておられたら、感想はどうであったかお尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

ちょうどこのおひさま給食の日が21日でございますので、ちょうど日置で移動教育

委員会を開く日でございました。したがって、日吉中学校に行きまして、一緒におひさま給食をいただきました。

委員の方は、大変喜んでおられました。ネーミングがいい、日置の食材を使ってのユニークなメニューであると。子どもたちにも地元の食材を知ってもらう意味でも大変いいんじゃないかと。それから、味もおいしくて、レシピが欲しいというようなこと、あるいは、このおひさま味噌を物産館の特産品としたらどうかとか、こういう話まで出ておりました。そういう意味では、1回でしたけれども、好評であったと思います。

#### ○5番（黒田澄子さん）

好評であったということで、まあ、それはよかったと思いますが、私は食べておりませんので何とも言えないんですけども、子どもたちにはちょっと、余りそんなに、だったかなみたいなこともちょっと聞きましたので、少し苦手な感じの食材でもあったのかなと思います。

県内のある大規模な中学校の先生の給食の取り組みを紹介します。

「学校給食は授業である。アレルギーのある生徒や体調の悪い生徒を除いて、何でも食べる授業と捉えている。栄養面の話は給食センターの栄養士の先生の話で十分子どもたちは理解する。大切なのは、食べる時間の確保だ。遅い子も時間をかければ食べられる」、中一での事例ですけれども、「4校時終了後、10分後には必ず着席徹底、給食係も最低12分から15分には配膳終了で「いただきます」をする。中学校でも20分の食べる時間の確保に努めているが、1年生の1学期間かけて指導している。2、3年生はどうしてもルーズになりがちだが、その子たちも1年生ではできている。また、食べる量にも多過ぎるとか、もうちょっと食べたい、そういった子がいますので、一回配膳をした後に、そ

の辺を加減する。多い子は戻しなさい、食べたい子はもらいなさい」ということをされているそうです。

そして牛乳です。「いただきます」と言った後に、すぐ必ず全員開封をさせているそうです。あけないと、必ず飲まないで、そのまま返してしまう子がいる。あけると少しでも飲まなくてはと思う。そして、終了前5分前になったら、「全員で牛乳飲みましょう」と飲む時間を設定する。そして、放送でこの残乳の結果をみんなで話す。何年何組、休み何人、残乳何本、一番少なかったところは、どどこクラスと表彰している。今では残乳がゼロのクラスが3年生から多く達成されている。担任の先生の取り組みが反映されている」と話しておられました。

全てがゼロになるということは難しいでしょうけれども、こういったことも参考にしながら、未熟な子どもたちへの教育であると、本当に思っているところです。

日置茶についてなんですけれども、たまたま見ました広報紙でお茶が出ていたので、お茶を出せるのかなと思って、一応お尋ねしたところでしたが、全部では出せないということで、できれば、日置市はお茶の産地ですので、まずはお茶をまず飲むところが始まりです、食べるころはそのアレンジだと思っていますので、そういったことも頑張っていたらいいと思います。

最後に、給食については、給食費のことを伺います。

小学校は1年から6年生まで量に変化があるわけです。私は鹿児島市で、子どもを最初出しましたときは、低学年、中学年、高学年で料金設定が全然違いました。日置市は一緒なんですけれども、これを改善される考えはないのか。それと、3センターの金額が同額になっていないため、ここを合わせていくお考えはないか伺います。

### ○教育総務課長（宇田和久君）

小学校の高学年下学年という形の中で、給食費の設定はできないかということでございますが、鹿児島市は、おっしゃったとおり、中央、谷山のほうでは、給食センターでは3段階、1、2年生、3、4年生、5、6年生でそれぞれに分けているようでございます。

ただし、市町村合併が行われた松元、郡山、喜入、吉田においては、もう一律定額ということでございます。我々も3センターございますが、一律ということでございまして、ちょっとお聞きしましたところ、給食センターの経緯とか運営委員会とかございますので、そのような経緯の中でされているのかなということでございまして、我々の3センターでも給食運営委員会等がございしますが、今までそのような形で提案を受けたことはないということでございますので、まして、そういう提案等がございましたら、今後また検討していければいいのかなと思っております。

それと、給食費のちょっと差がございます。合併前、それぞれに給食費は4地域で、それぞれに差がありまして、ここ10年間の間で調整をしてきたわけでございますけれども、まだ伊集院の地域の中学校と、日吉地域の幼稚園が50円ほど、ちょっと差があるようでございます。

ただし、この前8%消費税が上がったときに、給食委員会の中で、あと50円ほど差がありますけれども、10%になったころには調整をしたいということで申し上げているところでございまして、その中では調整をしていけると思っております。

以上です。

### ○5番（黒田澄子さん）

それでは、平和の継承についてお尋ねいたします。

今、テレビでイスラム国、I Sの狂気沙汰の実態に世界中から参加する若者が続いている

る事実には啞然とします。何かそこに引きつけられているとしたら、平和教育の欠落だと思っています。

本市の子どもたちがそういうことにならないように、思いますけれども、ほとんど今回、70周年の予算化が余りされていないんですけども、近隣市でもこのような感じなのか、お尋ねいたします。

### ○総務課長（野崎博志君）

近隣市での取り組み状況ということですが、70周年の節目として、特別に事業を実施しているところは鹿児島市、南さつま市がする予定でございます。

鹿児島市のほうでは、広島市と共催で広島原爆展の開催、あと作文、図画等を小中学生を対象に募集すると、そういった事業です。南さつま市については、昨日もご紹介したと思うんですが、鹿屋市、南九州市の3市で資料館を持ってらっしゃいますので、その資料館めぐりや戦跡の見学などを実施予定というふうに伺っています。

他市については、まだ検討中というところが大半でございました。

### ○5番（黒田澄子さん）

26年度に予算化された非核平和都市の懸垂幕は、いつごろ、どこに掲示されたのか、また、今後はどのように掲示されていくのか、お尋ねします。

### ○総務課長（野崎博志君）

懸垂幕については、昨年7月20日から8月31日まで、本庁及び3支所に懸垂幕を掲げました。

平成27年度におきましても、同様の時期、場所において掲示していきたいというふうに考えております。

### ○5番（黒田澄子さん）

8月6日のチャイムは、今年度鳴らしていかれるということでしたので、改善されたと思っております。

平和学習についてなんですけども、図書館や、また公立図書館、また学校の図書館でも、昨年もう提案したとおりにいろいろな取り組みをしていただきました。さらに、今回も70年ということで、また、していかれるということでしたけれども、11番議員の質問のときに、米軍機が市内を銃撃している様子をテレビで、今、放映されました。市長は、そのときに、こういった記録をちゃんと残していましょうよということに対して、答弁で、旧4つの町の町史を利用していきますと答弁されたんですけども、市長はこの町史を読まれていると思いますが、この町史の内容で足り得るとお考えなのでしょうか。その点、お伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

その町史に短編的に見ましたけど、短い文であったというふうに、足りるといふことはないんですけど、残っているものについては、町史に残っているというふうに答弁させていただきました。

**○5番（黒田澄子さん）**

私もこの質問する22年に読まさせていただきましたけど、本当に探してもちょっとしか載ってないという、大きな町の中の本当に一部の、声も、本当数名の声しか載っていません。ぜひ、今、MBCテレビなどでも、県民の方にそういったときの体験を募集されて、募集してこられた方をすぐ取材をされて、すぐ映像で映しているということをしております。

私たちの町も本当にそういった人たちがどんどんいなくなるし、しゃべりたくない方たちもおられるんですけども、そういった方を募集するというか、そういったことをやりながら、私たち自体が戦争知らない子どもたちで、この年齢になっているわけですので、今やらなければ誰がやるんだと思います。そして、それは大人がやる責任があり、市政を

つかさどる立場の方がやるべきことだと思います。

薄いものであれば、もうちょっと厚くして、しっかり残していくのは今じゃないのかなと思うんですけども、そういった取り組みをされるお考えはないか、お伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

ちょっと、十分検討させてください。

**○5番（黒田澄子さん）**

じゃ、よく検討していただきたいと思いません。

それと、パネル展なんですけれども、どこが所有されているものを使われるのか、お伺いいたします。

**○総務課長（野崎博志君）**

27年度のパネルを掲示する予定は、国のほうが、厚労省が委託しております昭和館というところがございます。そこからパネルとDVD、あと実物の資料等をお借りして展示する予定でございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

昨年は、中央公民館にパネル展示をされたと思うんですけども、たくさん見ていただくという部分では、もっと巡回みたいなことができないのかと提案します。

例えば、ゆすいんやゆーぷる、日吉の老人福祉センター、ニシムタとかタイヨーへのお願い、また城西高校、育英館、伊集院高校、吹上高校、そういったところで展示してもいいよというところがあれば、巡回展示をお願いできないものか、お尋ねします。

**○総務課長（野崎博志君）**

ことは、戦後の70年ということで、うちが今、この昭和館というところにパネルの貸し出しの照会もしたんですが、実際、ことし7月23日から29日までの7日間しか借りられない状況です。ほかにもパネル等もない状況でございました。ぎりぎり、うちは間に合ったということでもございました。

そのようなことから、なかなか夏場には借りれないというようなこともございますので、ちょっと時期を見ながら、その施設とも協議をしながら、掲示できるかどうかを検討していきたいというふうに考えます。

**○5番（黒田澄子さん）**

広島市の平和学習について学んできましたけれども、資料館のほうでも貸し出しがあっているようですので、もう少しリサーチをされて、パネルをもう少し集められるようであれば検討いただきたいと思います。

あと、語り部についてでございます。教育長が、以前、学校応援団のボランティア登録の中に、そういった体験を語る方がいて登録されているので、そういった方たちを活用していきたいと答弁されておりますが、その後、こういう方たちを活用されたのでしょうか。

それと、そういった方たちに許可をいただいて、そういう子どもたちにお話をされているときの音をとらしていただくとか、DVDで撮らしていただくことの許可がもらえる方には、そういったことができないものなのか、その点について伺います。

**○教育長（田代宗夫君）**

先般、お答えしたところであります。

本市の学校におきましては、中学校は、ほとんど長崎のほうの修学旅行で語り部の話を聞いているところであり、小学校でも、2校は知覧の平和記念会館のほうで語り部の話を聞いております。そのほか、小学校5校、中学校1校においては、地元の高齢者等による語り部の話を聞いて学習をいたしております。

今後は、地元の資料等を活用した指導等もしていきたいと思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

市民を巻きこんでの平和の継承ということを申し上げまして、いろいろ提案をしてみました。これまでも、そういうふうに提案をし

てきています。

以前、吹上高校の文化祭では、知覧の特攻隊の演劇がありました。また、それぞれの町でも、学校等でも夏休みの作文などで平和を捉えた作文もあったりすると思います。あえて何かをする、何かを計画するというのではなくて、そういったことを拾い上げて、それを日置市の平和の継承という形でできないものか、その点を伺います。

その点について、市長、教育長のお考えを伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○総務課長（野崎博志君）**

市民を巻きこんでの平和の継承ということでございますが、70周年の意識づけについては、国や県でも、その取り組みがそれぞれなされると思います。

本市も平和宣言都市として、平和で豊かな郷土を守るために、戦争の労苦を後世に伝えられるように、引き続き努めてまいりたいと思っております。

**○教育長（田代宗夫君）**

戦後70年という節目でもございますので、できたら子どもたちの心に残るものでありたいなというものを思っております。したがって、夏休みともちょうど終戦記念日もございますので、子どもたちに夏休みの課題として、こういう戦争について調べるとか、みずから話を聞いたり、調べたりするような、そういう課題を与えて、もうちょっとこれまでと違ったものにしていきたいなどは思っております。

その結果が出てくれば、また、それどうするかは、今後検討していきたいと思っております。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

オリーブの質問に対しまして、不足していたものがありましたので、つけ加えさせていただきますと思います。

東市来の実証圃につきましては、収穫用の苗木の植栽のほか、一部分は市民配布用の苗木の育苗用として使いたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時20分といたします。

午後2時06分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔6番下御領昭博君登壇〕

○6番（下御領昭博君）

平成26年度も残すところ2週間ほどになりました。3月末で定年を迎えられる方もいらっしゃると思いますが、私としてはご苦労さまと声をかけ、市民の皆様のために頑張っておられ、感謝の気持ちでいっぱいです。

異動もあり、慌ただしい時期ですが、平成26年度3月議会、最後の一般質問者となりました。市長の誠意ある答弁を期待し、先般通告いたしておりました3項目について質問をいたします。

まず、1項目に空き家対策について質問をいたします。

近年の少子化高齢化や人口や世帯数の減少など、特に過疎化の進展により大きな社会問題となっている空き家は、全国で820万戸であり、鹿児島県でも14万7,000戸に、ここ5年間で約1万7,400戸増加しているようです。

地域を回ってみますと、空き家の点在が、特に農村部に多く見受けられます。また、ひとり暮らしの高齢者の方も多く、いつか施設に入居されますと空き家になり、ふえる傾向

にあるようです。

したがって、管理されている空き家については問題はないのですが、放置している空き家については、老朽化による倒壊や屋根や壁などが飛散し、周辺に悪影響を及ぼす原因となります。また、不法侵入や不法投棄、放火のおそれなど安全上、防火上、衛生上、景観上の観点から危険性となることが危惧されます。

そこで、今回、空き家対策の推進に関する特別措置法案が平成26年11月に可決成立したことを踏まえ、本市の空き家問題について市長に質問いたします。

1点目に、市全体で空家数はどの程度か、お示してください。

2点目に、空き家を有効活用し、地域振興につなげ、促進を図るべきと思うがどうでしょうか、伺います。

3点目に、空き家に対する市民からの相談、苦情等はなかったのか、伺います。

4点目に、空き家対策の円滑な対応のため、総合窓口の設置は考えられないか、伺います。

5点目に、空き家に対する固定資産税の見直しは考えられないか、以下の2点について質問します。

アとしまして、管理されていない空き家の固定資産税の特例を廃止すべきと思うがどうでしょうか、伺います。

イとしまして、空き家を解体し、更地にした場合、固定資産税の特例を延長するべきと考えるのですがどうでしょうか、伺います。

2項目に、再生可能なエネルギーについて質問をいたします。

福島第一原子力発電所事故以来、国の原子力発電所が停止したことから、電力を賄うため、現時点では、安定供給面、コスト面でさまざまな課題が存在しており、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多

様で重要な低炭素の国産エネルギー源が必要な状況です。

ここ近年、再生可能なエネルギー等で太陽光発電が急激に伸びてきており、我が日置市でも急激に太陽光発電が設置されているようですが、果たして地域にどのような波及効果があり、本市にもメリットがあるのでしょうか、伺います。

3項目に、農業用の用排水路、重要河川について質問をいたします。

高度成長時代に、農業所得と商工業所得に大きな格差が生じ、農業では食っていけないと農業離れし、今では農業される方は定年退職された高齢者の方が多いようです。話を聞くと、農地を荒らすと人に迷惑をかけるといけないから耕作するのだと話されます。

そうした中、ここ数年、市でも取り組んでいる中山間事業や多面的機能支払交付金活動の該当する地域は、毎年のように変化してよくなってきて大変評価できるのですが、該当しない区域、特に上流側については農地も荒廃し、水路がどこにあるのかわからない状況です。

近年、地球温暖化の影響で部分的な集中豪雨や台風などにより災害が生じた場合に、下流側までの影響が危惧されます。

そこで、質問ですが、荒廃地での用排水路、準用河川の維持管理の状況はどのようなのでしょうか、伺います。

以上で、1回目の質問とし、市長の前向きのある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の空き家対策についてでございます。

その1で、市全体の空家数は、現在把握している数が2,453棟でございます。

2番目でございます。有効活用できる空き家につきましては、一時的に移住の体験ができる施設や地域の交流拠点としての活用など

定住促進及び地域づくりの一環としての活用策を、国が示した基本方針や鹿児島県においても策定予定であります。空き家対策マニュアル等を参考にして研究していきたいというふうに思っております。

3番目でございます。相談の主なものといましては、隣地の空き家及び土地の管理がなされておらず、空き家の倒壊のおそれや雑草などが自分の敷地内に入り込むなどの相談が数件寄せられています。

相談を受け、所有者や相続者に対して、適正な管理をお願いしている現状でございます。

4番目でございます。空き家対策を効果的かつ効率的に実施するためには、空き家の調査、確認、出入り調査などを取り組むため、体制の整備が重要であると思っております。

空き家の問題を解消するには、建築、税、防災及び環境の内部部局が連携して、空き家対策に対応できる体制の構築が望ましいと考えております。

5番目のアでございます。住宅用地の特例については、特別措置法の規定の中で、市町村が行う空き家対策計画に基づき、空き家に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置を講ずるとあり、現在、これを受けて地方税法等の一部を改正する法律案が国会で審議中であります。

この改正案の中で、特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地について、住宅用地特例の対象から除外するとなっておりますので、地方税法等の一部を改正する法律案が国会で可決された後に、市税条例を同様に改正する運びになります。

イでございます。更地にした場合の固定資産税特例の延長については、今回の地方税法等の一部を改正する法律案の中でも税制上の措置はとられておりません。今後、国の動向及び近隣の状況を踏まえて判断してまいりた



いと考えております。

2番目の再生エネルギーについてでございます。

太陽光につきましては、メガソーラー級の太陽光発電4施設を初め、約2,300世帯分の電力に相当する発電を行っており、現在、2施設、約8,400世帯分の電力量に相当するメガソーラー施設の設備工事が進められております。また、重平山で設置工事中の風力発電所は約3,800世帯の電力量に相当する発電を行う予定でございます。

地域への波及といたしましては、太陽光、風力などの再生エネルギーは、大気中の二酸化炭素排出量がきわめて少ない環境に優しいエネルギーであり、児童生徒への環境学習の一役も担っております。

また、雑草などの施設管理の雇用や、施設見学などによる交流人口の増加、関連事業に係る過疎地域の活性化が期待されます。また、本年度の固定資産税の市税収入は約2,700万円を見込んでおります。

3番目の農業用の用排水路についてでございます。

用排水路の管理でございますが、用排水路は準用河川や普通河川と兼用となっている場合も多く見受けられますが、基本的には農業用の用水路として利用されていれば、地元の水利組合で管理をしていただいております。

おっしゃいますとおり、市内には耕作放棄地が見受けられるようになっており、それらの地域では施設の維持管理に大変苦慮されていると思います。

市といたしましても、水土里サークル活動や中山間直接支払制度を利用した共同活動による用排水路等の施設管理をお願いしているところでございます。

また、災害による水路の崩壊、崩土、土砂堆積など地域の共同活動で対応が困難な場合は、市担当へ連絡いただければ対応していき

たいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（下御領昭博君）

今、市長より答弁いただいたんですが、空き家問題の1番より、また再質問していきます。

今、日置市の現在の世帯数は2万2,713世帯でありますので、本市の空き家数は、今、市長が答弁されましたが、2,453戸と言われましたので、約10%の空き家になります。ちなみに全国の空き家率は13.5%で、鹿児島県の空き家率は17%になっているようです。全国、県の平均より低いというものの、楽観視できない状況にありつつあるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、空き家の中で人が住めないような家が、倒壊寸前や屋根や壁などが飛散した危険廃屋はどの程度なのか伺います。

#### ○総務課長（野崎博志君）

危険廃屋ですが、危険かどうかというところまでは把握してないところでございますが、2,453棟のうち、破損等のあるものが451棟、使用不可が456棟あります。

以上です。

#### ○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから、451と456があると言われましたが、特に道路に面した廃屋なんですけど、これは大雨や強風や大型車の振動によって倒壊のおそれはないものか。けがや事故が起きてからでは取り返しのつかないことになりかねません。地域の方は、思っても、個人の所有者であるがゆえに、なかなか言えないわけです。そうしたことを踏まえますと、早めに対応するためには、やはり所有者や相続人に相談して管理してもらうことが一番重要なんですけど、どうしても管理者がいなかったりとか、対応できないような地域について、また道路に面した箇所についてはどのような対応を市としてはとられている

るのか、伺います。

○総務課長（野崎博志君）

道路に面した廃屋とかいう部分での対応ということは、現在いたしてないところです。廃屋に関して苦情等があれば、その廃屋を見にいったって、環境面を調べたり、建物がもう崩れそうかどうかということまで調べたりして、所有者を探して通知をしているというような状況にあります。

○6番（下御領昭博君）

今、課長の答弁で、余りそういったことはないという答弁ですが、この前、新聞を見ておりましたら、新聞のことについて一点だけ紹介しますと、南さつま市の笠沙の黒瀬集落では、約300戸民家があり、現在での空き家は半数近くの135戸にのぼり、人の減るのもとめられない状況であるようです。また、若者が集落を離れ、残された親は老いる。独居の高齢者が多く、孤独死が起きているようです。また、高齢者の単身世帯は、全国で鹿児島県が1位で、高齢者が亡くなると同時に空き家になることが要因の一つで、空き家の増加はふえる傾向にあるようです。

そこで、質問するつもりでしたが、きのうの3番議員のところ、65歳の世帯数が4,739世帯、それと80歳以上の方が2,716世帯ということで、日置市も近々、80歳以上の方が2,716世帯あるということは、空き家がふえてくる傾向にあるのではなかろうかと思えます。そうした場合に、近くに相続人がいたらいいわけですが、相続人がいない方とか、例えば相続人がおっても都会のほうに出ていて、もう田舎にはいないといった場合に、どうしても空き家がふえてくる傾向にあるんですけど、そうした場合の対応。相続人がいる場合はいいんですが、相続人がいない場合の対応としては、市としてはどのような対応を今後とられていく考えかお尋ねします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

相続放棄や相続不調等の空き家についてでございますけれども、固定資産税では所有者ごとに固定資産名寄帳兼課税台帳により土地・家屋及び償却資産をまとめて管理しておりますけれども、その中の空き家の相続の状況については把握はしておりません。所有者が死亡し、相続の手続が完了していない場合については、死亡後の手続時及び毎年5月の納税通知書発送時に固定資産税納税義務者及び代表相続人指定申告書を送付し、代表相続人を選定していただきまして、相続登記がなされるまでの間について、代表相続人となられた方に納税通知書を発送しております。

なお、相続人が不明の場合、相続放棄申述受理通知書の提出があった方以外の相続人について、戸籍等の調査を行っている状況でございます。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

税務課長の答弁で理解しました。

次の2点目に入ります。2点目の、空き家を有効活用した件に入ります。

空き家を利用して、地域の縁がわづくり推進事業を進める考えはないか。地域の皆様方が集まり、ちゃぶ台を囲んでいろいろな話の場に利用することで地域の輪ができ、活性化にもつながる、そうした事業を各公民館単位の地域づくりのソフト事業を活用できないか伺います。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

空き家対策としまして、地域づくり推進事業のソフト事業で、原材料支給等によります共同での空き家の改修を行いまして、地域の憩いの場として活用、運営していくことは可能かと考えております。高齢者を初めとしまして、地域の誰もが気軽に立ち寄って、お茶を飲んだりおしゃべりのできる居場所づくり

といますか、そういった取り組みっていうものは、多くの地区が今度の計画で課題として挙げております高齢者の孤立防止だったり、あるいは見守り対策につながっていくものと思っております。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたい事例の一つにもなるのではと考えております。

**○6番（下御領昭博君）**

今、課長のほうから、できるということで、大変うれしく思います。

それで、できるというわけですが、例えば空き家を借りる場合、その空き家の家賃代とかそういったのも、このソフト事業の中でできるわけですか。それとか、例えばちょっと家が傷んでたら修理をしたりとか、そういったものにもそのソフト事業のほうで利用できるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

**○地域づくり課長（堂下 豪君）**

ソフト事業のほうで考えておりますのは、空き家の改修に必要な原材料費だったり、あるいは機材の借り上げで、できれば共同による改修っていうのが望ましいかと思っております。あと、改修によって処分するものが出てきた場合の処分費も対象になってくるのではと思っております。

**○6番（下御領昭博君）**

今の課長の話を聞きますと、家賃代は利用できないということですね、そしたら。

**○地域づくり課長（堂下 豪君）**

家賃といいますと、個人に対するということになりますので、それは対象外ということで考えております。

**○6番（下御領昭博君）**

質問の仕方がちょっと悪かったんでしょうか。公民館単位で、結局1つの空き家を借りた場合に、そこで公民館単位で借りる場合の、地域が部落ごとに借りる場合の家賃は出ないかということ、私、聞いたんですけど、それはできないんですか。

**○地域づくり課長（堂下 豪君）**

いずれにしても、その所有者に対する家賃ということになりますので、それはソフト事業では対象外と考えます。計画の中であった中で、改修をするのに、個人に対して補助金として支払うことはできないかという計画もありましたけれども、それも個人に対しての補助っていうことで、この計画のソフト事業での対象経費にはならないということで説明をしているところでございます。

**○6番（下御領昭博君）**

今の課長の質問でちょっと、余り納得はしてないんですけど。（笑声）

次の質問に移ります。

今、日置市も市営住宅をたくさん建設されていますが、私の一つの提案なんですけど、市営住宅を建設するのもよいのですが、その予算を少し減少させ、空き家を利用した計画に予算を計上することはできないのか。空き家をリノベーションし住居させることが、空き家も減り、地域の人口もふえて活性化していくのではないかと私は考えます。

その点について、市長はどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

いろいろこの空き家対策、今回、地域づくりで、ちょっと課長が答弁いたしましたけど、これは今、モデル的にいろんな手法をやっておるといふ部分で、限定したものではないというふうに理解してほしいと思っております。この限られた予算の中で、どうリフォームしていくのか。それぞれ個人の中におきましても、今、リフォームのほうも補助事業を行っております。その中で、この3年間、いろんな手法をして、どうしたらこの空き家対策ができるのか。一番問題は、相続の方が、家具が入っているのか、本当にどうなのか。

今回、ちょっと先般の新聞に載っておりますけど、高山校区の尾木場というところに

新しい人が入ってきて、それでこの共同作業であった。これは、恐らくこういう事業でできます。それは、みんな実態をそれぞれの地区で、この家ということ限定して、それにはどうしたらいいのか、また、話し合いの中で十分どうしていくのか。今回の、この、今、私どもが3年間するのは、そういういろいろと、当てはまった方式はない。ですけど、そこを、この3年間で、どの地区においてもいろいろと課題は出てきますので、これを集約して、3年後に、それは市としてどういう方向でやっていくのか、そういうことを、この地域づくりの中で模索をしていただきたいと思っております。

今、おっしゃいましたとおり、この空き家対策というのは、今、国もいろいろとやっておりますし、まだ基本的には解体の補助を出さなきゃならないのかどうか、全体のまだこの空き家対策要綱というのをきちっと、いつも言われておりますとおり、条例化という部分まで入るときには、そういういろんな素地をもってきて条例化しながら、何と何ができるという部分もしますので、この3年間、ちょっと私ども日置市が各校区ごとに試行錯誤しながらやってほしいと。さき言ったように、余り限定はしておりませんが、余りこれだけにまた地域づくり事業費をつぎ込めば、ほかのものができなくなるという部分が出てきますから、ある程度、年に1カ所ぐらいのそういう、ここに書いてございますとおり、原材料とかそういうものとして、あとはもう3年後に市の中で、恐らく今言ったように、この空き家対策条例等もつくりまして、そういうのを、本格的にするのは3年後ぐらいになるというふうに思っております。

#### ○6番（下御領昭博君）

今、市長のほうから、空き家のことで、ちょうど尾木場のことを言われましたけど、私も、実は尾木場のことを質問しようかと思

まして準備しておりました。新聞を読みますと、東市来町の尾木場に東京出身の若い夫婦が移住を決め、美しい棚田で、できるだけ費用をかけずに豊かな田舎暮らしをしたいと。美しい景観と地域の人たちが前向きなところに引かれ、この地に決めたそうです。日置市には、こういったすばらしい地域が多くあると思うんですが、もうちょっと日置市をアピールして、田舎暮らしをしたい方は、ほかにも大勢いらっしゃると思うんです。そうした中で、今後、情報発信をするなどして、もうちょっとこの日置市をアピールし、呼び込む体制づくりを市長は考えないのか、その点について伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ちょうどたまたま今回の尾木場に来る方も、NPO法人の永山君というのが、今、いろいろと活動しております、その子の紹介の中で来られたということでございまして。

また、もう一つ、恐らく坊野地区に、このような方が1人住み着く予定としております。

いろいろ発信もしたいんですけど、今、言ったように、私どももこの空き家対策というのは大変幅の広い形の中で、本当に妙案といえますか、それが見つからない中で、今、とりあえず地域づくりでやってみて、今後、もう少しこれを充実した中において人を呼んでくると、このこともいろいろと発信するんですけど、一番問題は、来ていただいても、特に田舎でございまして、地域の行事、いろんなことの理解した方であれば、ただよそからぽっと来て、田舎暮らしがいいと、一人だけ住む、そういうことじゃあ、ある程度、市のほうもいろいろ助成したいろんな問題が出てきますので。やはり、田舎暮らしをしたいけど、田舎の皆様方と一緒に共同作業をしたり、そういういろんな自治会に入って活動もしていただかなきゃならないという部分が、私は助成した以上は、やはりそれは義務と権

利の中であろうかというふうに思っておりますので。ただ発信して、来ていただくだけでは。いろいろとそういう理解をした方々に、こういう助成はやっていくべきだろうというふうに思っておりますので。恐らく、今度、地区振興計画、3年間の中で、何件ぐらいこういうのがその地区で出てくるのか、ここあたりもいろいろ検証も今後していきたいと思っております。

#### ○6番（下御領昭博君）

できるだけ、日置市にそういった方がふえてきて、日置市が活性化していくことを願ひまして、次の質問に移ります。

空き家に対する市民からの相談の件ですが、先ほど、市長の答弁で、相談を受けて、適正な管理をお願いしているとのことですが、実は、私も市民の方から話を聞いたんですが、危険な空き家があり、道路に倒れそうな箇所で大変危険であるので、地域住民は何とかししてほしいと思っても、なかなか地主には言えないのが実情のようです。

そこで、家主は施設に入居しておりまして、仕方なく自治会長さんをお願いしたところ、自治会長さんが市に相談に行ったが、あくまでも個人の財産であるがゆえに対応できないとの一言であったそうです。したがって、やはり個人の所有者であり難しい面もあるんですが、危険な箇所の空き家については、やっぱり地域と行政が取り組んで対応するべきと私は考えるんですが、市長はこの件についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、国のほうでの対策、法律が施行されて、いろいろと市町村で勧告もできる、そのような状況になりつつあります。そういう中で、基本的に、そしたら勧告をするけど、倒れかかっても地主がそれをする、失礼ですけど能力がなかったりした場合どうする

のか。ここあたりが、まだちょっとこの法律の中で、負担の問題を、これを全部行政がしているのかどうか、やはりいろんな問題がこのことには起こってくるというふうに思っておりますので。

また、いろいろと相談に来ていただいたけど、基本的に各市でやっております撤去の状況にしても3分の1ぐらいの補助しか出ません。1軒しても、100万ぐらいかかります、撤去するには。これ、誰が費用負担するのか。個人のものでございますので、そこあたりが、この空き家対策というのは一概に一言では言えない、大変難しい、奥が深いという部分も私は認識しておりますので、ここあたりもちょっと時間もかけながら、そういう対策ということをしていかなきゃならない。そういう個人の方がそれだけのものを出してもいいですよ、それだけ助成もだったらしますよと、そういうことにスムーズに行く物件だけあったらいいと思っておりますけど、恐らくもう10年、20年、30年、放つといとったものにそういうぐらいのあれをやるのかどうか、ここあたりが大きな課題であるというふうには思っております。

#### ○6番（下御領昭博君）

確かに、個人の財産であるがゆえに難しい面もあると思います。しかし、相続人がいて、できる分についてはいいですが、相続人がなくて、誰もいないと、そして、道路に面した箇所で、車が通ったりすれば、倒れたら危ないというような場所があったら、やはり地域もそれに取り組んで応援をしていきたいと思っておりますけども、やはり地域と行政が一緒になって取り組む体制を早くつくらないことには、いつになっても解決はできないんじゃないかと私は思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

空き家対策のために、総合窓口の設置は考

えられないかということで質問したんですが、空き家の件では、市民が相談したいがどこの課に行ったらよいかわからない、課をたらい回しにされる状況ではないでしょうか。空き家の問題は、分野が多岐にわたり専門性を要するのに、例えば固定資産税の問題とか、解体して更地にした場合など、いろいろな問題が山積すると思います。窓口の取り扱いを一元化し、的確な実施体制をとるべきと私は思うんですが、市長としてはどのようなお考えでしょうか。伺います。

**○市長（宮路高光君）**

総合窓口、今、それぞれ、企画とか税務課とかトータルでございますけど、今後、やはりこの空き家対策含めた中におきましては、今から今後の戦略もございます。今のところ、企画の中でもこういうものをしておりますので、総合窓口、そういう企画は企画に来ながらも、やはりいろんなものの橋渡しというのはやらなきゃならないというふうな中で、このことについては、また総合窓口をどこにするか、具体的に早く決めていこうと思っています。

**○6番（下御領昭博君）**

市長の、早めに対応していくという答弁を聞きまして、次の質問に移らせていただきます。

空き家対策の啓発を図るには、空き家の所有者を含め、高齢者や子どもなど、幅広い市民への空き家に関心と理解を深めてもらうために、パンフレットやポスターなどにより、空き家の問題の認識を高めることが私は重要かと考えます。

そこで、そのポスターやパンフレットなどに取り組むお考えはないか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今の段階で、さっきもちょっと言いましたように、この空き家対策に、私どもも国もやっ取りかかったところでございます、ま

だ有効な空き家対策の解消できる手法というのが、今のところ、まだ見つかってないという状況でございますので、少しちょっと時間をいただきまして、このことについては対応させていただきたいというふうに思っております。

**○6番（下御領昭博君）**

今、市長の答弁で、時間をかけて取り組んでいくということですので、次の質問に移らせていただきます。

空き家の固定資産税についての見直しについて伺います。

先ほど、市長の答弁からも回答いただきましたが、国会で可決された後、市税の条例を同様に改正するとのことでした。実は、2月25日の南日本新聞に掲載してあった文章によりますと、政府は、住宅が建つ敷地の固定資産税を最大6分の1に減らす優遇措置が空き家放置の一因となっているとし、特定空き家は対象から外す方針のようです。やはり管理されていない空き家については、私は当然だと思います。先ほど市長も答弁はされていますが、もう一回、この点について、市長ご自身のお考えはどうか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

一番、この空き家解体する中におきまして、今、6分の1の適用を受けている分がございまして、更地にするとそれがもとに戻って満額かかる。そうしたらまだ空き家のほうが、税をしないほうがいいという、そういう考え方の中でありまして、私どものほうも、もし解体したときは、まだそのまま家が建っておった分についてはしてほしいという要望しておりましたが、今回の国の税法上の中には入っていないと、そういう理解でございまして、今後、やはりこのことについては、空き家対策全体を含めた中で、またお願いをしなきゃならないというふうに思っております。

**○6番（下御領昭博君）**

今、市長の答弁の中で、今から言おうかとした答弁を答えられましたけど、自分なりに再度質問したいと思います。

あくまでも私の考えであります、解体して更地にした場合に、解体工事と固定資産税が6倍になり、大きな出費になるため、そのまま放置されている所有者の方が多かったかと思えます。

そこで、例として、現在、固定資産税を2万円納めている家屋の所有者で、建物が30坪で、解体工事を90万円とし、解体し更地にした場合、固定資産税は12万円になるわけです。例えば、特例措置を5年延長しますと、固定資産税は2万円の5年分で10万円です。特例を廃止すれば、12万円の5年分で60万円になるわけです。そうしたことを考えますときに、解体して更地にしたほうが安全で安心なんです、環境にもよいわけですが、このまま放置してよいものか。これは私なりの考えですが、解体して更地にして、固定資産税の特例を延長したほうが、私はよいと考えます。法律では、税制上の問題はありますが、市長はこの件についてはどのような判断をお持ちか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

この特例の中にして、地方税法上の中で、市の考えではできないんです、もう法律が優先しますので。市ではそういうことをしたいということであっても、このことは大変難しいと思っておりますので、やはり国の特例の措置を、きちっとそういうことを含めた中で、国で税法上を改正していただかなければ、どう思いますかといっても、市の条例でできるものじゃございませんので、ここあたりは理解してほしいというふうに思っております。

#### ○6番（下御領昭博君）

今までいろいろ質問してきましたが、今までの質問を取りまとめて、再度質問いたしま

す。

今後このまま放置すると、人口減少に伴う世帯数の減少や、また新築住宅の増加などでますます空き家はふえる一方と考えられます。個人の所有財産であるがゆえに、大変厳しい面もあることは十分認識してはいるんですが、やはり行政側が取り組まないと、空き家問題は解決しないと私は考えております。地域と行政が一体となって取り組み、1日でも早い解決策を出してほしいと思います。

これまで、鹿児島県内でも、平成26年10月現在で、3市5町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、肝付町、瀬戸内町、和泊町、知名町、天城町が空き家管理の条例を単独で設定し、取り組んでいます。国の条例も制定されました。日置市としても、空き家対策条例に取り組み、安全安心で環境に優しい日置市を目指すためにも、柔軟かつ敏速な整備が喫緊の課題と私は思うのですが、市長は取り組む考えはないのか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

この空き家対策については、今までもほかの議員からもいろいろと要望された案件でございます。そういう中で、国もそのような法律も制定しましたので、どうにか早い時期にこの空き家対策条例もつくっていききたいし、それに対しますいろんな財政的な措置を、この条例と並行しながらどういう形の措置をしていくのか、これをちょっと時間もかけて、また、議会の皆様方のご意見もきちっといただきながら、条例制定をいつとは言いませんけど、早く。さっきも言いましたように、解体とかいろんなものも、財政的な措置もある程度含めた中で、今度、こういう市としては空き家条例をつくったんだということを早めにやっていきたいと思っておりますので、今、それぞれの各課でこのことは検討させたいというふうに思っております。

#### ○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁で、前向きにできるだけ早く取りかかれたら、本当に日置市も空き家も少なくなり、環境にもいいと思いますので、ぜひ早めに取り組んでほしいと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについて質問をいたします。

賦課期日である4月1日付で課税されるのですが、市の財源である市税が、前年度と比較して200万8,000円しか伸びていなかったの、私はその程度かと思って少し残念でありました。固定資産税、償却資産は伸びているんですが、市民税が減少しているようです。

そこで伺いますが、太陽光発電が伸びてきています。先ほどの市長の答弁で、2,700万円程度と言われましたが、それは固定資産税と償却資産の合計でしょうか。固定資産税と償却資産税はどの程度なのか伺います。

なぜかといいますと、固定資産税というのは土地の場合は固定です。償却資産については、償却の年数がたつとだんだんと下がってきます。それについて、その2,700万円の内訳のほどをお示しく下さい。お願いします。

**○市長（宮路高光君）**

これは、全体的な2,700万円というのは、今回注目しております太陽光、こういうものが、償却資産という中において本年度課税した分が約2,700万円程度ということでありまして。

また、来年にいきますと、約、これ以上に1,900万円ぐらいになりますし、28年度課税は4,100万円程度に。太陽光と、今回風力も出てまいりますけど、そういう償却資産を課税された分だけでございますので、今、全体的な税収の土地とか、そういう形とは別な中で考えていただきたいと思います。

**○6番（下御領昭博君）**

今、市長の答弁の中で、セットになってるとおっしゃいましたが、例えば太陽光を設置する場合に、山林の場合の固定資産というのは安いんですよね。それを更地にすれば、雑種地になるわけですけど、その場合の固定資産税というのは上がらないわけですか。その辺について伺います。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）**

お答えいたします。

もともと山林であったところを、また太陽光発電ということで変えていくわけでございますので、土地自体は山林から雑種地、あるいは傾斜地の場合は雑種地でもかなりちょっと安い形の雑種地という形になっていくと考えております。

**○6番（下御領昭博君）**

今、課長のほうから答弁いただいたんですが、太陽光をつけても、結局山林だったら、あくまでもずっと山林でいくわけですかね、そしたら。どうなんでしょうか。私は、地目が変わってくると思いますけども。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）**

申しわけございません。地目変更で雑種地になるということでございます。

それで、すいません。税収自体も、当然、地目が変更されるわけですので、増額されることとなります。

**○6番（下御領昭博君）**

先ほど、市長の答弁の中で、来年以降は4,100万円程度ということで税収も上がってくると聞きました。活性化して大変評価できるんですが、太陽光発電を計画する際、土地を造成し、設置される箇所もあるわけですが、大雨が降った場合の流末処理は十分になされてるのか。太陽光発電を設置することで、流出係数が異なるので、降った雨はそのまま流れる状況にあります。災害等の危険が予想されます。その辺の対応については、行政側としては十分な指導はなされてるのか、



伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、土地利用協議というのが必要でございますので、いわば山林伐採の面積要件がございます。そういうものについては、全部事前に大型については土地利用協議をします。小さい、10kWとか、そういうものについては、もう協議なしの中でそこに設置していきますけど、約1ha以上超えたりする土壌の変化をするところについては、用水路をつくったり、そういうことの計算量で土地利用の中できちっとそれぞれの各課等含めた中で協議をして、そういう災害が起こらないようにやっております。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

今、市長のほうから、大きい面積のところについては、私もはっきり覚えてないんですけど、たしか3,000m<sup>2</sup>以上になった場合は開発許可の申請をしなくてはなりませんので、当然、そういった排水計算とかいろんな書類は出されて、ちゃんと市のほうで審議されてると思います。せっかく太陽光で税金がたくさん入ってきたのに、それを災害が起きて、またお金を出すようではどうもこうもありませんので、しっかりと、今後におきましても指導してほしいと思います。

それで、環境に優しい税金ですので、その環境に優しい分野の税金を、環境の分野に税金を使ってほしいと考えています。なぜかと申しますと、平成25年5月に、日置市は環境自治体会議が開催され、多くの方々がこの日置市に訪れ、いろいろと学び、私たちも環境について学び、関心を持ちました。環境自治体会議に参加された方は、日置市の環境への取り組みに大きな期待をしていると思います。自然を感じる感性を取り戻すためにも、私はそのように考えるんですが、市長はこの環境で得る税金は、何に使う考えでいらっし

やいますか。お考えをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、環境という部分でございますけど、私どもも税金をどうしてふやしていかなくちゃならない。一般財源化した中において、幅広く使っていかななくちゃならないと思っております。環境の問題につきましては、環境の中で必要とするものについては一般財源の中で使っていけばいいですけど、こういう税金を固定化する、目的別の税目にしていけばこれに限られてしまいますので、やはり全体的に、市民全体の一般財源に使っていったほうが、こういう固定資産というのは、私ども、もうちょっと多い町であればいろいろとできるんですけど、大変一般財源が少ない町でございますので、こういうものでも少しでも償却資産税が入ってくるということは有意義なことであるというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

確かに市長が言われるとおりです。日置市が税金がたくさんあったら、環境にだけ使うということもできますけど、日置市は税金が低いので、仕方がないことだと思います。

続きまして、最後の農業用の問題について質問いたします。

先ほど、市長のほうから、準用河川と普通河川ということでお聞きしたんですが、このことにつきまして、ちょっと私もその準用河川と普通河川のことが理解しておりませんので、平成25年度の日置市の行政嘱託員の市政説明会の資料よりお話を申し上げます。

河川の概要とありまして、二級河川で20河川で131.2km、これは県の管理でございます。準用河川が33河川ございまして65.28km、これは市の管理でございます。そして、その下に、普通河川とありまして、111河川、92.28kmとあります。それも、市の管理でございます。

私かわからないというのは、この準用河川

と普通河川の区分です。どういったところで区分されているのか、この件についてお尋ねします。

**○建設課長（桃北清次君）**

準用河川につきましては、河川法に基づいた河川でございます。普通河川については、河川法を適用してない河川ということになります。

**○6番（下御領昭博君）**

今、課長から答弁いただいたんですが、確かに河川法でいきますと、一級河川、二級河川、準用河川と。普通河川という名称は出てきません。普通河川というのは、果たして、その準用河川は準用河川何々って書いてありますけど、普通河川って場所ですね。どういった場所が。例えば、準用河川に該当しないところが普通河川になるわけですか。お伺いします。

**○建設課長（桃北清次君）**

河川につきましては、今、話がありましたとおり、一級河川から上流に上がっていきますと二級河川、その次が準用河川でございます。その後背地にあるのが普通河川という流れになっております。

準用河川につきましては、やはりその本流の流域、そういったものによって区分がされておりますけれども、市内、普通河川については111あるわけなんですけれども、そういったことで、河川台帳的なものは市のほうでつくってございます。

**○6番（下御領昭博君）**

今、課長の説明で、半分はわかったのか、わからないのか、（笑声）私もちょっと……。

次の質問に移ります。

大雨が降った場合に、スムーズに流下するにも、管理されていないと大きな災害を起こす危険性が高いと考えます。本来の機能がなされていないからです。特に、上流側に行きますと、周りは荒廃し、両側より竹木が生い

茂り、何十年も管理されていない状況の箇所が、日置市全域に多いようです。

そうした中、農作業をされる方は高齢者の方が多く、5年先、10年先を見据えたときに、果たして農業される方は、現在の5分の1から10分の1に減少するのではないかと懸念されます。そうしたことを考えますときに、荒廃した水路、準用河川は整備し、次世代を担う人が安心して農業のできる体制づくりをするべきと私は考えますが、市長はこの件についてはどのようにお考えでしょうか。伺います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、本市におきましては、水田の基盤整備をやっております。その中で、基盤整備したところでも、もう山手のほうにおいては荒廃した部分がございます。特に、今、ございましたとおり、準用河川の流域においては、まだ基盤整備もしてないところもあるというふうに思っております。

そういう部分の中で、今、担い手を集めていく中においては、どうしても条件のいいところしか借り手、貸し手といたしますか、できないというのも現実でございます。今後、市として、こういう荒廃地を含めた中で、新しくそこをまた基盤整備してそういう部分をしていくのか。地権者の方も現実的に負担金が伴いますので、現実なことについて、こういう準用河川で荒れておるようなところが点在しているところで、また水田をつくるというのは大変難しいというふうに思っておりますので、なるべくこの基盤整備をしたところを私どもは、面積的なのは、1区画10a、20aある、これを守っていかなきゃならない。失礼ですけども、こういうところにおいては、もう雨におけます雨水がめといいますか、そういうものに準用していかなければならないのかなと思っておりますので、そういう地主の方もそういう意識は持ってないのか

なというふうに感じております。

**○6番（下御領昭博君）**

もう時間がございませんので、最後の質問に入ります。

実は、私も、下神殿環境保全会の一員として地域の農地の保全に取り組んでいます。地域の農業者の方は高齢者が多く、最近では、もうできないといってやめる方も出てき、休耕田になる箇所も見受けられます。去年は水稲防除も肥料も値上がりし、値上がりした反面、米価は安くなり、とても稲作では採算のとれない状況であります。

しかし、農地が荒れますと、もとに戻すには月日がかかるため、荒廃させないよう耕作依頼を採算抜きで引き受けています。昨年、耕作面積もふえ、かけぼしでは対応できない状況になり、機械を購入するたびに、妻からはぶつぶつ文句を言われ、採算は合わないのと言われるのは私だけではございません。多くの兼業農家の方が地域の農業を守るために、採算抜きで稲作農業に一生懸命取り組んでいると思います。このような方は、日置市全域にも大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。

私が何を申し上げたいかと言いますと、水路、準用河川の上流側が荒廃していると、大雨や台風などで災害が生じた場合、下流まで影響し、下流の農地まで被害が予想されます。先ほど、市長より、そういった箇所にも少しずつ目を向けていくような話でしたが、市長の具体的な対応策をお聞きしまして、私の最後の質問といたします。

**○市長（宮路高光君）**

そういうところで田んぼをつくっている人がおる部分がありますけど、そのときはその用排水路におきまして、また整備もしていかなきゃならない。今、私どもが水土里サークル、また中山間地域直接支払、こういうお金を利用しながら、やはり農地の保全管理と

いうのを目指しておりますので、市としてもそういうところには助成をやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

△日程第2 議案第45号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について

**○議長（宇田 栄君）**

続いて、日程第2、議案第45号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第45号は、日置市行政改革推進委員会条例の一部改正についてであります。

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（福元 悟君）**

それでは、ただいまありました議案第45号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について補足して説明を申し上げます。別紙のほうをお開きいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、平成27年4月からの組織機構の見直しに伴いまして、日置市行政改革推進委員会の処務の所管について、総務企画部総務課から総務企画部企画課へ改正するものであり、あわせて、これまで別に規則で規定していたものを条例に加えるなどの条文整理を行ったものでございます。

条文につきましては、まず、題名及び第1条

につきましては、条文整理を行ったものでございます。

次の、第2条は、本委員会の所掌事項につきまして、行政改革大綱に関するなど、号立てによりまして明確化を図ったものでございます。

第3条につきましては、別に規則で規定していた本委員会の委員構成について、今回、条例に規定し、あわせて条文整理を行ったものでございます。

次の、第4条及び第5条につきましては条文整理、第6条につきましては規則で規定していたものを加え、あわせて条文整理を行ったものでございます。

改正前の第8条につきましては、条文整理にあわせて1条繰り下げ、第7条につきましては、今回の組織機構の見直しに伴う改正と1条繰り下げるものでございます。

最後に、改正後の第7条の専門部会につきましては、附則で規定したものを加えたものでございます。

附則としまして、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第45号について討論を行います。

ます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第3 議案第46号平成26年度  
日置市一般会計補正予算  
(第11号)

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、平成26年度一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,954万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億9,185万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に沿った予算措置と、これに係る事業の繰越明許費の追加など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金の総務費国庫補助金で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、教育費国庫補助金で小学校施設環

境改善交付金の追加により、2億738万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金の農林水産業費県補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、経営体育成支援事業費県補助金の追加により、3,230万2,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金の追加、伊作小学校の建設のための施設整備基金繰入金の追加により、1億5,986万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の総務管理費で、地方版総合戦略の策定経費の追加により、612万8,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では高齢者見守りシステム業務委託料、児童福祉費では第3子以降の子育て支援に係る給付事業、子育て支援ハンドブック作成業務委託料の追加などにより、3,510万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では生ごみモニター事業、産後ケア事業、不妊治療費助成事業、清掃費では生ごみモニター事業の収集運搬及び処理委託業務などの追加により、1,603万7,000円を増額計上いたしました。

農林水作業費の農業費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、新産業創出支援事業費、県営中山間地域総合整備事業費などの追加により、6,817万1,000円を増額計上いたしました。

商工費の商工費で、プレミアム商品券発行事業、日帰りバスツアー事業などの追加により、1億2,256万2,000円を増額計上いたしました。

消防費の消防費で、自主防災組織育成事業費の追加により、748万4,000円を増額計上いたしました。

教育費の小学校費で伊作小学校公舎改築工事監理業務委託、改築工事、社会教育費で講演会に伴う講師謝金、図書館運営管理費で多目的トイレのベビーチェアの設置などの追加により、1億4,406万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

議案第46号は各常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

27日は午前10時から本会議を開きます。  
本日はこれで散会いたします。

午後3時27分散会



第 6 号 ( 3 月 2 7 日 )





## 議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 3 4 号 平成 2 7 年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第 3 5 号 平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第 4 0 号 平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 4 1 号 平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 4 2 号 平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 4 3 号 平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 3 6 号 平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第 3 7 号 平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 4 4 号 平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 3 8 号 平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 3 9 号 平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 4 6 号 平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号）（各常任委員長報告）
日程第 1 3	陳情第 1 号 キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 4	陳情第 2 号 「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書 （総務企画常任委員長報告）
日程第 1 5	議会改革特別委員会最終報告について（議会改革特別委員長報告）
日程第 1 6	開会中の継続審査の申し出について
日程第 1 7	開会中の継続調査申し出について
日程第 1 8	議員派遣の件について
日程第 1 9	所管事務調査結果報告について

本会議（3月27日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路 高光 君	副市長	小園 義徳 君
教育長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育次長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	満留 雅彦 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第34号日置市一般会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第34号平成27年度日置市一般会計予算を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第34号平成27年度日置市一般会計予算について、総務企画常任委員会に係わる審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、3月6日の本会議におきまして、本委員会に係る部分を分割付託され、3月9日及び3月10日、3月11日に全委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の平成27年度予算は、総額を239億9,200万円として、昨年度と比較しますと8億8,200万円の増額で、3.8%の伸びとなっております。

増額の主な要因は、防災行政無線整備事業、日吉支所庁舎整備事業、南薩衛生処理組合建設負担金などによる普通建設事業費や保育所運営費、障害児通所給付費の増額などによるものです。

歳入の主なものでは、市民税で景気回復の鈍化による所得の減少が見込まれますが、固

定資産税で家屋、焼却資産の増、軽自動車税における原付、小型二輪等の税率改正による増等で、市税全体では、対前年度比200万8,000円の増の41億9,948万6,000円を見込んでおります。

地方交付税では、平成27年度地方財政計画で0.8%の減となっており、普通交付税で81億7,000万円を、特別交付税で6億円を見込み、総額で87億7,000万円を計上しております。

繰入金では、日吉支所庁舎建設事業や、大規模な公共施設の修繕などの財源として、施設整備基金から8億1,200万円、新産業創出支援事業、民族芸能等伝承活動支援事業や人づくり支援事業に要する財源として、合併特例債を活用した地域づくり推進基金から8,700万円、財源調整として財政調整基金から6億192万4,000円の繰入を見込んでおります。

市債では、防災行政無線整備事業2億7,880万円、汚泥再生処理センター整備事業4億4,550万円、日吉支所庁舎建設事業1億7,980万円、臨時財政対策債7億8,160万円などを見込み、総額で26億7,230万円を計上しております。

次に、総務企画部における歳出の主なものを申し上げます。

本年度は、日置市発足から10周年を迎えることから、市制施行10周年を祝し、記念式典を始め、記念行事を実施してまいります。

次に、防災行政無線の整備につきましては、防災行政無線とあわせて自治会等のコミュニティでも活用できるシステムの整備を年次的に進めてまいります。また、伊集院方面団妙円寺分団車庫の建て替え工事、日吉方面団の消防ポンプ自動車等の更新などを計画しております。

次に、交通政策については、交通不便地帯における住民の交通手段の確保を図るため、

東市来、伊集院、吹上地域において、コミュニティバスを運行し、日吉地域の全域と伊集院地域及び吹上地域の一部において乗り合いタクシーを運行します。

次に、定住促進対策については、各地域（伊集院地域については一部地域を除く）における定住促進を図るため、市外から本市へ転入し、住宅の新築または購入した世帯に対して補助金を交付します。

次に、情報政策につきましては、マイナンバー制度が、平成27年10月から本格的に運用されます。円滑な制度運用に向けて、関係機関と連携をとりながら実施体制を構築して、システム改修等を進めてまいります。

それでは、次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課関係では、一般管理費の委託料で顧問弁護士委託料が26年度は30万円の2カ所だったのが、27年度は70万円の2カ所になっているが、理由は何かとの質疑に、26年度はそれぞれ9件と4件の相談業務があった。1件が5回から6回というケースもある。契約金額は年間契約である。ただし、裁判になると別途、裁判費用が発生する。70万円の金額は、平均的な金額で26年度までが安かったためであると答弁。

労働安全衛生法改正に伴うストレスチェックはどのようなものかとの質疑に、職員に50項目の調査表を記入してもらい、資格を持った外部の人に集計を委託する。委託先が判断して、担当者と協議して解決に向ける。開示については本人の同意が必要で、開示の雰囲気づくりが大切になると答弁。

歳入の総務費県補助金で、県市町村権限移譲交付金の算定はとの質疑に233事務ある。2年前の実績件数掛ける単価と均等割で算出すると答弁。

県議会議員選挙費で、日置市になってからは無投票で選挙がないわけだが、投票率の目

標があるのかとの質疑に、定めていないが、県知事選挙の40%を上回りたいと答弁。

財政管財課関係では、財産管理費で吹上支所庁舎建設検討懇話会委員謝金とあるが、日吉庁舎建設時と同様なものか、また、場所の選定は白紙から始めるのかとの質疑に、同じような構成と考えている。学識経験者、自治会長会代表、女性団体代表、商工会、消防団、高齢者、身体障害者、PTA、地区公民館長などの代表である。場所選定については、市の候補地を取り上げるが、現段階では白紙であると答弁。

不動産売却収入で、吹上の中之里やパームタウンなど、見通しはどうかとの質疑に、今まで吹上の中之里は、住宅団地価格が基礎になっていたの、金額が問題であった。不動産鑑定に基づいて売却したい。パームタウンは、家と家の間にあり面積が小さい。しかし、場所的にはよくて、コンパクトな住宅を希望される方もおられるので売却したいと答弁。

臨時財政対策債の考え方を問うとの質疑に、27年度の改正点は、法定率改正で市税が32%から50%に、法人税が34%から33.4%に、消費税は22.3%、地方法人税が加わる。狙いは所得税が安定しているためである。交付税が増となれば、臨時財政対策債が減るとの答弁。

財政管財課で予算査定をするが、現状維持で計上されているケースが多い。事業効果等をヒアリングして計上されているのか、また、どこの部署で確認するのかとの質疑に、一般財源枠を各課に配分している。各課でそれ以内にまとめて、課で調整できないものは部内で調整している。特別な事業は別途計上し、優先順位を決めて、行政評価は総務の行革が検証をして進めていると答弁。

企画課関係では、企画費で人口減少対策自治体セミナーへ3回参加する計画だが、内容と効果はとの質疑に、まち・ひと・しごと創

生の議題となる所管課が参加する。先に配付した人口減少の資料も参加した職員が手づくりした資料であると答弁。

同じく企画費の委託料で、企業誘致対策費の配管施設工事設計業務委託があるが、伊集院地域への立地企業の関係と思うが、計画と進捗状況はとの質疑に、計画では27年8月着工となっている。資材の高騰などで着工時期を見きわめている状況であり、いつでも工事に入れるように配管設計業務をしておくことと答弁。

国際交流事業の事業は2名で約1,000万円程度と思うが、交付税はどの程度かとの質疑に、26年度の交付税は、国際化推進対策費の55万2,440円であると答弁。

国際交流事業は拡大しているが、人と人との交流から、経済的な交流にシフトしていく必要があるが、どのように考えているかとの質疑に、韓国南原市最大のイベント、春香祭に参加し、日置市のブースを設置して、日置市のPRや特産品紹介及びアンケート調査等を行い、今後の交流のあり方の検討資料とする。マレーシアのスバンジャ市との交流では、ひおきハラル商品の開発支援を市内業者に行い、経済交流につなげたいと答弁。

ソーシャルデザイン推進会議の具体的な説明を願うとの質疑に、現在、56の自治体が参加している。推進事務局が東京にあるため、東京での開催になる。26年度は首長の会議だったが、27年度から3カ月に1回の研修が予定されている。先進事例などは、その自治体に出向いて研修すると答弁。

情報管理費の備品購入費で、タブレット端末2台購入とあるが、どのような使い方をするのかとの質疑に、財政管財課で、予算折衝などの際に使用する。現在、多量の紙を使っているため、ペーパーレス化の一環で利用を考えている。また、総合案内所での利用も計画している。パソコンからタブレットへの以

降は、今後検証して検討すると答弁。

地域づくり課関係では、地区振興計画の事業で、ロードミラーを設置しているが、古くなったミラーの維持管理はどうするのかとの質疑に、これまで総務課が予算の範囲で設置していたものを、地域づくり推進事業に移して取り組んでいる。事業により設置したロードミラーの管理については、総務課と協議し、対応を整理していかなければならないと答弁。

地域づくりで、インフラ整備に差があるようだが、全庁的に取り組む必要があるのではないか。また、農道整備などは公共事業すべきではないかとの質疑に、地域づくり推進事業では、地区の細やかな課題の解決に充てられてきたが、最近では大きな工事が増えている。市道は、基本的に公共事業で、小さな整備が残されている農道などは、この事業で進める計画であると答弁。

地域づくり推進費で施設維持修繕料が3カ所分になっているが、ほかに要望がどのくらいあるのか。また、伊作地区公民館の事業は、介護福祉空間事業を申請予定だったと思うがとの質疑に、要望件数は30件あった。要件ごとに対応予算科目を振り分け施設の経年などを考慮して優先順位をつけている。伊作地区の施設維持修繕費は、補助事業の適用外となる修繕であると答弁。

事業選択されなかったところは来年度どうなるのかとの質疑に、来年度、新しく要望を出していただくと答弁。

同じく旅費で、NPO活動推進フォーラムで、東京都2泊3日が計上されているが、内容はどのようなものかとの質疑に、鹿児島県が組織する共生・協働推進かごしま自治体ネットワークが取りまとめて、NPOと行政との連携を深め、情報を共有するために参加する。今後、NPOとの連携が地域づくりに不可欠であるが、日置市NPO連絡会とのつながりが十分ではないと答弁。

税務課関係では、法人税割額が伸びないと説明があったが、全体的にどのように見ているのかとの質疑に、平成26年3月の地方税法の改正により、市税条例における法人税割の税率が12.3%から9.7%に改正され、平成27年10月以降の納付については9.7%の税率が適用されることや、製造業、サービス業の税収の伸びが余り期待できないと見ているが、鹿児島財務事務所の経済情勢報告では、企業の収益は改善される見通しであると答弁。

税制改正における国の動向、軽自動車税についてはどうかとの質疑に、地方税法等の一部を改正する法律案が、平成27年2月17日に国会に提出され審議中で、この中に、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から28年4月1日に延期というのがあり、法案が3月中に可決される見込みである。消費税率の引き上げ時期の変更の影響であると答弁。

債権管理条例制定から5年がたつが、行政の事務処理はどれだけ簡略化しているのかとの質疑に、明け渡し請求、銀行差し押さえ、和解などの実績がある。また、長期滞納者への指導ができています。住宅料、介護保険税の滞納については、滞納整理課ができて整理できていると答弁。

商工観光課関係では、元外相東郷茂徳記念館について、年間来場者数と今後の考え方と、美山には陶遊館を含めて薩摩焼の歴史を紹介する施設がないが、どのように考えているのかとの質疑に、昨年の来場者数は740人である。美山には、薩摩焼の歴史的な背景などを紹介するところがなかった。今まで記念館の一部の部屋を地区公民館で借りていたが、地区公民館が別棟で完成したら、展示品はそのまま残し、歴史などを紹介するスペースをこの記念館の中にできないか東郷家と相談したいと答弁。

美山陶遊館の状況はどうかとの質疑に、25年度の来場者は約2万5,000人、800万円の収入があった。美山の情報発信や商品開発を手がけていると答弁。

日置市商店街活性化チャレンジショップについて、26年当初4店舗でスタートしたが、現在、2店舗になっている。事業を起こす起業家だけや、店舗内などで火器を使えないなど、制約が厳し過ぎるのではないかと、今後の考え方はどうかとの質疑に、日置市観光協会に委託しているが、現在、2店舗になっている。ふきのとうとのコラボや下げもん祭りなどと新しい企画をしたい。チャレンジショップは、起業を目指す店として、商店街の活性化になっていると思う。今後については、27年度で事業は終わるが、継続するときには検討したいと答弁。

市政施行10周年記念事業、春爛漫・桜満開の薩摩街道を歩くお花見ウォークはどのような事業か、内容と参加料などはどうかとの質疑に、28年3月に予定している。チェスト館から伊集院商店街、新伊集院駅前を通り、城山まで歩いてもらう。駐車場の問題もあるので、集合は市役所にしてピストン輸送する。参加料は1,000円の予定で、300人くらいの参加を見込んでいますと答弁。

消防本部関係では、消防設備費の委託料で、車庫設計委託料があるが、毎回、同様の車庫建設になるが、前の設計を参考に設計を簡略化・安価にできないかとの質疑に、産業建設課に依頼している。署内でもそのような意見があるが、地質などの問題もありできない。入札を行うが、設計委託料と工事をしているので、計上していると答弁。

常備消防費で、委託料北分遣所新待機室改修工事とあるが、内容を示せとの質疑に、今まで待機室となる部屋がなかった。新待機室は、東市来支所の入口から入った右側で、以前は会計課があったところである。壁を抜い

て畳の間をつくり、消防署員の待機室をつくる改修工事であると答弁。

ドクターヘリと消防防災ヘリの緊急搬送の違いは何かとの質疑に、いずれも消防本部から依頼するものであるが、現在、県のドクターヘリと米盛病院補完ヘリの2機と消防防災ヘリがある。ドクターヘリは、操縦士、整備士、ドクター、看護師と、原則患者さん1名しか乗れない。主に、ランデブーポイントと浜町ヘリポートでの乗降となる。消防防災ヘリは大型になり、数名が別に乗れる。こちらは、山中など危険度が高い場所での救助等にも対応できると答弁。

消防本部の主な研修旅費の内容を示せとの質疑に、緊急救命士新規要請に、北九州市で1名を6カ月間、指導救命士要請で、北九州市に1名を40日間、同じく処置拡大追加講習で、東京へ1名を12日間（ブドウ糖投与関係）などであると答弁。

非常備消防費で、団長研修と女性団員研修とあるが、どのような内容かとの質疑に、支部団長研修は、日置市といちき串木野市とで日置支部となるが、九州管内1泊2日と管外2泊3日を隔年置きに行っている。ことしは、桜島噴火を想定して、御嶽山方面で研修を計画している。女性団員研修は、26年度が枕崎で実施したので、10名以上の参加があった。27年度は奄美で行われるが、団長と団員3名が参加すると答弁。

議会事務局関係では、議会基本条例が4月1日から施行されるが、議会活動に対する予算関係はどのようになっているかとの質疑に、参考人招致の費用弁償は少しだが予算化した。公聴会は、手続が賛成者、反対者など難しい。県内の参考人招致を採用しているところを参考にして、財政とも協議したいと答弁。

議会の広報誌「ぎかいのとびら」は、広報委員会の委員で全て作成している。県内の同広報誌はカラー印刷が多くなっているが、予

算化できないか。また現在、パソコンも自分たちのものを使っているが、検討してほしいとの質疑に、県内のカラー化の状況は、カラー印刷が10市で、2色刷りが8市である。パソコンのインターネットが、庁内で全体的に窮屈になっているが、可能な限り応接室のパソコンを使用してほしい。広報委員会の出会日数も多いので、財政に要求したいと答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、分割付託された議案第34号平成27年度日置市一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものとした。また、

なお、委員会の意見としまして、合併特例債を積み立てて、地域づくり推進基金として地域づくり推進事業の財源に充てるという当初の目的から、現在、その用途が広がっている。有利な起債であることは認めるところだが、借金に変わりはないので、その用途についてはさらに精査して、効果的な運用をされるよう意見がありました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、文教厚生常任委員長長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第34号平成27年度日置市一般会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月6日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、3月9日、10日、11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育次長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。



まず、平成27年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る分をご説明申し上げます。

3款民生費では総額68億7,305万6,000円で、前年度より1億3,842万4,000円の増額となっております。

主な事業は、福祉課の関係で、地域生活支援事業に7,785万7,000円、子育て支援として、一時保育促進事業に2,839万8,000円、地域子育て支援センター事業に3,090万2,000円、放課後児童健全育成事業に3,503万9,000円を計上、また、生活困窮者自立支援事業には538万2,000円を計上されております。

次に、4款衛生費では、総額38億6,542万4,000円で、前年度より4億3,610万円の増額となっております。

主な事業は、健康保健課の関係で、子育て支援として子ども医療費助成事業に1億3,800万円、母子保健事業費に5,554万3,000円を計上、また、がん検診などに7,701万1,000円、特定健診などに5,554万3,000円、医療費適正化特別対策事業に2,347万4,000円を計上しております。

また、市民生活課の関係では、合併浄化槽設置整備事業に1億2,162万8,000円、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業に対する負担金4億6,897万7,000円などとなっております。

次に、10款教育費は、総額22億2,187万2,000円で、前年度より1億4,901万4,000円の増額となっております。

主な事業は、教育総務課、学校教育課の関係で、伊作小学校校舎改築工事に2億518万1,000円、小中学校施設整備事業に7,237万1,000円、幼稚園就園奨励費補助金に5,653万3,000円、小中

学校特別支援員配置事業に2,118万6,000円となっております。

また、社会教育課の関係では、国民文化祭推進事業で6,007万円、民族芸能等伝承活動支援事業に1,400万円となっております。

次に、歳入の主なものは、保健体育施設の使用料で2,088万6,000円、指定ごみ袋やクリーンリサイクルセンターの自己搬入手数料など、清掃使用料で9,591万3,000円、財産貸付収入で、校長・教頭住宅56棟の家賃で1,612万6,000円、雑入でクリーンリサイクルセンターの資源ごみ有価物売却収入で1,117万7,000円、日置市診療所の指定管理者納付金764万円などであります。

このほか、医療、福祉、環境衛生、教育分野での各種事業における国・県の負担金、補助金、雇用保険料、がん検診の一部負担金などの雑入が主なものとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

市民福祉部福祉課の関係では、委員より、在宅福祉アドバイザーが要援護者の実態調査を行うために謝金が計上されているが、どのような内容か。原発事故発生時の避難なども考慮すべきだが、どのように考えているかとの質疑があり、65歳以上の高齢者や障がい者を対象とする調査であり、毎年実施していく予定である。要援護者の避難については、この調査結果を総務課と共有し、連携しながら対応していくと答弁。

これに関連して、これまで在宅福祉アドバイザーには謝金がなく、ボランティアでお願いをしているが、仕事内容を見てもこのやり方を続けるのはどうなのかとの質疑があり、在宅福祉アドバイザーは地域の見守りの基本だが、自治会からは報酬などを支払ってほしいとの意見も出ている。今回は、要援護者の

実態調査に対する謝金 3,000 円で対応することにしたと答弁。

また、平成 27 年度から始まる子ども・子育て新制度において、委員より、保育所運営費、一時保育や延長保育の予算が計上されているが、保育標準時間はどこが決められているのかとの質疑があり、7時から18時までの標準11時間は、現状どおり市が決める。新制度で新たに決めることができる保育短時間については、市が保護者の1カ月当たりの就労時間を48時間から120時間未満と定め、保育時間は保育園長会の中で、8時30分から16時30分の8時間と決定した。なお、雇用形態の複雑化により、延長保育を利用する場合には、標準時間の中で見ていくように配慮をしたいと答弁。

これに関連して、育休を取得している場合はどのような対応をするのかとの質疑に対しては、育休取得中でも仕事をしているとみなすため、4月1日時点で満3歳未満は育休で対応、満3歳以上は保育園に継続入所ができるようになっていると答弁。

生活困窮者自立支援事業では、委員より、学習支援事業委託料が57万6,000円計上されているが、詳細を示してほしいとの質疑があり、これは、法律上の任意事業で、社会福祉協議会に委託する予定である。生活保護を受給している世帯の中学3年生を対象に、ボランティアの大学生が学習支援を行うもので、大学生には交通費などを支給したいと考えていると答弁がありました。

次に、市民生活課の関係では、委員より、環境保全審議会と環境保全協働推進会議の違いは何かとの質疑があり、環境保全審議会は、市長の諮問により、市の環境政策に対する意見をいただく会議である。これに対し、環境保全協働推進会議は、環境基本計画の推進を図るために、各種団体の参加を促すための意見を聞く会議で、市民や団体が一緒になって

環境保全に取り組む意味合いがあると答弁。

南薩地区衛生管理組合の新広域ごみ処理施設の整備計画に対して、委員より、調査費が68万円計上されているが、今後の進め方はどうか、本市のごみ処理の現状も分析しながら慎重に対応すべきではないかとの質疑があり、組合を構成する南さつま市、南九州市、枕崎市、日置市の4市で新たなごみ処理施設を整備し、平成36年に稼働する計画が提示されており、平成27年度に建設候補地の検討を行う予定である。しかしながら、4市のごみ処理の方法、ごみ収集の方法はばらばらであり、処理方法や収集方法、また、施設の規模など、今後の具体的な計画はまだ決まっていない。なお、本市のクリーンリサイクルセンターは、合併前の塵芥処理組合の運営経緯もあり、鹿児島市に位置しているため、鹿児島市の許可をとりながら運営しなければならない。また、本市では、今後、生ごみの堆肥化を進め、ごみ焼却の減量化を進めていく方針でもあるので、南薩衛生管理組合の中でもそのことを提案していきたいと答弁がありました。

また、東市来地域、吹上地域における飲料水供給施設整備事業補助金について、委員より質疑があり、今回計上されている118万7,000円の詳細と、今後の整備はどうなっているのかという質疑があり、東市来は3カ所の施設があるが、今回の上野東自治会の水道は、浅井戸で滅菌施設もなく、また水源のふたもなかった。監査委員の指摘も受け、住民の皆さんと協議をした結果、補修を行うこととなった。吹上地域は17カ所あるが、落雷などでポンプが故障し、その都度補正予算を計上して修理の対応をしてきた。今回は、監査委員の指摘により、当初予算である程度の補修予算を計上して、早急に対応できるようにした。なお、現在、水道台帳を整備している途中であると答弁がありました。

次に、健康保健課の関係では、健康づくり推進対策事業について、委員より、平成27年度の進め方、市独自の施策はどうなっているのかとの質疑があり、国の計画に従って市町村が基本計画を策定する。本市では、糖尿病や人工透析、疾病の重症化対策、COPD、慢性閉塞性肺疾患が大きな課題となっており、食生活や医療費の分析なども行っている。今後は、低所得者への対策、健康格差をなくす取り組みを行っていききたいと答弁。

また、感染症に対する予防接種に関して、委員より、高齢者肺炎球菌ワクチンや水痘ワクチンなどの周知はできているのかとの質疑があり、両方とも昨年の10月から定期接種化された。肺炎球菌ワクチンは自己負担4,000円で、65歳から100歳まで、5歳刻みの誕生日を迎える人が対象で、今後5年間実施する。また、水痘ワクチンは全額助成だが、水ぼうそうは大発生の危険性もあるので、予防を呼びかけていると答弁。

これに関連して、風疹の発生状況はどうか。また、子宮頸がんワクチンについて、国は接種を勧奨していないが、なぜ予算計上をしているのかとの質疑には、風疹は妊婦への影響が大きく、伊集院保健所において無料で検体検査を行っている。風疹の発生はないが、麻疹は2009年に6件、2014年に1件発生している。子宮頸がんワクチンは、現在、接種の勧奨を中止しているが、厚生労働省の専門部会で審議中なので予算計上したと答弁。

また、子ども医療費助成制度について、委員より、子育てしやすい環境づくりのためにも、年齢の上限を小学校6年生までから、中学校3年生とか高校3年生までに引き上げることは考えないのかとの質疑があり、県内では、高校3年生までが3市、中学校3年生までが10市となっている。本市では、小学生の医療費が年間4,000万円ほどなので、今後、財政状況など等を見きわめながら検討

したいと答弁がありました。

次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課の関係では、委員より、放課後子ども教室検討協議会の謝金が計上されているが、どのような内容か。また、伊集院小学校区では子どもがふえており、放課後児童クラブが飽和状態になっているが、この協議会で対応を検討するのかとの質疑があり、放課後子ども教室検討協議会は、4地域、5人ずつの計20人で構成する。文部科学省と厚生労働省が策定した放課後子どもプランでは、学童保育と放課後子ども教室の一体型施設を全国で1万カ所設置する目標を掲げており、今回は、日置市内でニーズ調査を行って、その結果をもとに協議会で検討していただく。平成27年度にアンケートを実施するので、伊集院小学校区の課題もその結果で把握できらうと答弁。

日吉地域の学校再編問題について、委員より、再編準備検討委員会の謝金を予算計上しているが、今後の進め方はどうかとの質疑があり、平成28年度に再編する計画だったが、協議の結果、1年先送りとなっている。平成27年度の9月までに、平成29年度か30年度に再編するのか、それとも再編しないのかの判断をしてもらう予定だ。しかし、各校区で意見が異なっているので、地元の意見集約と丁寧な説明に努め、合意形成を目指していききたいと答弁。

また、平成27年度の教科書全面改訂に伴い、小学校教科用指導書が2,705万円予算計上されているが、これはどのような内容かとの質疑があり、教科書は4年に1回の改訂で、現行の学習指導要領の趣旨に沿った改訂である。小学校の教科用指導書は、1人の教師に全教科分が必要なため、多額の予算計上になった。なお、中学校については、平成27年度中に、地区の教科書採択協議会を行い、28年度に教科書採択となると答弁。

これに関連して、道徳の教科化について本市の考え方はどうかとの質疑があり、人の心をどうやって評価するかなど、クリアしなければならないハードルがある。担当指導主事等が研修に行き、国の動向を把握して、学校現場へ情報提供をしていくと答弁。

次に、社会教育課の関係では、国民文化祭について、委員より、イベントの詳細や、実行委員会の負担金6,007万円の内訳を示してほしい。また、市民への周知はどうかとの質疑があり、薩摩焼の里・美山を遊ぶのイベントでは、美山窯元祭りに合わせ、10月31日から11月3日に開催される。

内容は、日韓友好の炎の採火式や炎の行列、韓国南原市の国楽団、テコンドーの演舞などで、負担金は3,155万円である。うち県の負担が2,404万8,000円となっている。

また、関ヶ原の隼人たちは、11月8日に開催される。伊集院小学校の校庭で関ヶ原合戦の敵中突破の再現、史跡などをめぐるまち歩き、郷土芸能を披露する予定で負担金は2,852万円、うち県の負担は2,004万円となっている。

なお、市民への周知は、戦国絵巻の観覧者やまち歩きの募集を7月から行う予定であると答弁。

また、文化財保護事業費の補助金について、委員より、東市来地域と日吉地域は文化財保護協会への運営補助金が、また、吹上地域では日新公の顕彰会と永吉南郷会の2団体に補助金が支出されているが、伊集院地域はないのか。ほかに要望はないのかとの質疑があり、東市来と日吉の補助金は、文化財保護協会を通じて、文化財の保護や清掃活動を行っている自治会のボランティアに支出している。吹上でも旧町時代からの引き継ぎで、文化財保護の活動をしている2団体に補助金を支出している。伊集院地域については状況を見きわ

めて、今後、検討していくと答弁。

次に、図書館の図書購入費680万円が計上されているが、図書館ごとの積算根拠はあるのかとの質疑があり、平成26年度までは各図書館で図書を購入していた。より多い種類を購入すること、またインターネット貸し出しも進み、効率的な図書配置ができることから、平成27年度から中央図書館で一括購入することとなった。毎月、各図書館で話し合っ、来月購入分を検討していくと答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第34号平成27年度日置市一般会計予算の文教厚生常任委員会に係る部分については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、平成27年度は、介護保険推進全国サミットinひおき、国民文化祭など、本委員会の所管において、県内外から多くの人が訪れるイベントが開催されますが、所管課だけではなく、庁内各課の情報共有と連携を図り、日置市が一体となっておもてなしを行うべきとの意見が付されましたことを最後に申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時5分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となりました議案第34号平成27年度日置市一般会計予算について報告いたします。

本案は、去る3月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる部分を分割付託され、3月9日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の出席を求め、新規事業計画案について現地調査を実施し、その後、質疑、討論、採決をいたしました。

これから、本案における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、当初予算の概要と本年度新規事業をご報告申し上げます。

農林水産業費では、予算の総額を11億8,143万8,000円とするものです。

農業委員会費の主なものは、委員28名の報酬と職員人件費にかかわるものであります。

次に、農業総務費の主なものは、事業執行に伴う事務費、産業建設部事務所の管理に係る費用ほか、農業公社への負担金であります。

次に、農業振興費の主なものは、中山間地域等直接支払い推進事業にかかわる事務補助賃金と98集落協定分7,729万2,000円の交付金であります。また、新産業創出支援事業のオリーブでは、栽培技術謝金、委託料で実験圃場の管理費を計上。農産直売所コミュニティ支援事業では、農林水産物・加工品等の紹介映像制作業務委託費と備品購入費では、県の地域振興推進事業で50型テレビモニターがチェスト館6台、こけけ特産品販売所、ふれあい飯牟礼館各1台の計8台を計上。投資的経費は航空防除用ヘリコプターの導入単独補助であります。

次に、畜産業費の主なものは、和牛削蹄推進事業や、昨年から計上してある北海道弟子屈町から購入される乳用牛に、30万円の5頭に対する補助金です。

次に、農地費の主なものは、新規事業採択

に向け、農業農村整備事業実施計画策定にかかわる農林水産省の事業導入業務委託料450万円と4地域39地区の多面的機能支払い交付金事業にかかわる交付金などあります。

内訳は、共同活用分の事業費に7,616万1,000円、長寿命化分の事業費に6,409万3,000円であります。工事請負費の補助事業では、住環境整備事業で狭あい道路整備として、東市来地域の上野地区集落道の拡幅整備工事、農業基盤整備促進事業では、4地域分にかかわる用排水路改修、農道舗装、取水施設、頭首工改修、ため池改修にかかわる29カ所分及び暗渠排水3.3ha分で事業費1億7,780万円を計上。単独事業では、伊集院、東市来にかかわる排水路整備費460万円。繰出金2,536万3,000円は、農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものであります。

次に、農業施設管理費の主なものは、永吉ダム管理費及び市内全域にある農村生活センターにかかわる施設管理費。工事請負費では、単独事業で、東市来農業改善センター及び伊作田地区活性化センターの運動広場を地元からの要望によりクレイ舗装改修に3,110万円を計上。現地調査では、雨も降っており、大きな水たまりや排水が悪い状況を確認し、年間利用実績について説明を受けました。

次に、林業振興費の主なものは、報償費で森林づくり推進活動事業費、19人の推進員に対する謝金。林業振興費では、松くい虫駆除事業の計上と投資的委託料では、県単補助治山事業予定箇所東市来養母地内の設計委託と伊集院地域林道大谷線の未登記解消に係る登記測量分、有害鳥獣捕獲事業を計上。工事請負費では、伊集院地域の作業道見通線舗装工事にかかわるものと、負担金補助及び交付金は、万之瀬川流域での間伐等に対する補助金や県営公共治山事業7地区分の負担金を

計上。

次に、水産業費の主なものは、日置市農林漁業後継者就業支援事業費補助金交付要綱により、新規で漁業後継者就業の東市来地域分で、祝い金50万円と夫婦に対する年額補助金180万円であります。

水産業施設管理費の主なものは、江口みなと公園管理費と吹上漁港管理費で、吹上、永吉にかかわる航路閉塞土砂除去費を計上。また、投資的委託料で新規に計上された吹上港管理費630万円は、水産物供給基盤機能保全計画策定のための漂砂シミュレーション委託費で、深淺測量、対策検討等を実施し、今後、課題解決のための1歩とし、その後、計画に沿って補助事業の導入を検討していくためのものであると説明がありました。

次に、質疑の概要について申し上げます。

機構集積支援事業の内容と筆耕賃金についての質疑に、事業は、利用状況調査による現況調査後の所有者への管理指導、賃貸借のあつ旋活動、利用権設定等の活動などである。筆耕賃金については、利用状況調査の結果入力や耕作放棄地の農地への復元不可能と判断された農地の非農地化の事務処理、農地中間管理事業の関連業務に伴う農業委員会事務補助であると答弁。

次に、農産直売所コミュニティ支援事業で、今回、テレビモニター8台を購入するが、活用についてどのように考えているのかの質疑に、昨年は、水産物を中心に蓬莱館に設置した。今後、農林水産物の映像を各物産館で放映し、農林水産物の推進普及を図る計画。また、3月に松元の物産館もオープンすることから、 chests 館では、経営検討会議や生産者会議を実施し、安全・安心を前面に売り出していくことが確認されたと答弁。

次に、無人ヘリコプター購入補助事業についての質疑に、アグリサポート吹上が持っている航空防除の高度な技術を最大限に生かし

て、広域防除を効率的に的確に散布し、効率化を図るため、経年劣化したヘリコプターの更新時期を検討し、共同防除については、水田を管理する上で必要であると判断し、協議した結果、半額補助を計上したと答弁。

次に、重点作物のカボチャの助成内容の質疑に、この事業は、数年続いているもので、園芸振興協議会日置支部やJAさつま日置の面積拡大作物、日置市の重点品目という共通の中で、新規もしくは増反分にかかわるトンネル資材などにJAが4分の1、日置市が4分の1の合わせて2分の1を補助するものである。平成26年産の実績は、春カボチャ1.8ha、秋カボチャ2.6ha、合計4.4haで、27年度は新規増反分を1.9ha見込んでいると答弁。

次に、オリーブ苗木について、新年度で100本を計上してあるが、今後、どのように進めていくのかの質疑に、市民への配付は3月追加補正で計上する。当初の100本は市の実証圃場の購入分であると答弁。

関連して、加工施設についてどのように考えているのかの質疑に、市は栽培啓発が担当で、加工、流通、販売は、鹿児島銀行、野村證券と役割分担をする中で、実ができてから売るのは間に合わないということで、先月、ビゴレをオープンし販売を始めた。28年度に向けてはレストラン、販売所の用地を見つけているところである。搾油についても、28年度にはつくりたいと考えており、用地を探している状況であると答弁。

次に、吹上漁港の水産物供給基盤機能保全計画漂砂シミュレーション委託の内容についての質疑に、水産物供給基盤機能保全計画を28年度に策定を計画している。策定するために、路線測量を河口から上流1kmを100mピッチで洗い出していく。深淺測量は、海岸線沿い1km、沖合500mを100mピッチで行い、これからあらわされたものを

対策検討し、海流に応じた消波ブロックを含めてシミュレーションをしていきたいと答弁。

次に、中山間直接支払い事業について、27年度から変更になる内容はの質疑に、27年度から法制化された事業の中で、超急傾斜が設定される。傾斜が20分の1以上のものが対象となり、本市では、尾木場、草見、上与倉等が対象となると考える。交付金の額は、10a当たり緩傾斜が8,000円、急傾斜が2万1,000円、超急傾斜はこれ以上の増額になると答弁。

次に、土木費について概要を申し上げます。

土木費の予算の総額を15億3,763万7,000円とするものであります。

道路維持費の主なものは、市道愛護作業の報償費ほか道路維持管理補修費を計上。道路新設改良費では、一般道路整備事業で用地測量、局部改良、舗装修繕工事を計上。

次に、河川費では、河川総務費で河川愛護作業に対する報償費、負担金では、県施工の急傾斜崩壊対策事業で樋掛地区、久木元地区、総合流域防災事業で川内迫地区にかかわる市町村負担金です。

次に、都市計画費の主なものは委託料で、日置市都市計画の見直しに係る都市計画基本図作成委託料1,940万円を計上。繰出金では、公共下水道事業特別会計の起債償還分に1億3,355万3,000円を計上。

次に、土地区画整理費の主なものは委託料で、湯之元第一地区宅地整地及び街区道路設計委託費、徳重地区では、事業計画変更業務委託費を計上。工事費は関連する宅地整地工事や区画道路築造工事費6,000万円を計上。補償費では湯之元第一地区の建物移転補償費9件分と、仮住居費や家賃減収補償、電柱移転費1億7,672万6,000円を計上。

次に、街路事業の主なものは、投資的委託料として、伊集院駅周辺整備事業の自由通路橋上駅舎に1億5,356万5,000円、そ

のほか委託料では、自由通路昇降機管理業務委託料、工事請負費では、伊集院駅周辺整備事業の北口・南口広場、駅西駐車場の整備費であります。

次に、公園費の主なものは委託料で、湯之元球場改修実施設計2,300万円を計上。設計内容について現地で説明を受け、27年度で設計し、28年、29年で事業を実施。場内の排水、電光掲示板の更新、体育館の解体と駐車場の整備を計画し、32年の国民体育大会に間に合わせるものであると説明を受けました。

次に、住宅管理費の主なものは、公営住宅1,052戸、一般住宅53戸の施設修繕料委託料で、公営住宅エレベーターや浄化槽等の保守管理、駐車場管理委託費を計上。住宅建設費の投資的委託料では、上土橋住宅建設工事管理、五丁田、浜の丸住宅水洗化設計業務。工事請負費では、上土橋住宅1棟6戸、永吉麓住宅造成工事費と、単独事業では五丁田住宅水洗化改修工事10戸分を計上。

補助金では、住宅リフォーム支援事業として1,500万円を計上。投資的経費では、平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法により、昭和56年5月以前の一般木造住宅が対象で、耐震診断、耐震改修の促進を図るための補助金を計上するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

急傾斜崩壊対策事業の川内迫地区の工事内容についての質疑に、工事場所は、朝日ヶ丘地区の北斜面で、これまで一部用地が取得できていない部分があったが、昨年、県から要請で、市が用地交渉に出向き、お願いをした。この事業は用地が無償提供で立ち木補償しかないが、近年、いろいろな災害が発生しているということでお願いをしたところ、ご理解をいただき、契約に至り予算計上したと答弁。

次に、公営住宅について、地域ごとの数と

待機者についての質疑があり、伊集院は399戸のうち待機者が140戸、東市来は254戸のうち待機者が39戸、日吉は199戸のうち待機者が2戸、吹上は190戸のうち待機者は2戸。全体で1,042戸のうち183戸が待機者であると答弁。

次に、大規模建築耐震診断についてどのような経緯で申請があったのか質疑に、今回の対象は、改修診断を27年度実施申請があったため予算計上。なお、大規模の条件は、3階以上かつ5,000m<sup>2</sup>以上となっており、今回の対象の建物が6,685m<sup>2</sup>なっていることと、昭和56年以前の建物であると答弁。

次に、土地区画整理費の工事請負費の湯之元第一地区の工事箇所についての質疑があり、湯田小西側、湯之元橋の上下流河川道路、湯之元記念病院の東側であると答弁。

次に、伊集院駅周辺整備検討会の協議内容についての質疑に、完成に向けて工事の進捗、モニメント、寄附の状況なども含めて開催して、検討委員会の意見をいただきながら進めていきたいと答弁。

寄附の状況と事業計画についての質疑に、現在、寄附の合計は719万966円である。寄附金の事業計画は、モニメントや附随した時計などを考えていると答弁。

次に、伊集院駅周辺整備事業の内容について質疑があり、北口広場の自転車置き場、広場の整備、駅舎の解体、駅西駐車場の整備であると答弁。また、自転車、バイクの駐輪場について、屋根をつける計画で利用料については無料であると答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、議案第34号平成27年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会にかかわる部分については、全会一致

で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第34号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第34号平成27年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

27年度の国家予算は、社会保障は切り捨てる一方で、大企業へは減税、そして軍事費だけは増強・増額し、戦争する国づくりを進め、国民の願いとはかけ離れた予算となっています。

さらに、地方創生といいながら、TPP交渉を推進し、農協改革などアベノミクス農政のもと、農林水産業を取り巻く状況は深刻度を増しています。

農業を守ることが国を守ることの基本であることを忘れ、戦争する国づくりに突き進むことを、国民は望んではいません。

このような国の悪政から、住民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが、この日置市の予算には求められています。そして、予算が住民に希望と展望を指し示すものとなっているのかが、問われていると考えます。

一般会計予算の問題点と私が考えるものを幾つか申し上げます。

まず、27年度から導入されるマイナンバー制度につきましても、住民のプライバシーを危険にさらす仕組みであると考えます。

これまでは、年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与などの情報は、それぞれの制



度ごとに管理されていましたが、これからはマイナンバーで1つに結ばれ、個人情報の大量流出や不正使用などが心配されます。膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念や情報漏れの不安があり、マイナンバー制度導入の予算も、この予算には含まれておりますので、私は反対の理由の一つといたします。

次に、戸籍住民台帳費の人権事業費37万8,000円は、人権啓発研修事業補助金として、部落解放同盟に例年どおりに計上されております。

国においては、同和対策事業は終了していますし、これは特定の団体への補助金でございますので、私は、市民の貴重な税金の使い道として問題だと考えますので、この点も認めるわけにはいきません。

次に、就学援助制度については、義務教育は無償と定めた憲法のもと、子どもの教育を受ける権利を保障し、父母負担を軽減するためのものです。少子化が進む中、子育て支援としても大変重要になっています。国で認められているPTA会費、生徒会費、クラブ活動費が、本市では準用保護世帯へ適用されていないのは、教育行政の基本が問われる問題だと考えます。

また、雇用の問題で、市役所内で働く非正規職員の増加についてですが、正規の職員数が減らされ、臨時職員に置きかえが進んでいるのは問題です。単に、臨時的な仕事や正職員の補助的な仕事などであれば、非正規の職員でよいのかもしれませんが、行政改革として意図的に進められています。

専門性が求められ、経験を積んだ人材が必要な重要な住民サービスを担う働き手は、きちんと身分が保証されるべきであり、正規の職員が当たり前への姿勢へと展開すべきと考えます。

今、年金引き下げなど収入がふえない中で、市民の暮らしは、去年の消費税8%への増税

や物価高などで大変厳しくなっています。重税感や教育費や介護、医療などの負担などに苦しめられています。

そのような市民の暮らしに、さらに27年度予算では、介護保険料の値上げなどで一層、市民を苦しめる予算となっていると申し上げて、反対討論といたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

#### ○5番（黒田澄子さん）

ただいま、議題となっております議案第34号平成27年度日置市一般会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

当初予算規模は239億9,200万円で、対前年比8億8,200万円増となっています。

主な増額の要因は、防災行政無線整備事業、日吉支所庁舎整備事業、南薩地区衛生管理組合建設負担金など普通建設事業費の増と、保育所運営費、障がい児通所給付費の扶助費の増などによるものです。

予算編成に当たっては、極めて厳しい地方財政状況のもと、これまで行ってきた歳入歳出改革の努力を決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進し、地理的特性と歴史や自然の調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりの実現に向け、将来にわたって、弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、財政健全化計画に基づき、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう、予算編成がなされています。

マイナンバー制度の導入は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率化、透明性を高める国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であります。

効果として、真に手を差し伸べるべきもの

を見つけることが可能となり、大災害時においても積極的な支援に活用できます。

また、ITの活用で、添付書類が不要になります。

また、カードには、プライバシー性の高い個人情報、地方税関係情報や年金給付関係情報等の特定個人情報は記録されません。

また、番号のみで本人確認がなかったために、アメリカや韓国で多発したなりすまし事案対策として本人写真を取り込み、厳格な本人確認の義務づけと利用範囲の法律での限定、罰則の強化などの措置が講じられるカードとなります。

人権事業費の交付金は、同和事業に交付されるのではなく、人権研修費としての活用のために予算化されており、適正な予算であると考えます。

就学援助費においては、要保護の方、いわゆる生活保護法に規定される生活保護世帯に対して、国が経費の補助を行っており、学用品費や通学費、修学旅行費ほか給食費、PTA会費等が補助されております。

準用保護者、いわゆる非課税世帯への援助は、市町村の一般財源から義務教育化の勉学に必要なとされるものを補助しています。

6月1日に住民税の課税が確定されるために、それ以降でないと非課税世帯は確定できず、よって、入学準備金などは事前に支払われることがいいということは理解できますけれども、現時点では困難であると理解します。

また、本市では、合併後10年間で職員数を115人削減してきましたが、これは民間でいうリストラとは違い、定年退職者よりも少ない新規採用に取り組んできた結果であります。

結果、普通会計の決算上の人件費、約5億円の削減が実現しており、これはほかの事業へ予算化され、活用されています。本市の行財政改革の大きな成果であると考えます。

また、臨時職員は、募集によって採用されており、働き方として扶養や勤務体系の条件が合うという理由で、一般事務の補助や介護認定、相談業務、地区館職員などの業務についておられます。

いずれも3委員会におきまして、慎重に審議され、ただいまの委員長報告でも詳しく報告がなされたように、市民サービス、市民の福祉向上に必要な予算であると理解いたします。

以上のような理由をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第3 議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第4 議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第5 議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第6 議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第35号平成27年度日置

市国民健康保険特別会計予算から日程第6、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算までの5件を一括議題とします。

5件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算から、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算の議案5件は、3月6日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託されました。

当委員会では、3月9日、10日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの説明を求め質疑を行い、3月11日に討論、採決を行いました。

これから、各議案につきまして本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億963万8,000円とするもので、前年度と比較して9億4,969万4,000円の増額となっております。

増額の内訳は、保険給付費の2億2,519万8,000円の増と、都道府県保険財政共同安定化事業が、1件30万円を超えるレセプトから、全てのレセプトに対象を拡大するため、7億5,090万9,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が9億6,479万1,000円で、前年度よりも1,474万7,000円の減額、国庫支出金が15億9,972万7,000円、前期高齢者交付金が17億4,937万6,000円、

共同事業交付金が17億2,464万円。

また、一般会計からの繰入金は4億3,023万8,000円で、主なものは、保険税軽減分の補填や、低所得保険者への支援を行うための保険基盤安定繰入金が2億2,166万9,000円、財政安定化支援事業繰入金が9,876万9,000円、法定外繰入金が1億円であります。このほか前年度からの繰越金が9,000万円などとなっております。

歳出の主なものは、医療費に対する保険給付費が46億2,047万円で、前年度と比較して2億3,571万6,000円の増。後期高齢者支援金等が6億5,392万8,000円、介護納付金が2億6,053万5,000円、国保連合会への共同事業拠出金が16億3,607万7,000円などとなっております。

また、平成26年度の日置市国民健康保険のデータですが、被保険者は1万2,448人で、1人当たりの医療費は42万9,000円、県内では高い方から8番目という状況となっております。

なお、基金残高につきましては、平成27年度末の見込みで、国民健康保険給付等準備基金が979万6,000円、国民健康保険高額療養資金貸付基金が473万円となる予定でございます。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、法定外繰入の1億円のあり方と、国税の税率改定、また基金積み立てについて、今後の見通しをどう考えているかとの質疑があり、法定外繰入は5年目を迎えているが、苦しい財政運営で、基金積み立てもできない状況にある。基金は、1カ月の医療費3億円の掛ける3カ月分、およそ9億円は最低必要であるが、厳しい状況である。とはいえ、いつまでも法定外繰入に頼るわけにもいかない。今後の医療費の伸び、そして法定外繰入のあ

るなし、基金積み立てなどを総合的に勘案すれば、平成27年度で次年度に向けた国保税の税率改定も検討しなければならない。また、平成30年度に県に移行する予定だが、税率は各自治体の医療費に応じた税率となり、徴収業務を各自治体が行うので、国がどれだけの財政支援を行うのか気になる場所であると答弁。

次に、特定健診について、未受診者への対応はどうか、受診率の向上で疾病の重症化を予防できているのかとの質疑があり、平成25年度の受診率は68.6%で、26年度はそれと同様の見通しである。3年連続で受診をしていない人へは電話で受診を勧奨している。昨年9月の特定健診以降に行った勧奨では、約10%の受診率の増となった。なお、特定健診の受診率の向上で、糖尿病や高血圧などの重症化を予防し、医療費の抑制に効果があると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,906万4,000円とするもので、前年度と比べて5,410万9,000円の増額であります。

歳入の主なものは、温泉使用料が有償分7件の345万2,000円と、温泉使用料の無償分を一般会計から149万3,000円繰り入れ、また、吹上温泉貯湯槽築造工事費として、同じく一般会計から3,990万7,000円を繰り入れるものであります。さらに、温泉給湯事業基金から1,420万

6,000円を繰り入れます。

歳出の主なものは、電気料、揚湯ポンプや配湯管などの修繕料といった維持管理の需用費に312万円、吹上温泉施設測量実施設計委託料に485万6,000円、吹上温泉貯湯槽築造工事費に4,990万円などとなっております。

なお、平成27年度末の温泉給湯事業基金の残高は、そのほとんどを取り崩すことから、38万4,000円の見込みとなります。

次に、質疑の主なものですが、委員より、基金を取り崩した結果、残高がほぼない状態になるが、温泉審議会で説明を行ったのかとの質疑があり、今回、貯湯槽の工事のために基金を取り崩した。泉源の替掘りをする際に、温泉審議会には説明を了承を得ていると答弁。

また、貯湯槽にスケールがつき、湯量が減少したために、今回の工事になったと思うが、貯湯槽を入れる2つの泉源のお湯の温度差によってスケールがつくとも聞いている。新たに設置する貯湯槽には、スケールへの対策はできているのかとの質疑があり、ご指摘のとおり、B泉源とD泉源を混ぜて貯湯槽に送っているが、その温度差でスケールがついている。今回の工事で、D泉源から直接貯湯槽に送る予定なので、また、スケールがつきにくい管を検討していると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,068万9,000円とするもので、

前年度と比較して41万3,000円の増額であります。

歳入の主なものは入浴料が882万8,000円。公衆浴場事業基金からの繰入金161万8,000円などがあります。

歳出の主なものは公衆浴場の管理人賃金や筆耕賃金で512万3,000円、燃料費や光熱水費、修繕料などで510万4,000円が計上されております。

なお、平成27年度末の公衆浴場事業基金の残高は2,215万2,000円の見込みとなっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、温泉に関しての高齢者へのサービスについて各地域で差があるが、どのように考えているのかとの質疑があり、伊集院地域ではゆすいんを100円で利用でき、日吉地域では老人福祉センターの温泉を180円で利用できる。また、吹上地域では公衆浴場を年3回無料で利用できる。ただし、東市来地域では、そのようなサービスがない。それぞれの基本料金が異なるので、サービスにも差が出ている。また、吹上では、温泉組合との取り決めで、基本料金を安くできない事情もある。公衆浴場のあり方検討委員会で、公衆浴場の廃止が答申されたので、今後の方向性が決まったら各地域の利用料金の統一を図りたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,342万8,000円とするも

ので、前年度と比較して2億1,421万7,000円の増額であります。

歳入の主なものは介護保険料が10億991万7,000円で、第1号被保険者は、昨年11月現在1万5,684人となっております。

また、介護給付費に対する国庫負担金が9億6,362万6,000円。介護給付費の調整交付金や地域支援事業への交付金として国庫補助金が5億322万8,000円。支払基金交付金が15億3,385万8,000円。県負担金が8億795万円。一般会計繰入金が7億8,916万1,000円などがあります。

歳出の主なものは、総務費で、一般管理費及び介護認定調査費、認定審査会費などで1億776万2,000円。平成27年10月開催の介護保険推進全国サミットinひおき実行委員会への負担金が2,850万円。保険給付費では、要介護者向けのデイサービスや訪問介護などの居宅介護サービス給付費が15億5,350万円、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が9億6,000万円、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付費が20億4,000万円。要支援者向けのデイサービスや通所リハビリなどの介護予防サービス給付費が2億5,200万円、サービスの利用負担が高額になった場合の負担軽減を図る高額介護サービス費が1億3,200万円など合計で54億5,100万円となっております。

また、65歳以上の全ての高齢者を対象にした1次予防や、要介護状態になるおそれが高い高齢者を対象にした2次予防のほか、認知症高齢者の見守りや介護用品の支給、シルバーハウジング生活援助などの任意事業といった地域支援事業が6,099万円計上されております。

なお、今回の予算につきましては、国の介護報酬改定前の予算計上だったため、報酬改定の影響額は含まれておりません。

また、6月議会において、第6期介護保険事業計画に基づいて補正計上をする予定であります。

次に、質疑の主なものですが、介護保険推進全国サミットinひおきについて、委員より、今回のサミットのテーマは何か、また、何に力を入れていくのかとの質疑があり、開催地からの情報発信が大事と考えている。今回は、互助の視点を参加者や市民の皆さんに認識していただくことも目的の一つであると答弁。

いきいきサロンの活動補助金について、各サロンの運営に携わる方々への報酬やボランティアの方々への支援はどうなっているのかとの質疑があり、市からは報酬を出していない。市は、サロンの活動に補助金を支出している。自治会ごとでやり方が異なっており、自治会が助成金を出しているところもある。なお、高齢者元気度アップポイント事業において、サロン支援のグループが登録したら、ポイントが付与され、換金もできるのでぜひ活用をしていただきたいと答弁。

また、委員より、新規事業で認知症対策地域支援推進員を採用するが、今後の方向性はどうかとの質疑があり、平成26年度に市の保健師1名が認知症対策の研修を受けたが、認知症対策の充実を図るために、27年度に新規で認知症対策地域支援推進員として臨時職員を1名採用する。地域包括支援センターの中で、認知症対策の中心的存在となる予定である。その後、平成29年度までに認知症初期集中支援チームの設立につなげていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第42号平

成27年度日置市介護保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,366万4,000円とするもので、前年度と比較して448万9,000円の減額であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が4億1,159万8,000円で、前年度と比較して1,438万6,000円の減であります。

また、保険料支払い軽減のための保険基盤安定繰入金は、一般会計より2億2,126万4,000円の繰り入れとなっております。

歳出の主なものは、県の後期高齢者医療広域連合への納付金が6億3,366万9,000円のほか、重複・頻回受診者の訪問指導、長寿健診の委託料、人間ドックの委託料などとなっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、重複・頻回受診者への訪問指導の効果はどうかとの質疑があり、平成22年度が222人、23年度が203人、24年度が147人、25年度が120人と年々減少しており、その効果が出ていると思うと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第35号から議案第43号までの5件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

次の開議を13時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第35号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第35号平成27年度国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険は、もともと自営業者や農林水産業に従事する人を対象とした医療保険ですが、現在は、被用者保険から排除された人が大半を占め、無職者や非正規労働者などといった低所得者層がほとんどとなっています。国保税が所得の2割を超える世帯もあるなど、国民健康保険税は高過ぎます。払いたくても払えない滞納世帯がふえるのも当然と言えます。

国の財政負担を今の4分の1からもとの2分の1にふやすことが求められており、そうしなければもともと成り立たない制度です。国の責任で国民皆保険制度を守り、生かしていくべきです。

本市では、一般会計から法定外の繰り入れを行い、一定の努力をしていることは私も認めますが、高過ぎる国保税の引き下げは、市民みんなの願いです。その願いが実現されず、また、資格証明書の発行では税の回収には役立っていないばかりか、医療を受ける権利さえ奪われている市民がいることは問題です。

以上申し上げ、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（上園哲生君） ただいま議題となっております議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民皆保険制度のもとで、誰でもいつでもどこでも保険証1枚で医療行為が受診できることを目指し、この制度の維持存続に努めてまいりました。

殊に、この国民健康保険制度は、自営業者、非正規従事者、無職者など、比較的経済的に低所得の方々に特に配慮した保険制度であります。

ですから、本市の今年度予算におきましても、一般被保険者7,080世帯、1万1,559人が対象ですが、そのうちの保険料7割軽減世帯2,690世帯、3,516人、5割軽減世帯1,099世帯、2,062人、2割軽減世帯904世帯、1,784人と軽減された合計世帯数4,693世帯、7,362人の6割を超える方々に配慮がなされ、それに退職被保険者492世帯、1,024人を加えた保険者負担分の予算が計上をされております。

また、本年度の総医療費見込みは、46億666万8,000円と、これまでは前年比3%ぐらいの伸び率を予測してきましたが、今年度は1.8%ぐらいの伸び率予測で、これまでの医療費抑制政策の効果の実績を踏まえたものになっております。

引き続き、今年度も医療費抑制のための医療費適正化特別対策として、早期発見による重症化予防の特定健診の推進、運動と栄養の指導教室、脳卒中対策モデル事業など、医療機関での治療状況を分析し、健康を保ちながら医療費を抑制する事業が多く計画されてお

ります。もちろん、重複・頻回受診の指導、ジェネリック医薬品の普及にも努めております。

また、反対討論にありました法定外繰入金についてですが、本制度は特別会計ですので、本来であれば独立採算で運営していかなければなりません。社会保険、共済保険など、他の保険制度を利用されている方々の理解を得ながら、やむを得ず1億円の法定外繰り入れを恐縮しながら実施している状況であります。この1億円を他の行政サービスの充実に使えたらなという思いもある方々の存在も理解しておかなければなりません。

また、保険料をやむを得ず滞納されている方で、いざというとき、まずは治療を受けられるように配慮されているシステムが資格者証明受診であります。確かに保険料の負担感を私も切実に感じております。それでもこの制度を維持存続させていかなければなりません。ですから、国のほうでも3年後の平成30年には、国民健康保険制度の運営を市町村から都道府県に移行する取り組みを始めております。しかしながら、負担感が軽減されていくかどうかは、今後をよく見守っていかなければなりません。

今回の当初予算は、このような厳しい現状を踏まえながらも、市民の方々が健康を保ちながら医療費の抑制を図り、必要な医療を必要ときに受けられる制度の維持を勘案した措置がなされていると考え、賛成いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第35号平成27年度日置市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）



議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護が必要な人が安心して介護を受けることができるようにできた介護保険制度ですが、高過ぎる介護保険料や利用料の負担は、特に低所得者にとっては厳しい現実となっています。

ことはさらに介護保険料の値上げが行われますので、市民からは、「え、また上がるの、どうして」と、叫びとも悲鳴とも言いようのない声が寄せられています。

これまで介護保険料は3年ごとに見直されて、引き上げられてきましたが、今回の上げ幅は余りにも大きく、また、市独自の減免策などもないことから、私は賛成することはできません。非常に簡単ですが、言葉は足りませんが、以上、反対討論といたします。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

**○9番（上園哲生君）**

ただいま議題となっております議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

3月6日の本会議において、介護保険条例の一部改正として、第6期介護保険料が平成27年度から平成29年度までの居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなど、サービス利用に対する総給付費と、特定入居者介護サービスや高額介護サービス等の給付費を加えた標準給付費見込み額と地域支援事業費見込み額を踏まえて、標準月額5,860円と決定し、可決されました。

それらのことを前提に、高齢化の進展により増加し続ける要介護・要支援認定者への適切な対応のための給付費見込み額を平成27年度は50億9,960万円と算出されました。さらに地域包括支援センターで実施する地域支援事業の財源を6,099万円と

見込みました。その中には、新しい介護予防、日常生活支援総合事業も含まれております。さらに、元気度アップポイント事業として、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を図り、そのボランティア活動や健康づくり教室等の実績を評価し、ポイントを付与し、年度末にはそのポイントを奨励金や地域商品券に換金できる事業を展開することで、高齢者に生きがいづくりを提供しながら介護予防も図るという事業も計画されております。これまで介護保険料だけを負担して、何らの恩恵も受けないと不満を持っておられた元気な高齢者への配慮にもつながると考えます。

介護保険制度を、自助・互助・共助・公助で支え合う制度と考える中で、これまでの1次予防事業、2次予防事業、いきいきサロン活動支援事業に加え、住みなれた地域での生活支援、自立支援サービスの体制整備も3カ年をかけて推進していく計画であります。

介護保険制度には、国民健康保険特別会計のように一般会計からの繰入は認められません。ですから、このように介護サービス、介護予防サービスを充実していくと、どうしても保険料負担が上がるのはいたし方ないと考えます。

ただ、所得段階別保険料の9段階のうち4段階までの56.5%の方々には、保険料軽減措置がなされております。さらに、平成29年には、第1、第2段階の45.3%の方々には、第5期の保険料よりも軽減されることになっております。

以上のように、さまざまな観点から検討されている今年度予算案に賛成をいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第42号平成27年度日置市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を家族とも切り離し、別枠にし、差別する医療制度です。ほとんどがわずかな年金で生活する高齢者です。後期高齢者医療保険料は、そのわずかな年金からも有無を言わず天引きされています。

後期高齢者医療保険税は、無収入や低所得の高齢者にまで課せられ、低所得者ほど負担が重く、逆進性が強いのは大変問題です。

以上、この制度の問題点を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、2008年度、平成20年から、75歳以上の高齢者を対象に導入された制度で、8年目を迎えます。都道府県単位の広域連合が運営し、2年ごとに保険料を改定しております。高齢化の進行と医療技術の高度化により、医療費も増加傾向にあります。

そうした中、本市に課せられた事業は、保険料を徴収し連合会へ負担金を納付する業務

と、医療費が適正かつ重症化を防ぐことによる抑制がなされるよう、重複・頻回受診者の訪問指導、長寿健診、健康増進、人間ドック助成事業などを行うこととあります。それらの事業をつぎ込むための予算案であります。

民主党政権時代に、後期という単語を外して高齢者医療制度に改めようという議論もなされましたが、結果的には事実上の棚上げになりました。75歳以上の高齢になってくると、病気になりやすく重症化する可能性の高いことを考えると、特にその方々により配慮した対応で臨むことは、むしろ大事なことと考えます。反対討論でありますように、年齢で差別する医療制度というには意味が違うと考えます。

本予算は、あくまでも広域連合の決定に基づく執行予算案であり、賛成をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第43号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第8 議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第9 議案第44号平成27年度  
日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算から日程第9、議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっております議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算、議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計、議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

これらの議案は、去る3月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,057万3,000円とし、前年度より5,067万4,000円の減額となっています。

減額の主な理由は、下水道整備費工事請負費のつづじヶ丘団地污水管渠築造工事、つづじヶ丘污水管線管渠築造工事、妙円寺地区マンホールふた取りかえ工事費の4,600万円の減などによるものであります。

なお、26年4月現在区域内下水道水洗率95.4%、整備率82.2%であります。

歳出の主なものは維持管理費で、処理場に係るポンプ場等維持管理業務を含め11件の委託料8,470万円や、下水道整備費の工

事請負費では、管渠築造工事等の7件分、7,800万円などです。

歳入の主なものは、下水道使用料2億4,600万円や一般会計繰入金1億3,353万3,000円であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

下水道長寿命化実施設計委託、終末処理場、ポンプ場長寿命化策定計画調査委託の今後の計画についての質疑に、長寿命化計画策定により、補助事業が受けられることで、施設や管路等の整備を計画的にしていくと答弁。

次に、処理場のし渣と沈砂の違いについての質疑に、し渣は下水中に入ってくる水に溶けないもの、沈砂は管路を伝ってくる砂であるが、産業廃棄物の扱いであると答弁。

そのほか質疑がありましたが、担当課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,946万1,000円とし、前年度より200万8,000円の増額となっています。

増額の主な理由は、維持管理委託料の農業集落排水処理施設機能診断委託料200万円の増額によるものであります。

なお、26年4月現在の処理区域内の戸数及び水洗化人口は271戸で518人であります。

歳出の主なものは、平成12年の供用開始後、14年が経過し、処理場等機器の劣化による修繕料と施設維持修繕料300万円や処理施設技術点検委託料122万円などです。

歳入の主なものは、農業集落排水処理施設使用料1,140万1,000円や一般会計繰

入金2,536万3,000円などであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業集落排水処理施設機能診断委託はどのような診断で、どのように活用するのかの質疑に、処理場施設の機能を調査して延命を図るための診断をすると答弁。

施設維持修繕料で、マンホールのかさ上げがあるが、県道整備で発生することから県がすべきではないかの質疑に、県道を占用させていただいていることから難しいと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の予算では、収益的収入を8億4,819万円と定め、前年度より786万6,000円増額とし、収益的支出を8億1,663万5,000円定め、前年度より317万1,000円の減額となっております。

資本的収入及び支出の予算では、資本的収入を1億4,169万9,000円とし、前年度より961万3,000円の増額、資本的支出を3億9,721万4,000円とし、前年度より5,397万1,000円の減額となっております。

収益的収入の予算が増額になった主な要因は、給水収益の水道料金、給水負担金及びその他の営業外収益の給水装置申請、設計、審査、工事検査手数料の増額によるものであります。

資本的支出の予算の減額となった主な要因は、下神殿地区水道未普及解消事業、発電機設置工事の減額等により、工事請負費が対前年比較4,848万1,000円の減額になったこと等によるものであります。

資本的支出の主なものは、配水管布設がえや配水池用水ポンプ場取りかえ、市内3カ所程度の水源試掘工事、消火栓設置などの工事請負費2億3,077万2,000円などあります。

資本的収入の主なものは、工事負担金9,882万円や一般会計補助金4,287万9,000円であります。

次に、質疑の概要についてご報告いたします。

水道拡張事業の3カ所程度の水源試掘はどこを予定しているのかの質疑に、年次的に計画し水量の確保をしていかなければ、年数がかさむと水量も減っていく。特に吹上南部は水量が足りない状況であることから2カ所試掘、そのほか東市来皆田を計画していると答弁。

次に、損益勘定留保資金についての質疑に、定期預金、普通預金、約13億円の留保財源で運用しており、バランスはとれていることから、現段階で水道料金の値上げ等や貸入の必要性はないと答弁。

そのほか質疑がありましたが、担当課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告3件に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これから議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第36号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第37号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第44号平成27年度日置市水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第38号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第11 議案第39号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第38号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第11、議案第39号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第38号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計予算につきましては、3月6日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月10日及び3月11日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それではこれから、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の予算は、職員の人件費等、施設を運営するための総務管理費及び賄材料費等の宿舎経営の一般事業費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,928万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、料金収入で宿泊料、食事料、飲み物料、売店売上料などでありませ

ず。歳出の主なものでは、総務管理費の一般賃金、工事請負費の旧館耐震改良工事、一般事業費の需用費で光熱水費、賄材料費などであ

ります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

料金収入は昨年度と比較して人数等をどの程度見込んでいるのかとの質疑に、宿泊料では、前年度比約100万円の減、6,497万4,000円を見込んでいる。人数は、26年度、大人で1万5,000人を、27年度は1万3,500人に、子どもは同数の850人、食事は200万円減、売店でも200万円減と見込んでいる。減の理由は、旧館の耐震改良工事の時期があるため、29室のうち4カ月間12室と旧館の宴会場が利用できないためである。年末を控えた11月ごろには完成させたいと答弁。

婚礼について5組を予定をしているが、1組当たりの人数、食料、婚礼費用の予算などはどのように考えているのかとの質疑に、26年度は3月予定されている方を含めて2組の実績で5組を予定している。1組当たりの人数は70人と見込んでいる。会場のキャパが1階レストランで70名、2階が140名程度である。婚礼費用の予算は、100人で250万円、50名で115万円であると答弁。

同じく婚礼関係で、一般の婚礼式場と比較して安い予算で婚礼ができると思うが、もう少し宣伝、アピールすべきと思うがとの質疑に、新聞折り込み等でも砂丘荘の特典などを紹介、宣伝している。職員や企業にも宣伝したいと答弁。

売店売り上げの仕入れ方法などはどうなっているのかとの質疑に、土産品や菓子類は委託販売である。たばこ酒類は仕入れ販売、自販機は1台が仕入れ販売、1台がフルオペレーションであると答弁。

宿泊で個室利用希望のお客様も多いと思うが、どのような状況か、また対応はどの問いに、29室のうち25室が畳の部屋で、最大6名が宿泊できる。4室が洋室である。

500円割高になるが、どちらも1名でも宿泊できる。企業の合宿などでは1名で宿泊していると答弁。

その他多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第38号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計予算につきましては、3月6日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月10日及び11日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の予算は、職員の人件費等、施設を運営するための管理事業費及び施設老朽化に伴う修繕のための施設整備費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,022万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、事業収入で料金収入の宿泊料、食料、プール使用料及び一般会計繰入金などが主なものであります。

歳出の主なものでは、管理事業費の一般賃金、需用費の光熱水費、賄材料費などが主なものであります。

昨年2月に指定管理者から直営になりましたが、売り上げは4月から6月までは増になり、7月は減、8月以降は平年並みであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

料金収入で27年度の見込みと職員、パートの体制はどうかとの質疑に、宿泊料714万円、食料3,900万円、プール

使用料 2,200 万円、プール・入浴共通 100 万円、入浴料 1,380 万円を見込んでいる。職員体制は、指定管理者時からの職員 9 名、社会保険のあるパート 5 名、一般パート・アルバイト 18 名の計 32 名であると答弁。

管理事業費が前年度より 1,300 万円増額になっているが理由は何かとの質疑に、燃料費が約 700 万円の増、修繕費も加えている。残りは賃金増であると答弁。

延命化を図るための修繕計画はあるのかとの質疑に、本館の屋根防水が 1,300 万円、宿泊棟のじゅうたん、浴室の塗装で 1,000 万円、配管関係 700 万円、外壁塗装 1,000 万円、約 4,000 万円でリニューアルができると答弁。

備品購入費でボイラーアップマン（重油節約機器）とあるが、これはどのようなものか、また耐用年数はどの質疑に、燃焼効率を上げるもので、エヌフーズが設置していたものである。引き継ぎ時購入依頼があったが、取り外したら燃料費が 1 割ほどアップしたため購入しようとするものである。機器点検の必要はなく、使い続けてボイラー更新時に検討したいと答弁。

その他多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第 39 号平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告 2 件に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 38 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 39 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第 12 議案第 46 号平成 26 年度日置市一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（宇田 栄君）

日程第 12、議案第 46 号平成 26 年度日置市一般会計補正予算（第 11 号）を議題とします。

総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

## ○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、3月18日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を分割付託され、3月19日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,954万8,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億9,185万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に沿った予算措置と、これにかかわる事業の繰越明許費の追加などを編成したものであります。

総務企画委員会にかかわる補正につきましては、総務管理費で612万8,000円、商工費で1億2,256万2,000円、消防費で748万4,000円などであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課関係では、国庫支出金のあり方で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で交付されるのであれば、普通の交付金に上乘せされればよいと考えるが、国の支出金のあり方をどのように考えるかとの質疑に、国の公共投資はハード事業が主であったが、経済対策としてプレミアム商品券を活用する部分が入っている。市町村レベルではいろいろな考え方があるが、地方の活性化を図る上では有効なものとする。また、国の考え方にスピード感を持ってという考え方があると答弁。

伊作小学校の前倒しの予算の理由はとの質疑に、地方創生だけでなく、経済対策も含まれている。国・県からの指導があったと答弁。

総務課関係では、災害対策費で、DVDの購入やパンフレットなどがあるが、どのようなものか、またどのように活用されるのかとの質疑に、パンフレットは既製品で、自主防災組織について詳しく説明するためのものである。出前講座や研修などで活用する。DVDは、これまでに起きた風水害や火災などを参考に、災害に備えるためのものである。また、要望があれば市民への貸し出しも可能であると答弁。

同じく、負担金及び交付金で、防災資機材の整備に要する経費はどのようなものかとの質疑に、今まで、組織を立ち上げた年度に3万円の交付があった。内容は、スコップ、ヘルメット、トラロープ、軍手、懐中電灯などであった。そのほかにリヤカーや発電機などの要望があり、今回、10万円を限度に34団体に助成する。5カ年の予定で古い自主防災組織から優先すると答弁。

自主防災組織率の目標はとの質疑に、毎年4%から5%の伸びを目指して、5年後に90%台を目指すとして答弁。

防災資機材の整備の申請はどうなるのかとの質疑に、補助金なので申請主義になると答弁。

企画課関係では、企画費で、日置市総合戦略検討会委員会謝金とあるが、どのような方になるのか、また内容はとの質疑に、大学の教授、金融機関から2名以内なので、できれば医師会からもと考えているが、まだ流動的である。1回目を6月中旬に、8月と9月に実施して、10月には総合戦略を完成させたいと答弁。

検討委員会の回数が少ないのではないかと。行政が一定の案を作成して、アンケートを入



れたものに意見を求めるだけのものにならないかとの質疑に、庁内に創生本部を組織し、本部の下に、ひと、まち、しごとの3部会がある。さらにその下に、課長補佐など45歳以下の職員によるプロジェクトチームを設置して取り組み、それを総合戦略検討委員会で審査していただくと答弁。

総合計画のアンケートも参考にして、今回のアンケートとあわせて分析が必要ではないかとの質疑に、今回は、高校生など若い世代からのアンケートも行い、あわせて分析したいと答弁。

総合戦略はどのようなものかとの質疑に、牧之原市が総合戦略を完成している。人口ビジョンや将来人口などの重点的な基本目標をつくと答弁。

地方創生で全てを再生は無理があると思うがとの質疑に、人口減少問題が主となる。定住促進、子育て支援、雇用問題、観光などの交流事業の4項目を重点的に取り組みたいと答弁。

委員会の委員に、観光関係の方は含まれているのかとの質疑に、1次産業の農業、漁業の方などと観光関係の方も検討したいと答弁。

先進地研修の目的は何かとの質疑に、日置市であればこのようにしたいなどの参考にしたいと答弁。

人口減少問題は国の考えを変えないといけないと思うがとの質疑に、鹿児島市やいちき串木野市、始良市などとの定住自立圏構想があるので、この中で提案していきたいと答弁。

総合戦略は成果で交付金の額が変わってくるが、計画策定の視点はどの質疑に、地域の特性に合ったもので、人口増につながる戦略でないといけないと答弁。

商工観光課関係では、イメージキャラクター事業の内容を示せとの質疑に、26年度にイメージキャラクターを決定した。着ぐるみは、市内外のイベントに参加する。市が認

めるイベントには貸し出しをする方向であると答弁。

補助金及び交付金のスポーツ合宿補助事業費の30団体の根拠はどの質疑に、25年度の実績が21団体であったと答弁。

観光振興費で、日置市日帰りバスツアー事業委託があるが、常に補助がないと観光振興が図れない構図であれが、内容を示せとの質疑に、これまで年間4回だったが、8回にふやした。農産物の収穫時期などを考慮しながら実施したい。市がバス代の補助をしているので参加費が安くなる。1人当たりの単価を下げ、3,000円から4,000円が集まりやすい。本市を知るきっかけづくりが重要で、リピーターが生まれる企画づくりをしたい。アンケートの調査の分析では、1回目が23%、2回目が33%、3回目から4回が34%であると答弁。

同じく、日帰りバスツアー事業は鹿児島中央駅発であるが、そのほかは考えていないのか。また、日置市民を対象には考えていないのかとの質疑に、市外からの参加者を考えていたために鹿児島中央駅発になっている。日置市観光拠点施設ができれば発着所と考えている。市内の方を対象としたものも企画したいと答弁。

その他多くの質疑がありましたが質疑を終了、その後、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、総務企画常任委員会へ分割付託された議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）、総務企画常任委員会所管の補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

## ○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております、議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月18日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、翌3月19日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育次長及び各所管課長の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

次に、予算の概要についてご報告いたします。

今回の補正予算は、国の経済対策によって地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業が計上されたこと、また、伊作小学校校舎改築工事で平成27年度の国庫補助に採択予定だった交付金が、前倒しで採択されたことに伴い、上程をされたものであります。

まず、国の地方創生の経済対策の関係で、地方における安定した雇用を創出する事業として、環境衛生総務管理費で生ごみモニター事業100万円、塵芥処理事業費で生ごみの運搬処理に879万2,000円の計979万2,000円を計上いたしております。

若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業として、健やかに育むひおきっ子支援事業と銘打ち、母子保健事業費で産後ケアと不妊治療に624万5,000円を計上。児童福祉総務管理費では、多子世帯の支援と子育て支援ハンドブックの作成に3,345万6,000円を計上。また、おひさま子育て文化施設利用促進事業で、図書館や文化施設、中央公民館におむつがえシートやベビーチェアを整備するために264万円を計上しております。

さらに、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携

する事業として、高齢者を見守る緊急通報システムの整備に165万円を計上。また、日置ふるさと学再発見推進事業で、親子で学ぶ郷土の偉人講演会や図書館でのふるさとの偉人コーナーの設置、小松帯刀の副読本の作成で330万円を計上しております。

なお、この財源は、今回の国の経済対策による国庫補助金と財政調整基金繰入金によるものであります。

次に、伊作小学校校舎改築工事の関係では、平成27年度から建設予定だったものが、国の事業採択が前倒しになったため、総事業費14億6,902万5,000円のうち、1億3,812万円を補正計上し、平成27年度に継続するものであります。内訳は、仮設校舎の建設や建築、電気、給排水の設備工事、また旧校舎の解体工事、監理委託料などとなっております。

なお、財源の内訳は、国庫補助金として小学校施設環境改善交付金が2,980万円、施設整備基金繰入金が1億円、一般財源が832万円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民生活課所管の生ごみモニター事業について、委員より、この事業は5カ年計画と説明を受けたが、今後の見込みや事業計画を具体的に示してほしいとの質疑があり、5年間で市全体に広げていく計画である。生ごみを改修し堆肥化することで、可燃ごみを減らし、クリーンリサイクルセンター焼却炉のコストダウンを図ることができる。平成25年度の決算では、焼却炉の維持管理費に年間2億9,800万円かかっているが、生ごみの堆肥化を進めれば、生ごみの酵素処理に5,600万円くらいかかる。差し引き、年間2億4,000万円程度のコストダウンを図れると試算している。同時に、生ごみの焼却をなくすことで、CO<sub>2</sub>排出が削減され、地球温暖化防止にも寄与できることから、今

回から5カ年計画で、自治会に生ごみの回収量に応じて報償費を支払うと答弁。

また、この事業を地方創生の経済対策の事業に入れ込んだのは、雇用の創出があるからかとの質疑には、現在の可燃ごみの収集体制とは別に、生ごみモニター用の収集を丸山喜之助商店に委託しており、3人程度の雇用が生まれる。また、改修後のごみ確認、酵素処理の作業などにも人手が要る。さらに、でき上がった堆肥はオリーブの植栽にも活用され、6次産業化にも生かされる。なお、福祉課で行っている背活困窮者自立支援事業でも雇用もあると答弁がありました。

次に、福祉課所管の高齢者見守りシステムの業務委託について、委員より、対象者はどれくらいか。また、個人負担はあるのかとの質疑があり、要支援者1,700人ほどが対象となる。ほかの自治体では300円から1,000円の負担だが、これから要綱を整備していくと答弁。

また、コールセンターとの連絡体制はどうなっているのか。民生委員などとの連携は図れているのかとの質疑には、人感センサーを設置し、一定時間に人の動きがない場合に電話で安否確認を行う。コールセンターは24時間対応で、緊急時には登録した家族や民生委員などに連絡がいくシステムである。今後、連携体制を構築しいと答弁。

また、同じく福祉課所管の多子世帯支援事業に対して、委員より、1人当たり年額5万円とした根拠は何かとの質疑があり、年間のおむつ代などを考慮して積算したと答弁。

次に、健康保険課所管の宿泊型産後ケアと不妊治療の事業について、委員より、産後ケアは全ての妊婦を対象にするのか。また、何年間実施をしていくのかとの質疑があり、所得制限などは設けずに、全ての方が利用できるようにする。また、これからもずっと継続をしていく予定であると答弁。

日置市内の不妊治療の実情はどうかとの質疑には、平成25年度の実績で、一般不妊治療が13件で、うち9件が妊娠。特定不妊治療が16件で、うち7件が妊娠となっていると答弁がありました。

次に、教育総務課の所管で伊作小学校校舎改築工事について、委員より、木材の利用はどのように考えているか。また、最近の資材の高騰などで工事費が上がるのではないかと質疑があり、内装は、伊集院小学校と同じように、木材をふんだんに使い温かい雰囲気にしたい。壁は杉板、床はフローリングの予定である。また、教室にはLED照明を採用する。なお、ご指摘のとおり建築資材の高騰で、伊集院小学校と比べて建築単価が上がっていると答弁。

また、避難所機能を持たせるために、何か工夫をしているのかとの質疑には、現在、吹上中央公民館が避難所と指定されている。1階の多目的ホールは避難者を収容できるスペースがある。また、文部科学省は太陽光発電の補助金申請をする際、非常電源コンセントを学校内に設置することを義務づけている。今後は、市長部局とも協議したいと答弁がありました。

次に、社会教育課所管の日置ふるさと学再発見事業の中で、ふるさと学副読本の作成の経緯を示してほしいとの質疑があり、旧吹上町では、日新公の副読本を、また昨年度は島津義弘公の副読本を作成したので、今回は小松帯刀の副読本を作成することになったと答弁。

また、中央公民館のトイレの洋式化工事に関し、委員より、伊集院文化会館のトイレが老朽化し不便だとの声が出ているが、今後の改修はどうかとの質疑があり、配管の老朽化もあるので現在調査を進めている。抜本的な改修も視野に入れながら、洋式化も年次的に進めていくと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

---

午後2時15分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

**○産業建設常任委員長（大園貴文君）**

ただいま議題となっております議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）についてご報告いたします。

本案は、去る3月18日、本会議におきまして本委員会に係る部分を分割付託され、3月19日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算額に農林水産業費で6,817万1,000円を増額し、補正後の予算額を11億3,152万1,000円とするものであります。

農業振興費4,176万6,000円の増額の主な理由は、平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行

型）の交付に伴う新産業創出支援事業として、オリーブの普及啓発経費の計上と、平成26年度補正予算に伴う活動火山周辺地域防災営農対策事業及び経営体育成支援事業の導入に伴う補助金の計上であります。

次に、農地費2,640万5,000円の増額の主なものは、国の補正予算に伴う県営事業費が増額になったことから、これらの市の負担金補助及び交付金の増額であります。

また、農業費及び林業費については、繰越明許費を計上するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

オリーブについて、本市と鹿児島銀行、野村との役割分担について質疑があり、市はオリーブの栽培、啓発を進め、鹿児島銀行と野村證券は、加工、流通、販売と役割分担していると答弁。

また、苗木についての今後の計画と経営的に採算性がとれるのかの質疑に、8月くらいから希望者の募集を始め、オリーブ栽培研究会と連携し植樹の指導を実施していく。栽培暦を作成し、来年の2月くらいから植えていく計画である。苗木の補助対象者については、生産を目的にする人を対象とし、1人当たり10本から30本分を補助予定であるが、土壌の診断も見きわめた方法で実施する。

また、採算性については、5年後には1本から5kgぐらい、10年後には成木になるので10kgを見込んでいる。1反当たり40本植えて、1本当たり10kg収穫できた場合、32万円ぐらいの売り上げを見込んでいると答弁。

次に、活動火山周辺地域防災営農対策事業組合の受益面積、牛の頭数についての質疑に、皆田西飼料生産組合で25.4ha、牛の頭数については、生産牛が101頭、育成牛が13頭の計114頭。また、窪田茶生産組合で6.6haであると答弁。

経営体育成支援事業の制度と同等の農機具

の値段の格差についての質疑に、事業主体は日置市で、規定の対象者個人に貸し付けるものである。融資が70%で、残り30%が補助対象で、上限300万円までとなっている。また、農機具の単価の違いは国産と外国産の価格差であると答弁。

次に、県営中山間地域総合整備事業の日置北部地区事業内容について質疑に、東市来大峯ヶ原6.5haの山林を整備し、茶、牧草地として集約するための農地測量設計であると答弁。

次に、今回の補正事業について、事業の発注は何時ぐらいかの質疑に、早いものは、4月から工事発注していくと答弁。

そのほか質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、自由討議を実施したところ、委員より基幹産業である農林水産業について、農業には手厚い補助があるが、漁業に対しても、市として何らかの補助事業の導入について十分検討すべき事項であると意見が出されました。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）の産業建設常任委員会に分割付託された部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号平成26年度日置市一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

△日程第13 陳情第1号キャナハイツ  
団地連絡道路の整備に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第13、陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書を議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています、陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書につきましては、去る2月27日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、3月2日、3日に担当部長、課長等の出席を求め、全委員出席のもと委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

本陳情は、日置市東市来町湯田の湯田地区自治公民館館長重水郁夫氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、湯田地区のキャナハイツ公営住宅の北側に、市道湯之元浦田線とS字状につなが連絡道路について、国道跨道橋の完成以来、通行量が増し、今後、都市計画の進捗により、さらに利用者の増が見込まれる中、これまで離合の際の接触事故や歩行者の通行に安全性が確保されていないことから、道路の拡幅改良及び歩道設置を整備し、安心・安全な道づくりを願い、陳情されたものであり

ます。

委員会では、さきに行われた議会報告会で要請があり、所管事務調査を実施した場所でもありました。現地調査中にも車両の離合で危険を感じ、勾配のきついところでの発進は、タイヤが空回りするような状況で、とても歩行者の安全確保まで余裕が持てる状況ではありませんでした。

委員からも、陳情の道路について、勾配が厳しく道路も狭い中、交通量も多く、歩道もない危険な状況である。市道を結ぶバイパス的な役割を担う道路として、今後、整備を進めるべきであるといったことなど意見が出されました。

また、市民の生活上必要な道路として利用され、利用者も多い状況から車道の整備と歩道の設置を計画し、安全・安心して利用できる道路整備を進めるべきであると全委員の意見の集約をいたしました。

審議を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書は、全委員一致で採択すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号キャナハイツ団地連絡道路の整備に関する陳情書は採択されました。

---

△日程第14 陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第14、陳情第2号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める陳情書を議題といたします。

総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております陳情第2号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める陳情書につきまして、これから、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成27年2月27日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月3日及び3月19日に委員会を開催して、審査、討論、採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市伊集院町在住の原発公開質問の会町田博文氏であります。

陳情の趣旨につきましては、昨年、薩摩川内市長と鹿児島県知事が、川内原発1・2号機再稼働の受け入れを表明したことで、再稼働は最終段階にきている。

しかし、原発事故の際は、30km圏内自治体も立地自治体と同様な被害が想定される。事故そのものの責任は事業者にある。したがって、議会として九州電力に対して、川内原発1・2号機の再稼働に当たって、公開の場での住民説明会の開催を求めている

というのが、陳情書の趣旨です。

委員会としましては、これまで自由討議を挟みながら、反対の立場、賛成の立場で慎重に審議してまいりました。

自由討議では、この陳情書については、説明を求める気持ちはわかるが、タイミング的にどうか。

これまでに説明会も開催されたが、その内容は、冷静な説明会としての場とは言えなかった。今後、説明会を開催しても同様になるのではないか。

福島第一原発事故が発生して4年が経過した。しかし、今でも海への汚染水流出や、除染物質の適正な処理体制など、多くの課題が残されている。

また、廃炉作業に向けたさまざまな取り組みも進められているが、その見通しも多くの課題が山積している。

廃炉作業が終わるのは40年先とも言われている。国内には廃炉作業が迫っている原発も多く存在しているが、技術的なことから、廃炉経費に至るまで、その道筋は不透明だ。

使用済み核燃料や高レベル廃棄物の最終的な処理体制についても見通しは立っていない。したがって、原発事故に対する市民の不安が大きいのではないか。

本委員会では、本市同様の立地環境にある福島県いわき市に行政視察に行った際も、もしものときは帰宅困難になるかもしれないとの危機感を抱いていた。

また、本市、田之湯地区の避難訓練についても調査したが、実効性のある避難計画というのは不可能と思え、事故への強い不安感が伺えた。

そのようにして再稼働に対する住民不安というのは限りなく存在するため、再稼働に当たっては、安全確保や丁寧な住民への説明が必要ではないか、などの意見があった。

その後、討論に付し、反対の立場での討論

で、現実問題として、原子力規制委員会が計画書を審査して、6月にでも再稼働するという見通しが立っている。一般的な見方として、このタイミングで説明会をしたところでどうか。昨年、県が主催した説明会も開催されたが、その状況や内容など全体的にいろいろなことを判断して、陳情第2号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める陳情書は、不採択とすべきである。

賛成の立場の討論で、再稼働が進められている中で住民説明会開催を求める陳情の趣旨は、再稼働をするのであれば、住民と事業者との接点をつくってほしいとの願意と思う。市民への説明というのはとても重要なことと考える。

あつてはならないが、事故が発生したときなどの対応なども含めて、日置市内の住民に対しての説明会は開くべきである。

九州電力が再稼働に対して説明していくのは事業者としての責任である。子どもや孫の代までのことを考えると、説明会をしなければならぬなどの討論があり、その後、採決を行いましたところ、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この案件は重要案件と考え、3月25日に、意見集約を図るため委員会を開催しました。その意見としては、本議会は、平成24年に、EPZの範囲を30kmとすることの決議をしてきた。また、川内原発再稼働の地元同意にかかわる意見書も県知事に提出した経緯がある。

それらは、原発30km圏内にある本市市民が原発事故被害者になる可能性を否定できないと考えるからであろう。

市民が原発再稼働に対して九州電力に説明会を求めたいという願う思いは理解できる。

したがって、本委員会としては、原発再稼

働の是非とは別に、事業者である九州電力は、住民の方々に対する説明や質問への回答、また意見を聞く、そうした場を設けることは必要であるとの意見が多数を占めました。

以上で報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言通告がありますので、上園哲生君の発言を許可します。

**○9番（上園哲生君）**

ただいま委員長の報告がありましたけれども、どうも委員長の報告の中に、審議の経過といたしますか、その説明が、よく理解ができないところ、わからなかったところがありますので、1、2、質疑をさせていただきます。

川内原発第1号機が、7月再稼働、8月営業開始、今、そのための使用前検査工程が示されております。そうした状況の中での陳情ということで、住民の方々が、大変危惧したり、心配をしたりして、いろいろなことを確認をしたい。その趣旨はよく理解するんですけども、しかしながら、この陳情書の文意だけでは、どのような内容の住民説明会の開催を望んでいるのか、その願意がよくわかりません。

ですから、委員会としても、当然陳情者を委員会に招致をして、そしてその願意をきちんと把握して審議をされたと思いますけれども、そこらあたりの審議の経過をご説明いただきたいと思います。

**○総務企画常任委員長（中島 昭君）**

陳情者の招致はしておりません。

以上です。

**○9番（上園哲生君）**

ただいま、委員長の答弁では、陳情者を委員会に招致せず、その願意をしっかりと把握する審議の過程はなかったというご説明でございました。

もう一点お聞きをしたいのは、昨年10月に、事業者である九電の参加もいただいて説明会を実施したわけですが、余り実りのある説明会になっていなかったと、私は思っております。

そうしますと、その前の説明会というものが、反省と言っているのか、言葉が過ぎるのかどうかわかりませんが、実りのある説明会を求めていくのであれば、その説明会の分析等をしっかりやって、そして、次の説明会の、より住民の方にとって実りのある説明会になるように、事業者側に申し入れていかなきゃならないと思うんですけども、そこらあたりの分析審議、例えば、説明会の参加者を、住民の方々からの陳情でございまして、日置市にお住いの住民の方々だけを制限をしてといたしますか、そういう説明会にするのか、あるいは、日置市以外の方々の参加も願っての説明会にするとか、そういう分析に基づいたところのご審議はいかがだったんでしょうか。

**○総務企画常任委員長（中島 昭君）**

前回の10月10日及び29日だったと思うんですが、説明会がありまして、29日のときは九電も入って説明会がなされました。

委員会の中でも、このことはいろいろ議論がありまして、その中の一つの議論としまして、この前説明会があったような怒号のような話し合いにならないとかの問題とは別にということで説明会を求めたいということでした。

内容については、市民を対象にするとか、市民外もとかいう質疑でしたけれども、委員会の中では、委員の皆さんは、日置市民を対象にということを理解されてたようです。

以上です。

**○9番（上園哲生君）**

3問目になりますので、今委員長の答弁を聞いておきますと、本当に事業者側に申し入



れをしたときに、事業者側も、こういう説明会を希望されてるんですねというような形で、しっかりと受けとめられるような審議が尽くされているとはどうも思えないんです。

ですから、議長、大変恐縮ではありますけれども、私は、やはり市民の、特にこの請願をされた方々の願意をしっかりと把握して、よき説明会を事業者に申し入れるためには、ここで緊急動議を提案させていただきたいと思えます。

やはりよき説明会を事業者に申し入れるために、会議規則第46条による、さらなる審議を尽くしていただきたいということで、総務企画常任委員会への再付託を提案いたします。どうぞよろしくお取り計らいをお願いいたします。

〔「動議に賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に動議文書を配付いたします。

午後2時40分休憩

午後2時42分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、上園哲生君から、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書について、さらなる審議を必要として、総務企画常任委員会に再付託する動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしております。

陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書について再付託する動議を議題とします。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり陳情第2号は再付託と決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

賛成者12名です。起立多数です。したがって、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書について総務企画常任委員会に再付託する動議は可決されました。

よって、本件は総務企画常任委員会に再付託します。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に総務企画常任委員会を開催し、閉会中の継続審査申し出の手続について協議を願います。

午後2時45分休憩

午後2時50分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15 議会改革特別委員会最終報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第15、議会改革特別委員会最終報告についてを議題とします。

議会改革特別委員長の報告を求めます。

〔議会改革特別委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会改革特別委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております議会改革特別委員会最終報告について、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、本委員会に付託されました案件は、1つ、議会基本条例について。2つ、インターネット配信について。3つ、議会報告会について。4つ目、議員定数についての4件であります。

それでは、審査の経過についてを申し上げます。

平成25年6月議会において、さらなる議会改革を進めるために議会改革特別委員会が設置され、特に議会基本条例について、インターネット配信について、議会報告会についての付託を受け、さらに、平成25年11月の議員全員協議会において議員定数の検討について付託されました。

そこで、当委員会の審査期間を2年間とし、平成25年7月からこれまで、30回の委員会を開催し審議を重ねてまいりましたが、審査が終了しましたので最終報告といたします。

なお、各会議の審査事項等につきましては、資料1として添付してございますので、報告を省略させていただきます。

また、平成26年9月2日の本会議において中間報告をいたしましたので、重複になる報告は省略させていただきます。

それでは、1、議会基本条例については、平成26年9月2日の中間報告の後、9月30日の本会議において、本委員会の発議により可決制定され、平成27年4月1日から施行することが決定いたしました。

次のインターネット配信については、平成25年12月議会から、本会議のライブ中継と録画配信をしておるところでございます。

3番目の議会報告会については、平成25年度は4カ所で開催いたしました。平成26年度は8カ所で開催をいたしました。参加者は95名で、うち女性が9名でした。

昨年度と比較すると、若干参加者が減少しましたが、このことについては、前回は寒い時期の夜間開催であったことから、今回は、土日祝日の昼間を中心に、子育て世代や高齢者の方々の参加に期待してのことでありましたが、地域行事等と重なったことなどが要因だったと考えております。

参加人数は少ないでしたが、原子力発電所問題や学校統廃合、空き家対策、地域づくり、議会改革、身近な地域課題など、さまざまな

課題について、中には時間延長を求められる状況もあり、市民と議員との活発な意見交換ができたものと総括いたしました。

今後に向けては、地域行事や周知等について、地区館などと十分に連携していく必要がある。また、小さな集会や各種団体との語る会を広げていくとともに、議会への関心が高まるような議会活動が必要とまとめました。

なお、この2回の開催状況につきましては、市内全戸配布の議会広報ざかいのとびらに掲載し、市民への報告といたしました。

次に、議員定数についてであります。ほかの優先すべき付託議案を審議しながらであったため、平成26年6月、第16回から正式な審議に入っております。

初めに、議会基本条例に準じて、市民の意見の反映が可能となるよう定めること、改定に当たっては市政の現状と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、市民の意見の聴取及び反映を真意と審議の柱として審査することを確認いたしました。

次に、議員定数についての見解や今後の進め方について自由意見を聴取しながら、7項目を設定し審議することを決定しました。各項目の協議では、全国、九州管内、県内の類似団体や近隣自治体の資料を参考にするとともに、必要に応じて財政管財課や地域づくり課の課長等の出席を求め、説明を受けた後、質疑も行いました。

次に、7項目の審議において、確認事項や意見について、1番の地方分権時代における議員、議会のあるべき姿の視点からでは、ア、議員の資質向上が重要である。イ、研修の機会をふやす必要がある。ウ、議会の状況についての広報を工夫すべきである。議会の報告会の充実と予算化も必要である。調査研究費の確保、図書の実用も必要である。議会事務局の体制整備も図る必要がある。参考人制度や公聴会等のための予算確保も必要であるな

どの意見が出ています。

2番目の行政改革の視点からでは、報酬を上げて、若い人が出やすい状況をつくるべき、議員の研修費や調査費、活動費の確保が必要であるなど出されております。

3番目の市政の現状と課題、将来の予測と展望の視点からでは、人口減になる周辺部の疲弊感は大きいため、議員が減ればもっと声が届かなくなる。限られた地域だけの活動にとどまらず、市全域を考えた活動でなければ議会の活性化は図れないなどの意見が出ております。

4番の類似団体や近隣団体の比較では、全国近隣と比較しても、平均的な数と言える。比較してみると、多いところでは24名、少ないところでは18名となっております。

次の議会運営上の視点からでは、日置市議会は委員会中心主義であることから、一つの委員会六、七名が望ましい。委員会数は3委員会が望ましいという、2つの意見が取りまとめられております。

6番目の議会不信や無投票の視点からという問題について、議会に関心を持ってもらえるようにすべき。若い人がふえることで市政への関心も高まる。立候補と報酬の関係は否めない。定数で選挙になるという保障はないなどの意見がまとめられております。

7番目の市民の意見からというところにつきましては、議会報告会でのアンケートや学識経験者からの意見の聴取、市内各種団体の代表5名、議会改革特別委員会委員以外の議員からの意見の聴取を行いました。

まず、議会報告会でのアンケート集計では、ふやすべきである13%、現状22名ですが、現状でいいとする者39%、減らすべきだという意見は35%、その他が4%となっております。

次に、学識経験者からの意見の聴取はどうであったのか、これは、鹿児島大学の平井一

臣教授に依頼して行いました。教授からは、議会改革と議員定数を考えるポイントについて伺いました。日置市議会の将来像に達するために基本条例に基づいた制度の創設、改革ができるか、議会改革の情報を含め、市民への情報伝達と情報共有を図っていくことの必要性、政務活動の充実と政策への反映の必要性、討論、合意形成において討論の能力を高めるべき、意欲のある議員、能力のある人をリクルートできるか考える必要がある。財政や世論だけで定数を定めるべきではない。それに対抗できるだけの理屈と実績を、議会、議員がつくるべき、市民との距離を縮める努力、創意工夫が必要だなどの内容でありました。

また、各種団体長からの意見の聴取では、無投票が問題だ、サラリーマンをやめてでも出られるような報酬でない若い人が出られない。若い人が出られるように報酬を上げるべき。市街地区域はよいが、周辺部は若い人もいなくて人口は減り、高齢化が進んでいるので、定数を減らす必要はない。現在の議員は頑張っている、減らす必要はない。減らす必要はないが、委員会構成のため1名減らすほうがよいなら1名は減でもよい。地域課題も大事だが、全市の発展も考えるべき。無投票だったことも問題だ。議員は何より質が大事だ。2名減でもっと勉強して質の向上を図ってほしいなどの意見が述べられました。

さらに、委員会以外の議員の意見の聴取では、人口減少や財政状況を考慮して削減すべきだとか、議員報酬が重要であるですとか、議会運営も厳しい状況があるので現状のままでもよいとか、1名削減すべき、2名削減すべき、第三者委員会等を設置すべきなど、さまざまな意見がありました。

以上のように、各項目について審議と意見の聴取を重ねてまいりましたが、まとめに当たって、次の課題についてさらなる審議を行

い意見の集約を図りました。

中でも、議員報酬については、当委員会に付託されたものではありませんが、関連があるとして、幾度も各委員などから述べられたことから、意見については妨げずに審議をいたしました。

まず、基本条例を実行していくために、議員、議会の資質向上があるが、財政面での課題をどのように考えるかということについては、8名減としたとき、4,500万円の削減になったが、研修費や活動費、所管事務調査費などふやしてはいない。今回見直す必要があり、ふやすべきだとの意見が多数ありました。

次に、若い人の政治への関心も高めて、立候補できるようにすべきとの共通認識であるが、そのためには報酬を上げる必要があるとの意見がある。どれくらいならよいのかということについては、生活給とするのか、活動費とするのかで違ってくる。

議員報酬の積算根拠を明確にしている議会があるが、根拠を明確にしなければ市民には説明できないという意見があり、必要な額というものについての意見はありませんでした。

次には、現在の定数で報酬増を図れると考えるかという問題については、議員年金もなくなり、議員に保障と恩恵がなくなっている、若い人たちには魅力がないと思われるという意見はありましたが、ふやすべきだとの意見はありませんでした。

定数を減らして少数精鋭にすべきとの意見があるが、定数を減らせばそのようになるのかということについては、少数になれば、組織を持っているような選挙に強い人が当選してくることになる。それが精鋭とは言えない。

また、定数が少なくなると、当選ラインが上がって若い人は出にくくなるとの意見が多数を占めました。

前回の選挙が無投票であったことについて

は、報酬が原因だったと思うかについては、全委員が関係ないとの認識でした。要因は、地域の担い手になる人材が不足していることや、仕事をしながらできることではないので家族の理解が得られないとか、若い世代が社会奉仕に関心がなくなっていること、仕事を持っている人は会社等の理解がなければできないからだなどの意見がありました。

定数をふやすことについてはどうかという問題では、ふやすべきだとの意見はありませんでした。

最終段階での意見集約では、委員会構成や地域性を考慮すべきであり、市民意見を反映させるためにも、現状維持とすべきという意見がある一方で、地域性にこだわらず、市全域の発展を考えなければ活性化は図れないため、みずから定数を削減して研修費などを確保し、議員の資質向上と、議員、議会の活動を向上させて、市民の信頼を得ていくことを優先すべきであるとの意見がありました。

いずれにしても、8年前に8名の削減を図ったことで、議会運営や市民の意見を反映することへの懸念、今後の人口減少化や財政状況を考慮しなければならず、大変厳しい判断であったことなどが各委員から述べられましたことを申し添えておきます。

以上な審議を経て意見の集約を行いました。

定員を現状維持とする者6名、減とする者5名となりました。そのうち、1名減とするものが2名、2人減とする者が3名でありました。

そのほか議会改革に関して、議会運営面で、予算審査と決算審査を特別委員会付託として、委員会審査の負担軽減を図れないか検討すべきとの意見集約がなされたことも報告をいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これで、議会改革特別委員会委員長報告を終わります。

---

△日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

先ほどの再付託の決定を受けて、総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則111条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

△日程第18 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第19 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第19、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

各常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

配付した報告書は市長へ送付いたします。

---

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、2月27日の招集から本日の最終本会議まで27日間にわたりまして、平成26年度の一般会計補正予算及び

平成27年度一般会計当初予算を初め、市道認定、いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定、及び行政手続条例の一部改正など、各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成27年度の施政方針で申し上げましたが、日置市発足から10年を迎えることから、記念式典を初め、さまざまな記念行事を実施し、市民の融和とさらなる一体化の醸成など、地域の活性化を図ってまいります。

また、第1次総合計画の最終年度の当たるため、これまでの成果を検証するとともに、その成果を踏まえ、第2次総合計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましても真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、十分健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございます。

**○議長（宇田 栄君）**

これで平成27年第1回日置市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後3時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 成田 浩

日置市議会議員 中村 尉司

